

史跡根城跡第 2 次整備基本計画書



令和 2 年 3 月
青森県八戸市

史跡根城跡第2次整備基本計画書

令和2年3月

青森県八戸市

はじめに

根城跡は、建武元年（1334）に南部師行によって築城されたと伝えられ、以後約 300 年間にわたって八戸地方を治めた根城南部氏の城館です。昭和 16 年（1941）に国史跡に指定され、昭和 52 年には「史跡根城跡保存管理計画」を策定し、発掘調査による内容解明と整備が行われ、平成 6 年（1994）に「史跡根城の広場」がオープンしました。

「史跡根城の広場」に整備した安土桃山時代の復原建造物は、中世城館内の生活の姿を原寸大で体感できる整備として高く評価されました。整備後 25 年を経ても、未だその価値はゆるぎません。しかし、復原建物の多くは劣化が進み、史跡の価値を末永く伝えつつ、来場者の安全を確保するために計画的な改修が必要となっています。

この整備は、多くの市民が根城に親しむ契機ともなりました。整備後に結成された根城史跡ボランティアガイドグループは、20 年以上の長きにわたって来場者に根城の価値をわかりやすく伝える活動を続けています。整備された芝生地とシダレザクラなどの花々に、多くの方々が散策を楽しみ、市民の憩いの場として定着しました。

八戸市では、史跡根城跡の価値を末永くわかりやすく伝えるとともに、より多くの方々が集まる史跡公園として整備することを目的とし、史跡根城跡整備活用検討委員会を設置し、文化庁・青森県教育委員会の指導のもと、「史跡根城跡第 2 次整備基本計画」を策定しました。本計画では、これまでの整備の内容とその価値を整理し、現状を点検したうえで、望ましい整備・活用のあり方やその手法、今後の計画について定めています。

今後は、本計画に基づき、史跡根城の広場内の再整備と未整備地区の整備に向けた調査を計画的に進めてまいります。また、より多くの方々が利用しやすい施設づくりや、市民が整備・活用に関わる体制づくりを推進します。

結びに、策定にあたり、史跡根城跡整備活用委員会工藤竹久委員長をはじめ、各委員のご尽力、ならびに文化庁文化資源活用課、青森県教育委員会文化財保護課の御指導・ご助言、関係各位の御協力に感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

八戸市

例 言

1. 本書は、青森県八戸市大字根城に所在する、史跡根城跡の第2次整備基本計画の報告書である。
2. 史跡根城跡第2次整備基本計画策定は、平成30年度・令和元年度国庫補助事業「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業」の採択を受けて実施した。
3. 策定にあたっては、「八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会」を設置し、八戸市教育委員会が作成した原案を基に委員会の指導を受けた。
4. 本書の編集は、文化庁及び青森県教育委員会文化財保護課の指導・助言の下、八戸市教育委員会博物館史跡担当が行った。また、本計画の作成・編集は、有限会社ウッドサークルに策定支援業務を委託して行った。
5. 本書に掲載した図は、八戸市教育委員会及び有限会社ウッドサークルが作成し、外部機関から提供を受けた掲載図及び写真については、提供機関名を記載した。

目次

	ページ		
1. 計画策定の目的と経緯		8. 「史跡根城の広場」地区の整備	
(1) 計画策定の経緯	1	(1) 全体計画	45
(2) 計画の目的	3	(2) 再整備のサイクルと優先順位	45
(3) 計画対象範囲	3	(3) 復原建造物の改修・再整備	48
(4) 計画期間	3	(4) 遺構表示施設の改修・再整備	117
(5) 委員会の設置	3	(5) 公開活用施設の改修・再整備	118
(6) 関連計画との関係	6	(6) 斜面地等の遺構保護	134
		(7) 動線整備	134
2. 計画地の現状		(8) 植生管理	137
(1) 歴史的環境	9	(9) 案内・解説施設	137
(2) 根城の研究と発掘調査	14	(10) 管理・便益施設	137
(3) 自然的環境	18	(11) 防災施設	142
(4) 社会的環境	19		
		9. 「岡前館」地区の整備	
3. 史跡根城跡の概要		(1) 遺構の概要	143
(1) 指定に至る経緯	21	(2) 整備構想	143
(2) 指定の状況	21	(3) 整備に向けた課題	143
(3) 管理団体	23		
(4) 土地所有の状況	23	10. 「沢里館・三番堀」地区の整備	
(5) 史跡の本質的価値と構成要素	25	(1) 遺構の概要	144
(6) 保存管理区域区分	27	(2) 整備構想	144
		(3) 整備に向けた課題	144
4. 第2次整備に向けた現状と課題			
(1) 「史跡根城の広場」地区	30	11. 「東構」地区の整備	
(2) 「岡前館」地区	32	(1) 遺構の概要	145
(3) 「沢里館・三番堀」地区	33	(2) 整備構想	145
(4) 「東構」地区	33	(3) 整備に向けた課題	145
(5) 管理運営の現状と課題	33		
(6) 広域関連整備計画	33	12. 周辺地域の環境保全	146
5. 既設整備施設の現状と課題		13. 関連文化財との有機的な 整備活用計画	147
(1) 復原建造物	35		
(2) 遺構表示施設	36	14. 整備に必要となる調査などに 関する計画	
(3) 斜面地等の遺構保護	36	(1) 発掘調査	148
(4) 公開活用施設	36	(2) 防災対策に関わる調査	148
(5) 管理・便益施設	37		
(6) 案内・解説施設	38	15. 公開・活用計画	149
(7) 植生管理	38		
		16. 管理運営計画	150
6. 基本方針			
(1) 基本理念	39	17. 事業計画	152
(2) 基本方針	40		
		18. 完成予想図	154
7. 史跡根城跡第2次整備基本計画			
(1) 全体計画	42	19. パブリックコメント	156
(2) 個別計画	42		
		付編	163

1. 計画策定の目的と経緯

(1) 計画策定の経緯

根城は、建武元（1334）年南部師行により築城されたと伝えられ、中世から近世にかけて南部氏の北奥羽地方支配の拠点として機能した城館である。城館の主要な遺構や立地する地形が良好に保存されていることから、昭和16（1941）年に史跡に指定された。さらに、平成23（2011）年に沢里館・三番堀の一部が追加指定された。

昭和47（1972）年度から史跡の公有化を開始し、同52（1977）年度に「史跡根城跡保存管理計画書（以下保存管理計画という）」を策定（同56年度に改定）、同58（1983）年度に「史跡根城跡環境整備基本設計書」を策定し、以後この基本設計を一部見直しつつ同60（1985）年度から整備事業に着手し、平成6（1994）年10月に第1期環境整備事業を完了して「史跡根城の広場」を一般公開した。その後、第2期環境整備事業として植栽や園路舗装、第3期環境整備事業として法面保護、景観保全、復原建物等の再整備を実施してきた。

この間、史跡の一部で宅地化が進行する一方、史跡の追加指定や調査研究・整備の進展などの状況変化に対応するため、平成30年度にかつての保存管理計画を総合的に見直し、「史跡根城跡保存活用計画書（改訂版）」（以下保存活用計画書という）を策定した。

保存活用計画書では、「新たな活用・整備の方向性及び方法の設定」を行い、「史跡根城の広場」地区を中核とし、既存整備施設等の再整備や、未整備地区の整備を包括した「第2次整備基本計画」の策定を短期目標に位置づけた。本計画は、保存活用計画書に基づき策定するものである。

これまでの整備及び各種計画等

昭和52（1977）年度

「史跡根城跡保存管理計画書」策定

昭和56（1981）年度

「史跡根城跡保存管理計画書」改定

昭和58（1983）年度

「史跡根城跡環境整備基本設計書」策定

- ・整備範囲は短期・長期に区分、短期計画は本丸・中館・東善寺館・三番堀とし、岡前館・沢里館には説明板・案内板を設置する。
- ・本丸は野外博物館として積極的な復原を行う。中館・東善寺館については平場を残し、多目的に使えるようにする。

平成元（1989）年度

整備計画の一部見直し

- ・短期計画の中でも、本丸を最優先として整備する。

昭和60（1985）年度～平成6（1994）年度

第1次環境整備事業（第1期）

- ・保護盛土・復原建物・便益施設・園路等の整備

→平成6（1994）年10月14日 史跡根城の広場オープン

平成7（1995）年度～同10（1998）年度

第1次環境整備事業（第2期）

- ・薬草園・実のなる木等の植栽、史跡北側の園路整備

平成16（2004）年度～同27（2015）年度

第1次環境整備事業（第3期）

- ・西ノ沢法面保護、樹木伐採による景観改善、老朽化した復原建物等の再整備

平成29（2017）年度

- ・木橋改修緊急再整備事業

平成30（2018）年度

「史跡根城跡保存活用計画（改訂版）」策定

- ・史跡を構成する要素の再整理
- ・保存管理地区の再設定
- ・追加指定・公有化方針の明確化
- ・新たな活用・整備の方向性及び方法の設定

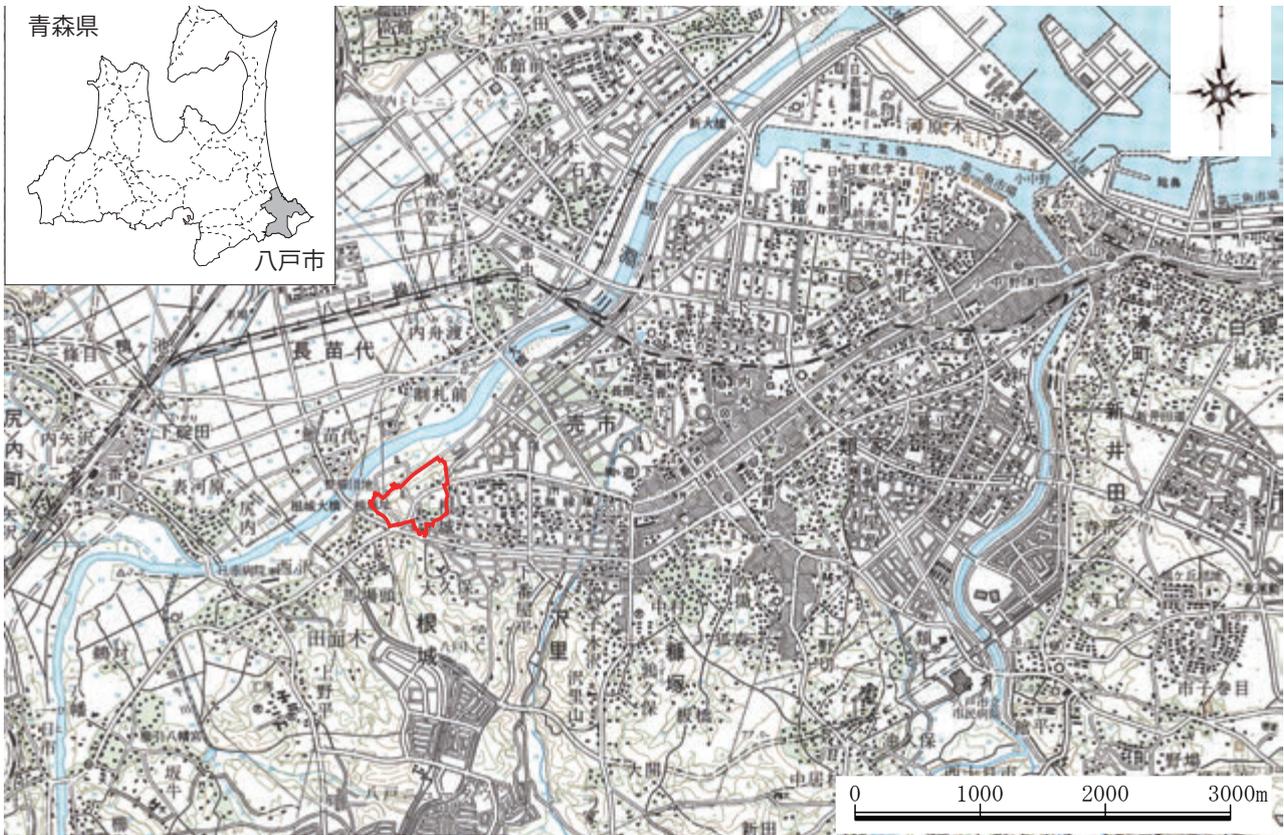


図1 史跡根城跡位置図

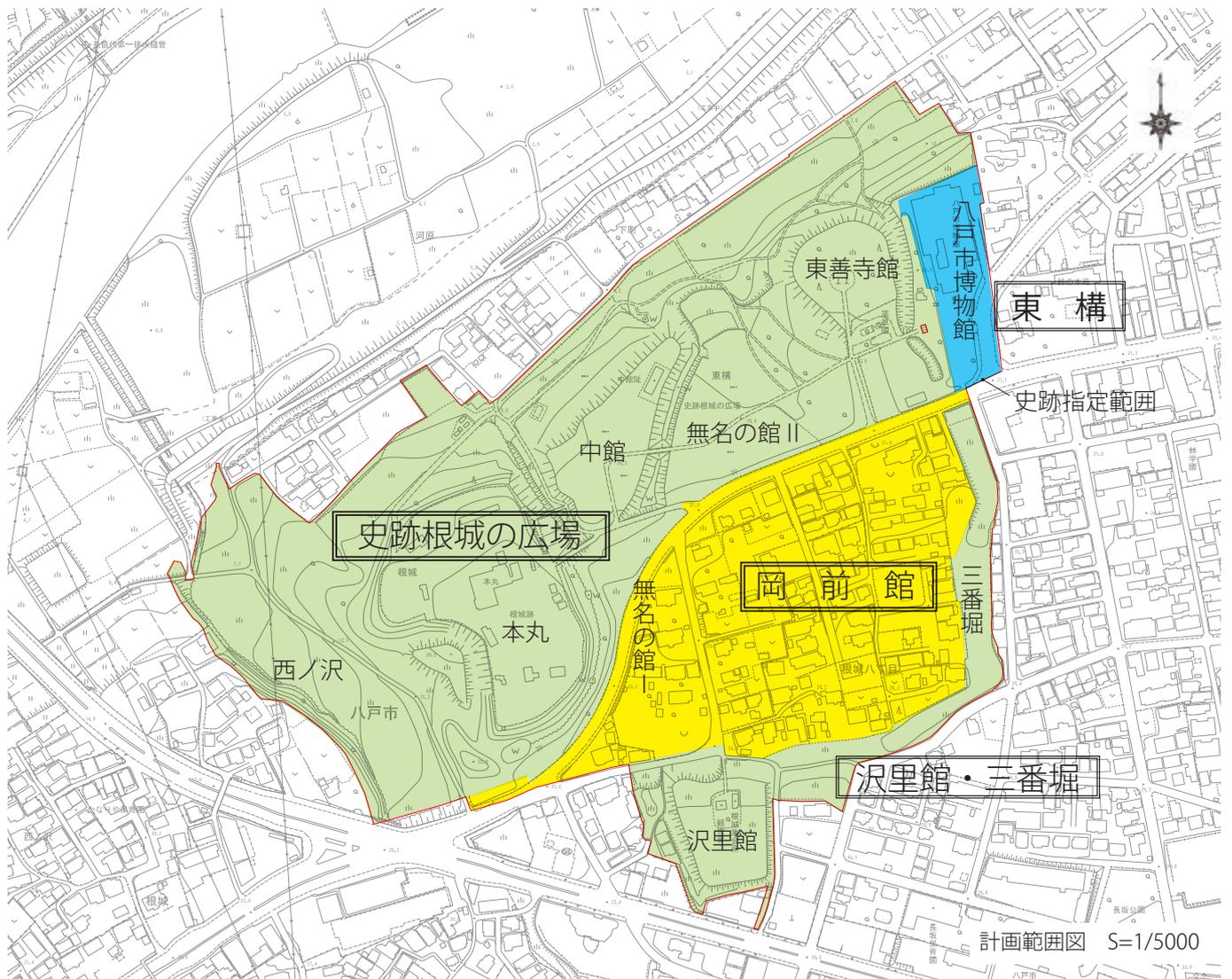


図2 史跡根城跡整備区分図

(2) 計画の目的

本計画の目的は、保存活用計画書に基づき、史跡の本質的価値を損なうことなく市民が親しみ活用できる史跡公園としての整備・活用を図るために必要な基本方針と施策を示すことである。本計画では、第1次整備で整備した既設の諸施設について老朽化等の状況と要因を明らかにする。また、史跡の本質的価値の表現や公開施設としての妥当性を検証する。この分析と検証を基に、持続可能な活用を図るべく、再整備に向けた考え方を示す。さらに、未整備の岡前館や沢里館・三番堀等の地区についても今後の調査や整備に向けた方針を定める。

(3) 計画対象範囲

第2次整備基本計画の対象範囲は、図2に示す史跡指定地とする。なお、整備及び公有化の現状を踏まえ、対象範囲を以下の4区域に分けて記載する。

- ①「史跡根城の広場」地区：現行の整備公開されている本丸・中館・東善寺館・無名の館Ⅰ（一部）・無名の館Ⅱ、ここに西ノ沢を加えた範囲
- ②「沢里館・三番堀」地区：公有化済・未整備の沢里館・三番堀
- ③「岡前館」地区：岡前館・無名の館Ⅰの一部を含む範囲
- ④「東構」地区：八戸市博物館及び駐車場

計画期間内に史跡の追加指定がなされた場合は、それぞれの範囲に含めて取り扱う。

(4) 計画期間

令和2年度～21年度の20年間とする。初期の5カ年を短期計画、続く5カ年を中期計画、その後を長期計画とする。ただし、今後の社会情勢の変化や整備の進捗を鑑み、中期計画の最終年度を目途に計画を改定する。

年度(令和)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
年度(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
事業	短期計画					中期計画					長期計画										
整備計画	第2次整備計画										見直し 改訂	第2次整備計画 (改訂版)									第3次整備計画 策定

計画期間

(5) 委員会の設置

① 史跡根城跡整備活用検討委員会

第2次整備基本計画の策定にあたり、「八戸市博物館条例」(改定・平成30年3月29日条例第15号)及び「八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会規則」(平成30年3月28日教育委員会規則第3号)に基づき、各専門分野の学識経験者及び地元関係団体・地区代表からなる委員会を設置して各種の検討を行った。

○第1回委員会 平成30年8月29日

- ・策定に至る経緯と史跡根城跡概要
- ・整備基本計画の策定項目と工程、計画範囲について
- ・現状において緊急性のある修理等
- ・「基本方針」(案)について
- ・「史跡根城の広場」再整備計画の方向性について
- ・「岡前館」の整備・構想の方向性について
- ・「沢里館・三番堀」の整備・構想の方向性について
- ・「東構」の整備・構想の方向性について

○第2回委員会 平成31年2月5日

- ・史跡根城跡第2次整備基本計画案について

○第3回委員会 令和元年10月28日

- ・史跡根城跡第2次整備基本計画案について

○第4回委員会 令和2年2月18日

- ・史跡根城跡第2次整備基本計画案について
- ・パブリックコメント実施報告

委員

氏名	所属	分野
工藤 竹久	青森県文化財審議委員	考古学
北野 博司	東北芸術工科大学 教授	史跡整備
熊谷 隆次	八戸市文化財審議委員	中世史
倉原 宗孝	岩手県立大学 教授	都市計画
上野 末蔵	根城史跡保存会 会長	関連団体代表
柳谷 強	根城地区連合町内会 会長	地区代表

オブザーバー

氏名	所属
五島 昌也	文化庁文化資源活用課 文化財調査官
葛城 和穂	青森県教育委員会文化財保護課

事務局 (平成30年度)

教育長	伊藤 博章	
教育部長	吉田 幸司	
教育部次長	橋本 淳一	兼教育総務課長
八戸市博物館館長	古里 淳	
副館長	下村 恒彦	
主査兼学芸員	船場 昌子	
主事兼学芸員	落合 美怜	
史跡根城跡整備 嘱託職員	中村 隼人	

事務局 (令和元年度)

教育長	伊藤 博章	
教育部長	石亀 純悦	
教育部次長	橋本 淳一	兼教育総務課長
八戸市博物館館長	古里 淳	
副館長	下村 恒彦	
主査兼学芸員	船場 昌子	
主事兼学芸員	落合 美怜	
史跡根城跡整備 嘱託職員	中村 隼人	

② ワーキング会議

委員会のほか有識者によるワーキング会議を行い、専門分野ごとの検討を行った。

○第1回「根城復原建物修繕内容等検討会議」

平成30年11月23日

出席者 工藤竹久（委員長）
倉原宗孝（委員）
松本優（公益財団法人文化財
建造物保存技術協会）
事務局

主な議題 ・修繕の優先順位と工法
・本丸内の展示更新
・全体園路・バリアフリー対策
・トイレ

新井山雅行（根城公民館館長）
山内久美子（八戸市老人クラブ
連合会事務局）
平間恵美（NPO 法人こども未来
ネット代表）

川口司（社会福祉法人根っこの
会長坂保育園園長）

今井裕一（根城小学校校長）

花生典幸（江南小学校校長）

木村一夫（根城中学校校長）

事務局 指定管理者職員

主な議題 ・根城の魅力と課題
・使い方のアイディアと課題

○第2回「根城跡岡前館整備検討会議」

平成31年1月16日

出席者 工藤竹久（委員長）
小野正敏（国立歴史民俗博物館
名誉教授）
工藤清泰（元青森県考古学会
会長）
室野秀文（盛岡市遺跡の学び館）
事務局

主な議題 ・岡前館の遺構
・遺物の様相について
・今後必要な調査について

○第5回「第2回史跡根城跡活用ワーキング会議」

令和2年1月17日

出席者 工藤竹久（委員長）
倉原宗孝（委員）
柳谷強（委員）

新井山雅行、平間恵美、川口司
今井裕一、花生典幸、木村一夫
山本光一（NPO 法人青森県福祉
サポート協会しるばにあつふる
理事長）

事務局 指定管理者職員

主な議題 ・根城の魅力と活用策

○第3回「史跡根城跡復原建物劣化モニタリング会議」

平成31年3月14日

出席者 工藤竹久（委員長）
宮野則彦（日本大学生物資源科
学部 教授）
事務局

主な議題 ・堅穴建物について
・木橋について
・木造復原建物及び便益施設

○第6回「第3回史跡根城跡活用ワーキング会議」

令和2年2月28日

出席者 工藤竹久（委員長）
倉原宗孝（委員）
柳谷強（委員）

新井山雅行、平間恵美、川口司

山本光一

事務局 指定管理者職員

主な議題 ・根城活用の具体案

○第4回「第1回史跡根城跡活用ワーキング会議」

令和元年10月9日

出席者 工藤竹久（委員長）
倉原宗孝（委員）
柳谷強（委員）

(6) 関連計画との関係

史跡根城跡の整備・活用は、将来の都市像を見据え策定された平成 28 年度から平成 34 (2016 ~ 2022) 年度までの 5 ヶ年を計画期間とする第 6 次八戸市総合計画に位置付けられている。

また、これら総合計画と連動する計画として、第 2 期 八戸市教育基本振興計画 (平成 30 ~ 35 年度計画期間) が策定されており、「文化財の保存活用」の中に史跡の整備活用が位置付けられている。

平成 30 (2018) 年に策定された八戸市都市計画マスタープランでは、根城跡を地域の歴史・文化資源として保全し、地域資源を活かした街並みの形成を図るとともに、根城跡・八戸市博物館を歴史・文化の資源を活かした交流拠点とする方針を示している。

そのほか、八戸市景観計画などにより、史跡根城跡の保存活用と景観の保全が位置付けられている。

根城跡に関する主な計画の抜粋は次のとおりである。

史跡根城跡に関する主な計画 (抜粋)

「第 6 次八戸市総合計画」H28 ~ H32

将来都市像「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」

第 4 章 分野別施策 政策 5 文化・スポーツ・観光

5-1. 文化芸術の振興

(1) 文化財等の保存と活用

目指す姿

貴重な文化財が適切に保存され、地域資源として活用されるとともに、個性豊かな伝統文化が後世に正しく継承されている。

① 史跡、名勝等の整備

根城跡や是川遺跡などの歴史的価値のある史跡等を適切に保存・管理・整備するとともに、種差海岸や蕪島での外来植物の駆除などにより、風致景観保護と生態系維持を図ります。

○主要事業 史跡等環境整備事業

「第 2 期八戸市教育振興基本計画」H30 ~ H35

基本理念 「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」

基本理念の目指す教育の姿

「自ら学び、心身ともに豊かに生きる教育」

「郷土を愛し、郷土とともに生きる教育」

第 3 章 施策の展開 5 文化財等の保護の推進

施策の方向性 (1) 文化財の保存活用

史跡や名勝等の文化財の保存と整備を図るとともに、地域資源としての活用に取り組みます。また、文化財等の価値や意義を広く伝えるために、各種調査及び成果の公開に取り組みます。

■施策の概要

① 史跡の整備活用の推進

史跡の保存と活用をよりよく推進するため、環境整備を充実させるとともに、生涯学習及び観光・まちづくりの拠点としての活用を推進します。

○主要事業 史跡等環境整備事業

「第2次八戸市環境基本計画」H25～H34

「人と自然が共生する持続可能な都市 八戸」

基本目標② 快適環境社会づくり

(5) 文化・歴史環境の保全

歴史・文化遺産の調査研究と情報発信を推進し、適正な保存と活用に努めます。

「八戸市都市計画マスタープラン」2018～2038

第2章 将来都市像「えがおを はぐくむ えがおが つながる まち」

4 まちづくりの基本方針

基本方針4 景観 八戸らしさとうるおいのある景観づくり
歴史を引き継ぎ、はぐくむ文化づくり

施策展開

④地域の歴史や特性を活かした景観づくり

- 各地域の持つ歴史や特性などを活かしながら、地域住民が主体となって地域にふさわしい景観を形成します。
- ⑤八戸の歴史を伝え、文化をはぐくむ拠点（歴史と文化の拠点）の形成
 - 八戸市の歴史文化を学習し体験する拠点として、主要な史跡や文化体験施設などの整備充実を図ります。
 - 根城跡や新田城跡、三八城公園などは、歴史的資源として保全を図るとともに、地域に根付いた交流拠点として、地域住民と行政の協働による維持・運営を図ります。

第3章 地域別構想

6 根城・田面木・新都市地域

2 まちづくりの目標

地域の将来像 人と緑、歴史、産業が調和した、活気とうるおいにあふれたまち

3 まちづくりの方針

4 景観の方針

- 地域の特徴である史跡根城跡や在家堤、丘陵部の斜面樹林や馬淵川といった歴史的、自然的資源を活かした景観の形成を図ります。
- 史跡根城跡や市立博物館などは、歴史と文化の資源を活かした交流拠点として、機能の維持を図ります。

「八戸市景観計画」H18～

第1章 景観計画について

5. 対象区域

本計画の対象区域（景観法第8条第2項第1項の規定による「景観計画区域」）は、八戸市全域とします。

第3章 景観づくりの基本姿勢

- ・海から拓けた街八戸のシンボルである海との関わりを活かした景観づくり
- ・活力あふれる北東北の中核都市にふさわしい景観づくり
- ・歴史を引き継ぎ、文化をはぐくむ景観づくり
- ・豊かな自然を守り、水とみどりとは調和したうおいのある景観づくり
- ・地域に根ざしたゆとりのある住環境づくりと協働による景観づくり

第4章 景域・地区別の景観づくりの方針

1. 景域の設定

(2) 景域の設定

史跡根城跡周辺：住宅景域・歴史文化景観拠点

(3) 景域別の景観づくりの方針

②住宅景域

- ・住宅地内の寺社や遺跡などは、身近で愛着のある景観として保全を図るとともに、寺社林のみどり豊かな景観と調和するよう住宅地内の緑化に努める等、歴史文化資源の魅力を生かした街並みの形成を図ります。

C 歴史文化景観拠点

- ・史跡根城跡、新田城跡、櫛引八幡宮は、本市の歴史文化を伝える景観資源として、周辺の緑地景観と一体的に保全を図ります。
- ・歴史・文化的資源を活かして周辺の景観を形成します。

2. 計画地の現状

(1) 歴史的環境

① 八戸市の概要

当市には、旧石器時代の田向冷水遺跡を始めとして、是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡が数多く残されている。古代には丹後平古墳群のような蝦夷の墳墓群が形成されるなど、古くから当地方独自の歩みがあったことがわかる。

建武元(1334)年、甲斐国南部郷の南部師行は八戸石懸村に城を築いた。これが史跡根城跡であり、根城南部氏は5代にわたって南朝に忠誠を尽くし、当地方の基礎を築いた。その後、三戸南部氏が台頭すると、やがて居城を三戸から今の盛岡に移し、根城南部氏はその支配を受けるようになる。寛永4(1627)年には、盛岡の南部利直の命により住みなれた根城の地を離れ、今の岩手県遠野に所領替えになった。このため、約300年間にわたり根城南部氏が統治してきた八戸地方は盛岡の直轄領地となった。

しかし、寛文4(1664)年、盛岡藩主の南部重直は後継ぎを定めず没したため、幕命により遺領10万石のうち8万石を弟重信に、次弟直房に2万石を分け与えることになった。直房は八戸に封ぜられ、ここに八戸藩2万石が誕生し、八戸発展の新たな契機となった。

近代化の波が押し寄せる明治維新後、明治22(1889)年に町村制により八戸町(根城が所在する場所は館村)となり、同24(1891)年には東北本線が開通、現在の八戸駅が設けられた。昭和4(1929)年、八戸町・小中野町・湊町・鮫村の3町1村が合併し、人口約5万2千人の八戸市が誕生した。その後、昭和29(1954)年から昭和33(1958)年に行われた近隣町村との合併や、平成17(2005)年の南郷村との合併を経て、平成29(2017)年3月末現在の人口は約23万3千人となっている。

海から拓け、海とともに発展してきた八戸は、大正8(1919)年の漁港修築事業に始まり、今日においてもなお港湾の整備拡充が進められている。この間、昭和35(1960)年に第三種漁港に指定、昭和39(1964)年には新産業都市に指定、平成23(2011)年の東日本大震災の大津波被害を乗り越え、八戸市は東北地方有数の水産・工業都市として躍進を続け、北東北の中核都市として発展を続けている。

② 八戸市の文化財

当市には、後世に引き継ぐべき重要な文化財として20件の国指定文化財があり、美術工芸品や建造物に加え、史跡・名勝・天然記念物、さらに民俗文化財など、その内容は多岐にわたる。国宝には縄文時代の土偶(合掌土偶)と櫛引八幡宮所蔵の白糸威袂取鎧兜大袖付・附唐櫃など3件があり、是川遺跡出土品963点を始めとする重要文化財は8件が指定されている。また重要民俗文化財は有形無形を含めて3件が指定されている。八戸三社大祭は、天候回復と五穀豊穰を願って藩政時代に始まり、法霊社(現靄神社)・新羅神社・神明宮の三社の古式ゆかしい神輿行列に各山車組で制作した豪華絢爛な山車が続く。田植踊りの一種である八戸のえんぶりは、八戸市だけでなく周辺町村も含めた広い範囲で行われている。

市北部、五戸川下流の右岸にあるのが縄文時代早期の長七谷地貝塚、新井田川の左岸には亀ヶ岡文化を代表する是川石器時代遺跡が、馬淵川流域には飛鳥時代から平安時代にかけての丹後平古墳群と中世の根城跡が所在する。これらの4史跡に加えて、市東部の太平洋岸にある蕪島ウミネコ繁殖地と種差海岸といった豊かな自然は、それぞれ天然記念物と名勝に指定されている。

このほか、489箇所(箇所)の埋蔵文化財包蔵地が確認されており、旧石器時代から近世に至るまで連続した人々の営みの跡が残されている。また、県指定文化財は31件、市指定文化財71件を数え、さらに国登録有形文化財に14件の建造物が登録されている。

③ 根城跡の歴史

建武元（1334）年、南部師行による^{ぬかのぶ}糠部郡支配の拠点となったのが根城である。鎌倉時代、糠部郡（青森県東部から岩手県北部）を含む奥羽一帯は執権北条氏の得宗領であり、八戸は被官の工藤三郎兵衛尉などが支配していたとされる。しかし、元弘3（1333）年5月、鎌倉幕府が滅ぶと奥羽支配の構図は一変、新政権の実力者による争奪の地となっていった。

まず、武家政権を確立した足利尊氏は、糠部郡と外浜（青森市から津軽半島の東海岸一帯）の地頭職を与えられた。一方、後醍醐天皇は、陸奥守に任命した北畠親房の嫡男顕家を、義良親王（後の後村上天皇）を奉じさせて多賀城（宮城県多賀城市）の国府に下向させた。

この時、甲斐国南部郷（山梨県南巨摩郡南部町）を本領とする、南部又次郎師行も顕家に供奉し、根城南部氏の基礎を築くことになった。

建武元（1334）年、足利氏と陸奥国府の二重支配という難しい政治状況の中で、^{こくだい}国代（郡奉行の別称）の一人に任命され北奥統治の任を帯びた南部師行は、その拠点として糠部郡の八戸を選び、石懸村八森に根城＝八戸城を築いた。ここには工藤氏の居館があったとされ、既存の城館を利用し、徐々に整備していったものと推定されている。

城名は、国司北畠顕家が「奥州を平定する根本の城である」と築城を祝ったことから「根城」と命名されたといわれている。しかし、公には「八戸城」と呼ばれ、「根の城」と親しみを込めて呼んでいたのが、そのまま地名、城名として使われたものと推測されている。

師行はこの城を中心に、糠部郡だけでなく、久慈郡・閉伊郡（岩手県）、比内郡・鹿角郡（秋田県）の諸郡を治め、津軽（青森県西半）をも巡視して北奥の地を鎮めた。師行から政長、信政、信光、政光と相継ぎ、5代にわたって南朝のため忠誠をつくした。

その後の天正18（1590）年、豊臣秀吉による天下統一の締めくくりとして行われた奥州仕置の中で、南部領内にある城の破却が命ぜられ、その対象の一つとして天正20（1592）年までの間に根城は破却され城としての機能を失った。破却後も南部氏は根城に居住していたが、寛永4（1627）年、直義の代に遠野（岩手県）に領地替えとなり、根城の約300年におよんだ歴史に幕が閉じられた。

このような歴史をもつ根城跡は、南北朝時代の典型的な築城例といわれ、昭和16（1941）年に国史跡に指定された。その後、市街地から近く国道の通る根城地区は、昭和38（1963）年度から60（1985）年度まで区画整理事業が行われ、昭和46（1971）年に都市計画法による市街化区域となっている。また、史跡の北面を流れる馬淵川は昭和42（1967）年に一級河川に指定され、現在も改修工事が行われている。この馬淵川に隣接した平野部は、昭和40（1965）年前後に土地改良事業が施行されたところでもある。

史跡を含む根城地区は、以上のような各種整備事業が施行され、その姿を刻々と変化させてきた。しかしながら、本丸・中館・東善寺館・岡前館・沢里館などの曲輪跡や、三番堀跡と西ノ沢は、今も往時のおもかげを残している。

以下、文献・伝承・地誌に基づいて書かれた、小井田幸哉の『史跡根城』（昭和42（1967）年）の記述から抜粋（一部改変）し、主要な遺構の来歴を述べる。

ア 本丸

国道が南西に折れ曲がるあたり、その北側に「史蹟根城址」の標石が立ち、ここから小道が北西に下っていく。右手が中館の曲輪。本丸の堀が左手にあらわれ、今も少しばかり水を見せている。この堀を超えるところに昔は大手門があり、ここから本丸に上るのであるが、大手門は古くはもっと北方にあり、北に向って建てられていたらしい。

本丸の曲輪内は、今は東西約100 m、南北約180 mの一つの平地となっているが、以前は小道によって三日月形になった北西部と、人の横顔のような形の東南の二曲輪に分かれ、三日月形の西南端のところに根城八幡の社堂があった。師行が築城のとき甲州より鎮守の八幡を勧請したも

のと伝え、もとは南西の堀代になっている西ノ沢を越えた向こうの丘にあったのを、遠野移封のとき、ここに移したというが、今はこの社もなくなった。その跡とおぼしき所には、江戸時代に建てられた経塚の碑が残っている。

「明和年中改根城図」に画かれている、本丸北部の二本の木はイチョウである。今は北の一本だけが残り、築城当時のものと伝えている。この木の下に、師行 32 代の後裔である南部日実氏の筆になる「初代実長以来使用の光明点題目大幡」を象った記念碑が建立され、背面に根城の由緒を刻んである。

西の方が^{からめて}搦手になっている。そこを下りたところが堀になっており、そこに独立した小丘がある。この堀の西側には、堀代である西ノ沢との間に土居が長く築かれてある。

櫛引三戸道にそった馬場は外馬場で、根城寄りが馬場頭、櫛引寄りが馬場尻である。ここから馬を駆けさせ、的射を終わった騎馬の士が馬場尻を越えてなお走っていくと、コエタバシリの坂に差しかかり、そこを横切ってエビス沢が城地の北西を限っている。この沢の手前にある法霊林に曾我の軍兵が^{ぼい}枚をふくんでひそみ、根城を攻囲したことも伝えられている。

イ 中館

本丸と岡前館、東善寺館の間にあるので付けられた名称で、三館が相俟って一城の固めをなすという、いわゆる三館一城の一館である中館（後の八戸藩の居館、今の三八城公園付近）とは別である。しかし、ここに中館氏の屋形も新田氏の屋形もあったと伝えている。

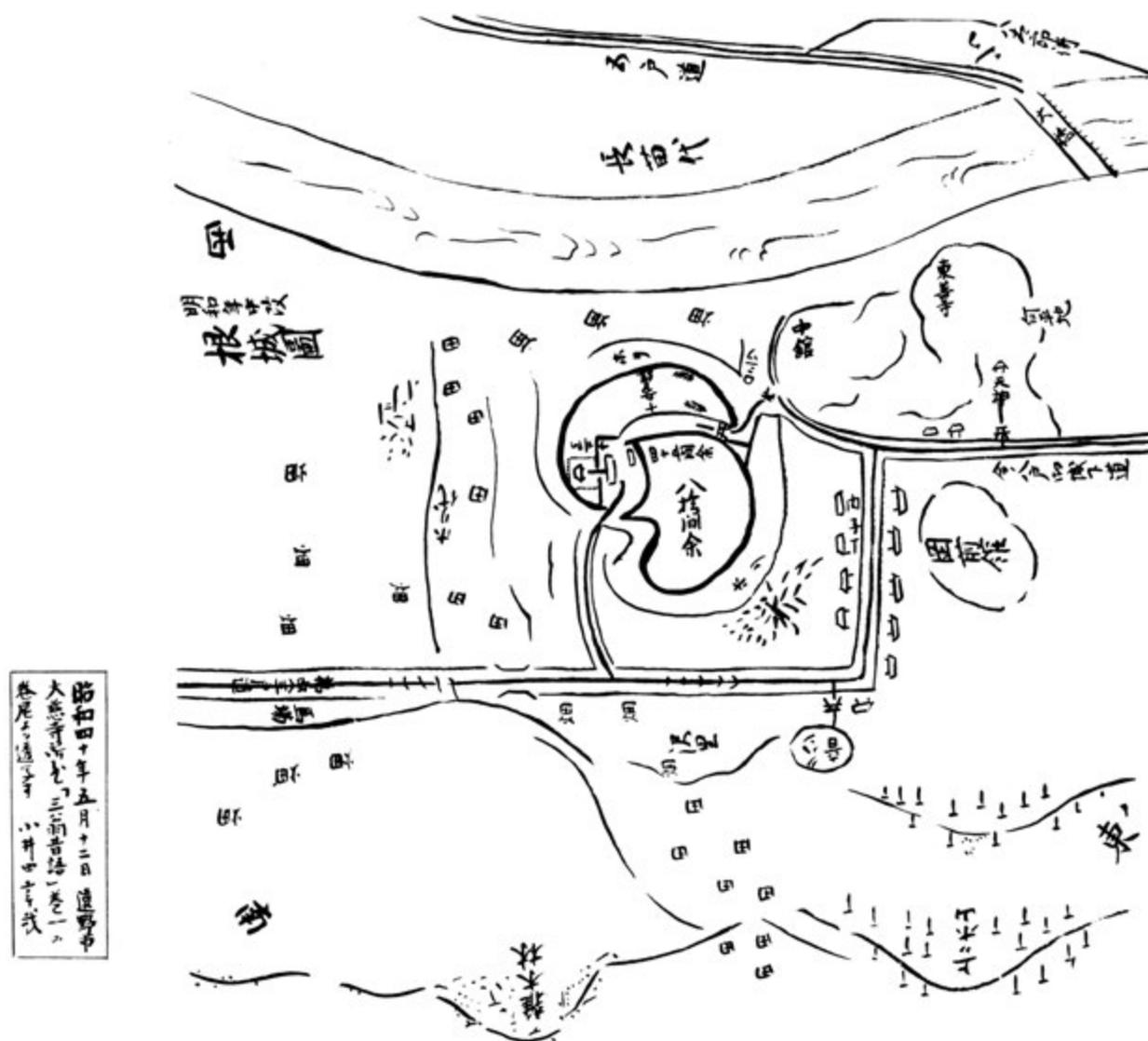


図3 明和年中改根城図

曲輪内の広さは東西約 150 m、南北約 70 mで門の跡は南西にあったとされる。堀は本丸との間のもののほかは埋められてしまったが、東側のものは一部だけ残っている。これを越えたところに伝護摩堂の跡があり、石標を立てられてあった。

ここは行堂だとも、十天堂だったとも伝えている。沼館愛三実測図には東構の西南隅に接して「ゴマ堂址」を印している。東善寺に付属した堂で、護摩をたいて祈願をこめたところなのである。

ウ 東善寺館

根城の祈祷寺である東善寺のあった場所は、中館との間の堀が埋められて地続きとなっしまい、字名が東構となっている。もともと岡前館のオカマエに対し、東カマエと呼んだところなのであろう。そこに東善寺が建って曲輪をなし、中間の構のところが中館の曲輪とされたのであろう。

寺の山門は、中館との間を下町に下る道に面して建ってあったというが、北方にも門の跡が見られるところが指摘されている。東側の堀ははっきり残り、杉木立がたっている。馬淵川に面した北側には、一段低く帯曲輪がめぐらされている。

岡前館に面して、道路に平行に内馬場があったという。東の堀の外のところ根城天神の跡があり、道路にそって門杉であったという杉の根株が残っていたが、天神はもと根城山の西部にあったものようである。

エ 岡前館

東と南をサンバボリと呼ばれる堀に囲まれる、東西約 220 m、南北約 200 mの広大な地域である。その全域に民家がある。岡前氏の屋敷があったからといわれているが、これは根城の二ノ丸とみるべき曲輪である。岡前の字を宛てているが、字名の東構と同様に御構である。

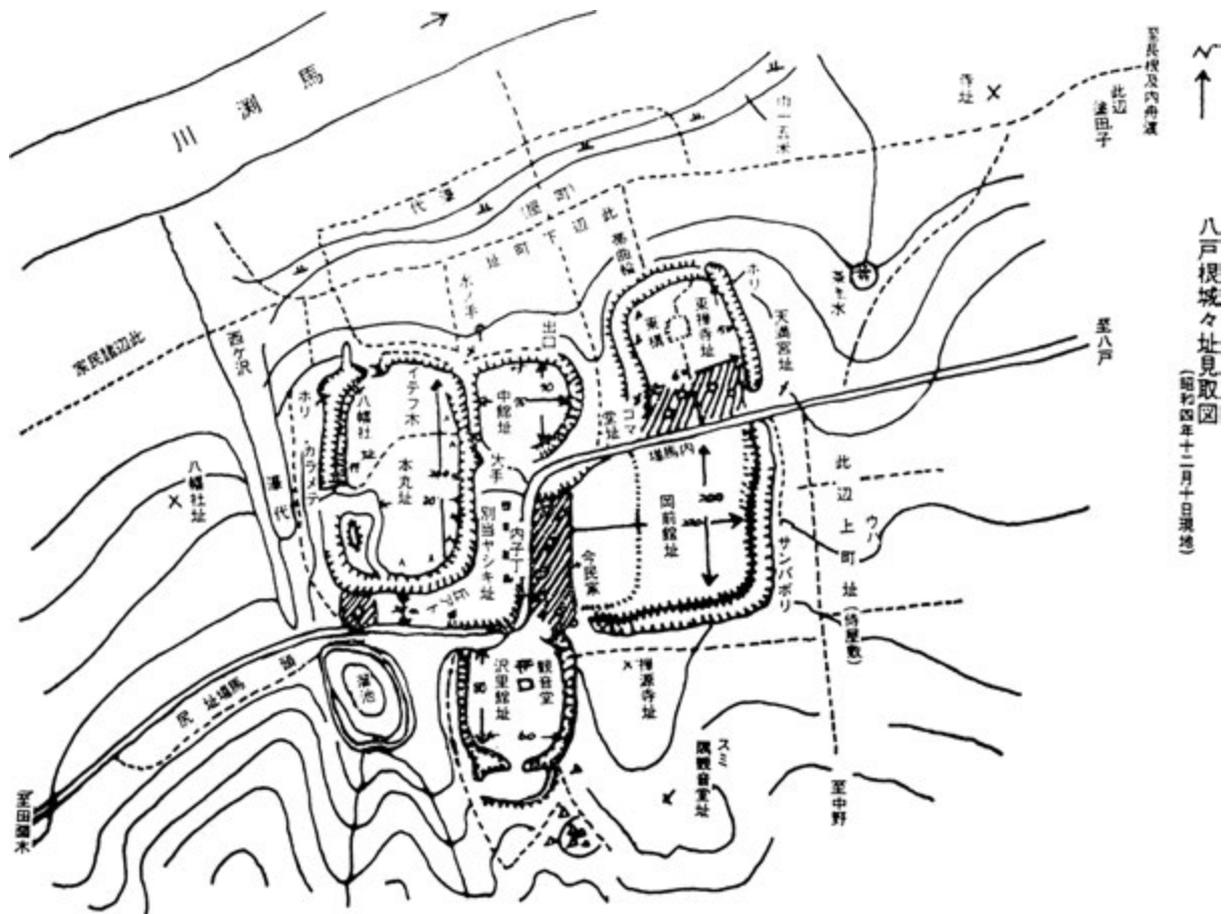


図4 沼館愛三実測図

平安時代から室町時代にかけて屋敷のことを構といい、また敬称をつけてオカマエとも称した。政務をみた役所や、城士たちの屋敷などがあったのであろうという。八戸藩の時代になって、ここからその城下町に召しだされて移ったという士族も少なくない。

南側を画して東から西に走る堀は、沢里館の北東隅で連なり、内子丁と書いてある家並みの間の大道も堀跡で、それは延びて中館の東側の堀に続くものようである。東善寺館・中館などの東構との間の国道も堀で、岡前館は四囲を堀でめぐらせてあったとみられる。

オ 沢里館

今までの構とは別の一曲輪をなし、今もほとんど完全に堀がめぐっている。これを根城築城以前からの館であるとする説もあるが、そうではなく、本丸の堀に水を取り入れるための、取入口を守るために設けた一曲輪である、と見るのが妥当である。

この南方に、かつては水の引き入れ口が設けられており、後方に控える大久保沢の丘麓を遠くから堰や掛ひ樋によって水を引き入れたと伝えている。この水は沢里館の堀から一旦、二番堀に入り、それから本丸の堀に水を引く堀が掘られてあった。

明和年中改根城図には、本丸と道になった元の堀（二番堀）との間に小丘が見えている。新道の改修工事で壊されてしまっただけで今はないが、本丸と同じ高さのものであった。この館を守って重臣の沢里氏が居住していた。

サンバボリが三番堀であるとすれば、中館の東側の堀から内子丁の堀跡の道、沢里館の北を東西に走り、ホリ代と書いてある西ノ沢に続くのが二番堀である。そしてこれが、根城の諸曲輪と馬淵川の間で長く帯状に連なる水田（旧河川敷）のところに続いている。幅 15m ほどあり、これもまた北面の二番堀の堀跡である。

カ 水の手

明和年中改根城図の大手に近い所に「ミズ」と書いてあるのは、そこに飲料とすべき湧水があったのを示している。沼館愛三実測図に「茶釜水」とあるのは、殿様の飲料水を汲んだと伝えるところで、今も良質の水が湧き出ている。

ところで、このあたりは地下水が高く、掘ればどこからでも水が湧き飲料水にこと欠かない。本丸の堀の水は遠くから引いてきたというが、今も大手付近の堀が水を見せていることからみて、堀が深く掘り下げられていた頃には、引き水だけでなく湧き水も堀に湛えられていたはずである。

戦時中、浩々学園の敷地として使用するため埋め立てられた本丸の堀の一部を、掘り戻して復原したところ今はまんまんと水をたたえているのは、何よりもこれを立証している。

キ 上町（侍屋敷）

根城の侍屋敷は上町とよばれ、三番堀の東一帯の平地に建て連なっていたという。農耕を兼ね営みながら、城に勤番していたものであろう。この平地は、根城小学校の手前の岡沼地蔵（旧字無縁塚）のところまで広がり、その先は白山川（現土橋川）がこれを限り、水を湛えた白山堤と売市堤の水が城地の東の固めをなした。

いま白山堤には桜木町の民家が立ちならび、売市堤は陸上競技場・野球場・長根リンクなど運動公園となっている。

根城からの道は、根城山の北麓にそって東に走り、沢里の龍源寺の門前を過ぎ、沢里から白山川を越え、藤子を経て大杉平に出て、糠塚、中居林を過ぎ、新井田川をわたって十日市を経て新井田に達していた。そこに新田の館があった。根城からはまた、サンバボリの東、上町の侍屋敷から長坂を南の丘に上り、笹子を経て中野に至り、そこで上り街道に連なる道があった。

ク ^{したまち} 下町 (城下町)

根城城下の町家は、大手門前より馬淵川の川原まで平地一帯にわたって立ちならんでいたという。下町と呼ぶのがそれで、現に字名として残っている。本丸(字根城)と東構の北一帯の川岸まで、字下町となっている。

道はこの下町を通り、田園の間を北東は塗田子^{ぬたご}にかかり大橋にいたった。大橋からは五戸に通じ、また上北郡にも通じていた。

西南に走る道は田面木の東半部である元の在家村までのび、そこで明和年中改根城図の櫛引三戸道と一つになり、坂牛にかかり、櫛引城の坂に登った。坂牛から西に分かれれば櫛引八幡宮であった。

(2) 根城の研究と発掘調査

南部氏の事跡は、南部家に伝来する国重要文化財の『南部家文書』から詳細を知ることができる。城の構造を記録したものには、江戸時代中期になって作成された「明和年中(1764～1771年)改根城図」(『三翁昔語』)があり、後代のものとはいえ、城館期の根城の実態を間接的に伝える、唯一の図面となっている。根城の研究は、大正の終わりから昭和の初めにかけてその端緒が開かれる。

代表的なものに大正14(1925)年の中道等「根城館址」、昭和4(1929)年の沼館愛三「根城付近位置要図」、昭和14(1939)年の小井川潤次郎「根城雑記」などが挙げられる。以後も、小井田幸哉、正部家種康、栗村知弘、佐々木浩一などによって研究が続けられた。とりわけ近年の『南部家文書』の調査・研究成果は著しく、南部家文書を精査し広く所収した『青森県史 資料編中世1』の刊行、斉藤利男らが行った南部家所蔵の『遠野南部家文書』の全体調査、南部氏史料を編年付けた『新編八戸市史』の刊行などにより、根城南部家の実態像の解明が進んでいる。

文献、伝承、地誌などを中心にした研究に対し、考古学的な調査は昭和49(1974)年が最初である。当時岩手大学名誉教授であった板橋源氏の指導のもと、指定範囲を確認するために東善寺館の堀跡、三番堀、西ノ沢の3箇所について試掘調査が行われた。その後、環境整備や開発対応のための発掘調査が昭和53(1978)年以降本格的に始まり、これまで延べ111件の調査が行われている。調査の結果、従来から知られていた本丸、中館、東善寺館、岡前館、沢里館の五つの曲輪に加えて、名称の無い曲輪の存在が確認され、現在は図5のような曲輪配置が考えられている。

主曲輪の本丸は西端に位置し、その東側に中館、東善寺館、岡前館の諸曲輪が二列に並び、南端には沢里館が出丸のように突き出ている。これらは、根城跡が立地する段丘の大規模な沢に挟まれた中にあり、比高差は小さい。曲輪群の北に下町、東に東構と上町と呼ばれる各地区が存在し、西を天然の堀代である西ノ沢が大きく区切り、南側の山麓には社寺があったといわれている。

以下、主な遺構毎に調査成果の概要を述べる。

① 本丸

面積約17,000㎡、根城の主曲輪である本丸の調査は、復原整備を目的に昭和53(1978)年から平成元(1989)年までの延べ12年間行われた。この調査で検出された遺構は、堀跡233列、門跡19棟、掘立柱建物跡354棟、礎石建物等5棟、竪穴建物跡82棟、井戸跡9基、溝跡55条、土坑366基、墓9基、焼面跡、盛土整地跡などである。

これらの遺構は後に、主殿、奥御殿、常御殿、門、柵、木橋、工房、倉庫、馬屋などと推定されている。また、これらの建物配置は17期に分けられ、鎌倉時代以前と推定される第1～4期は前任の工藤氏の館跡であり、その後第17期まで代々根城南部氏が根城に居住したものと考えられている。さらに、豊臣秀吉の命により行われた城割りは、当主の居住施設はそのままに、門や堀といった城を象徴する施設を破壊するものであったことが、虎口の調査で明らかとなっている。

② 中館

本丸に隣接した北西に位置し、根城の重臣中館氏の館があった曲輪と推定されている中館の調査は、整備のための遺構確認を目的に、昭和61（1986）年から同63（1988）年及び平成5（1993）年に行われた。

掘り下げは行っていないため年代などは不明であるが、掘立柱建物跡、竪穴建物跡、溝跡、井戸跡と思われる遺構が、ほぼ全面に広がっていることが分かっている。遺構配置をみると、岡前館とは異なり本丸に近い在り方が想定され、遺構の密度からも本丸同様長期間存続した曲輪であると推定されている。

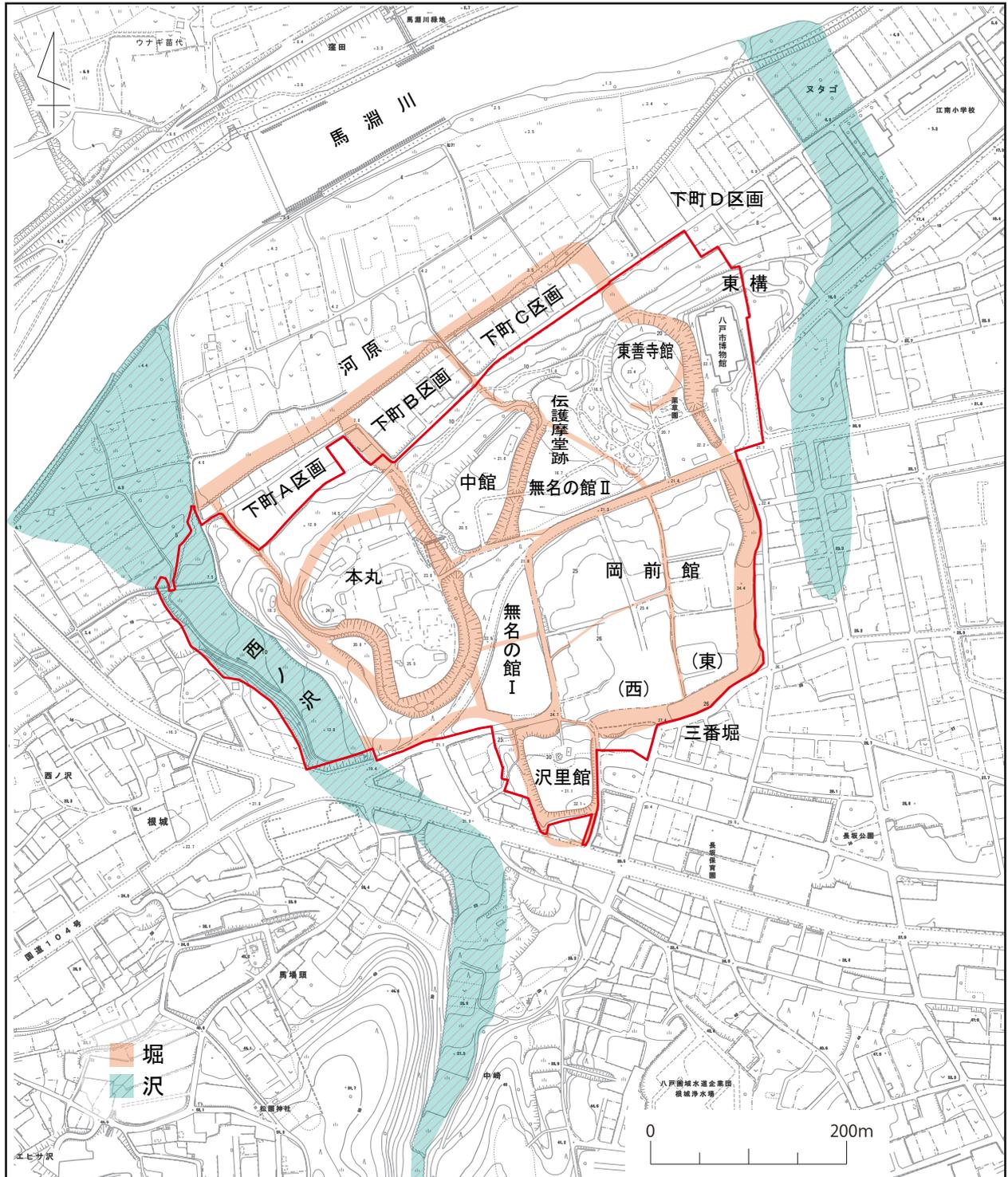


図5 根城における城館の構え（推定）

③ 東善寺館

根城跡の北東に位置し、根城の祈願所である東善寺があった場所と伝えられる東善寺館の調査は、整備を目的とした遺構確認を、昭和63(1988)年及び平成3(1991)年から同5(1993)年に行った。その結果、東善寺館は半円状の堀と自然の傾斜によって区画される楕円形の北側と、その南側の2曲輪に分かれるものと推定されている。そして、北側は「東善寺」の寺跡、南側には掘立柱建物跡群があったと考えられている。

④ 無名の館Ⅰ・Ⅱ

発掘調査の進展により、堀割りされた無名の曲輪の存在が明らかとなっている。一つは中館と沢里館の中間に位置する長方形のⅠ、もう一つは中館と東善寺館の間にある三角形のⅡである。これらの調査は、整備を目的とした遺構確認を昭和62(1987)年及び同63(1988)年に行っている。

無名の館Ⅰでは、掘立柱建物跡の柱穴、井戸跡、堀跡、溝跡、通路などが確認されている。これらは、切り合いから3～4回の建替えが認められているが、詳細な調査は行っていないため性格は分かっていない。

一方、無名の館Ⅱでは、鍛冶遺構、堀跡、通路などのほか、人骨・馬骨などの捨て場となっていた状況が確認されている。このことから、他の曲輪とは性格が異なり居住を日常としない空間であったと推定されている。

⑤ 岡前館

本丸の東南に位置する岡前館の調査は、現状変更に伴う遺構確認調査として昭和53(1978)年より継続して行われている。狭い面積の調査が多いため、曲輪全体の詳細な様子をつかむまでにはいたっていないが、曲輪のほぼ中央を南北に走る道路が堀跡であることから、東西二つの曲輪から成るものと考えられている。

比較的広い範囲を調査したところでは、溝による顕著な区画と、その内部に主屋・倉庫・馬屋とみられる掘立柱建物跡、竪穴建物跡、井戸跡、墓などの施設が確認されている。それぞれの区画は、南部氏家臣団の屋敷跡と考えられているが、従来言われている岡前氏の居館は確認されていない。

⑥ 下町

本丸から東善寺館にかけての曲輪列の北側には、これらの曲輪よりも10mほど低いところに東西に細長い地区がある。この下町地区の調査は埋蔵文化財包蔵地としての緊急発掘調査を平成5(1993)年より断続的に行ってきた。調査件数と検出遺構はそれほど多くはないが、小規模な掘立柱建物跡、竪穴建物跡、溝などが確認されている。中でも本丸、中館、東善寺館の各曲輪から北へ延びる堀の存在が注目され、東構地区の東側にある沢を含めて大きく四つに地区割りされていたと推定されている。

従来、下町は町屋といわれてきたが、調査成果により、街区整理された町屋ではなく、根城に関係のある人びとの居住地区であったと考えられている。

⑦ 三番堀

岡前館の東から南を画する三番堀の調査は、現状変更に伴う遺構確認調査が平成元(1989)年と同8(1996)年に行われている。全幅約20mの規模を有し、根城で唯一の二重堀である。

堀北端の調査では、埋められた跡地に掘立柱建物跡などの遺構が確認されており、根城が遠野に移るまでの短期間、小鍛冶を行うような施設があったものと考えられている。



図6 本丸遺構配置図



写真1 本丸の遺構検出状況

⑧ 西ノ沢

本丸の西側に沿って南北に走る幅約 40 m の西ノ沢の調査は、昭和 49 (1974) 年及び整備を目的とした遺構確認を同 62 (1987) 年に行っている。非常に限られた調査範囲ではあるが、自然の沢地形を利用した堀代であり、人工的な築造は行われていないと考えられている。

⑨ 沢里館

根城跡の曲輪の中で最も高いところに位置し、出丸のように突き出て存在する沢里館は、根城南部氏の重臣、沢里氏の居館といわれる。発掘調査事例が無く詳細は不明であり、沢里氏が工藤氏の流れを汲む古い家柄であることなどから、根城築城以前からの館であるとする説 (沼館 1976) と、本丸の堀に水を引くための取入口を守るために設けた曲輪で後から築いたとする説 (小井川 1940) があるが定かではない。

沢里館の東は寺地あるいは寺屋敷と呼ばれ、城館期にはそこに禅源寺があり、その南方やや山手に隅の観音があったという。明和年中改根城図には「沢里」の文字の東に「クハン音」と記されており、隅の観音はある時点で沢里館に移され、現在は、八戸藩政時代に領内十カ寺に数えられ高い寺格をもつとされた禅源寺の管理となっている。沢里館は、堀跡から立ち上がって平坦面に連続する遺構形状が今も良く残り、土塁も一部残存する。また、地籍図に痕跡をとどめるだけだが、曲輪の南端には小さな一画があった。

⑩ その他

岡前館の東側は上町^{うわまち}と呼ばれ、家臣団の屋敷があったと伝えられる。現在八戸市博物館が建つ東善寺館の東側、上町と下町の間位置する東構地区は、発掘調査の結果から、家臣団屋敷の中でも鍛冶作業に係る人々の居住地域であったと推定されている。

(3) 自然的環境

① 地理・地形

八戸市は、太平洋を臨む青森県の東南部に位置し、地勢はおおむね平坦であるが、南方はわずかに台地を形成している。東方は太平洋に面して海岸線が長くのび、岩手県に源を発する馬淵川・新井田川が市の中央部を流れ、太平洋に向かって広がる平野をこの河川が三分している。北部は、十和田湖に源を発する奥入瀬川がおいらせ町との境界になっている。

根城跡は、馬淵川河口から上流に約 5km 遡った地点にあり、八戸市街地西部を流れる土橋川と馬淵川に挟まれた根城段丘面の縁辺に位置している。城の北方には八戸最大の穀倉地帯である沖積平野が広がり、東方には豊かな漁場を形成している長い砂浜と複雑な海岸線が展開する。はるか西方には八甲田山の峰々を望むことができる。

史跡の周囲は、東側に平坦部が続き、西側は大きな沢で隔てられ、標高 100 m 前後の段丘から北に下る斜面を南側に控え、北側は馬淵川に面している。標高は 20 m 前後を中心に、最低は約 5 m、最高は約 32 m となっている。

② 気候

八戸市の気候は、夏は偏東風 (ヤマセ) のため冷涼で、冬は晴天が多く乾燥している。また、北東北にありながら降雪量が少なく、日照時間が長いことも特徴となっている。

3 月、八戸地方は '彼岸ジャラク' と呼ばれる湿った大雪に幾度か見舞われる。この嵐が落ち着くと本格的な春を迎え、4 月から 5 月にかけて周期的に通過する移動性高気圧は、放射冷却を起し遅霜の被害を与えることがある。6 月に入ると東寄りの風が目立つようになり、このヤマセが 8

月まで強く吹き続けると冷害をもたらす。

秋雨前線が停滞する9月、降水量が非常に少なく寡雨地域である八戸市でも、この時期に年間の降水量が最大となる。10月、天候は周期的に変化して初霜が降り、11月には初氷と初雪がみられ、次第に冷たい北西の季節風が吹きつけるようになる。12月、西高東低の冬型の気圧配置が強まり、1月から2月にかけて北西風がさらに威力を増して氷点下の日もみられるが、積雪は20cm前後と多くはない。

八戸市の気候は年間をとおして以上のように変化するが、その中でも夏季の天候は年によって大きく異なるという特徴がある。ヤマセがひどい年に起こる飢饉（ケガジ）は、江戸時代の記録にも度々登場し、現在も冷害に見舞われることがある。

③ 景観

根城跡が史跡に指定された当時、指定地内に家屋は20数軒程度しかなく、現在の国道104号線より北側は主に畑と水田として利用されており、史跡側からあるいは周辺からの眺望は非常に開けたものであった。また、今なお本丸と東善寺館の外周を巡って林立する杉の木は、指定される以前からあったものである。

現在、国道より北側は史跡公園として整備され、遠くから見てもそれが歴史的な場所であることをある程度認識できるような景観を形成しつつある。その一方で、岡前館地区の宅地化は進み、国道を挟んで整備された地区と対照をなしている。

(4) 社会的環境

① 交通

八戸市の交通網は、東北新幹線や東北縦貫自動車道を始めとして、近くの三沢市には三沢空港、八戸港からはフェリーが就航するなど、陸路・鉄路・空路・海路が揃っている。

根城跡の指定地内を走る国道104号は、八戸市の中心部付近を起点として三戸町をとおり、秋田県鹿角市との間を結ぶ国道であり、かつての三戸街道に相当し、その位置をやや変えながら現在にいたっている。JR八戸駅との連絡や市街地を抜けて五戸町や南部町方面へと通じる道路であるため、朝夕には若干の渋滞が見られる。

根城跡へのアクセスは、JR八戸駅からバスで15分、八戸インターから車で5分と利便性が高く、「史跡根城の広場」駐車場も十分な広さが確保されている。

中世の南部領では、ほとんどの城館が河川沿いに分布し、当時の交通網はそれらを結ぶように整備された。特に、馬淵川から峠を越えて北上川へ続く流域には、南部領の主要交通路があったと考えられている。また、田名部（青森県下北半島）や久慈（岩手県沿岸北部）に至る街道も八戸を起点に整備されるなど、根城跡は交通の要衝に位置していた。

② 土地利用

根城跡が所在する地域は、都市計画の中で住宅系の用途地域に指定されており、そのほとんどが第一種中高層住居専用地域、国道104号線に沿った南側の一部が第二種住居地域となっている。周辺に所在する公共施設には、八戸市立江南小学校、同根城中学校、八戸市総合福祉会館などがある。

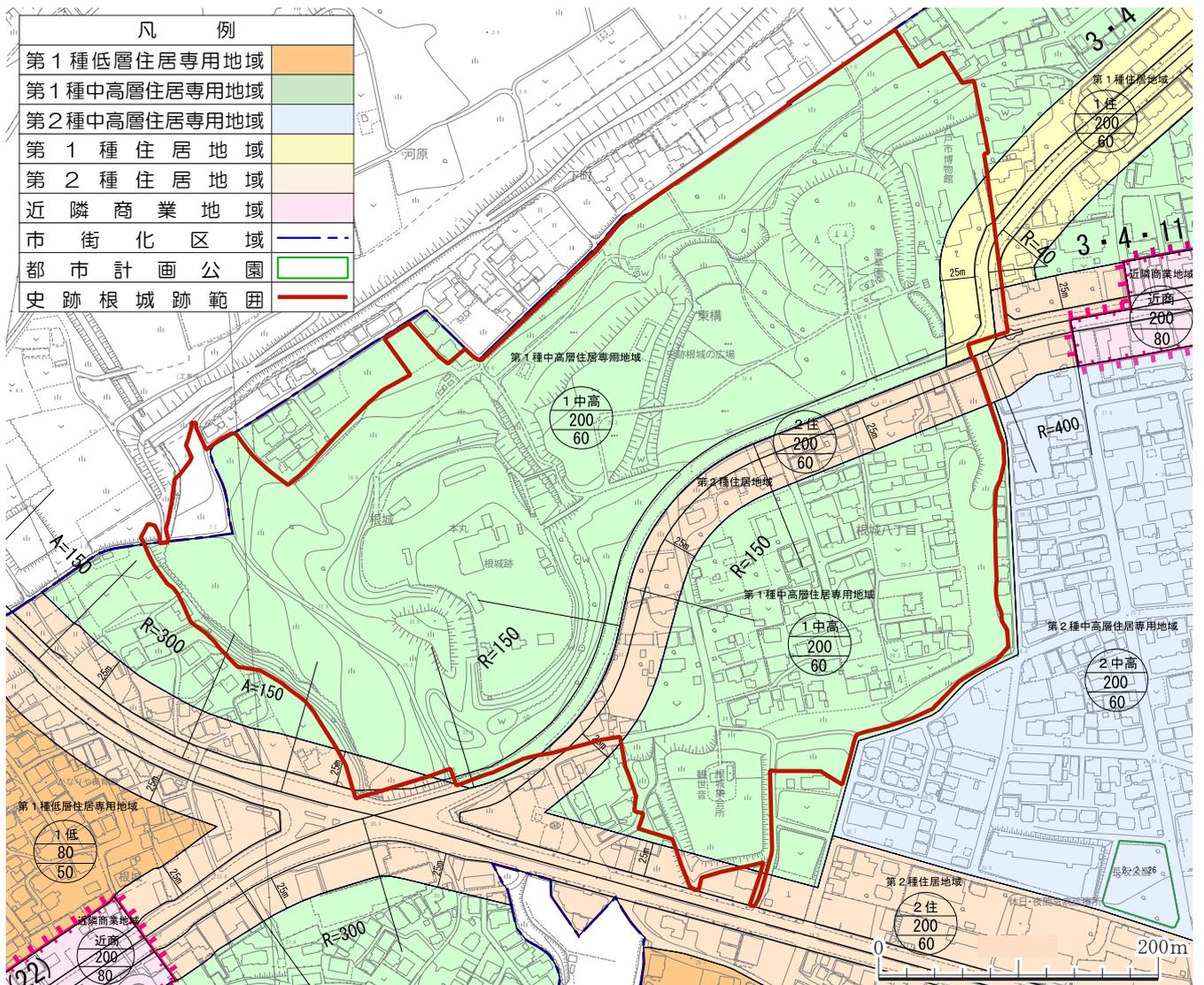


図7 史跡周辺都市計画図（平成30年6月現在）

3. 史跡根城跡の概要

(1) 指定に至る経緯

大正の終わりから昭和の初めにかけて、中道等、小井川潤次郎などの研究者は、根城跡に関する論考を相次いで発表するとともに、講演会を開くなどして啓発に努めた。また、当時根城跡が所在していた八戸市合併前の館村では、記念祭と標識建立を行って存在を明確にしたり、南部氏で使用した旗の題目を刻んだ石碑を同青年団が昭和 14（1939）年に本丸に立てており、史跡指定に対する機運が次第に高まっていったことをうかがわせる。

昭和 15（1940）年、当時の橋田邦彦文部大臣宛て神田重雄八戸市長から、本丸や中館を中心とした史跡指定申請が行われる。その後、西ノ沢が追加申請されて現在とほぼ同じ形になり、昭和 16（1941）年、根城跡は史跡となっている。

(2) 指定の状況

① 指定概要

ア 名称

根城跡（ねじょうあと）

イ 種別

史跡

ウ 面積

183,105.79 m²（公簿、追加指定含む）

エ 告示番号

文部省告示第 860 号

オ 指定年月日

昭和 16（1941）年 12 月 13 日

カ 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による（指定当時の史蹟名勝天然記念物保存要目 史蹟の部四）。

キ 所在地

青森県八戸市根城

ク 地域（指定当時）

青森県八戸市大字根城字根城 1、2-1、2-2、3、4、5-1、5-2、6～11、12-1、12-3、13、14-1、14-5、15、16、16-3、17-1、18-1、19-1、19-2、20-1、21-1～3、21-5、22、23-1、23-2、24～29、30-1、30-2、31～49

同字下町 5、6、7-1、7-2、8-1、8-2、9

同字東構 1～25、26-1、26-2、27、35～40

同字長坂 15-1、17-1、23、34～38

同字中崎 38～43、44-1、45、51-3

同字西ノ沢 36-3 内実測 7 畝 15 歩 3 合 1 勺、36-6 内実測 5 畝 22 歩、37-1 内実測 9 畝 22 歩 7 号 9 勺、39、40、41-1～3、42、44～48、51～55

上記地域内ニ介在スル道路敷及水路敷

ケ 説明

南部氏ノ支流八戸氏ノ居城ナリ 元弘三年北畠顯家義良親王ヲ奉ジテ下向スルヤ南部師行之ニ從ヒ賊軍ヲ討チテ功アリ弟政長之ヲ助ケ師行ノ死後家ヲ嗣ゲマタ北奥ヲ鎮メシガ共ニ此ニ據レリト傳ヘラル 寛永年間陸中遠野移封以後廢城トナレリーニ八戸城トモ稱セラレ馬淵川河口ニ近キ右岸臺地ノ縁邊ニ築カレタル平城ニシテ川ニ臨ミ沿岸一帯ヲ一望ノ内ニ收メ得ル形勝ノ地ヲ占メタリ 今本丸（古館）、中館等ノ趾、土壘、濠趾等ヲ存シ舊規模ヲ見ルニ足レリ

② 追加指定

ア 所在地及び地域

青森県八戸市根城八丁目 11 番 159、14 番 156、14 番 157、14 番 158、101 番 11
同大字根城字下町 45 番

イ 面積

1,005.88 m²（公簿及び実測）

ウ 告示番号

文部科学省告示第 17 号

エ 指定年月日

平成 23（2011）年 2 月 7 日



図8 史跡根城跡範囲図

オ 指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部二による。

カ 説明

中世から近世にかけて、南部氏が北奥羽地方支配の拠点として機能した城跡である。本丸、中館、東善寺館、岡前館等の曲輪群からなる。今回、城跡南部の三番堀の一画、沢里館の土塁等を追加指定する。

(3) 管理団体

① 名称

青森県八戸市

② 指定年月日

昭和 17 (1942) 年 3 月 11 日（文部省發宗第 127 号）



図9 史跡根城跡追加指定地位置図

(4) 土地所有の現状

史跡指定地の公有化は、昭和 46 (1971) 年に作成された公有化計画に基づき、同 47 (1972) 年から開始された。公有化は同 52 (1977) 年に策定された「史跡根城跡保存管理計画書」に基づいて引き続き実施され、平成 24 (2012) 年までに当初の公有化対象地の公有化を概ね完了している。

平成 30 (2018) 年の「史跡根城跡保存活用計画（改訂版）」により、当初公有化対象ではなかった岡前館・無名の館 I を公有化対象とする方針が定められた。今後、公有化計画を作成し、公有化を進めていく。

地番のない道路・水路を除く史跡内の公有地は 137,145.94 m²であり、公有化率は約 75%である。

保存管理地区区分に基づく公有化の方針（保存活用計画書 P34）

- A 地区：墓地以外は公有化
- B 地区：公有化を優先的に行う
- C 地区：公有化を推進する
- D 地区：さらなる公有化は推し進めない

① 史跡根城の広場

保存管理区分：大半が A 地区、西ノ沢西辺斜面 B 地区

土地所有：大半が市有地東善寺館の墓地、北側下町の一角、西ノ沢西辺の一部に無番地の道路

② 岡前館

保存管理区分：大半が C 地区、本丸南の道路斜面は D 地区

土地所有：道路以外は民有地、道路は国道（国有地）及び市道（市有地）

③ 沢里館・三番堀

保存管理区分：沢里館・三番堀 大半が A 地区、沢里館西端の一部に B 地区

その他 沢里館南の隣接地（遺構保護に必要な地区）

土地所有：沢里館・三番堀 大半が市有地、沢里館中央（隅観音・集会所）及び西端の一部に民有地

④ 東構

保存管理区分：D 地区

土地所有：大半が市有地、一部国道（国有地）

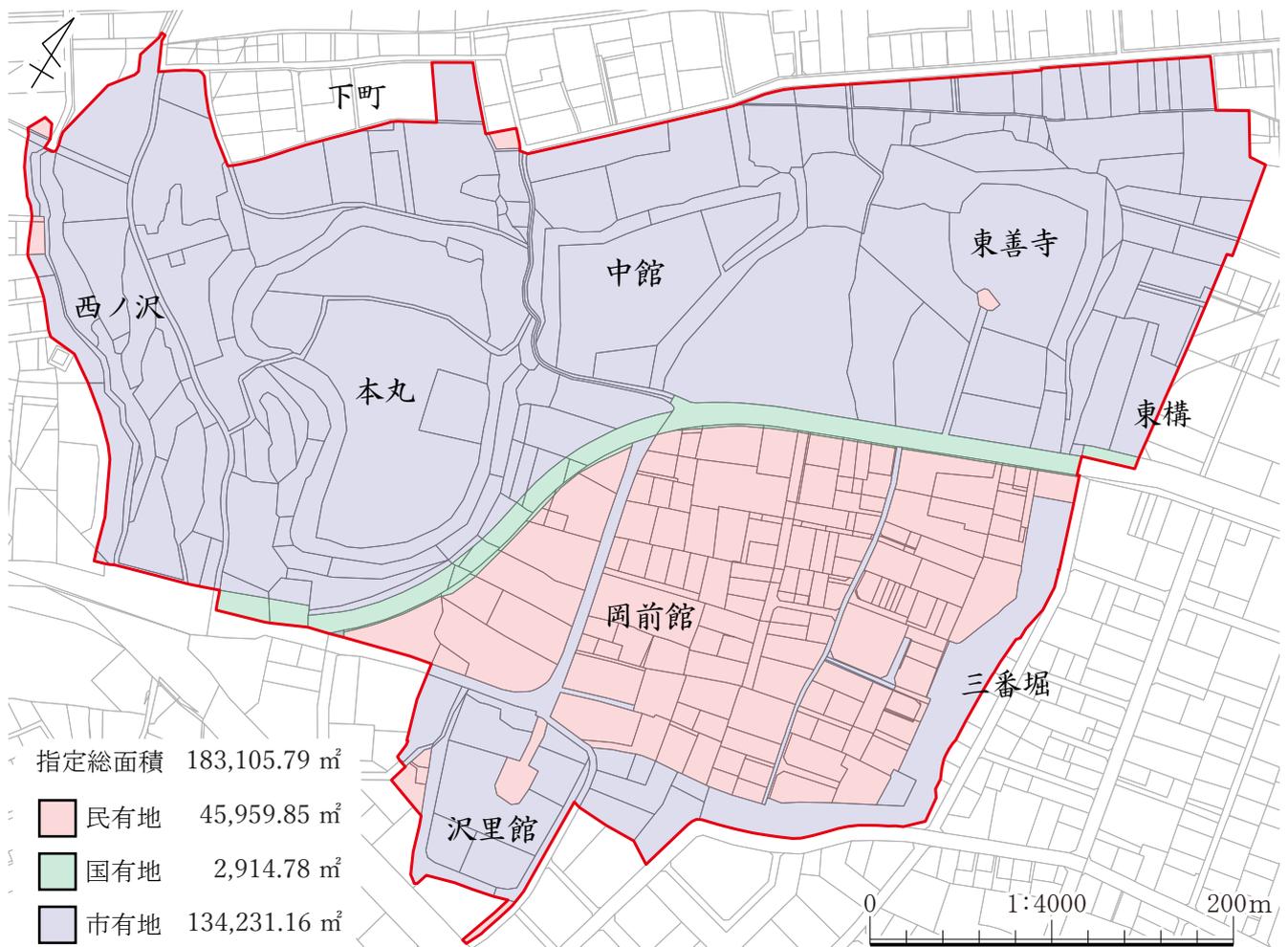


図 10 土地所有区分図（「史跡根城跡保存活用計画」より転載）

(5) 史跡の本質的価値と構成要素

保存活用計画書に示された史跡の本質的価値は、以下のとおりである。

史跡の本質的価値（保存活用計画書 P22）

根城跡は中世から近世にかけて約 300 年間、根城南部氏が北奥羽地方支配の拠点として機能した城館跡である。城館に係る遺構や立地する地形の保存状況が良好であり、文献記録の希少な当該地域において、北奥羽一帯に大きな影響を与え続けた根城南部氏の実態と中世城館の特性を考察する上できわめて重要である。

これに加え、保存活用計画書では新たな本質的価値として、以下の視点が示された。

- ・曲輪配置
- ・関連する遺跡群
- ・城館の基盤を為す自然地形

「史跡根城の広場」地区の整備成果は、史跡の本質的価値を顕在化されるものとしてとらえ、本質的価値に準じる要素として位置づけた。

新たに本質的価値及び関係要素を地区毎に整理したものが表 1 となる。

また、根城は、馬淵川に面し、東西の自然の沢地形に挟まれた低位段丘を利用した城館である。この地が選ばれた背景には、沢に挟まれた地形的条件とともに、馬淵川を利用した古くからの河川交通があったと思われる。城館の占地をうかがわせる、史跡から川までの地形や川を臨む眺望、対岸から川と城館を望む景観は、曲輪配置や自然地形と一体となって高い歴史的価値を有している。



写真 2 史跡根城跡全景（整備前）

表1 地区毎の史跡構成要素（保存活用計画書 P24）

地区名	本質的価値を有する要素	史跡の保存管理・活用に資する要素		歴史的重層性に 関する要素	現代生活・文化の 営みに係る要素
		本質的価値に準ずる 要素	史跡の保存管理・ 活用に必要な要素		
全体	○城館が立地する地形・ 曲輪配置 ○城館期関連の遺構・遺物	史跡根城の広場		○城館期以外の縄文 時代～古代、近世 の遺構・遺物 ○城館に係る伝承	—
本丸	土塁、堀跡、平場、通路、 掘立柱建物の柱穴、竪穴建 物、門跡、宗教施設など	○復原施設 主殿、上馬屋、 鍛冶工房、木橋、 門、虎口など ○遺構平面表示 常御殿、物見など ○大銀杏	説明板 トイレ 浄化槽 貯水槽 管理施設 園路 桜・楓などの植栽	弥生時代の遺物 古代の遺構・遺物 記念碑	—
中館	堀跡、溝跡、平場、通路、 マウンド、井戸跡、掘立柱 建物の柱穴、竪穴建物、土 坑など	—	屋外全体模型 四阿 管理施設 園路 標柱 身延の桜などの植栽	—	—
東善寺館	堀跡、溝跡、平場、通路、 掘立柱建物の柱穴、竪穴建 物など	—	薬草園 四阿 水飲み場 説明板・標柱 園路 トイレ 実のなる木などの植栽	伝護摩堂跡 伝東善寺跡 古代の遺構・遺物	墓地、電柱、 電話ボックス
無名の館Ⅱ	堀跡、溝跡、通路、掘立柱 建物の柱穴、土坑墓、鍛冶 遺構など	—	園路 ベンチ	古代の遺構・遺物 城館期以前の鍛冶遺構	—
東構	堀跡、井戸跡、掘立柱建物の 柱穴、竪穴建物など	南部師行銅像	博物館 駐車場 ボランティアガイド施設 ベンチ 説明板	旧八戸城東門 (伝根城の門)	看板、電柱
岡前館	竪穴建物、堀跡、井戸跡、 墓、掘立柱建物の柱穴など	—	標柱	—	住宅、ごみ集積場、 道路、畑、電柱、 信号機、上水道、 広告物、木竹
無名の館Ⅰ	堀跡、溝跡、平場、井戸跡、 掘立柱建物の柱穴、竪穴建 物、土坑墓など	—	時計台	縄文時代の遺構 古代の遺構・遺物 史蹟根城跡石碑	住宅、倉庫、道路、 電柱
下町	堀跡、溝跡、掘立柱建物の 柱穴、井戸跡、盛土など	湧水池	ベンチ 四阿 説明板 木橋	—	住宅、倉庫、畑、 水路、道路、電柱
沢里館	土塁、堀跡、平場など	—	—	隅の観音	集会所
西ノ沢	堀代とされた地形	—	—	—	水田、道路
三番堀	堀跡	—	—	—	駐車場、道路

(6) 保存管理区域区分

保存管理区域区分に基づく保存計画方針の概要（保存活用計画書 P34）

	A地区	B地区	C地区	D地区
地区概要	城館を構成する主要な遺構や地形が良好な状態で保存され、城館としての本質的価値が完全に保有されており、きびしい保護管理対策をとらなければならない区域。	城館を区画する地形が比較的良好に残されており、すぐれた文化財価値と歴史景観を保有している区域。	宅地化が進行し、城館期の諸遺構や地形は不完全な状態で保存されているが、文化財としての価値をいちじるしくそこの開発とそれによる副次的な悪影響を制限する区域。	城館期の遺構が主体的に存在する可能性が少ないところで、開発が相当進行している区域。
保存管理方針	①公有化済。 ②継続的な整備とその活用を図る。 ③発掘調査は整備や研究に限る。 ④整備以外の現状変更は原則認めない。	①公有化を推進。公有化終了後、継続的な整備とその活用を図る。 ②発掘調査は整備や研究に限る。 ③整備以外の現状変更は原則認めない。	①段階的に公有化を進める。 ②公有化が終了した区域につき、整備の推進を検討する。 ③発掘調査は確認調査を原則とする。 ④周辺環境に調和した現状変更は許容。	①既にかかなりの面積が公有化済であり、原則としてさらなる公有化は押し進めない。 ②間接的な整備の推進を検討する。 ③発掘調査は確認調査を原則とする。 ④周辺環境に調和した現状変更は許容。

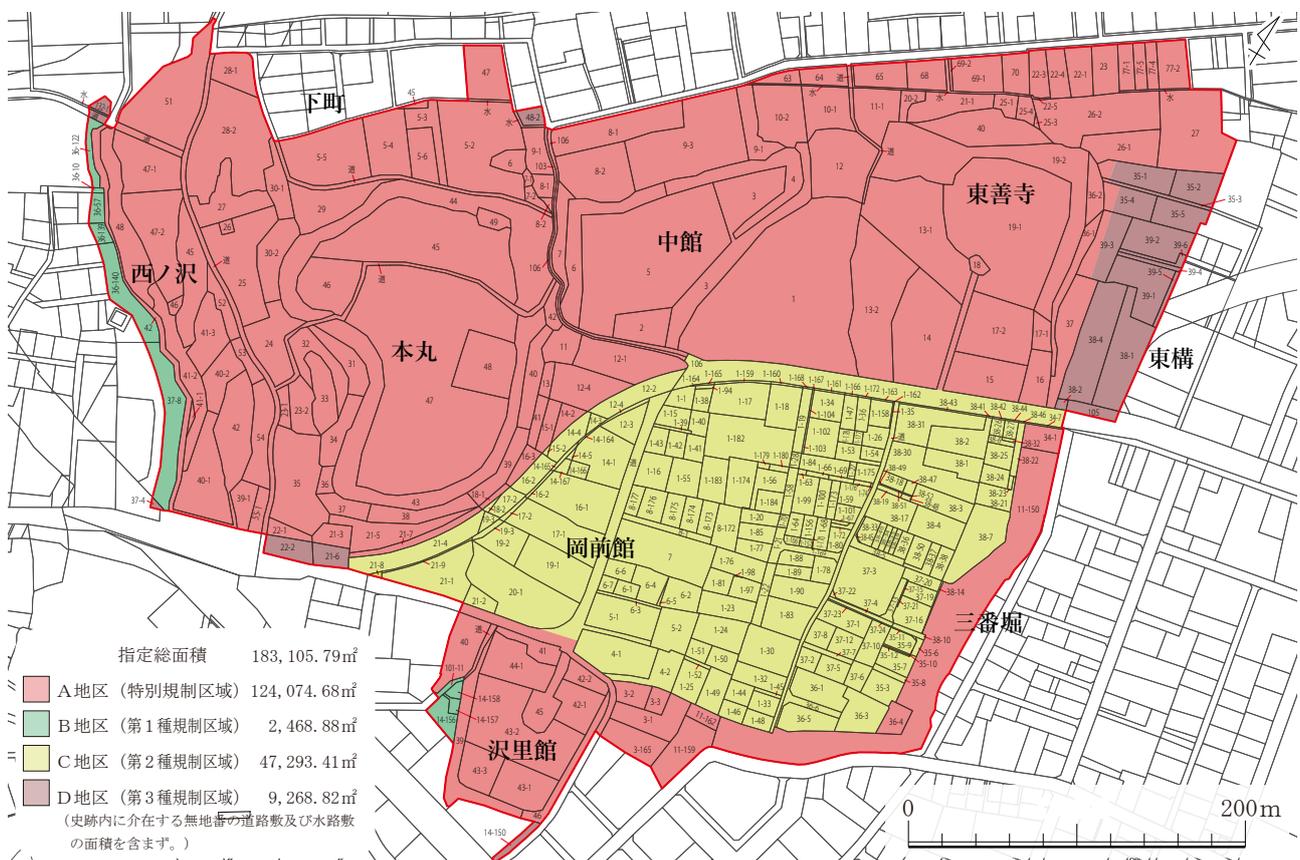


図 11 保存管理区域区分図（「史跡根城跡保存活用計画書」P32 より転載）

4. 第2次整備に向けた現状と課題

史跡根城跡の利活用は、「史跡根城の広場」地区を中心に行われている。史跡根城の広場は、復原建物群を整備した本丸の有料区域と、多目的活用空間として小規模な便益施設や植栽を整備した無料区域から構成される。有料区域を対象として入場者数をカウントしており、無料区域の来場者数は把握していない。

有料区域の入場者数は、以下のとおりである（無料開放時の来場者数含む）。オープン翌年をピークとして減少した入場者数は、平成18年の公益財団法人日本城郭協会による「日本100名城」選定によって徐々に増加した。近年は1万5千～1万8千人前後で推移している。

無料区域の来場者数はカウントしていないが、散策やウォーキングの場所として日々多くの方が訪れている。また、小中学生の遠足時の昼食場所や未就学児の散歩、大人による季節の花々の鑑賞など、幅広い年齢層が思い思いの時間を過ごす憩いの場所として広く定着している。史跡根城跡全体で見ると、より多くの来場者が利用している無料区域の利用目的やニーズ、来場者数などの把握がなされていないことが、利活用上の不便を解消するうえでの課題となっている。

また、月ごとの有料来場者数では、シダレザクラが開花する4月・5月、史跡根城まつりが開催される10月の来場者数が多く、冬季（12月以降）は大幅に減少する。2月は、国指定重要無形民俗文化財のえんぶり撮影会が指定管理者により毎年実施されており、来場者数が増加している。

年間有料来場者数

年度	八戸市博物館 (昭和58年7月開館)	史跡根城の広場 (平成6年10月開場)
平成6	28,456	21,984
7	34,991	31,664
8	34,870	20,130
9	22,130	13,636
10	22,042	15,757
11	22,450	14,718
12	27,610	13,096
13	26,064	16,686
14	32,504	16,394
15	28,299	19,276
16	22,726	10,787
17	30,780	15,474
18	25,050	14,922
19	35,332	17,291
20	22,976	15,625
21	28,327	18,452
22	19,447	17,265
23	21,027	15,821
24	15,310	17,117
25	16,602	16,944
26	20,478	17,901
27	18,771	18,273
28	19,100	15,780
29	19,461	18,309
30	18,486	17,469
合計(人)	613,289	430,771

月別有料来場者数(平成26～30年度平均)

月	八戸市博物館	史跡根城の広場
4	1,116	1,867
5	1,887	2,748
6	1,043	1,257
7	1,974	1,226
8	3,143	1,990
9	1,654	1,657
10	2,584	4,078
11	1,758	1,047
12	577	242
1	686	209
2	1,717	762
3	1,116	463
合計(人)	19,256	17,546

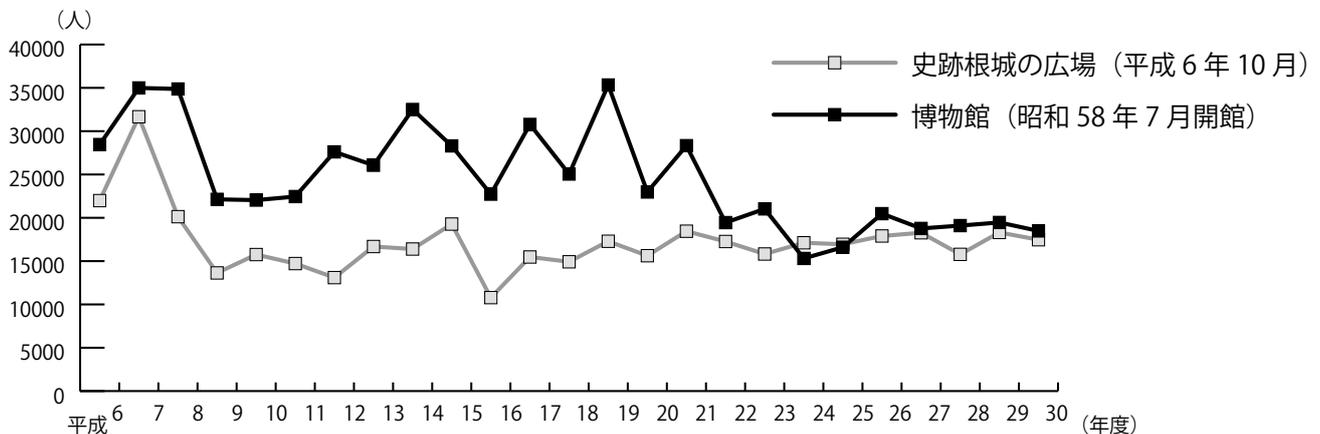


図12 八戸市博物館・史跡根城の広場 有料来場者数の推移

有料区域では指定管理者による満足度アンケートが行われており、平成30年度では復原建物や展示内容についての満足度は90%以上（5段階評価、とても満足54~58%、満足36~37%）となっている（付編P165）。一方、案内板・説明板・リーフレットの内容については満足度が低く、更新・追加・見直しが課題である。

各地区ごとの整備の現状と課題を表2に示す。

表2 整備の現状と課題

区分・地区名	整備の要点	現状	課題	
全体	A. 城館期の遺構・遺物 B. 地形 C. 城館期以外の歴史的重層性	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸内を復原建物群で構成する野外博物館、中館・東善寺館・無名の館IIを多目的活用空間と位置づけて整備 ・ガイダンス機能は博物館が兼ねる ・展示は日本語による音声解説 ・解説板・案内板は日本語 ・城館内から川を望む眺望、外から川と城館を望む眺望の評価が未整備 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 既存整備施設の劣化 イ. 園路整備・周知が不十分（城北側・西ノ沢方面） ウ. 未調査地が多い エ. 法面保護 オ. 便益施設（トイレ・四阿）が少ない カ. バリアフリー化 キ. 多言語化 ク. 景観・眺望の評価と周知 	
「根城の広場」地区	本丸	<城館期中核をなす空間> D. 城主の館と工房・馬屋・納屋などの作業空間・生活空間 E. 大銀杏 F. 堀跡 G. 木橋	<安土桃山時代の復原建造物群を中心とした整備> <ul style="list-style-type: none"> ・復原建造物群 ・復原建物内の展示物 ・便益施設・管理施設 ・植栽（シダレザクラ・カエデ） 	<ul style="list-style-type: none"> ケ. 既存整備施設の劣化 コ. 展示の固定化、多言語化 サ. 芝生景観と園路 シ. 本丸からの眺望確保
	中館	H. 城館期の遺構 I. 堀跡	<多目的活用を想定した整備> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外模型 ・便益施設（四阿） ・植栽（シダレザクラ） 	<ul style="list-style-type: none"> ス. 既存整備施設の劣化 セ. 未調査地が多い ソ. 便益施設（トイレ）がない
	東善寺館	J. 城館期の遺構 K. 堀跡	<植栽・多目的活用を想定した整備> <ul style="list-style-type: none"> ・薬草園・実のなる木・鑑賞の対象となる木などの植栽 ・多目的広場 ・便益施設（四阿・トイレ） 	<ul style="list-style-type: none"> タ. 既存整備施設の劣化 チ. 未調査地が多い ツ. 現代的要素（墓所）を含む
	無名の館II	L. 城館期の遺構 M. 堀跡	<多目的活用を想定した整備> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽（シダレザクラ・菖蒲） ・ベンチ 	<ul style="list-style-type: none"> テ. 未調査地が多い ト. 便益施設（トイレ・四阿）がない
	西ノ沢	N. 沢地形	<公有化済みだが未整備>	ナ. 未調査地である
「岡前館」地区	無名の館I	O. 城館期の遺構 P. 堀跡	<国道北側では史跡の関連要素を整備、国道南側は未整備> <ul style="list-style-type: none"> ・標柱・時計台 	<ul style="list-style-type: none"> ニ. 未調査地が多い ヌ. 現代的要素（個人住宅）を含む ネ. 国道で分断されている
	岡前館	Q. 城館期の遺構 R. 堀跡 S. 旧街道	<民有地のため未整備>	<ul style="list-style-type: none"> ノ. 未調査地が多い ハ. 現代的要素（個人住宅）を含む
「沢里館・三番堀」地区	沢里館	T. 城館期の遺構 U. 土塁 V. 堀跡	<公有化済みだが未整備>	<ul style="list-style-type: none"> ヒ. 未調査地である フ. 近世以降の歴史的重層性に係る要素（隅の観音）を含む
	三番堀	W. 堀跡 X. 破却による堀埋め立て	<公有化済みだが未整備>	ヘ. 未調査地が多い
「東構」地区	東構	Y. 城館期の遺構 Z. 堀跡	<ガイダンス・導入空間として整備> 博物館（ガイダンス機能） 駐車場 ボランティアガイドハウス 旧八戸城東門 説明板・銅像	<ul style="list-style-type: none"> ホ. 現代的要素が多い マ. 城館内の景観と調和しない ミ. 史跡ガイダンス機能と博物館機能を兼ねる八戸市博物館の立地・機能

(1) 「史跡根城の広場」地区

① 第一次整備と整備施設

第1期 (S60～H5)

本丸：(復原整備) 主殿・主殿板蔵・上馬屋・納屋・奥御殿板蔵・工房・鍛冶工房・中馬屋・外周柵・板塀・門・虎口・野鍛冶場・柴垣・木橋(遺構表示) 常御殿・奥御殿・下馬屋・物見(その他) 井戸・通路・番所をモデルにした休憩所

中館：野外模型・四阿

東善寺館：便所・四阿

全般：園路・ベンチ

第2期 (H7～H10)

城の中に植えられていたと考えられる薬草

籠城に備えて植えられた実のなる木

生活用具として役立てられた樹木

シダレザクラ

下町：四阿・ベンチ

第3期 (H16～H27)

急傾斜地土砂崩壊保護

高木伐採・枝打ち

園路舗装(改修)

復原建造物等の改修

その他の設置施設：本丸内料金所(プレハブ)、ボランティアガイドハウス(プレハブ)、本丸外の北側倉庫(プレハブ)

② 整備施設の現状と課題

第1次整備で整備した本丸内の復原建造物は、中世城館内の生活の姿を原寸大で体感できる整備として高く評価された。平成18年の公益財団法人日本城郭協会による日本100名城選定も、第1次整備の評価の高さを受けてのものであった。また、発掘調査成果に基づく中世城館の建造物の復原としては、全国的にみても規模が大きく、整備後25年を経てもその価値はゆるがない。

さらに、史跡根城の広場は、芝生地やシダレザクラに加え、本丸と馬淵川を望む景色が中世城郭の面影を残した景観を形作っているとして、平成27年八戸市景観賞景観づくり部門を受賞している。現在の史跡根城の広場は、歴史に思いをはせることができる憩いの場所として市民生活に定着している。

史跡根城跡の整備の特徴である復原建造物を主体とした整備空間を維持しつつ、長寿命化や持続可能な形態への改修を含む再整備が必要である。

第3期整備で実施した復原建造物等の改修は、中馬屋・納屋の屋根替えや木柵の建て替えなどの根本修理のほかは、主殿の壁修繕や全般的な三和土の修繕などの部分修理であった。その後各所に経年劣化に伴う腐朽や損傷が進行している。本計画に先行し、維持が困難となった本丸木橋や強風により倒壊した板塀(令和元年5月)については既に改修を行ったほか、地山が露出した急斜面についての緊急保護対策を実施した。しかし、未だ多くの施設が改修を必要とする状態である。

復原建物内には、出土品を基に当時の生活用具や調度品等を製作し、建物内で行われていた儀礼や作業の様子を展示している。これらの展示は、展示物を見て中世の景観を実際に体感することを重視し、解説は音声解説のみで行い、解説板等の設置は最小限にとどめている。一方、日本語の音声解説では対応が難しい外国人観光客や聴覚障害者向けの解説が課題となっている。

根城跡の歴史や南部氏についての解説は、ガイダンス施設を兼ねる八戸市博物館の見学で補完することを想定していたが、史跡根城の広場本丸のみを見学する来場者も多く、展示内容の追加を検討する必要がある。さらに展示物である調度品・生活用具等についての詳細な解説が不足している。これらの展示に関する諸問題を解決し、さまざまなニーズに対応するため、研究の進展による解説の更新と合わせ、展示内容や展示手法の更新が必要である。

このほか、未整備の西ノ沢の整備活用や、積極的に活用されてこなかった史跡北側地区の適切な順路表示、園路等のバリアフリー化の推進が課題としてあげられる。

③ 活用の現状と課題

前述したように、史跡根城跡の利活用は、「史跡根城の広場」地区を中心に行われ、「東構」地区に整備された八戸市博物館が史跡のガイダンス機能を兼ねている。「史跡根城の広場」と「八戸市博物館」は共通入場券・単独入場券を発売し、両方を見学する来場者の利便性向上を図っている。史跡根城の広場の有料入場者が1万5千人～1万8千人前後であるのに対し、八戸市博物館の入館者数は2万人弱であり、定期的に行われる特別展・企画展によって入館者数の変動がみられる。

史跡根城に係るソフト事業としては、八戸市博物館によるものと指定管理者の自主事業、関係団体が主催する事業など、多くの事業が実施されている。

- ・八戸市博物館による事業
 - 主として歴史性に重点をおいた事業を企画
 - 特別展・講演会・シンポジウムや博物館常設展示と連動した歴史学習への支援
- ・指定管理者による自主事業
 - 体験型や親子向け、郷土芸能・郷土玩具など幅広いソフト事業を企画
 - 歴史講演会、体験講座、さくらまつり、グラウンド・ゴルフ大会、えんぶり撮影会など
- ・関係団体による事業
 - 根城記念祭、根城まつり（関係団体・指定管理者が中心となり実行委員会を組織）

これらの事業は、歴史・民俗を中心に多様な内容が盛り込まれているが、薬草園などの植物や、指定地内に生息する動物・昆虫などをテーマとした自然史系の活用はあまり行われていない。また、冬季（12～3月）の事業は、体験講座1回（12月）、えんぶり撮影会（2月）のみであり、冬季の活用が課題となっている。

現在史跡根城の広場で行われている活用事業の多くが、市や指定管理者・関係団体を運営主体とするものである。今後の活用を地域との協働によって推進するため、より多くの市民や各種団体のニーズを把握し、活用を促進する必要がある。

このほか、ボランティアガイドグループによるガイド活動が4月～12月上旬の原則毎日（休館日を除く）行われており、学校教育から観光ツアーまで幅広く対応している。現在の課題の一つである案内板・解説板の不足は、ガイド活動によって補完されている側面が大きい。史跡根城の広場の八戸市景観賞選定理由には、ボランティアガイドについて言及されており、史跡根城跡の活用に欠かせない存在となっている。一方、ガイドの高齢化に伴う人材不足や外国語対応が困難であることも課題となっている。

活用事業の企画・実施にあたっては、各実施主体が事業計画を立案し、連携した広報周知を行っている。多くの活用事業により、史跡根城の広場は市民の憩いの場、学習の場として一定の成果

を得ている。

保存活用計画書(P40)では、新規来場者・リピーターを誘うための継続的な魅力づくりが不可欠であるとし、今後の対応として以下の課題を挙げている。

- ①学校教育との連携：見学受け入れ態勢の充実、学校向け教材の作成・配布
- ②社会教育との連携：ガイダンス機能の拡充、ICTの活用、学習メニューの充実
- ③観光ニーズへの対応：案内板整備、観光ルートの構築、多言語化、外国人向けウェブサイト
- ④活用方法の調査分析：活用事例に係る情報収集・分析、独自性の高い活用方法の創出
- ⑤情報発信の最適化：研究成果・最新情報の発信、情報発信手段の検証

【参考】第27回八戸市景観賞 平成27年度(2015) 景観づくり部門

選定方法：市民からの応募を八戸市景観審議会において総合的に審議し、特に優れたものを選定。

景観づくり部門の対象は、地域住民や事業者などによる良好な景観づくりのための取組み、海岸や丘陵、田園空間などの美しい景観の保全活動、歴史的、文化的景観の保全・継承活動など

名称：八戸市史跡根城の広場 所在地：八戸市大字根城字根城47 受賞者：八戸市

選考のポイント：八戸市史跡根城の広場は平成6年10月に公園化され、根城南部氏時代の城の面影を残す地形の元に整備され、「日本100名城」に選ばれている。広い芝生地とそれを取り囲むしだれ桜など、手入れの行き届いた広場は、四季折々に散策を楽しみながら歴史に触れることができる。隣接地には八戸市博物館もあり、さらに根城史跡ボランティアガイドの案内もあるなど、本丸と馬淵川を望む景色とあいまって、中世の城郭の面影を残した景観を形成しており、八戸発祥の地に思いを馳せることができる貴重な歴史公園である。



写真3 史跡根城さくらまつり



写真4 根城史跡ボランティアガイド

(2) 「岡前館」地区

現状では大半が個人所有の宅地である。現状変更に伴う部分的な発掘調査が行われてきたが、全容把握には至っていない。

今後、保存活用計画に則り公有化を推進すると共に、これまでの発掘調査成果の整理・分析を進める必要がある。本格的な整備は内容についての調査研究の成果を踏まえ、改めて計画する。

史跡内を縦断している国道104号線は、岡前館側に都市計画道路の拡幅(車道及び歩道)が都市計画決定されている。保存活用計画書に定める現状変更取扱基準(P34)においては、遺構保護を前提に歩道の拡幅・新設についてのみ許容している。現状では国道104号線が指定地を分断しており、史跡景観との調和が課題である。

(3) 「沢里館・三番堀」地区

大半が公有地であるものの、発掘調査はほとんど実施されていない。今後は計画的な発掘調査を行うこと、またその成果に基づく整備を行うことが課題となる。

なお、沢里館には崩落が生じた急斜面地があり、すでに緊急保護措置を実施した。

(4) 「東構」地区

八戸市博物館及び駐車場が設けられている。旧八戸城の東門が建ち、史跡の導入として機能している。また、仮設のボランティアガイドハウスが設置されている。

八戸市博物館は史跡根城跡のガイダンス機能を兼ねるものとして昭和58年に設置された。現状の利用状況を踏まえて、史跡の利活用に資する機能の拡充や展示の更新等が必要となる。

保存活用計画書(P41)では、八戸市博物館が「建物自体が史跡の本質的価値を顕在化させるものではない」ため、史跡外への将来的な移設を検討すると位置付けている。建物の耐用年数を踏まえた検討が必要である。

(5) 管理運営の現状と課題

「史跡根城の広場」は一般公開された平成6年度当初は当時の文化課が管理したが、同11年度に博物館管理となり、同18年度以降は指定管理者制度を導入している。公開範囲のうち本丸内のみ有料範囲であり、料金徴収についても指定管理者に委託している。

管理主体は八戸市教育委員会であり、市の関連部局や、関係団体・地域住民とも連携しながら管理を行ってきた。また、指導助言機関として平成30年度に史跡根城跡整備活用検討委員会を設置したほか、文化庁・青森県教育委員会の指導を受けている。

今後もこの体制を維持しつつ、更なる活用に向けて連携体制を強化していく必要がある。

(6) 広域関連整備計画

八戸市には、史跡根城跡のほか、縄文時代早期の長七谷地貝塚、縄文時代中期・後期・晩期の是川石器時代遺跡、飛鳥～平安時代の丹後平古墳群の3つの史跡がある。是川石器時代遺跡は、ガイダンス・展示施設である八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館・八戸市縄文学習館が整備され、縄文時代晩期を中心とした史跡整備が進められている。これらの史跡整備により、八戸地域の歴史や文化財についての理解を促進する相乗効果が期待される。

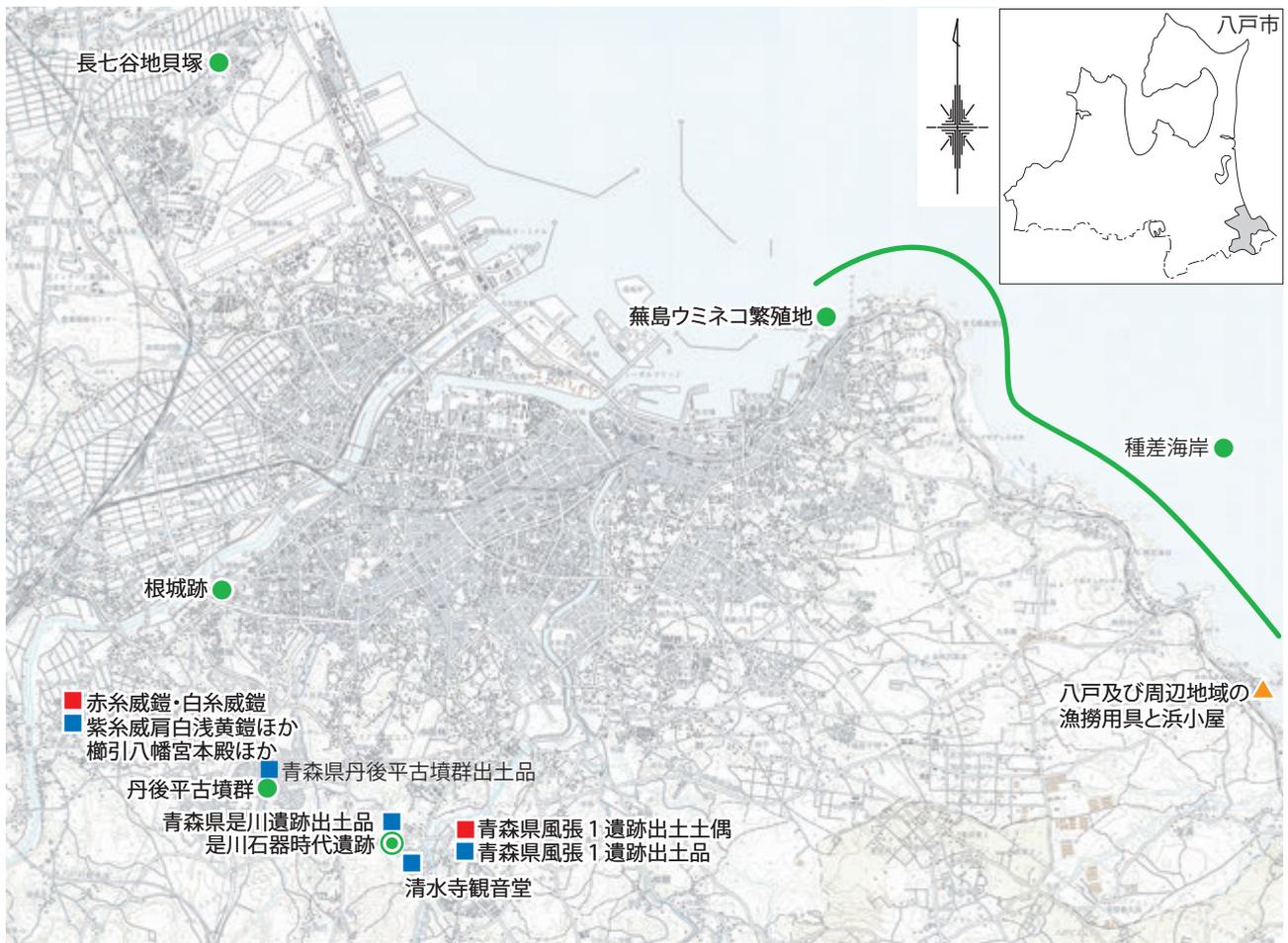
考古資料では、国宝土偶及び重要文化財・県重宝の縄文時代の遺物が縄文文化の豊かさを物語っている。また、丹後平古墳群出土品は、文献記録の残されていない当地域における他地域との交流を示す資料として、中世へとつながる人々の営みを伝えている。

建造物では、根城を築城したと伝えられる南部師行が再興し、根城南部氏による流鏑馬奉納が行われた櫓引八幡宮の本殿・旧拝殿・南門など5棟が重要文化財(建造物)に指定されているほか、赤糸威鎧兜大袖付(附唐櫃)・白糸威褌取鎧兜大袖付(附唐櫃)の2領の鎧が国宝に指定されている。根城南部氏の一族、新田氏が安土桃山時代に勧請した清水寺観音堂は、県内最古の木造建築であり、重要文化財に指定されている。

このほか、八戸藩政期の様相を伝える八戸城角御殿表門や同東門、藩主菩提寺である南宗寺山門、新羅神社本殿・拝殿など多くの建造物が残り、県指定・市指定を受けている。

民俗文化財では、重要有形民俗文化財に八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋、重要無形民俗文化財に豊作祈願を行う八戸のえんぶりと、三社の神輿行列と山車で構成される八戸三社大祭の山車行事が指定されているほか、県指定・市指定の神楽など多くの文化財が受け継がれている。

縄文時代・古代・中世の史跡と国宝・重要文化財、藩政期の建造物や民俗文化財が連続と受け継がれ、地域の歴史を通史的に俯瞰できる地域であり、これらの文化的資源を包括的・有機的に活用していくための計画が必要である。



■ 国宝 ■ 重要文化財 ▲ 民俗文化財 ● 記念物

区別	種別	名称	指定年月日	員数
国宝	工芸	赤糸威鎧 兜、大袖付 附唐櫃	昭和 28.11.14	1
		白糸威鎧 兜、大袖付 附唐櫃	昭和 28.11.14	1
重要文化財	考古	青森県風張 1 遺跡出土土偶	平成 21.7.10	1
		清水寺観音堂 附棟札三枚	昭和 55.1.26	1
	工芸	櫛引八幡宮本殿、旧拝殿、末社神明宮本殿、末社春日社本殿、南門 附鱈口一口	平成 5.4.20	5
		紫糸威肩白浅黄鎧 兜、大袖付	昭和 25.8.29	1
		唐櫃入白糸威肩赤胴丸 兜 大袖付 兜 浅黄威肩赤大袖二枚付	昭和 25.8.29 昭和 25.8.29	1 1
	考古資料	青森県是川遺跡出土品	昭和 37.2.2 平成 23.6.27	963
青森県風張1遺跡出土品 附炭化米二粒		平成 9.6.30	663	
青森県丹後平古墳群出土品		平成 30.10.31	195	
民俗文化財	重要有形民俗文化財	八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋	平成 5.4.15	1383 1
記念物	史跡	根城跡	昭和 16.12.13 平成 23.2.7	
		是川石器時代遺跡	昭和 32.7.1	
			平成 16.9.30	
			平成 25.10.17 平成 28.10.3	
	名勝	長七谷地貝塚	昭和 56.5.25	
		丹後平古墳群	平成 11.1.14	
天然記念物	種差海岸	昭和 12.12.21	1	
	蕪島ウミネコ繁殖地	大正 11.3.8	1	

図 13 八戸市内の主要文化財

5. 既設整備施設の現状と課題

ここでは、前章に述べた現状と課題のうち、対策の必要性に直面する「史跡根城の広場」の既設整備施設の老朽化や破損等の状況について整理する。なお、各施設の劣化・損傷状況の詳細については、次章に述べる修理・再整備の計画で示す。



写真5 上馬屋



写真6 中馬屋



写真7 三和土

(1) 復原建造物

全体的に経年劣化による損傷が認められるが、第1次第3期整備で導入した柱地際への銅板巻き等、長寿命化のため改善策を検討する余地が残されている。

① 早期の対策が必要な建造物

本丸の復原建造物のうち、次の建築物や工作物については損傷が進行している。遺構の表現施設として維持するためには早期の対策が必要な状況にある。

- ・上馬屋：屋根板の劣化により、雨染みがみられる。
- ・中馬屋：屋根板の劣化が著しく、雨漏りが発生している。
- ・西門：門柱や冠木の腐朽により、倒壊の危険がある。
- ・全般的な三和土：建造物外構としての三和土や、工房・納屋の竪穴構造部分の三和土など、全般的に劣化が進行している。

このうち中馬屋については、平成22年の屋根・小屋組改修後数年で雨漏りが発生している。仕様の異なる上馬屋の現状との比較から、屋根の設計に起因する問題と考えられる。

また三和土についても冬の凍結により、施工から数年で割れ、崩れが発生し、修繕を繰り返している。経年による劣化ではあるが、工法検討の余地がある。

② 計画的な対策が必要な建造物

先述した建造物以外についても、経年劣化による屋根や木部、土壁等の損傷が進行してきており、全般に計画的な対策が必要である。特に、主殿屋根、番所屋根については中期計画期間内での屋根替えが必要である。

③ 建物内の展示物

復原建物内の展示解説は、機器の老朽化や多言語への対応が課題である。また、建物内の展示物等について、様々なニーズに対応可能な解説を加える必要がある。

(2) 遺構表示施設

本丸の常御殿、奥御殿、物見、下馬屋については、経年の劣化によって木柱の腐朽が進行しており、安全確保の面からも、早急な対策が必要な状況にある。さらに、表示する間取りについても最新の解釈を踏まえた更新を検討する必要がある。

また、井戸（4箇所）については、井戸枠の腐朽が著しく、部材の脱落などが見られる。早急に改修を行う必要がある。

(3) 斜面地等の遺構保護

第1期整備を行った際に、本丸法面木橋周辺及び本丸西側法面に保護盛土・保護材敷設を行った。急斜面において、春の融雪によって複数箇所で表土が流失し、地山が露出した。現状の影響範囲は表土にとどまっており、地山の流失は軽微であるが、遺構保護の観点から対策が必要である。平成30年度に発生した表土流出箇所は、史跡北側に集中した。日照不足による地被植物枯死の影響が想定される。

上記のほか、本丸工房裏西側斜面において台風後に陥没箇所が発生した（平成30年9月）。法面上部及び斜面部に発生した陥没箇所の状況からモグラ穴に起因するものと判断され、現在は小型機器によるモグラ忌避対策を行っている。

崩落・表土流出箇所については、都度復旧を行ってきたが、改めて経年観察を行うと共に、保護策を検討する必要がある。

(4) 公開活用施設

(園 路)

本丸内の園路や旧城門付近は芝保護材を敷設している。浮き上がりや不陸により歩行や車いすの走行に支障を来しており、改修が必要である。

第1次第3期整備に実施した本丸外の脱色アスファルト舗装については、現状では目立った損傷箇所は無い。

下町地区の低湿地にある木道や木橋については腐朽箇所があり、定期的な改修を要する状況である。

(料金所)

第1次整備事業により設置された本丸料金所は、現在は体験学習施設として利用している。現在は本丸内にプレハブ料金所を設置して有料空間の入場管理を行っている。プレハブ料金所は、本丸の復原景観に調和していないほか、老朽化しており、早期の改修が必要である。

(主殿板蔵 (管理事務所))

本丸内の復原建築物を管理事務所として利用している。現在は指定管理者の24時間管理の基地として機能する。管理事務所機能に関する課題としては、空調設備の無いことがあげられる。夏季・冬季の利用に支障を来している。

(四 阿)

中館跡四阿、東善寺館跡四阿、下町跡四阿の3棟があり、中館跡四阿では茅葺屋根が経年劣化しているほか、屋根や木部全体の劣化が見られる。緊急ではないものの、計画的な修繕や屋根替えが必要である。

(旧八戸城東門)

八戸城東門と伝えられる。現在は史跡根城の広場の導入を担う門として利用されている。

袖塀は、木部全般に腐朽が進行し、構造的に不安定になっている。なお、南袖塀については平成30年度に一部改修を行っている。

(5) 管理・便益施設

(照 明)

現在、必要最小限の屋外照明を設置している。主殿等屋内にも照明を設置しているが、灯具等が老朽化している。省電力かつ長寿命に対応した仕様への設備更新が必要である。

(便 所)

本丸内便所及び東善寺跡便所については、一部木部に損傷が見られるものの、概ね良好に維持されている。

利用面の課題としては、東善寺跡便所のある多目的広場付近から本丸までの間に便所が無いことがあげられる。

また、両施設とも機器等の設備が古く、バリアフリーの観点からも更新が必要である。

(ベンチ・水飲み場等)

史跡内のベンチは腐朽が著しく、利用に堪えないものもある。

水飲み場や散水栓については利用上の支障はない。

(ボランティア施設)

博物館付近にあるボランティアガイドハウスは、ボランティアガイドスタッフの待機所である。史跡公園利用上の支障はないが、給排水設備を持たないので、スタッフは博物館の便所等を利用している。今後、円滑な運営を維持すべく適切な諸機能の配分等を検討する必要がある。また、付属するプレハブ倉庫は老朽化している。

(倉 庫)

本丸北に仮設倉庫3棟があり、屋外管理用具を収納する。景観の支障となっている。また、本丸内の管理用資材等収納スペースが限られており、一部は復原建物内に仮置きされているため、景観上の支障となっている。

(6) 案内・解説施設

野外模型は一部に破損箇所等が見られる。また、各所に設置される解説板は表示面の破損や台座の破損等が進行している。便所の案内と共に、内容の更新と多言語案内への対応が必要である。

(7) 植生管理

「史跡根城の広場」の植栽は、第1次環境整備事業（第2期）において整備された。平坦地部分に行った植栽のほか、一部は整備以前から指定地内に生えていた樹木を活かしている。樹木の大木化や過密化により城館の景観に支障を来し、第3期整備で伐採等を行い現在に至っている。

今後、史跡利用者などの安全を確保し、史跡の景観を維持するために適切に管理していく必要がある。特に北側は川の見える景観を保持するためにも除間伐が必要である。

本丸内の大銀杏は、藩政期には現地にあったと伝えられ、平成21年2月19日に「八戸市保存樹木第3号」に指定されている。過去に落雷を受けたことがあるため、今後も継続的に樹勢観察を行い、保全に努めていくべきである。

西ノ沢斜面地は、過密な樹林環境である。本来の地形の顕在化や斜面地の遺構保護とともに既存樹木の整理が求められる。排水管の出口が見える箇所についてはルートを把握し、管理していく必要がある。



写真8 総合案内板



写真9 野外模型

6. 基本方針

(1) 基本理念

整備・活用のテーマ

地域住民や市民、国内外の観光客など、人々が集う史跡公園

根城跡は、約 300 年間にわたって根城南部氏の本拠として機能した中世城館である。遺構や地形が良好に残り、根城南部氏の実態と城館の特性を考察する上で極めて重要な遺跡である。また、第 1 次整備によって整備された復原建物群は、史跡の本質的価値を顕在化させる役割を果たしてきた。特に、馬屋や工房・鍛冶工房・納屋などの建物群は、中世城館内の生活の姿を原寸大で現地で体感できる整備として、国内でも例が少ない。

第 1 次整備で整備された「史跡根城の広場」を中心とした様々な活用は、歴史学習の拠点としてだけでなく、市民の憩いの場・生涯学習の場として市民生活の中に定着させた。この成果をより発展させていくため、整備・活用のテーマを「地域住民や市民、国内外の観光客など、人々が集う史跡公園」とする。

このテーマを実現していくため、以下の理念に基づき、整備を推進する。

●城館の構えの基盤をなす地形と地下遺構保護を原則とし、本丸・中館・東善寺館・岡前館・沢里館など各曲輪の特性を明らかにするための調査を行う

岡前館・沢里館・三番堀などの未整備地区は、発掘調査履歴が少なく、各曲輪の実態が判然としない。また、各曲輪の形成過程や虎口等解明されていない点も多い。発掘調査や文献資料・地籍図等の調査研究を推進する。研究成果は、よりわかりやすい形に整理し、根城に関連する様々なストーリーに昇華し、広く発信していく。

なお、この調査により明らかになった成果については、10 年後をめどに行う本計画の改定時に計画に盛り込む。

●本丸に整備された復原建造物を、中世城館の生活の姿を伝える空間として活用する

復原建造物を主体とする現在の整備空間は、史跡の本質的価値を顕在化させる有効な手段として評価されてきた。今後も復原建造物を活かしながら、研究の進展によって得られた新たな知見を踏まえ、長寿命化のための改修を行う。

復原建造物内の展示は、よりわかりやすく様々なニーズに対応する展示・解説をめざして更新を行う。

●利用者のニーズを把握し、より多くの人々が利用しやすい施設へ向けた整備を行う

既存の便益施設や案内・解説施設の内容・場所・設備について、利用上の不便を解消するための施設配置の見直しや改修を行う。この見直しや改修にあたり、ワークショップ等を継続的に実施し、ニーズの把握や新たな利活用の促進に努める。あわせてバリアフリーや多言語化を推進し、様々な来場者の利用に対応可能な施設とする。

八戸市博物館は、本計画内では引き続き史跡のガイダンス施設としての機能を果たすものとし、史跡ガイダンス・エントランス機能と博物館機能のバランスを考慮しながら運営していく。

●様々な主体による活用の拠点となる整備・活用体制を構築する

行政・関係機関とともに市民が整備・活用の担い手として史跡に関わる体制の構築をめざす。史跡根城跡が地域づくりの拠点としての機能を果たすよう整備・活用の体制づくりを行う。

根城跡の活用に大きく貢献しているボランティアガイドグループへの支援を強化し、今後も継続的な活動が可能となる連携体制を確立する。

(2) 基本方針

- ① 「史跡根城の広場」を中核として維持すると共に、既存施設の再整備や未整備の西ノ沢整備により更なる価値の顕在化と活用を図る。

(全 体)

- ・「史跡根城の広場」に整備された復原建造物は、史跡のシンボルとして市民生活に位置づいている。また、多目的な活用を想定して整備された中館・東善寺館・無名の館Ⅱの芝生地は、現在さまざまな利活用がなされている。今後も野外博物館としての本丸、多目的活用空間としての中館等の現状のありかたを踏襲していく。
- ・一方、下町地区に隣接する「本丸北」「中館北」「東善寺館北」などの指定地内北側の低地部分は園路等を設けてはいるものの十分に活用されていない。未整備の「西ノ沢」と共に、曲輪の形状や地形を体感する動線整備を行うなど、新たな活用に資する整備を実施する。
- ・復原建造物以外の諸施設については、利用状況を踏まえた見直しを行い、施設の改修や追加設置を行う。

(復原建造物、遺構表示施設)

- ・既設整備施設については、老朽化等による諸問題の解消あるいは軽減を目的とし、修繕あるいは再整備を行う。
- ・復原建造物の維持管理に関する技術的な調査研究を推進し、その成果を再整備の手法に反映する。
- ・復原建造物や遺構表示施設の再整備にあたっては、新たな研究成果を踏まえた内容変更を検討する。
- ・復原建造物内の展示については、既存の展示を活かしつつ、よりきめ細かい解説に対応可能な手法を取り入れる。解説板やQRコード・タブレット等デジタル機器の活用、新規パンフレットの作成等、ハード・ソフトの両面から最適な方法を選択する。

(遺構保護)

- ・表土流失箇所については早急に遺構保護対策を行うとともに、今後も経過観察を続ける。

(諸施設の再整備 (公開活用施設、案内・解説施設、管理・便益施設))

- ・遺跡の表現にかかわらない公開活用施設や管理・便益施設については、利用上支障のないことと史跡景観に調和することを原則に維持若しくは改修する。
- ・本丸内園路は劣化が著しく、改修が必要である。園路の仕様変更は景観に及ぼす影響が大きいため、上記原則に基づき、適切な工法を選定する。
- ・ベンチや解説板等は老朽化や利用状況を踏まえて、適切な配置と仕様を再検討する。
- ・復原建物の防災対策として、主殿の耐震診断及び耐震設計を実施し、屋根替えに合わせて対策を行う。また、既存防火設備の見直しや新たな防火設備の設置に係る調査や防災マニュアルの作成を行い、防災設備の充実を図る。

(植生管理)

- ・既整備範囲の植栽は景観保全を目的に、管理を継続する。本丸内の大銀杏は八戸市保存樹木として継続的な樹勢観察を行い、保全に努める。
- ・西ノ沢の既存樹林については、曲輪の造成地形の顕在化と遺構保護を目的とした植生管理を行っていく。また、管理に際しては景観の保全及び調和を前提とした手法を選択する。

(眺望)

- ・川に面した城館という特質をわかりやすく伝えるため、本丸から川を臨む眺望の確保を目的に、本丸北側斜面の樹木整理・管理を行う。
- ・曲輪や堀の形状が良好に確認できる地点や植栽の美しい地点など、さまざまな視点からのビュースポットを設定し、見学ルートの設定と周知を行う。
- ・城館からの眺望や河川と城館で形成される景観の歴史的重要性について、広く周知を図り、広域な景観保全の機運醸成に努める。
- ・史跡へ至る動線のなかに、城全体や河川との関係が捉えられる眺望点の設定を検討する。

② 「岡前館」は将来的な「史跡根城の広場」との一体的な整備を目指し、公有化と調査研究を推進する。

- ・岡前館と無名の館Ⅰ地区は、現在ほとんどが宅地である。保存活用計画に基づき公有化を推進していく。
- ・城館期の岡前館の実態解明に向けて、現在までの調査成果を集成する。また、今後の公有化の進展にあわせて発掘調査を継続的に実施する。
- ・公有化及び調査研究の進捗状況に合わせ、史跡根城の広場との一体的な整備を検討する。

③ 「沢里館・三番堀」は、「史跡根城の広場」との一体的な整備を目指し、調査研究を推進する。

- ・大半が公有地であるが、現在までほとんど発掘調査は行われていない。今後は計画的に調査を実施し、内容解明を進める。
- ・調査成果に応じ、岡前館と共に史跡根城の広場と一体的な整備を検討する。
- ・城館期の遺構の存在が予測される沢里館南隣接地及び三番堀東隣接地は、史跡の追加指定を検討する。

④ 「東構」内にある八戸市博物館は当面維持する。将来的には史跡外への移設を検討する。

- ・八戸市博物館は昭和 58（1983）年 7 月の開館である。施設の現状や機能性の維持について検証を行い、長期計画（10 年）の段階で移設等に関わる判断をする。
- ・本計画の期間内は、八戸市博物館が史跡のガイダンス機能を兼ねるものとし、本丸内の展示と合わせた展示内容の更新を行っていく。

⑤ 史跡の保存活用と道路行政との調整を図る。

- ・史跡指定範囲内に係る現状の国道・市道、また都市計画道路の拡幅計画については、良好な史跡景観形成のため、関係機関と協議を行う。

⑥ 幅広い利活用を促進するため、利用者ニーズの把握を行う。また、関係団体との連携強化と市民参加による整備・活用・維持管理を推進する。

- ・利用上の不便を解消し、利活用を促進するため、関係団体・利用団体等とのワーキング会議を行い、利用者ニーズの把握に努める。
- ・活用の一翼を担っている根城史跡ボランティアガイドについて、ガイドの募集や研修講座、多言語化対応に対する支援等を検討し、今後も継続的な活動が可能となるよう連携を推進する。
- ・整備や活用に係るワークショップ等を開催し、市民参加による活用・整備体制の構築を図る。

7. 史跡根城跡第2次整備基本計画

(1) 全体計画

史跡根城跡の第2次整備は、第1次整備の主体となった「史跡根城の広場」を整備・活用の中核としながら、未整備地区を含めた史跡全体の整備・活用を推進するものとする。第1次整備において整備した諸施設については、単なる施設・設備の老朽化に対応した改修にとどまらず、最新の研究状況や利活用の状況を反映した「再整備」として実施する。

未整備地区の整備については、調査履歴の整理と計画的な調査を実施し、整備内容を検討する。

○「史跡根城の広場」地区

本丸を復原建物による野外博物館、中館・東善寺館を多目的活用空間と位置づけた第1次整備のあり方を踏襲する。「史跡根城の広場」は、引き続き根城の整備・活用と管理運営の中核として位置づける。復原建物の再整備を行うと共に、保存管理と活用に資する各施設の再整備を行う。

本丸：復原建物を主体とし、中世城館の生活を体感できる野外博物館ゾーン。

調査研究成果に基づく「復原整備」の原則のもと、復原建物の再整備と展示等の改修を行う。

文化財建造物に準じた防災体制の強化を行う。

中館・無名の館Ⅱ：芝生を基本とした多目的利用可能な空間として引き続き利用する。

案内板・解説板等については、内容の更新・多言語化対応を目的に改修する。

東善寺館：植栽・多目的空間としての機能を引き続き維持する。便益施設については、利活用や老朽化の状況を踏まえ、更新する。

○「沢里館・三番堀」地区

積極的な建物復原を行わない地区と位置付ける。地形復元や解説板等を主体とする整備内容を検討する。整備内容を具体化するため、計画的な発掘調査を行い、同地区の内容解明を進める。

○「岡前館」地区

積極的な建物復原を行わない地区と位置付ける。地形復元や解説板等を主体とした整備内容を検討する。民有地が大半を占めるため、公有化計画の策定を行い、計画的な公有化を推進する。公有化の進捗に合わせ、計画的な発掘調査を行い、同地区の内容解明を進める。

○「東構」地区

史跡のエントランス・ガイダンス機能を担う。

ガイダンス施設を兼ねる八戸市博物館の移設は、本計画期間内では行わない。また、史跡の利活用の現状を踏まえ、休憩場所や交流機能の追加についても検討を行う。

(2) 個別計画

●復原建造物・遺構表示施設計画

既存の整備施設を将来にわたって維持するものとし、経年劣化対応と長寿命化を目的とした改修を行う。改修時には研究状況に応じた検証を行い、整備に反映させる。

本丸主殿は、屋根改修に合わせて耐震性・防火設備の検証を行い、防災体制を強化する。

●遺構保護の計画

斜面地の表土流出について経過観察を行い、必要に応じた保護対策を行う。

●動線計画

「東構」地区に整備された史跡のエントランス機能を維持する。来場者は、「東構」地区に整備された駐車場及び駐車場南東の交差点付近に設置されたバス停から徒歩で指定地内を見学する。

「史跡根城の広場」地区内では、既存の動線を引き続き活用するほか、東善寺館・中館・本丸の北側、本丸北側から西ノ沢への動線を強化するため、案内板や園路の整備を行う。整備にあたっては、見学の目安となる30分コース・1時間コースなどのコース設定を行い、パンフレット等を作成し、わかりやすく提示する。

また、「史跡根城の広場」地区から「三番堀」「岡前館」への動線については、「東構」地区の駐車場を起点とする徒歩での移動とし、駐車場南側に設置された歩行者用信号を当面利用する。「岡前館」地区の公有化の進捗と合わせ、将来的な動線整備を検討する。

「史跡根城の広場」地区への来場動線には、「東構」地区以外に、北側の下町地区・西側の「西ノ沢」地区からの動線があり、管理用車両以外の車両の乗り入れを原則禁止としている。河川に面した城館の特質を活かすため、史跡北側を流れる馬淵川堤防上を含めた北側への見学動線を検討する。

管理用動線は、来場者動線のほか、国道から管理用道路・通路を通して本丸内へ入る動線を引き続き使用する。現状の管理用車両の動線は、バリアフリー対策として障がい者・高齢者が本丸へ車両で直接乗り入れるための動線としても活用する。その際の駐車スペースとしては、本丸への管理用通路手前にあたる無名の館Ⅰ北端のスペースを使用する。

史跡根城跡へと至る動線に、城の地形や河川との関係性が捉えられる眺望点の設定を検討する。

●公開活用施設計画

史跡景観との調和を原則に、利用状況を反映した維持・改修を行う。改修にあたってはバリアフリー化をめざす。

●案内・解説施設計画

研究の進展による内容の更新や多言語化対応を行うほか、デジタル技術の導入も検討する。未整備地区についても、調査成果を反映した整備を検討し、順次設置する。

●植生管理計画

景観保全を目的とした樹木管理を行う。植物リスト（付編P165）をもとに、遺構保護に留意しつつ、曲輪の形状や地形が顕在化するように除間伐を行う。景観保全にあたっては、中世城館としての堀や土塁・柵等の特質を顕在化させる。史跡隣接地との修景は必要性を考慮して行う。

8. 「史跡根城の広場」地区の整備

(1) 全体計画

「史跡根城の広場」は、今後も根城の整備活用、管理運営の中核と位置づけ、更なる活用を図る。整備範囲には未整備の「西ノ沢」及び「本丸北」「中館北」「東善寺館北」などの指定地内北側のエリアを新たに加え、根城主要範囲全体で曲輪形状を体感できることを目指した環境整備を行う。この環境整備では、遺構保護を目的とした斜面地の表土流失対策を優先する。

本丸を中心とする復原建造物や遺構表示施設については、「歴史的建造物の復原」の原則を踏まえつつ、本質的価値の表現として将来にわたって良好に維持していくことを目的に修理・再整備を行う。この修理・再整備には、施設の長寿命化対策を合わせて実施する。

公開活用施設（園路、料金所、四阿等）や管理便益施設（便所、ベンチ、水飲み場、ボランティアガイドハウス、倉庫等）については、史跡景観に調和することを原則としたうえで、諸課題の克服とバリアフリー対応を目指した再整備を行う。案内解説施設や主殿内の展示については、多言語化対応を前提とし、最新の研究成果に基づいた内容の更新を行う。タブレット等のモバイル機器やQRコードの導入、VR・AR等のデジタル技術の導入も検討する。

再整備の事業は今後20年とし、初期の5ヵ年を短期計画、続く5ヵ年を中期計画、その後10ヵ年を長期計画とする。なお、「1. (2) 計画の目的」に述べた通り、中期計画の最終年度に計画を改定する。

(2) 再整備のサイクルと優先順位

短期計画、中期計画により史跡根城の広場の再整備を行う。計画内容については、表3に一覧を示す。

整備諸施設を将来に向けて維持していくためには、定期的な再整備が必要である。復原建造物や土木構造物、設備等については、表3に示した耐用年数を参考に、それぞれの特性に応じて一定の改修サイクルを設定し、再整備を継続的に実施していく。

再整備にあたっての優先順位は、来場者の安全性の確保を最優先とし、次に早期の改修によって施設の長寿命化に資するものを実施する。短期計画では「5. 既設整備施設の現状と課題」において早期の改修が必要とした復原建造物の修理・再整備を実施する。中期計画では、早期の改修が必要な建造物の修理・再整備に加え、損傷等が軽微な段階での改修・再整備によって建造物の長寿命化を図ることを目的とした施設の修理・再整備に着手する。あわせて案内解説施設及び展示の更新を目指す。さらに長期計画では施設の計画的な維持修繕や再整備を推進する。

本再整備事業は、「公共施設マネジメントの推進に係る基本方針」（八戸市公共施設等総合管理計画）（平成28年8月策定・平成30年10月改訂）に定める4つの基本方針、①安全性の確保、②予防保全の実施と長寿命化、③有効活用と総量の適正化、④効率的な管理運営に基づき、安全性の確保に努めると共に、計画的な改修による施設の長寿命化を図るものである。

① 復原建造物

復原建造物は史跡根城の広場の文化財的価値を構成するものである。その価値の維持を目的とした改修・再整備を継続する。改修・再整備に際しては、目的や程度によって改修内容を選定する。維持改修・再整備は各部の損傷等の状況に応じて、該当部分の補修・改修や屋根葺替等を行うものである。根本改修・再整備は解体改修や半解体改修であり、甚大な変形や損傷等により現状の維持が困難となった場合に行う。

上記の維持改修・再整備を損傷等の軽微な段階で計画的に行うことにより、建造物の性能を相応に回復することが可能であり、建造物の長寿命化が図られ根本改修・再整備を要するまでの期間を延長できる。

表3 整備施設の現状と再整備計画

	対象整備建物	部材	建築年	耐用年数	改修状況	短期計画 (R2～6)	中期計画 (R7～11)	
A	復原建造物等							
①	主殿	屋根	H5	20年	未		屋根替	
		軸部		20年	未	耐震診断・補強設計	耐震補強	
		外壁		20年	未			
		内壁		25年	未			
		床		25年	未			
		展示設備		H6		未		更新
	②	主殿板蔵	屋根	H5	20年	未		屋根替
			軸部		20年	未		
			外壁		20年	未		
			内壁		25年	未		
			床		25年	未		
	③	上馬屋	屋根	H5	20年	未	屋根替	
			軸部		20年	未		
			外壁		20年	未		
	④	納屋1	屋根	H3	15年	H20		屋根替
			軸部		20年	未		
			外壁		15年	未		
		納屋2	屋根	H3	15年	H20		屋根替
			軸部		20年	未		
			外壁		15年	未		
		納屋3	屋根	H3	15年	H21		屋根替
			軸部		20年	未		
			外壁		15年	未		
	⑤	奥御殿板蔵	屋根	H2	20年	未		屋根替
			軸部		20年	未		部分改修
			外壁		20年	未		部分改修
			床		25年	未		
⑥	工房	屋根	H2	15年	部分修繕		屋根替	
		軸部		20年	未		部分改修	
		外壁		20年	未		部分改修	
		床		25年	未			
⑦	鍛冶工房	屋根	H2	15年	H24		屋根改修	
		軸部		20年	未		部分改修	
		外壁		20年	H23		部分改修	
⑧	野鍛冶場	屋根	H4	15年	H20	改修		
		軸部		20年	H20	改修		
⑨	番所	屋根	H4	25年	未		屋根替	
		軸部		20年	未		部分改修	
		外壁		20年	未			
⑩	中馬屋	屋根	H1	20年	H22	屋根替		
		軸部		20年	未		部分改修	
		外壁		20年	未		部分改修	
		床		25年	未			
⑪	木橋	軸部	H3	20年	H29 部分			
		床		20年	H29			
⑫	東門	屋根	H1	25年	未		屋根替	
		軸部		25年	未		解体改修	
⑬	北門	屋根	H1	25年	未		屋根替	
		軸部		25年	未		解体改修	
⑭	西門	軸部	H3	25年	未	解体改修		
⑮	木柵	軸部	S61	25年	H20～26		部分改修	
⑯	板塀1	軸部	H1	25年	R1			
	板塀2	軸部	H5	25年	未	改修		
	板塀3	軸部	H5	25年	未	改修		
	板塀4	軸部	H5	25年	未	災害復旧により改修		
	板塀5	軸部	H5	25年	未	改修		
	板塀6	軸部	H5	25年	未		改修	
	板塀7	軸部	H4	25年	H27			
	板塀8	軸部	H5	25年	未		改修	

	対象整備建物	部材	建築年	耐用年数	改修状況	短期計画 (R2～6)	中期計画 (R7～11)	
A	復原建造物等							
	⑩	板塀 9	軸部	H4	25年	H24		
		板塀 10	軸部	H4	25年	H28		
		板塀 11	軸部	H4	25年	H27		
		板塀 12	軸部	H4	25年	H28		
		板塀 13	軸部	H4	25年	H27		
		板塀 14	軸部	H4	25年	未	改修	
		板塀 15	軸部	H4	25年	未	改修	
	⑪	旧八戸城東門	屋根	H5 移築	20年	未	屋根替	
			軸部		20年	未	袖塀改修	
	⑫	その他					三和土改修	
B	遺構表示施設							
	①	常御殿・奥御殿・物見・下馬屋		H4	20年	未	全面撤去	
							再設置	
	②	井戸 1		H4	15年	未	全面撤去	
		井戸 2		H4	15年	未	全面撤去	
		井戸 3		H4	15年	未	全面撤去	
		井戸 4		H4	15年	未	全面撤去・再設置	
	③	柴垣		H5			随時改修	
C	公開活用施設							
	①	本丸内料金所		H6 移設			プレハブ更新	
	②	旧料金所	屋根	H5	25年	未		
			軸部		20年	未		部分改修
			外壁		20年	未		部分改修
	③	中館四阿	屋根	H5	15年	未		
			軸部		20年	未		屋根替
			外壁		20年	未		部分改修
	④	東善寺館四阿	屋根	H8	25年	未		
			軸部		20年	未		部分改修
	⑤	下町四阿	屋根	H9	25年	未	改修	
			軸部		20年	未	部分改修	部分改修
	⑥	ベンチ類			20年		随時改修	
D	斜面地等の遺構保護							
E	動線整備							
F	植栽							
G	案内・解説施設							
	①	案内板・説明板	軸部		20年		改修・内容更新	
	②	野外模型		H3			順次更新	
	③	VR・ARシステム					部分修理	
							システム製作・導入	
H	管理・便益施設							
	①	本丸内便所	屋根	H5	25年	未		
			軸部		20年	未		
			外壁		20年	未	背面に資材庫設置	
			内壁		25年	未		
			床		25年	未		
			設備				機器更新	
	②	東善寺館便所	屋根	H5	25年	未		
			軸部		20年	未		
			外壁		20年	未		
			内壁		25年	未		
			床		25年	未		
			設備			未	階段改修	
	③	ボランティアガイドハウス(仮設)		H15		未	機器更新	
	④	旧ガイドハウス(仮設・倉庫)		H10		未	プレハブ更新	
							修景	
I	防災施設・設備							
		消火設備					故障時更新、防火設備検証	
		給水設備					故障時更新、防火設備強化	
		電気設備					適宜修繕	
							適宜修繕	
							順次 LED 化、故障時更新	
							故障時更新	

*耐用年数は、平成24年度に実施した史跡根城跡復原建物等保存管理計画基礎調査委託による。部分改修時期の目安とする。

維持改修・再整備においては、特に屋根葺替が重要である。雨漏を生じる前に定期的に改修を行う必要がある。一般に、長板葺・栩葺や茅葺は30年程度で葺替えが必要となるが、損傷が軽微な時点で修繕することにより葺替えまでの期間を長くすることが可能である。

② 土木構造物・植栽等

園路施設や排水構造物、植栽等についても、維持管理とともに定期的な再整備が必要となる。仕様や歩行頻度等により異なるが、一般に硬質のものでも10～20年程度毎に更新が必要となる。また植栽については維持管理が極めて重要であり、生育の状況により景観維持の観点から植替えなども検討していく。

③ 設備

設備機器や配線・配管には仕様に応じた標準的な耐用年数が示されている。故障や事故の生じる前に定期的な点検と再整備を行う。

(3) 復原建造物の改修・再整備

復原建造物等

①主殿

ア 建物概要

構造形式

木造平屋（一部小屋裏に「ツシ」あり）

入母屋屋根・栩葺き

床面積 450.9 m²、

梁間 12.545 m、桁行 22.545 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

土壁修繕（平成 6 年）

監視設備修繕（平成 12 年）

照明設備修繕（平成 17 年）

床下防護網設置（平成 18 年）

三和土修繕（平成 19 年）

順路設備修繕（平成 22 年）

建具修繕（平成 25 年）

消火設備修繕（平成 25 年）

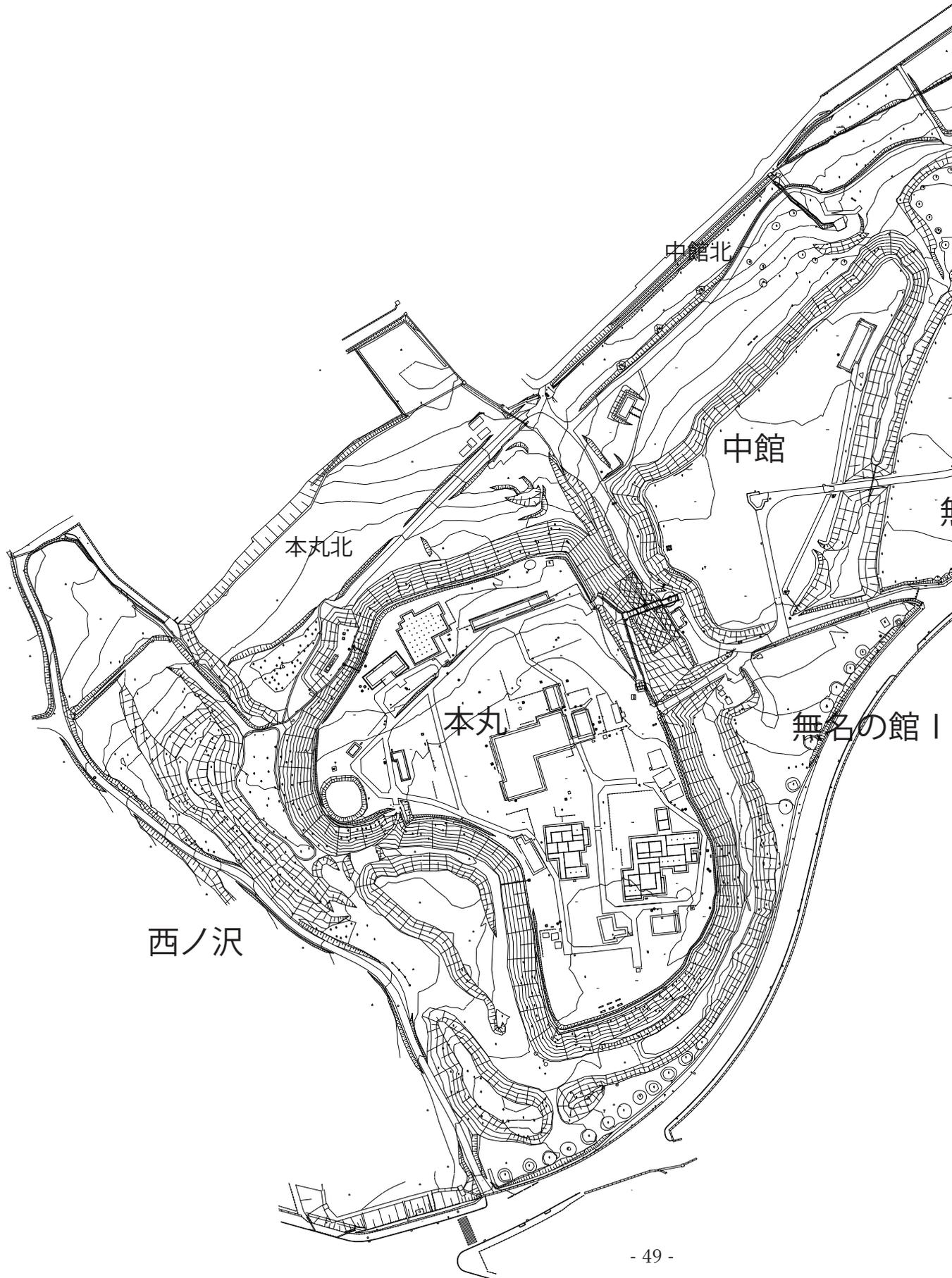
放送設備修繕（平成 27 年）

土壁修繕（平成 28 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の劣化

葺き板（栩板）の平葺き部分が劣化し多くの損傷が見られる。谷部分に損傷が少ないのは、谷の栩板の下に銅板を入れていることによる。現状では小屋裏に雨漏りは確認されていないが、全面葺き替えが急務であり、栩板下の銅板は平葺き部分にも設置することが望まれる。棟部分は良好であるが、鬼板は損傷が大きく、葺き替え時に交換が必要である。



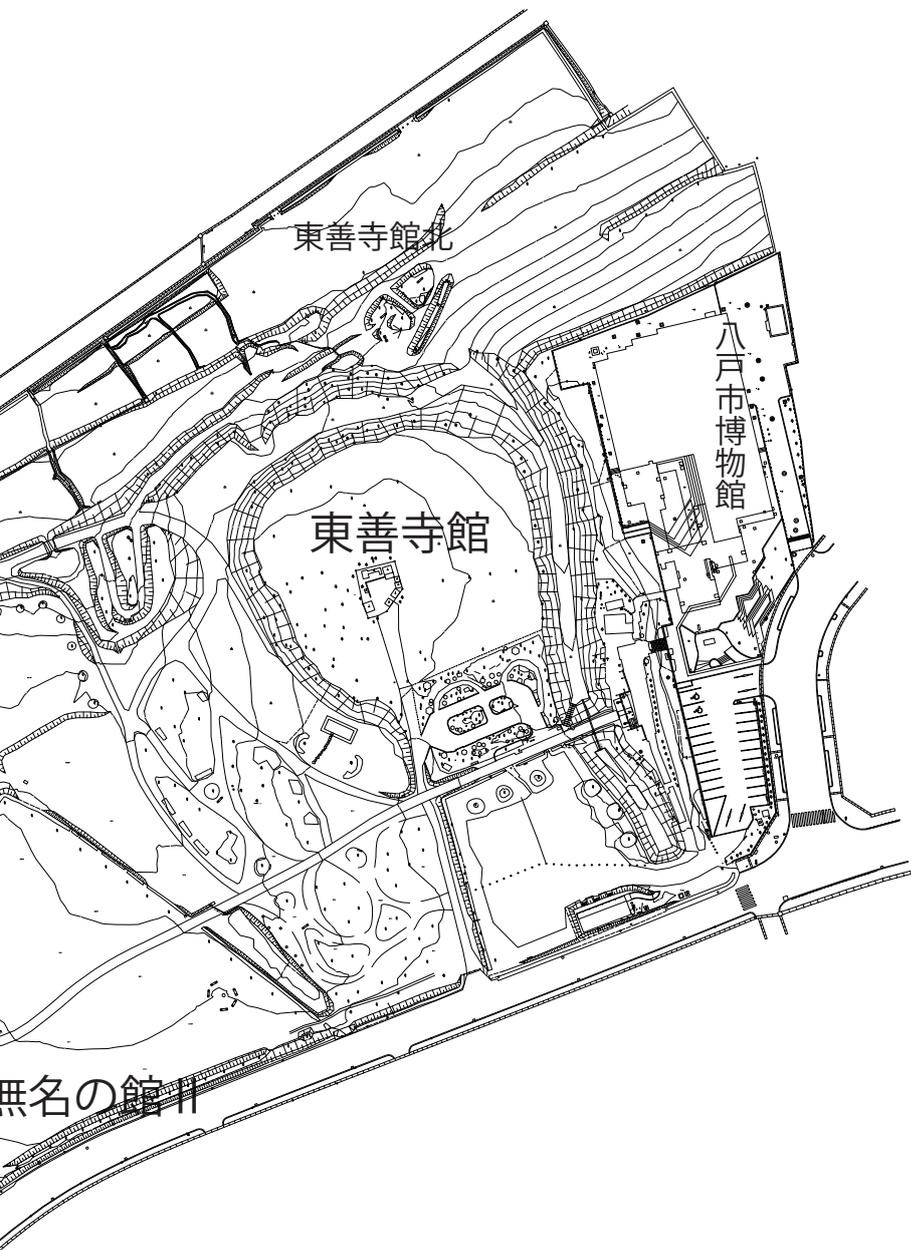


図 15 史跡根城の広場現況図 S=1/2000



間伐
 (曲輪形状の明瞭化)
 (下草の回復による斜面保護)
 斜面保護盛土・地被植栽

新設園路
 間伐 (馬淵川への眺望確保)

間伐、斜面保護 (地被植栽)

園路改修

警備センサー

間伐
 (曲輪形状の明瞭化)
 (下草の回復による斜面保護)
 斜面保護盛土・地被植栽



図 16 史跡根城の広場 第 2 次整備計画図 S=1/2000



間伐
 (曲輪形状の明瞭化)
 (下草の回復による斜面保護)
 斜面保護盛土・地被植栽

斜面保護



間伐
 (曲輪形状の明瞭化)
 (下草の回復による斜面保護)
 斜面保護盛土・地被植栽

園路舗装 (案) 凡例

- 脱色アスファルト舗装
- 土系舗装
- 芝保護舗装
- 自然系園路舗装 (ウッドチップ等)

凡例

- 復原・表示施設
- 管理・便益施設
- その他の文化財
- 柵・塀復原施設
- 柵・塀表示 (柴垣)
- 案内・解説施設
- 照明

図 17 本丸 第 2 次整備計画図 S=1/800

- ・壁の損傷と変色

柱との取り付け部分に割れと東日本大震災時の補修跡が見られる。小壁は経年変化による錆(あく)の浮き出しにより黒く変色が進んでいるため、貫部分の色との差が大きくなっている。当面は経過観察とする。

- ・建具の損傷

全体に外部廻りの建具に釘の浮きと板の反り・浮きが見られる。釘の浮きと建具の反りにより、框や板に損傷や色落ちが見られる。釘の浮き等は随時補修していき、建具の反りや色落ちは経過観察とする。

内部の建具は板にカビが見られるが、これらは換気の工夫により解消され则认为られる。外部廻りの一部に雨水の吹き込みが見られ、障子戸と床板に雨染みが見られる。吹き込みや雨染みについては経過観察とする。

ウ 再整備計画

耐震診断を行い、適切な対応策を検討する。

同時に、屋根の劣化損傷等の早急な対応を必要とする箇所の改修を行う。

屋根替えのタイミングで、照明のLED化・展示内容の更新を行う。

防火施設の設置について検討を行う。防火マニュアルを設定する。

エ 耐震対策

主殿の耐震性について診断を行い、公開施設としての安全を確保するための補強の対策を行う。補強対策は復原建築としての妥当性を損なわない範囲で行うものとする。

耐震強度が不足する場合には、公開範囲の限定や避難誘導措置など、公開方法による解決策を検討する。

耐震改修にあわせ、現状不足する小屋裏点検口を新規設置する。

短期に耐震診断、基本設計、実施設計を行い、中期に補強工事を行う。

オ 屋内展示

復原建築の内観を活かした現状の展示方法を踏襲する。VR・AR等の疑似体験は屋内には導入しない。

現状の展示については、老朽化等の状況を個別に見直す。また、納戸及び祈祷の間を対象に、展示・解説の充実を図る。

この展示更新にあたっては、新たな解釈による建物名称や部屋名称の変更について検討する。

カ 設備

照明・コンセント・警備等・電気設備については耐用年数に応じた更新を行う。

灯具は省電力・長寿命のLED化を行う。

キ その他

害虫駆除は、維持管理の中で行う。

避雷針の帯部分が2箇所断絶しており、早急な対応が必要であった。同所については令和元年度に修理を行った。



写真10 屋根の劣化



写真11 屋根の劣化 谷部分に銅板が敷いてある。



写真12 屋根の劣化

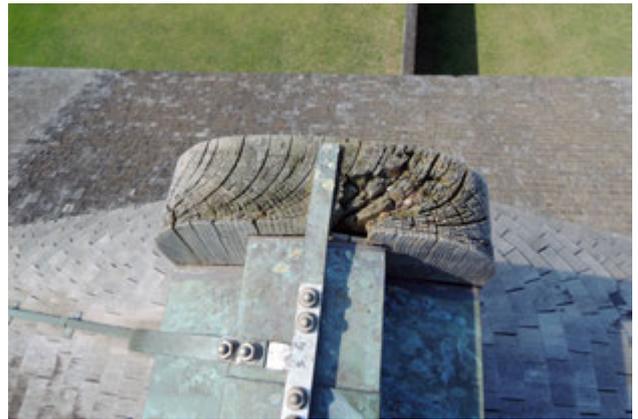


写真13 屋根の劣化 鬼板の損傷



写真14 壁の損傷と変色



写真15 壁の変色



写真16 壁の損傷と変色



写真17 建具の損傷と劣化



写真 18 建具の損傷と劣化



写真 19 建具の損傷と劣化



写真 20 建具の損傷と劣化



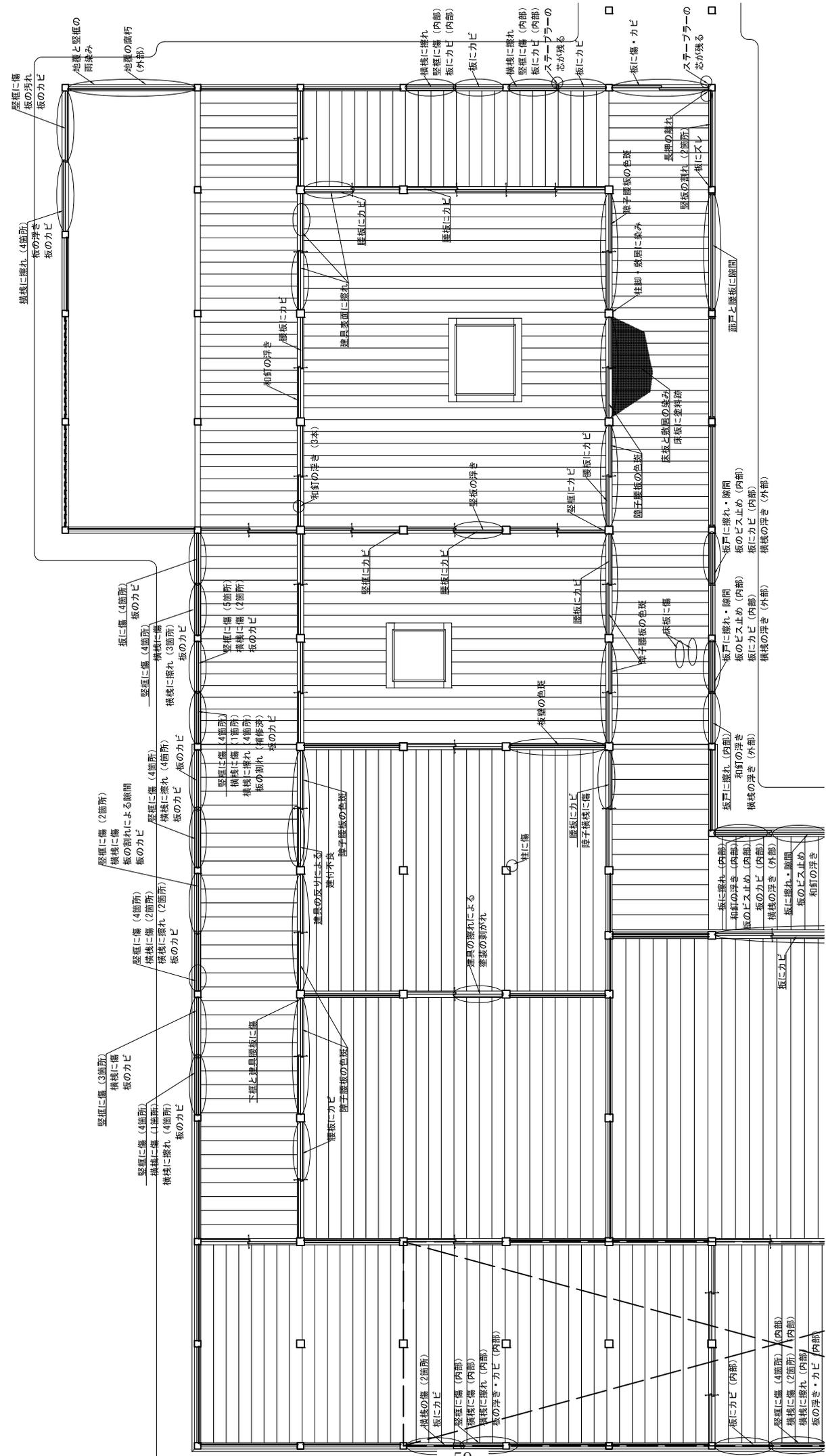
写真 21 建具の損傷と劣化



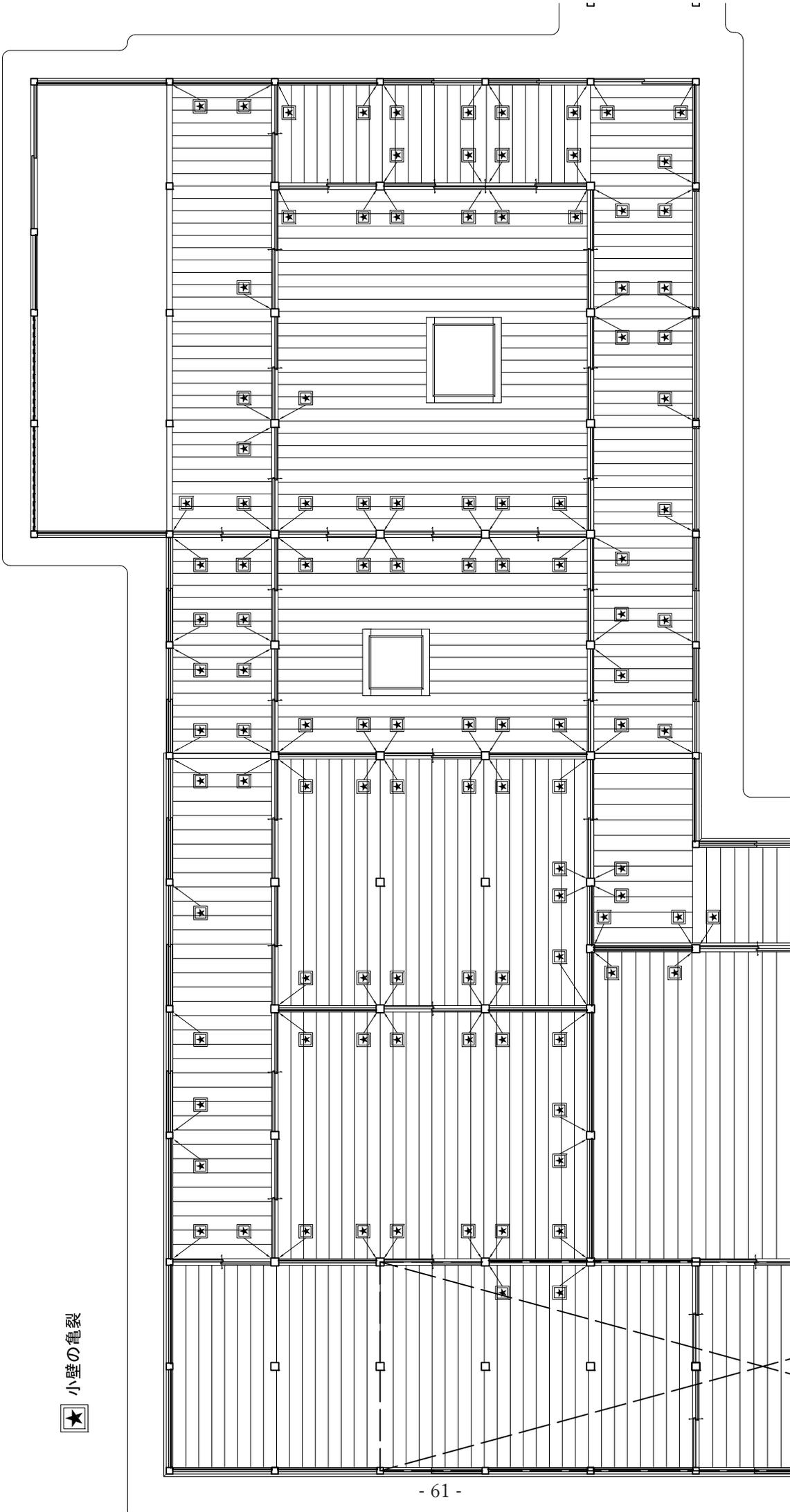
写真 22 建具の損傷と劣化

表4 主殿主要損傷状況一覧

区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	①	主殿	a	軒裏の桁・垂木・野地板に雨染み。 →経過観察する。	中期計画
				b	葺き板（栩板）の平葺き部分に多くの損傷が見られる。 小屋組内部には影響が出ていないが屋根替えの時期である。 棟部分は良好であるが、鬼板は損傷が大きい。 →谷部分には損傷が少ないが、谷の栩板の下に銅板を 入れていることによると考えられる。 栩板下の銅板は平葺き部分にも設置することが望まれる。 鬼板は取替える。	中期計画
				c	小壁のヒビ・色ムラ。土壁に変色が見られる。 →経過観察する。	中期計画
				d	台所：地覆の腐朽（外部）。地覆と壁板の雨染み（内部）。三和土の削れ。 →経過観察する。	中期計画
				e	詰ノ間：板戸表面に擦れ。南面障子腰板の色ムラ。 →経過観察する。	中期計画
				f	茶ノ間：西側板壁の色ムラ。南面障子腰板の色ムラ。 →経過観察する。	中期計画
				g	控ノ間：柱に傷。北側障子腰板の色ムラ。北側障子が反りによる建付不良。 南側建具腰板にカビ。西側建具の擦れによる塗装の剥がれ。 →経過観察する。	中期計画
				h	祈禱ノ間：北側建具下框と腰板の損傷。北側障子腰板の色ムラ。 北側建具腰板にカビ。 →経過観察する。	中期計画
				i	二ノ間：東側障子腰板の色ムラ。南側襖の汚れ・破れ。 →経過観察する。	中期計画
				j	広間：北側襖縦棧の欠け。東側障子腰板の色ムラ。南側障子腰板の色ムラ。 →経過観察する。	中期計画
				k	広間：北側襖引手の外れ。南側障子腰板の反りによる建付不良。 →経過観察する。	中期計画

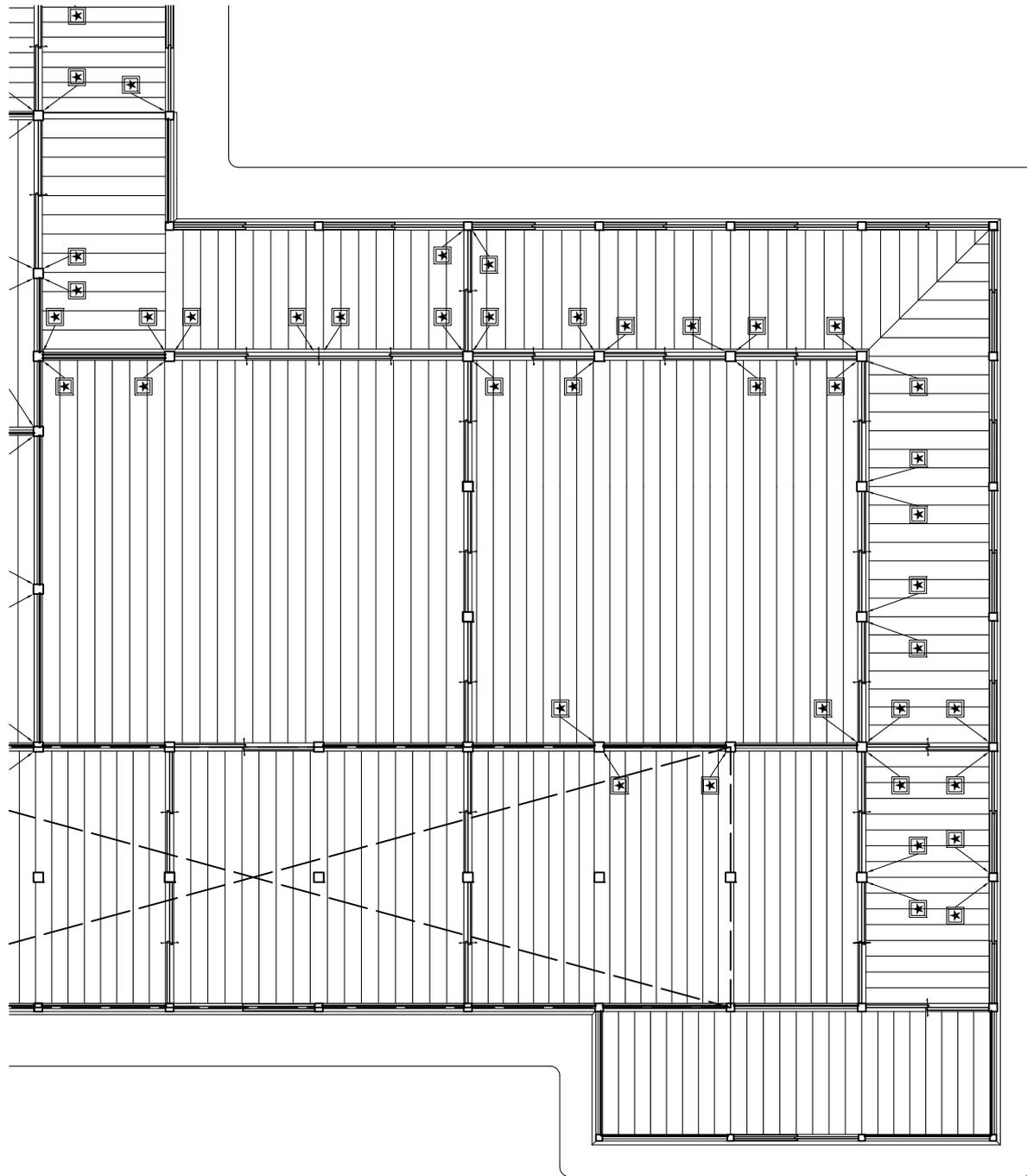


主殿損傷平面図 1 S=1/100



★ 小壁の亀裂

主殿小壁損傷平面図1 S=1/100



★ 小壁の亀裂

主殿小壁損傷平面図 2 S=1/100

②主殿板蔵

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・長板葺き栈木押え

床面積 60.46 m²

梁間 4.545 m、桁行 8.0 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

建具修繕（平成 10 年）

三和土修繕（平成 21 年）

自火報設備修繕（平成 11 年）

通信設備修繕（平成 21 年）

放送設備修繕（平成 11 年）

照明設備修繕（平成 22 年）

スロープ補修（平成 14 年）

照明設備修繕（平成 23 年）

監視設備修繕（平成 14 年）

通信設備修繕（平成 23 年）

通信設備修繕（平成 15 年）

照明設備修繕（平成 24 年）

通信設備修繕（平成 16 年）

通信設備修繕（平成 24 年）

監視設備修繕（平成 21 年）

通信設備修繕（平成 26 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根全体に劣化が見られる。現状、雨漏りは確認されていないが、将来的に全面葺替えが必要である。

・壁の損傷

外壁下見板の縦棧に外れがある。内部の壁紙と床クロスに破れや剥がれがある。当面は経過観察とする。

・その他損傷

周囲の三和土に割れがある。周囲の園路に水溜まりができる。当面は経過観察し、園路整備の際に対処する。

ウ 再整備計画

屋根等の早急な対応を必要とする箇所の改修を行う。

照明の LED 化を行う。

エ 設備

電気設備・機械設備を対象に、耐用年数に応じた更新を行う。

空調設備を新設する。

灯具については省電力・長寿命の LED 化を行う。



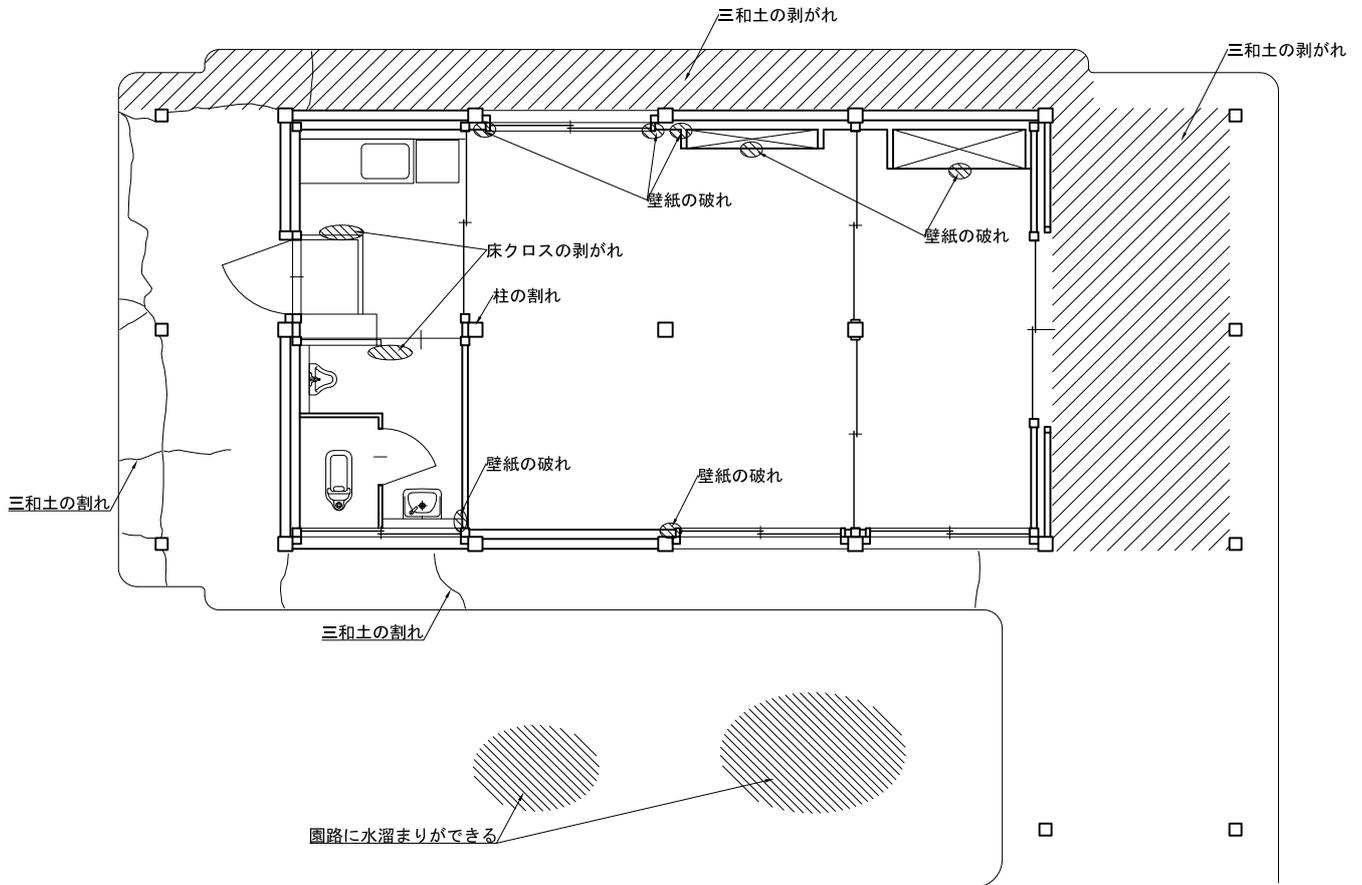
写真 23 屋根の損傷



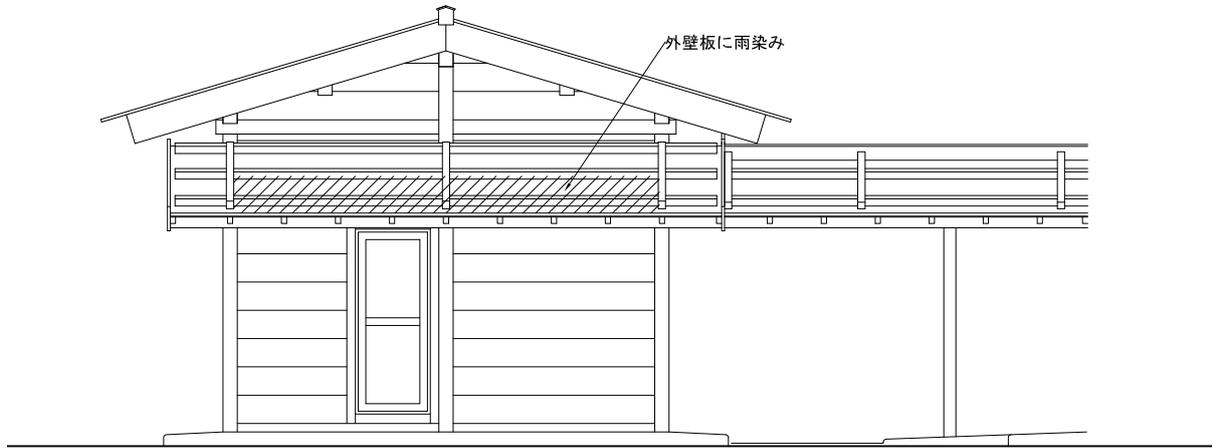
写真 24 三和土の割れ

表 5 主殿板蔵主要損傷状況一覧

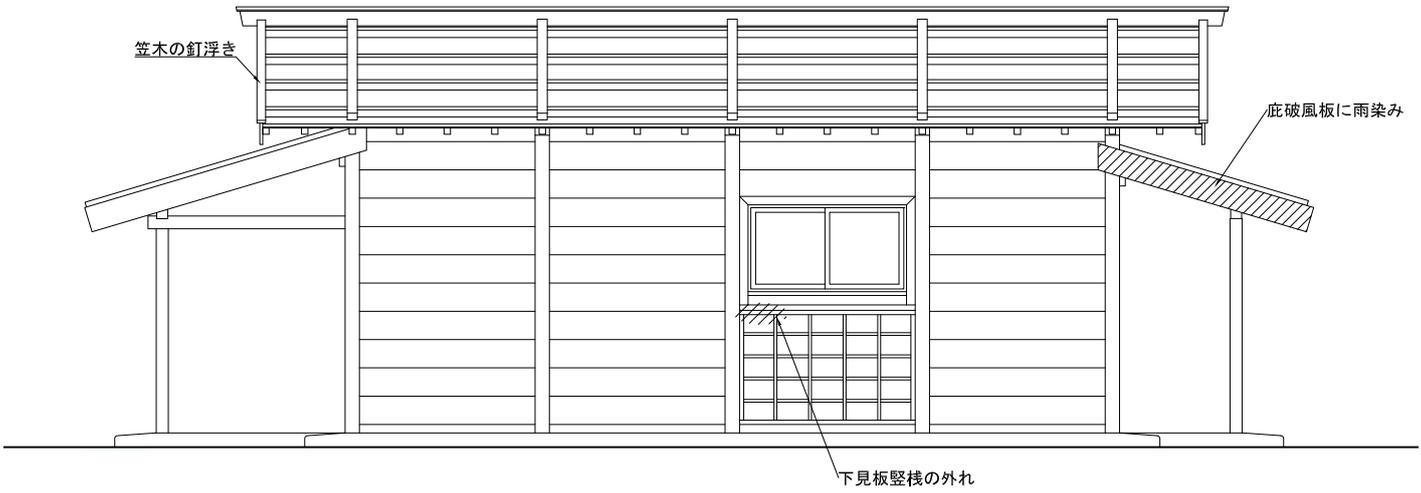
区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	②	主殿板蔵	a	板壁と屋根に雨染み。屋根板の劣化が進んでいる。 →経過観察し、将来改修する。	中期計画
				b	柱の割れ。 →経過観察する。	中期計画
				c	下見板堅棧の外れ。 →経過観察する。	中期計画
				d	壁紙の破れ（8箇所）。床クロスの剥がれ（2箇所）。 →経過観察する。	中期計画
				e	三和土の割れ。 →経過観察する。	中期計画
				f	園路に水溜まりができる。 →経過観察する。	中期計画



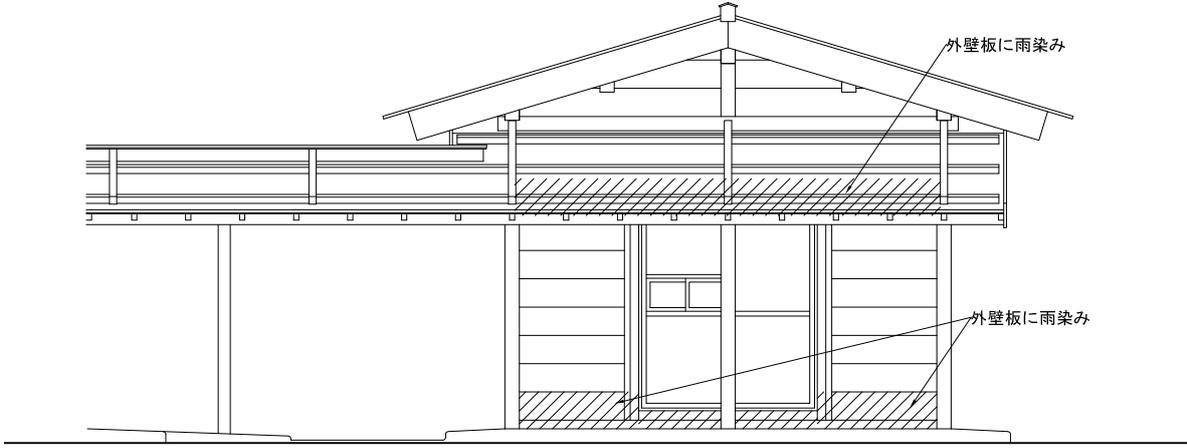
平 面 図 S=1/80



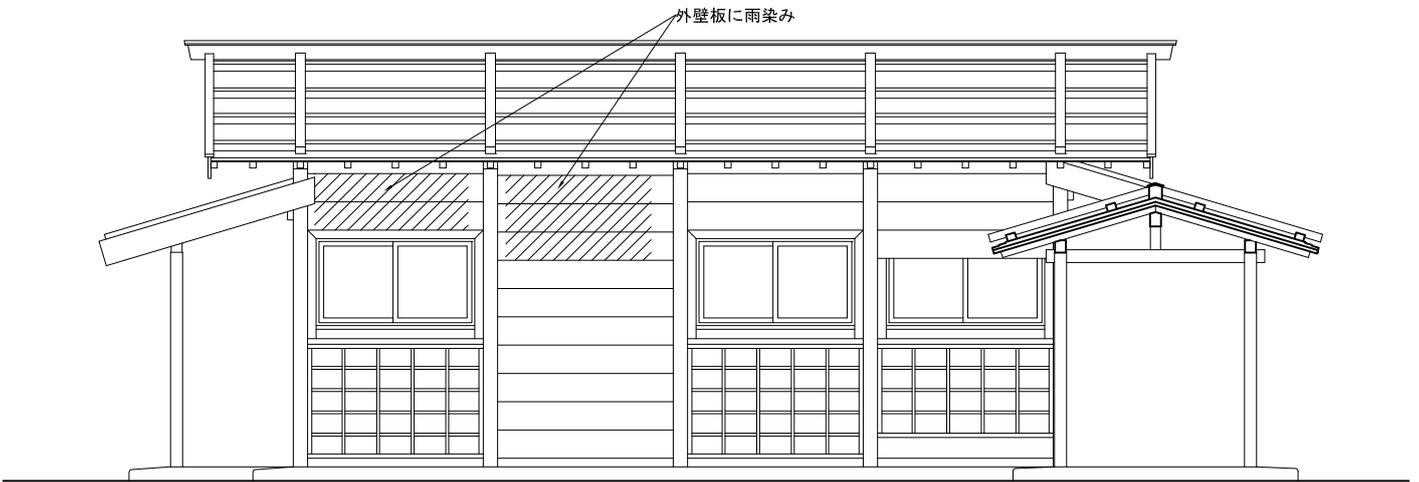
北側立面図 S=1/80



東側立面図 S=1/80



南側立面図 S=1/80



※屋根全体の劣化

西側立面図 S=1/80

③上馬屋

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・長板葺き総石置き

床面積 32.72 m²

梁間 4.09 m、桁行 8.0 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

模型塗装（平成 10 年）

三和土修繕（平成 19 年）



写真 25 棟木の変形

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根全体に劣化が見られる。棟木が変形している。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、将来的に全面葺き替えが必要である。

・壁の損傷

縦板に雨染みがある。当面は経過観察とする。

・その他損傷

床板に雨染みがある。当面は経過観察とする。

周囲の三和土に割れがある。周囲の園路に水溜まりができる。当面は経過観察し、園路整備の際に対処する。

ウ 再整備計画

屋根全体の葺き替えを行う。

三和土の改修を行う。

エ 屋内展示

展示物の馬の模型に劣化が見られる。当面は経過観察とする。



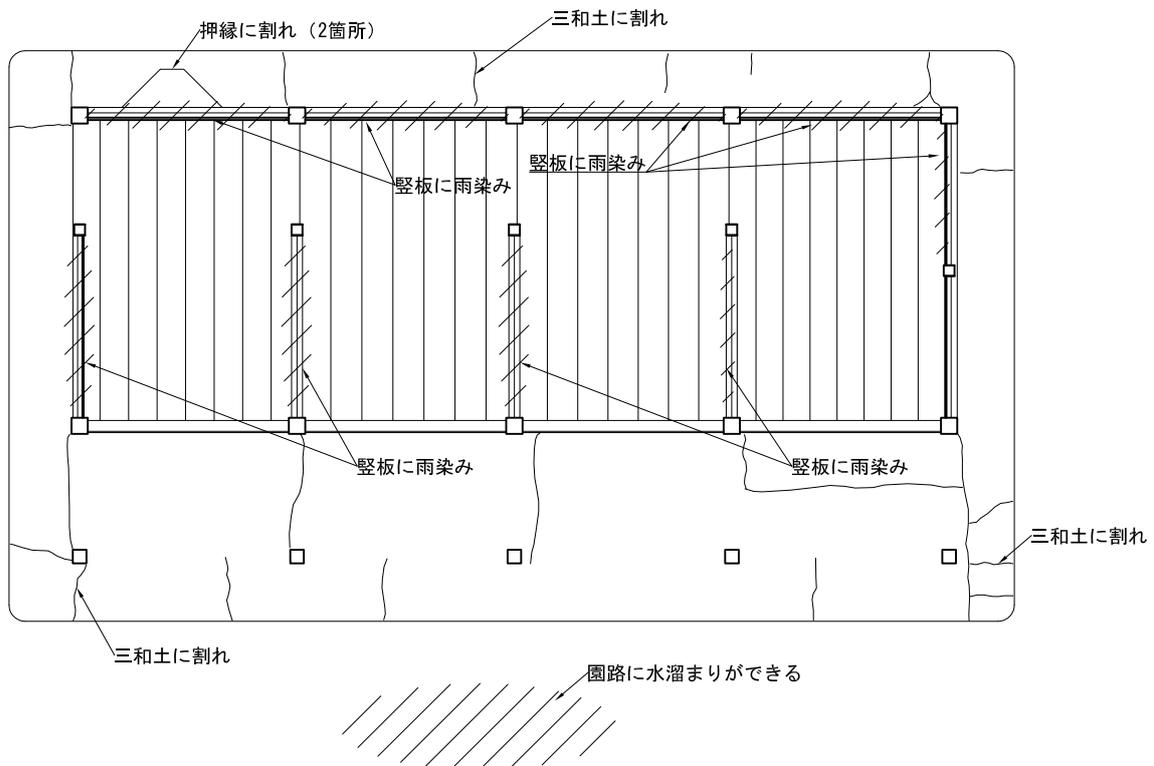
写真 26 屋根の損傷



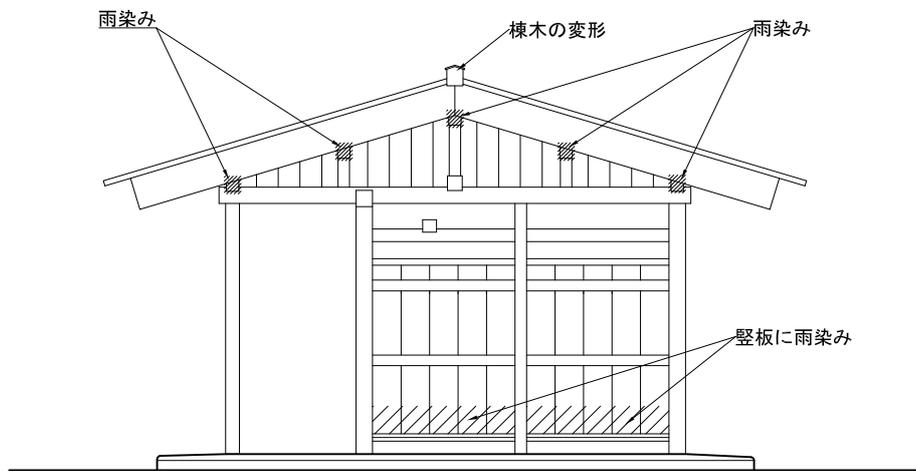
写真 27 三和土の割れ

表6 上馬屋主要損傷状況一覧

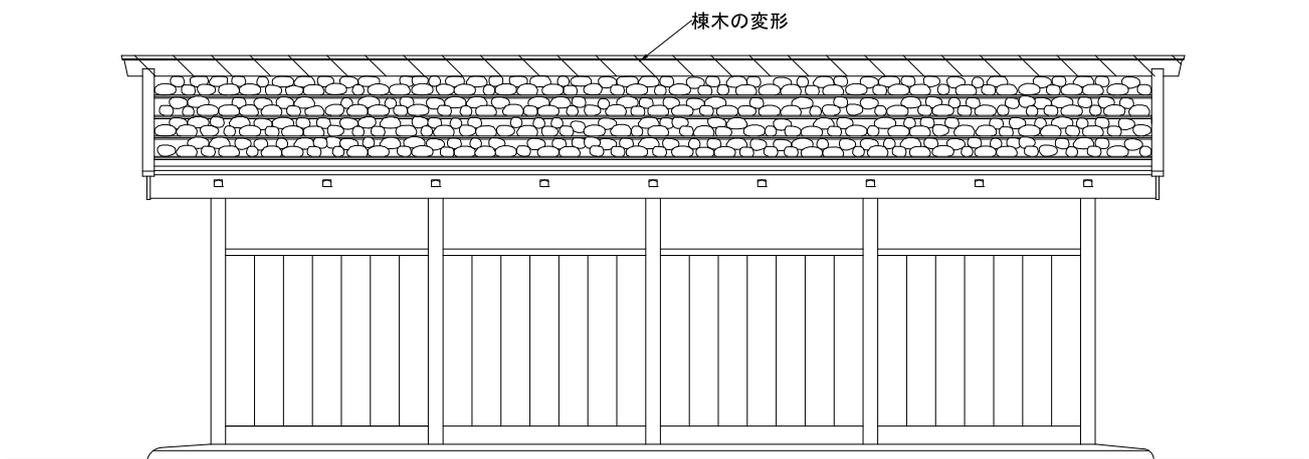
区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	③	上馬屋	a	軒先と母屋に雨染み。押縁と屋根板の劣化が全体的に進んでおり、 屋根替えの時期である。 →改修する。	短期計画
				b	棟木が変形している。 →屋根替えの際に改修する。	短期計画
				c	内外部縦板に雨染み。 →経過観察する。	中期計画
				d	外部押縁に割れ(2箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				e	三和土に割れ。 →経過観察する。	中期計画
				f	圍路に水溜まりができる。 →経過観察する。	中期計画



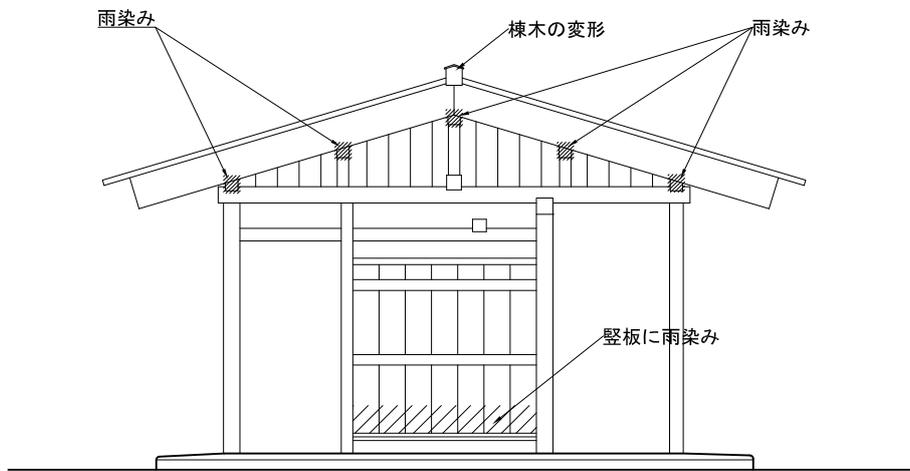
平面図 S=1/70



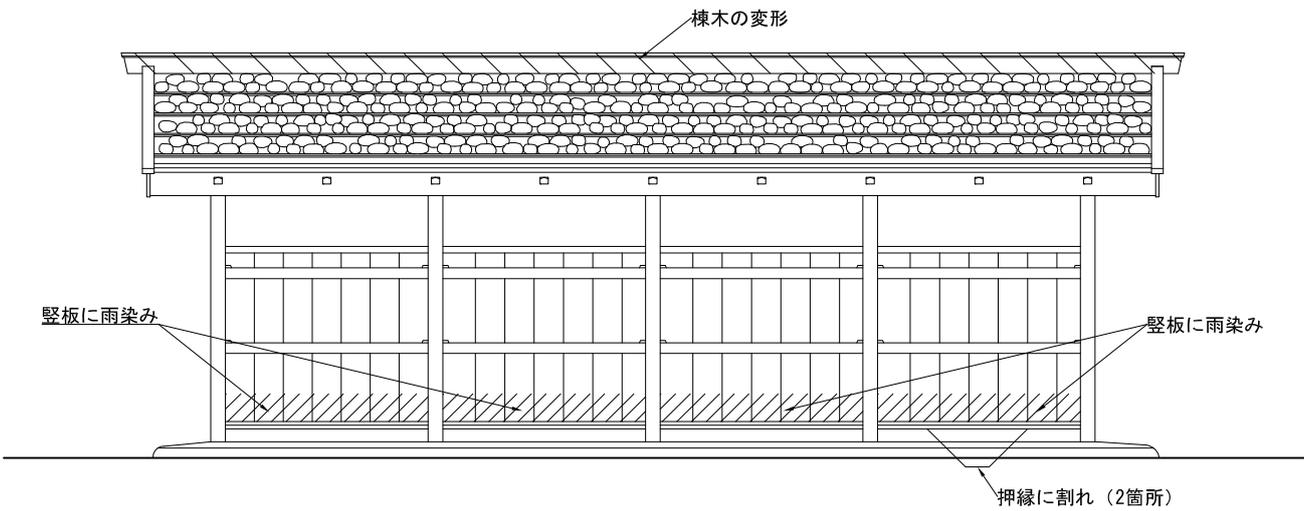
北側立面図 S=1/70



東側立面図 S=1/70



南側立面図 S=1/70



西側立面図 S=1/70

④納屋 1～3

ア 建物概要

構造形式

木造平屋（伏屋式竪穴建物）

切妻屋根茅葺き

床面積 納屋 1：18.2 m²

納屋 2：11.2 m²

納屋 3：10.5 m²

建築年

平成 3 年（3 棟とも）

修理等の履歴

納屋 1

屋根修繕（平成 9 年）

監視設備修繕（平成 12 年）

自火報設備修繕（平成 12 年）

屋根葺替（平成 20 年）

三和土修繕（平成 26 年）

納屋 2

屋根修繕（平成 9 年）

三和土修繕（平成 11 年）

監視設備修繕（平成 12 年）

屋根葺替（平成 20 年）

三和土修繕（平成 26 年）

納屋 3

屋根修繕（平成 9 年）

三和土修繕（平成 10 年）

監視設備修繕（平成 12 年）

照明設備修繕（平成 18 年）

屋根葺替（平成 21 年）

三和土修繕（平成 26 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

納屋 1

棟の杉皮に劣化が見られる。屋根全体に苔が発生している。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、将来的に全面葺替が必要である。

納屋 2

出入口部分の芝棟に劣化が見られる。屋根全体に苔が発生している。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、将来的に全面葺替が必要である。

納屋 3

棟の杉皮に劣化が見られる。屋根全体に苔が発生している。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、将来的に全面葺替が必要である。

・その他損傷

納屋 1

サスの下部と入口建具に雨染みがある。当面は経過観察とする。

周囲と内部の三和土に割れがある。当面は経過観察とする。

設備ボックスに錆びとケーブルの劣化がある。設備機器の更新を行う。

納屋 2

柱脚に雨染みがある。当面は経過観察とする。

周囲と内部の三和土に割れがある。当面は経過観察とする。

設備ボックスに錆びがある。設備機器の更新を行う。

納屋 3

柱脚に雨染みがある。当面は経過観察とする。

建具裏側に汚れがあるので掃除する。

周囲と内部の三和土に割れがある。当面は経過観察とする。

設備ボックスに錆びがある。設備機器の更新を行う。

使用していない空気が残されている。将来的に撤去する。

ウ 再整備計画

将来的に茅葺き屋根の葺替えを行う。

エ 設備計画

機械設備について、警備等の器具・配線設備については耐用年数に応じた更新を行う。
使用していない空気管は撤去する。



写真 28 納屋 1 の屋根



写真 29 納屋 2 の屋根



写真 30 納屋 2 の屋根 出入口芝棟の劣化



写真 31 納屋 3 の屋根



写真 32 柱脚の雨染み



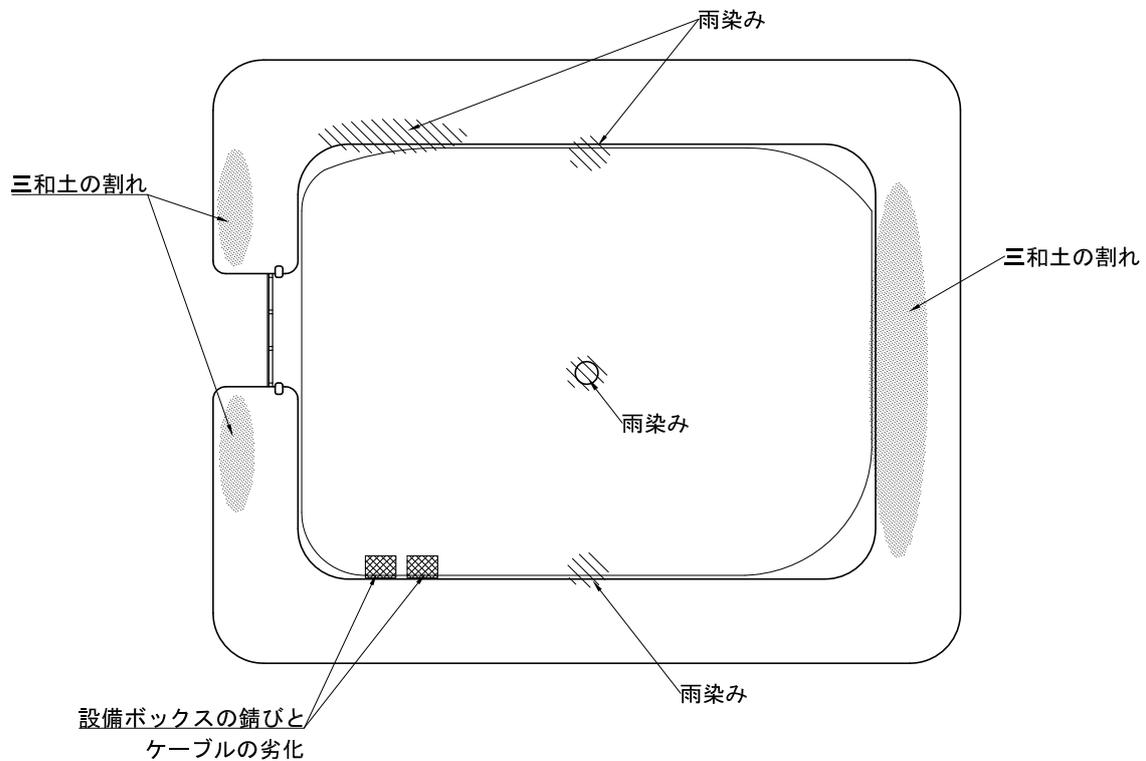
写真 33 納屋 2 の三和土



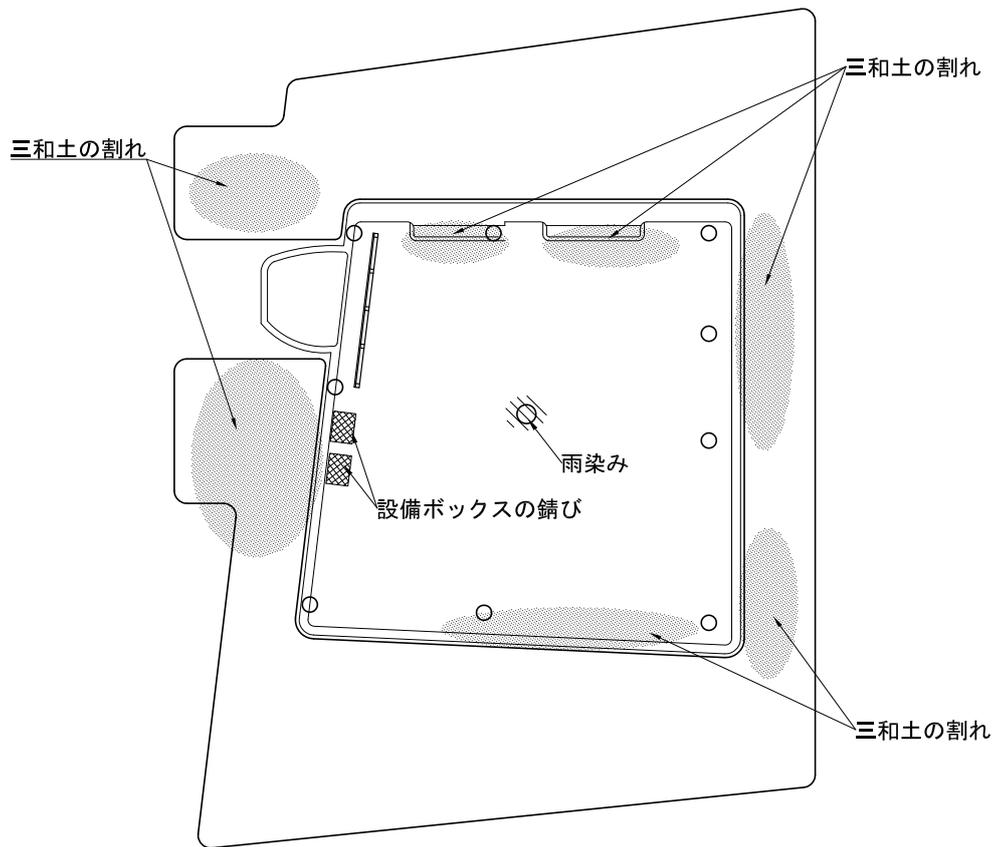
写真 34 内部三和土の損傷

表7 納屋主要損傷状況一覧

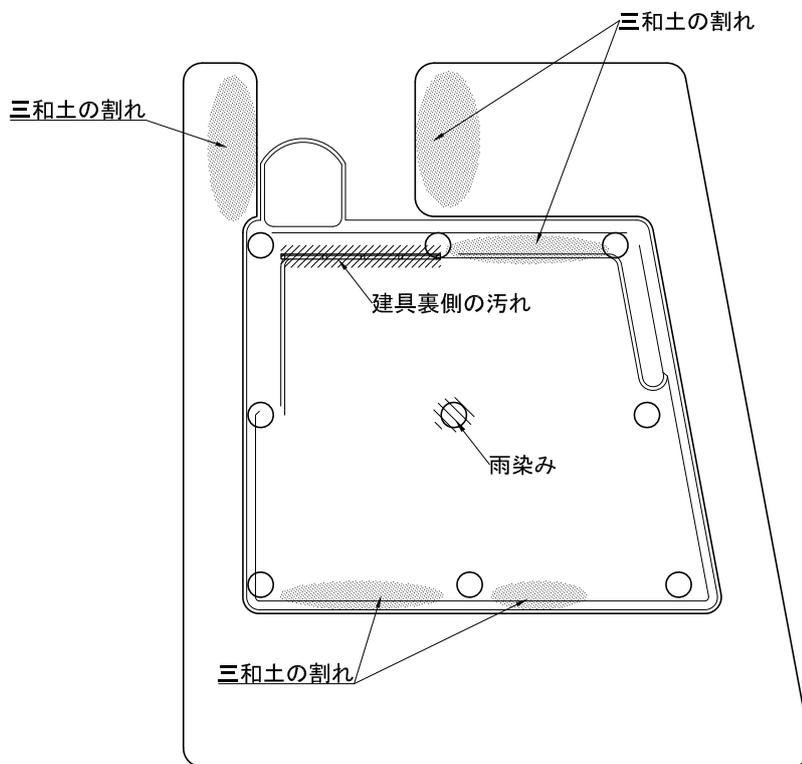
区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	④	納屋1	a	棟杉皮の劣化。屋根全体に苔。 →経過観察する。	中期計画
				b	サス下部の雨染み。入口建具の雨染みと板割れ。 →経過観察する。	中期計画
				c	三和土の割れ。 →経過観察する。	中期計画
				d	設備ボックスに錆び(3箇所)とケーブルに劣化。 →設備機器を更新する。	短期計画
			納屋2	e	出入口芝葺の劣化。屋根全体に苔。 →改修する。	中期計画
				f	柱脚の雨染み。 →経過観察する。	中期計画
				g	三和土の割れ。 →経過観察する。	中期計画
				h	設備ボックスに錆び(2箇所)。 →設備機器を更新する。	短期計画
			納屋3	i	棟杉皮の劣化。屋根全体に苔。 →経過観察する。	中期計画
				j	柱脚の雨染み。 →経過観察する。	中期計画
				k	三和土の割れ。 →経過観察する。	中期計画
				l	設備ボックスに錆び(1箇所)。 →設備機器を更新する。	短期計画
				m	使用していない空気管が残っている。 →撤去する。	短期計画



納屋1 平面図 S=1/60



納屋 2 平面図 S=1/60



納屋 3 平面図 S=1/60

⑤奥御殿板蔵

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・長板葺き栈木押え

床面積 56.7 m²

梁間 6.0 m、桁行 8.0 m

建築年

平成 2 年

修理等の履歴

放送設備修繕 (平成 11 年)

監視設備修繕 (平成 12 年)

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根と庇全体に苔が発生している。棟木に劣化が見られる。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、将来的に全面葺き替えが必要である。

・壁の損傷

板壁にズレと外れが見られる。軸部の歪みが原因と考えられ、将来的に改修が必要である。板壁に雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

・その他損傷

地覆の外れ、柱の振れ、桁のズレがある。

周囲の三和土に割れがある。当面は経過観察し、園路整備の際に対処する。

小屋組に害虫の巣があるため除去する。

ウ 再整備計画

屋根全体の劣化が進んでおり、将来的に全面改修が必要である。軸部にも歪みが見られ、板壁のズレと外れがあるため、建物全体の改修が必要である。

三和土の改修を行う。

エ 屋内展示

展示内容は更新を検討する。

オ 設備

照明・コンセント・警備等の電気設備については耐用年数に応じた更新を行う。

灯具については LED 化を行う。

カ その他

害虫の駆除は維持管理で行う。



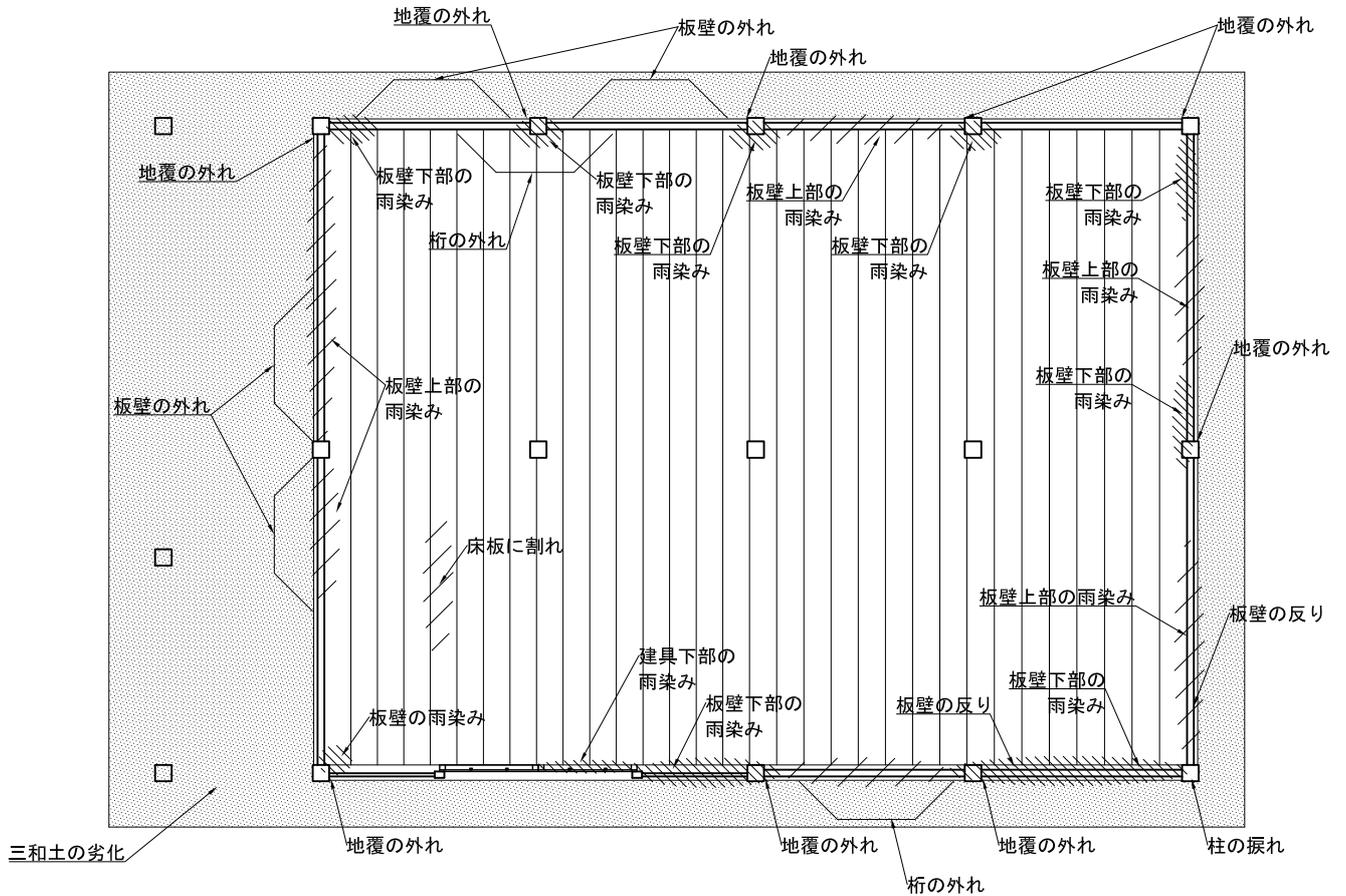
写真 35 屋根全体の損傷



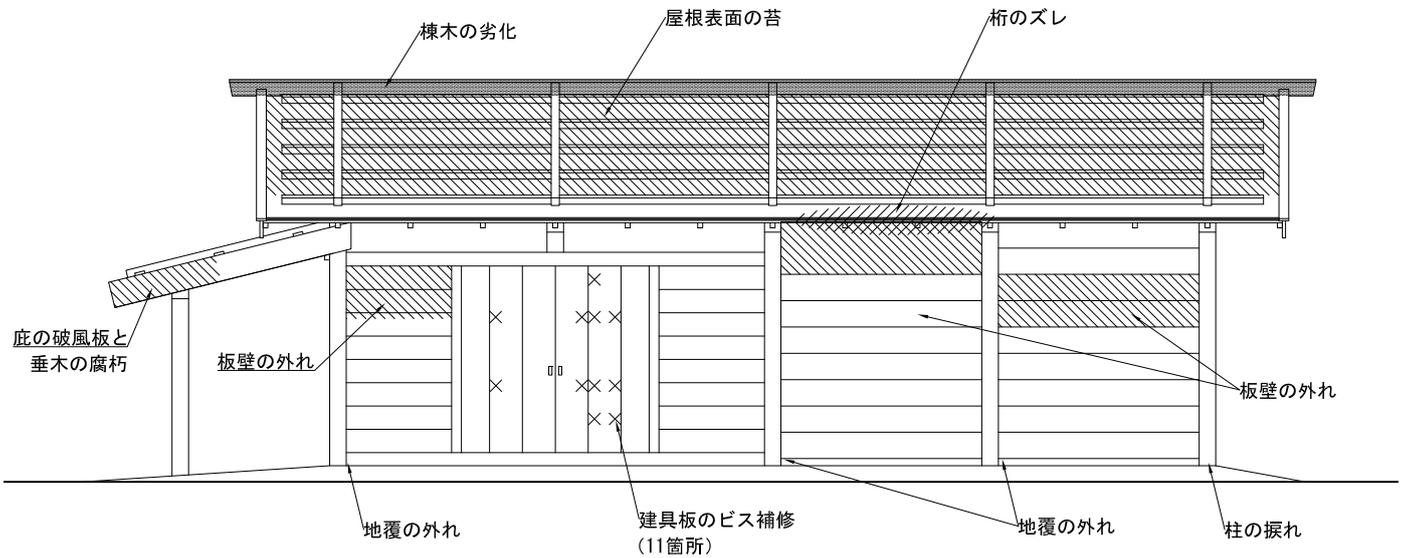
写真 36 板壁の外れ

表 8 奥御殿板蔵主要損傷状況一覧

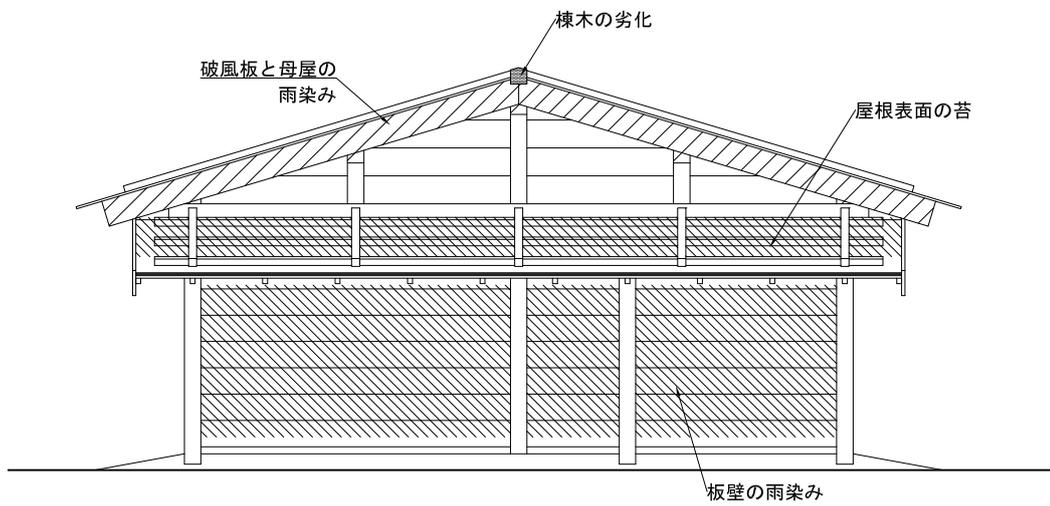
区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A(復原建造物等)	⑤	奥御殿板蔵	a	屋根・庇の苔と雨染み。棟木の劣化。 →経過観察する。	中期計画
				b	地覆の外れ(10箇所)。柱の振れ(1箇所)。桁のズレ。板壁のズレ・外れ。 →経過観察する。	中期計画
				c	板壁の雨染み。入口建具の雨染み。床板の割れ(1箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				d	建具板がビスで補修されている。 →経過観察する。	中期計画
				e	三和土の割れ。 →経過観察する。	中期計画



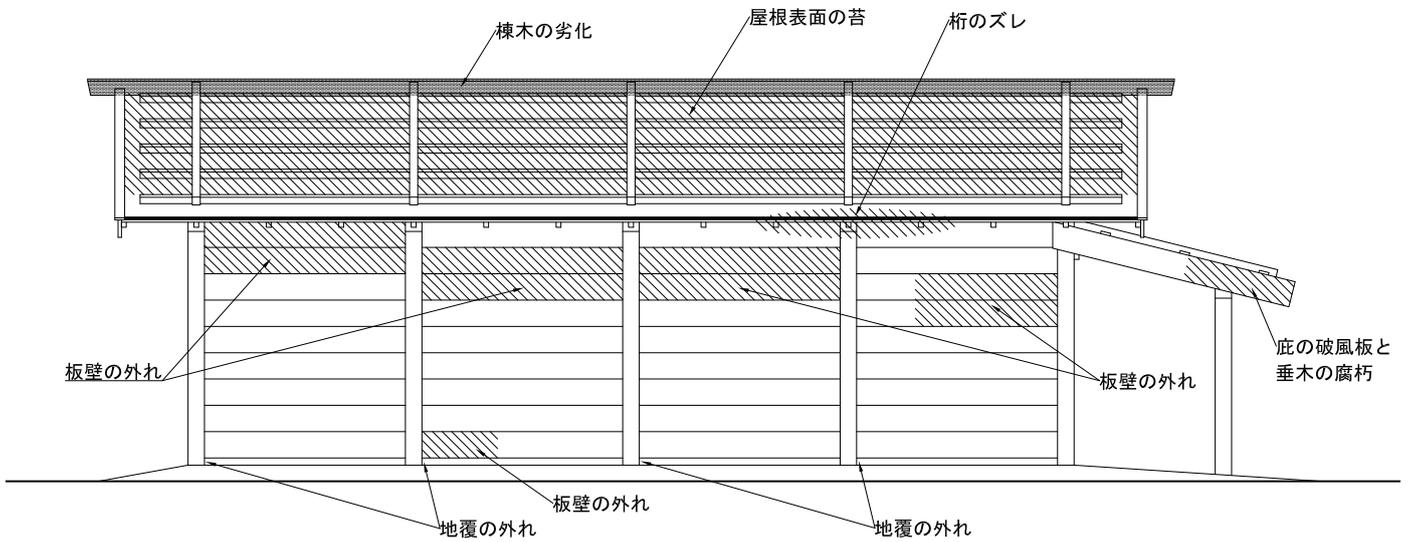
平面図 S=1/70



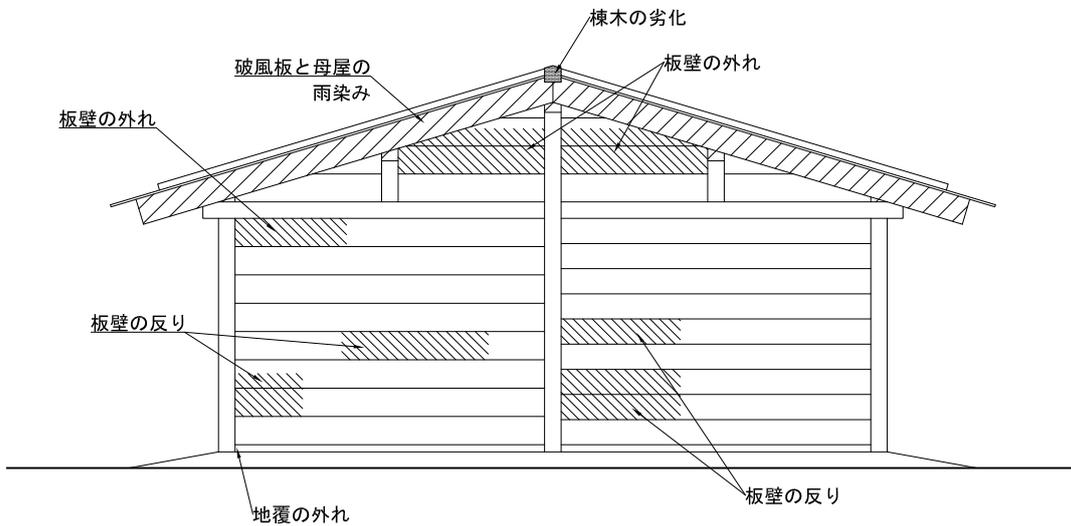
北側立面図 S=1/70



東側立面図 S=1/70



南側立面図 S=1/70



西側立面図 S=1/70

⑥工房

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

茅葺き

床面積 46.4 m²

梁間 3.8 m、桁行 10.5 m

建築年

平成 2 年

修理等の履歴

屋根修繕（平成 9 年）

三和土修繕（平成 10 年）

監視設備修繕（平成 12 年）

屋根修繕（平成 16 年）

三和土修繕（平成 19 年）

屋根修繕（平成 25 年）



写真 37 屋根の損傷（棟部分）



写真 38 板壁の損傷

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

棟杉皮の押えが劣化し外れている。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、早い段階で改修が必要である。

・壁の損傷

板壁の腐朽がある。モグラの影響によるものと考えられるため、モグラ対策を行ってから改修する。

板壁に雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

・その他損傷

周囲の三和土に割れがある。当面は経過観察し、園路整備の際に対処する。

西側の斜面に土の流出がある。モグラの影響によるものと考えられるため、モグラ対策を行ってから改修する。

ウ 再整備計画

棟部分の改修を優先して行う。茅葺き屋根は差し茅を行い、時期を見て全面葺替えを行う。

外壁の損傷部分はモグラの対策を行った後、腐朽した部分の改修を行う。三和土改修を行う際に外壁全体の改修を行う。

エ 屋内展示

展示内容は、将来更新を検討する。

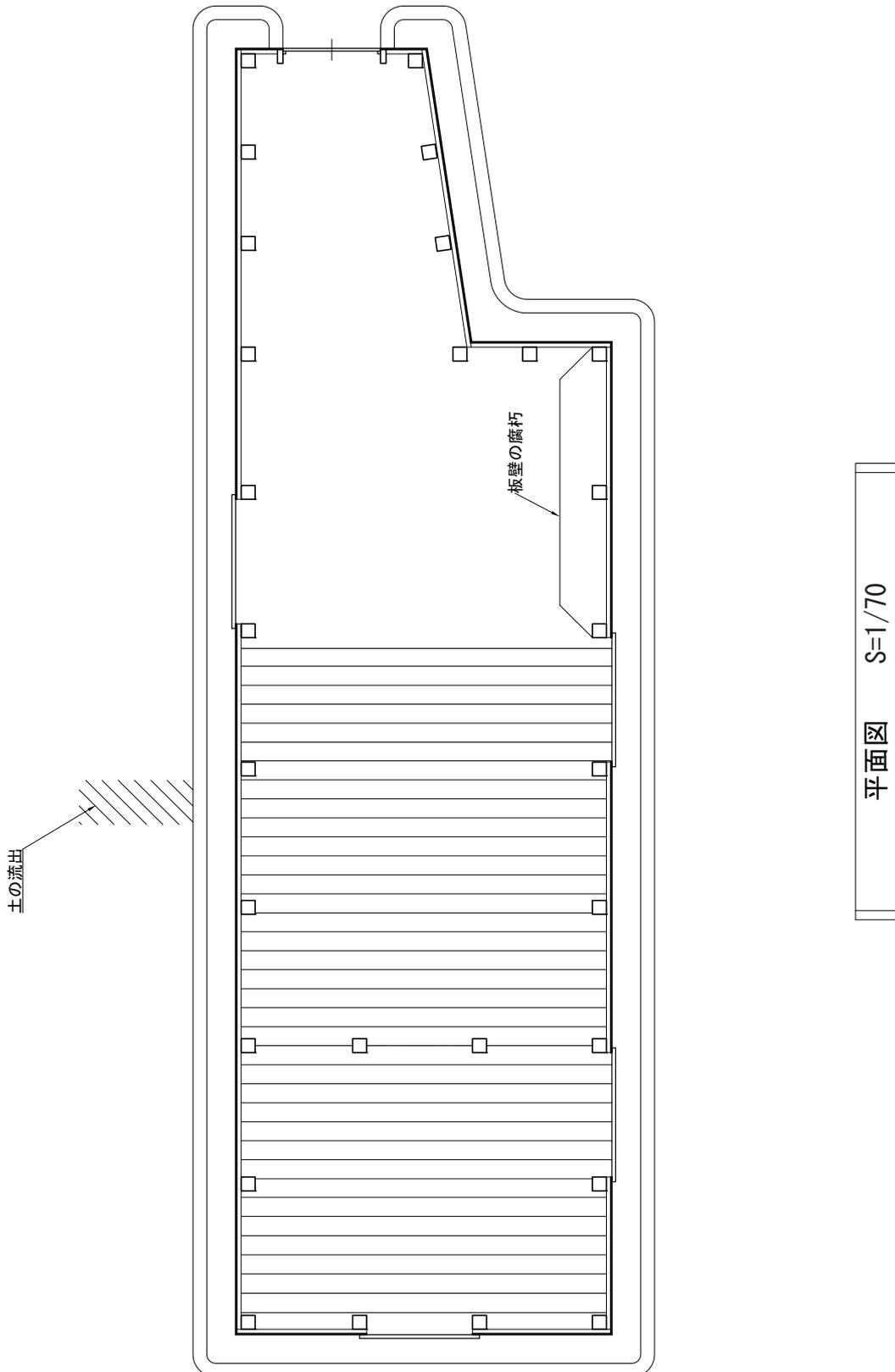
オ 設備

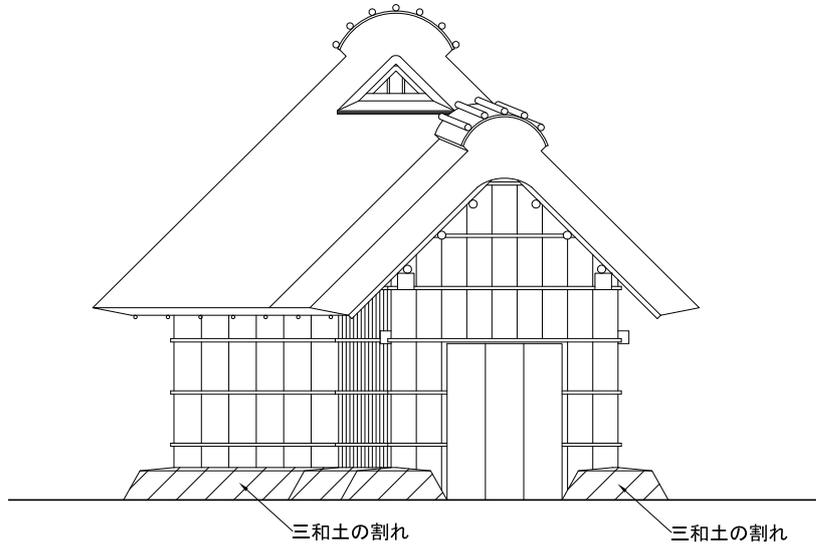
照明・コンセント・警備等の電気設備については耐用年数に応じた更新を行う。

灯具については LED 化を行う。

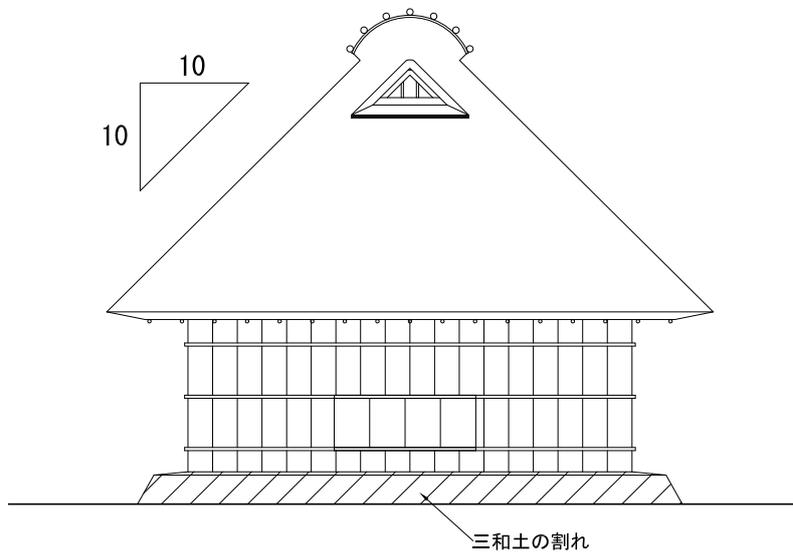
表9 工房主要損傷状況一覧

区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑥	工房	a	棟杉皮の押縁の外れ。 →改修する。	中期計画
				b	建具の雨染み。板壁の腐朽（モグラの影響による）。板壁下部の雨染み。 →腐朽箇所のみ部分改修し、他は経過観察する。	中期計画
				c	三和土の割れ。 →経過観察する。	中期計画
				d	土の流出（モグラの影響による）。 →モグラ対策を行い、経過観察する。	短期計画

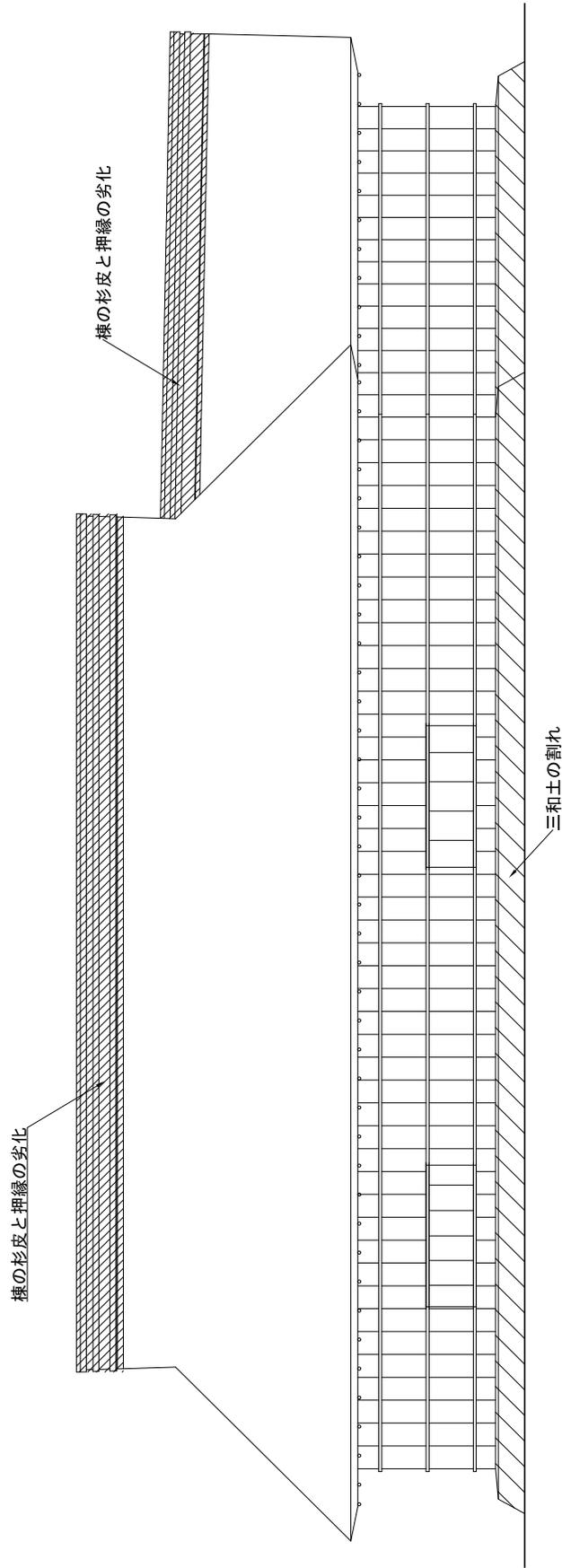




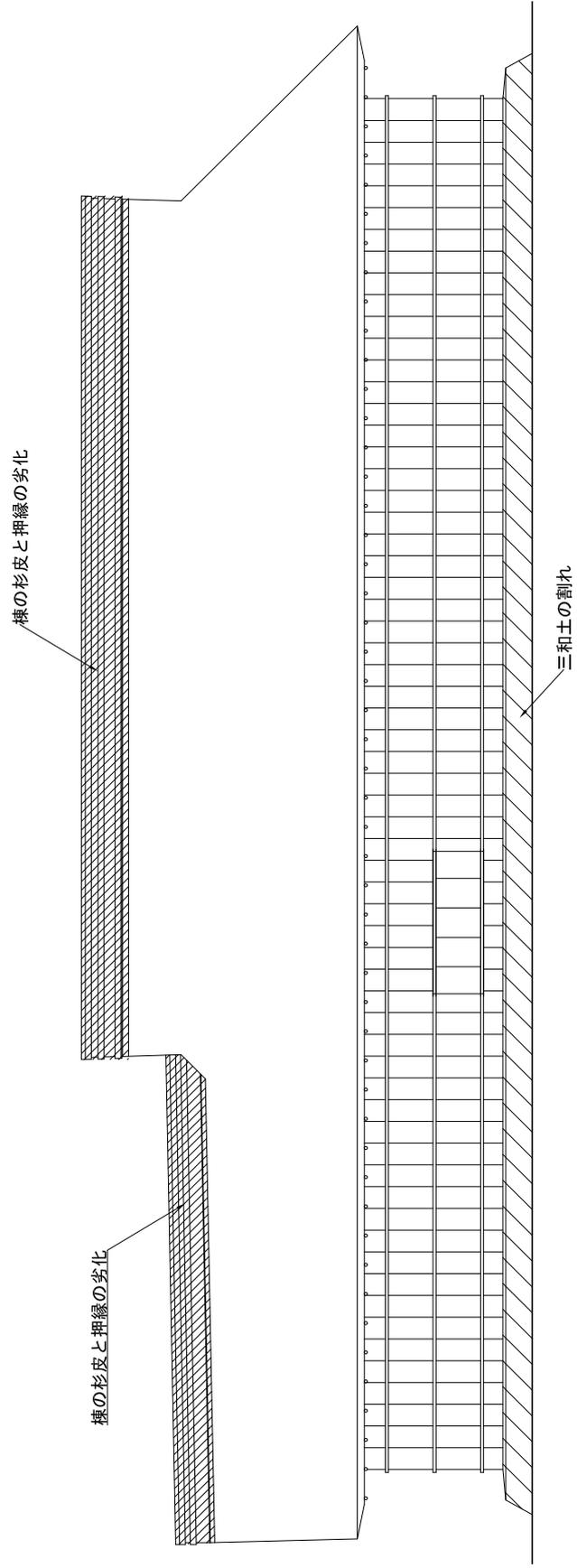
北側立面図 S=1/70



南側立面図 S=1/70



東側立面図 S=1/70



西側立面図 S=1/70

⑦鍛冶工房

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

茅葺き

床面積 37.9 m²

梁間 4.3 m、桁行 4.3 m

建築年

平成 2 年

修理等の履歴

屋根修繕（平成 6 年）

屋根修繕（平成 9 年）

屋根修繕（平成 9 年）

三和土修繕（平成 10 年）

屋根修繕（平成 12 年）

屋根修繕（平成 12 年）

監視設備修繕（平成 12 年）

屋根修繕（平成 16 年）

板壁改修（平成 23 年）

屋根改修（平成 24 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

棟杉皮の押えが劣化し外れている。棟が下がり、屋根全体に苔がある。現状では小屋組に雨漏りは確認されていないが、早い段階で改修が必要である。

・壁の損傷

板壁下部に雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

内部土壁に亀裂があるが、当面は経過観察とする。

・その他損傷

内部の三和土に削れによるへこみがある。当面は経過観察とする。

周囲の三和土に割れがある。当面は経過観察し、園路整備の際に対処する。

ウ 再整備計画

屋根の棟部分の改修を優先して行う。茅葺き屋根は差し茅を行い、時期を見て全面葺替を行う。

エ 屋内展示

展示内容は、将来更新を検討する。

オ 設備

照明・コンセント・警備等の電気設備については耐用年数に応じた更新を行う。

灯具については LED 化を行う。



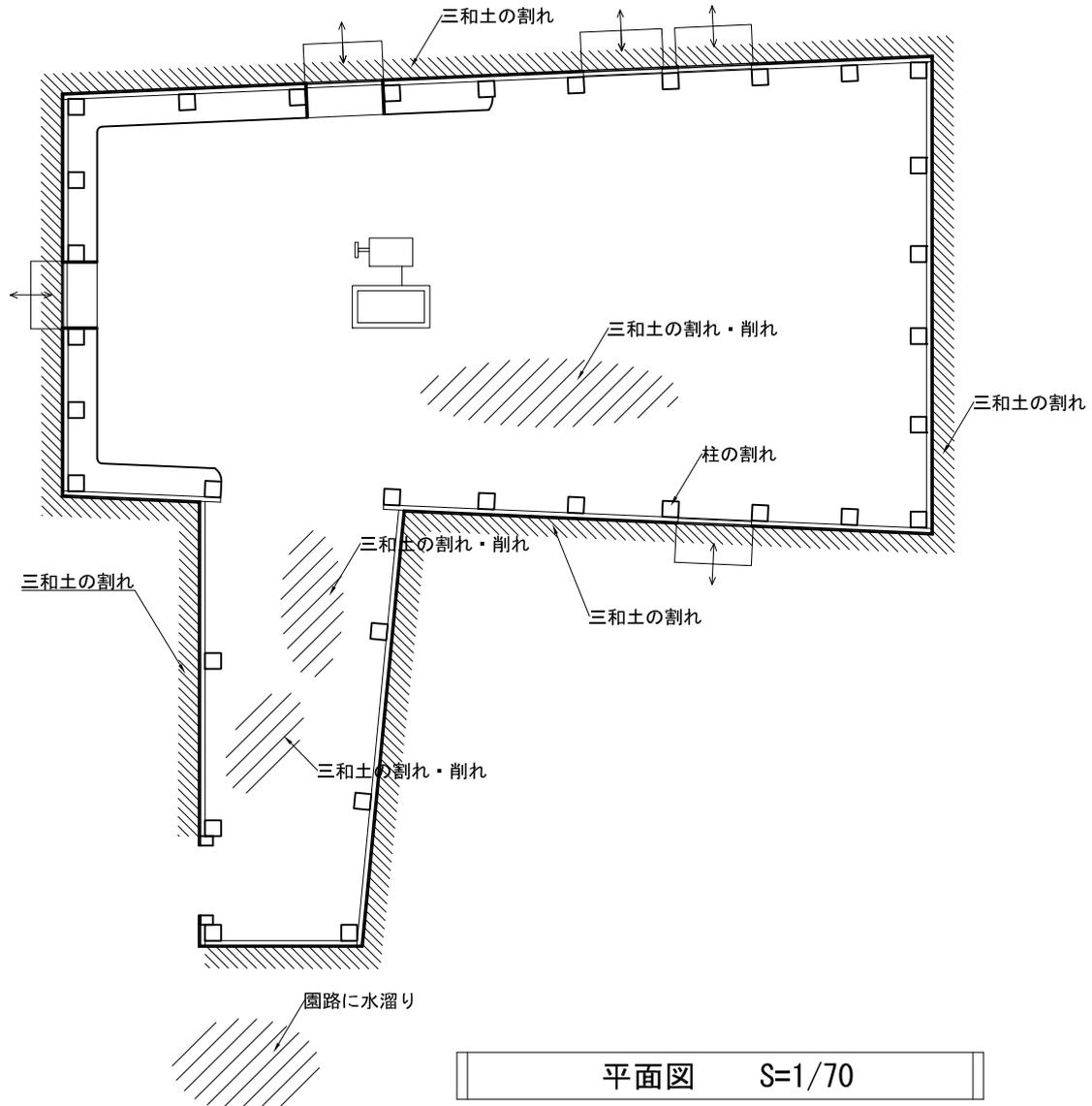
写真 39 棟の損傷

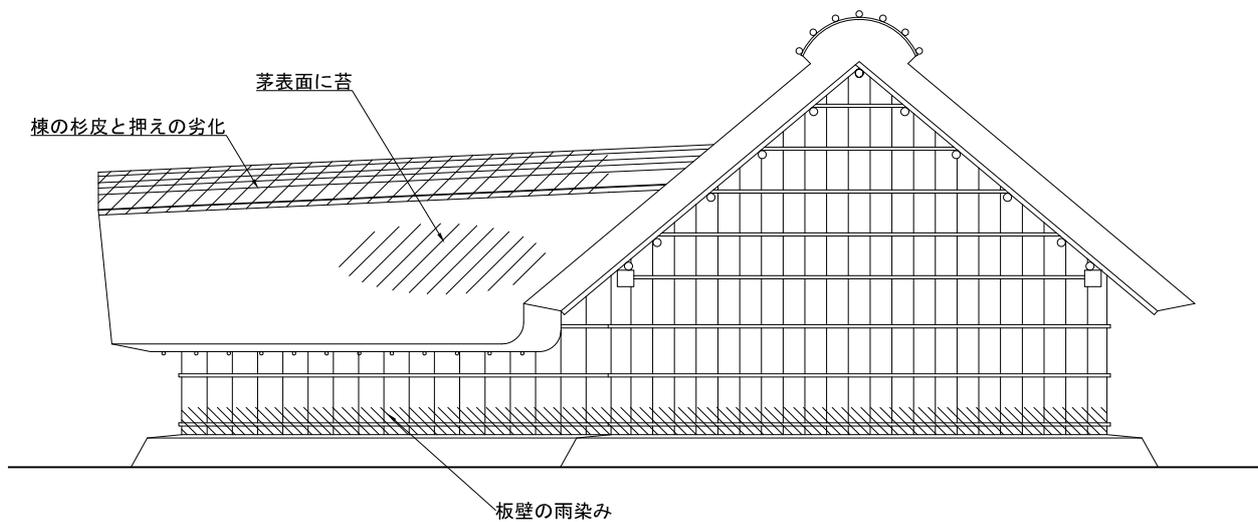


写真 40 壁の変色と周囲の三和土割れ

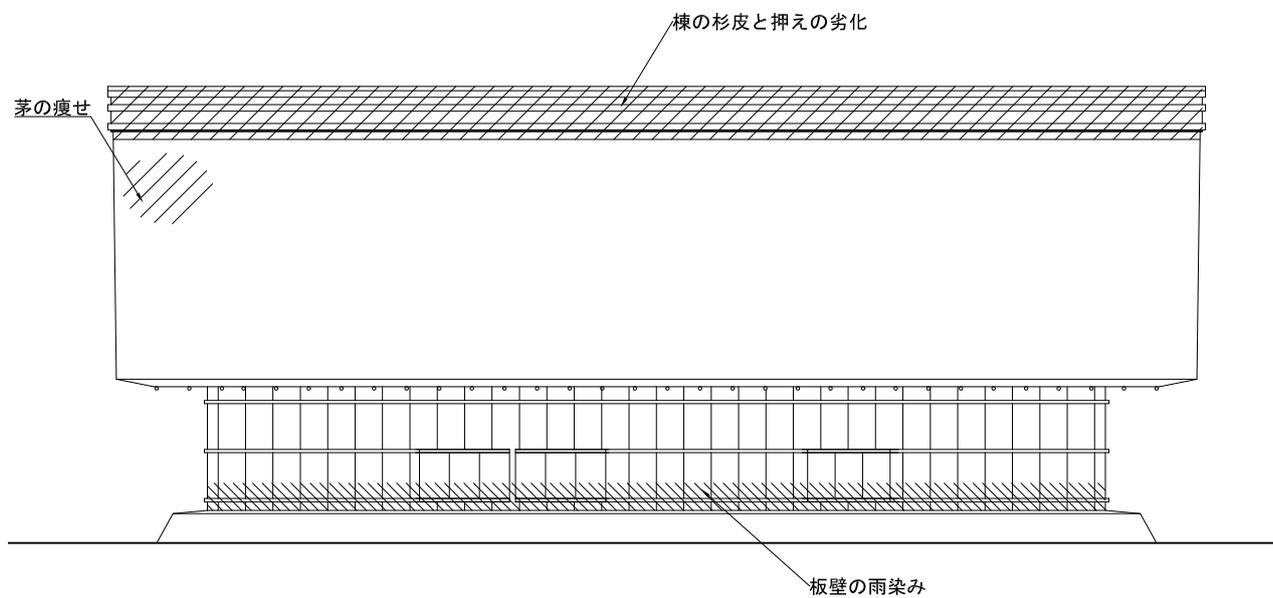
表 10 鍛冶工房主要損傷状況一覧

区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑦	鍛冶工房	a	棟杉皮の劣化と押縁の外れ。屋根全体に苔。棟の下がり。 →経過観察する。	中期計画
				b	板壁下部の雨染み。 →経過観察する。	中・長期計画
				c	内部土壁の亀裂。 →経過観察する。	中期計画
				d	三和土の割れ・削れによるへこみ。 →経過観察する。	中期計画

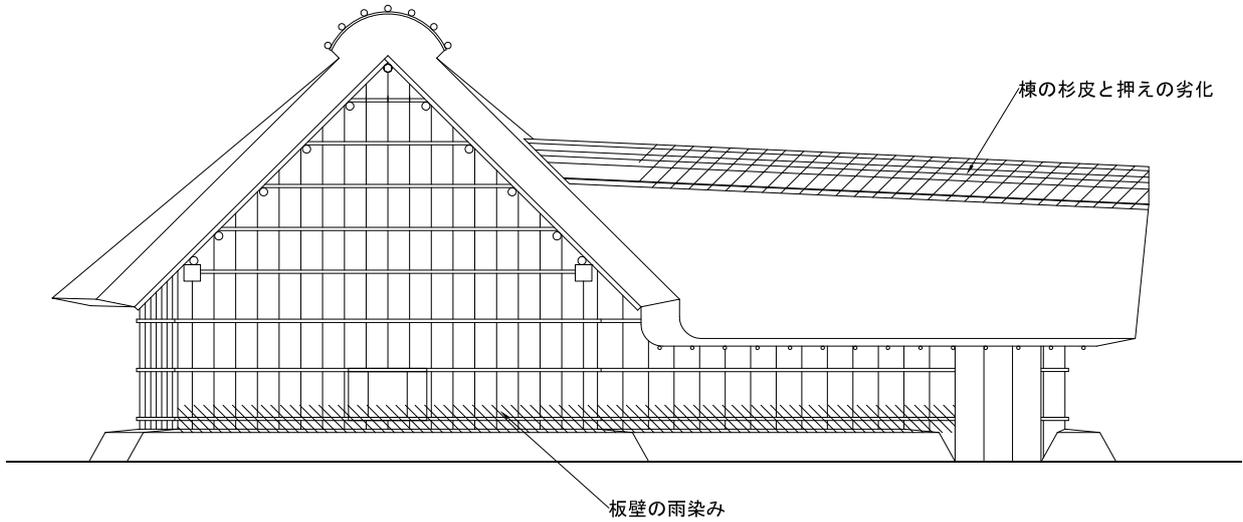




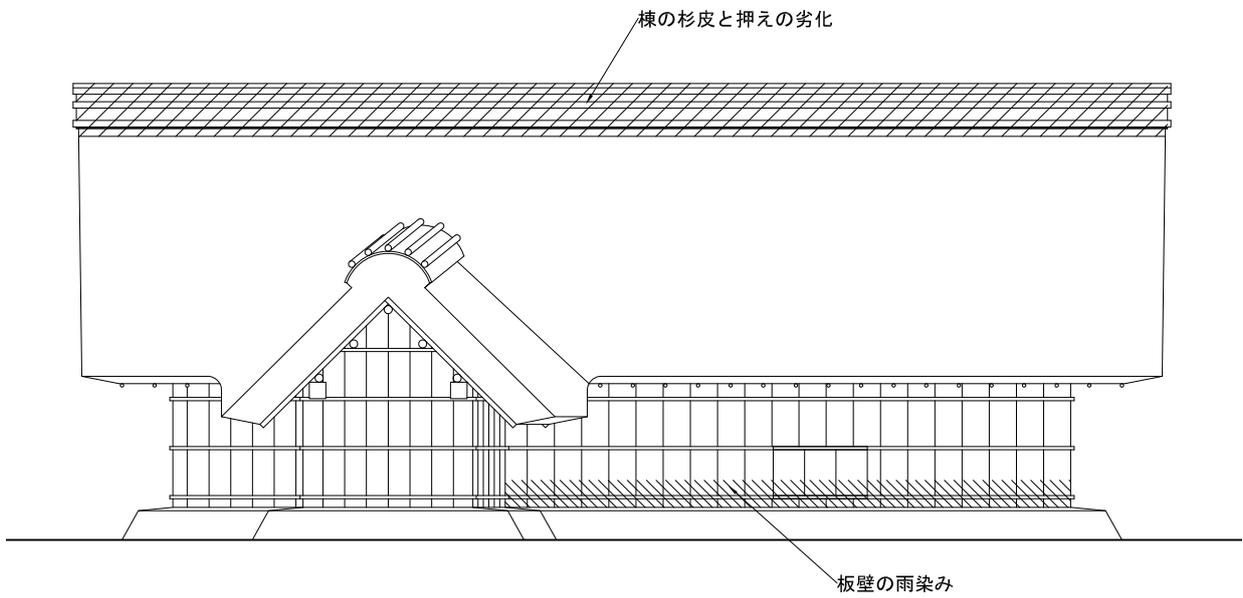
北側立面図 S=1/70



東側立面図 S=1/70



南側立面図 S=1/70



西側立面図 S=1/70

⑧野鍛冶場

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・杉皮葺き（3棟とも）

A棟 床面積 5.8㎡

梁間 2.4 m、桁行 2.4 m

B棟 床面積 5.8㎡

梁間 2.4 m、桁行 2.4 m

C棟 床面積 3.6㎡

梁間 1.5 m、桁行 2.4 m

建築年（3棟とも）

平成4年

修理等の履歴

屋根修繕（平成20年）

改修工事（平成20年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根全体に苔が見られる。押縁が外れている。杉皮が劣化している。建替えが必要である。

・その他損傷

柱脚部分が全体に腐朽している。令和元年度の強風・台風被害によりA棟・C棟が傾倒しており、建替えが必要である。

ウ 再整備計画

A棟を優先して令和元年度に建替える。B・C棟も建替える。



写真 41 野鍛冶場A棟



写真 42 柱脚部腐朽



写真 43 屋根の劣化



写真 44 屋根杉皮の劣化

表 11 野鍛冶場主要損傷状況一覧

区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑧	野鍛冶場A	a	柱脚部分の腐朽、傾倒。屋根全体に苔・押縁の外れ・杉皮の劣化。 →建替える。	短期計画
			野鍛冶場B	b	柱脚部分の腐朽。屋根全体に苔・押縁の外れ・杉皮の劣化。 →屋根替えを行う。将来的に建替える。	短期計画
			野鍛冶場C	c	柱脚部分の腐朽、傾倒。屋根全体に苔・押縁の外れ・杉皮の劣化。 →建替える。	短期計画

⑨番所

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・板葺き

床面積 27.8 m²

梁間 2.121 m、桁行 10.151 m

建築年

平成 4 年

修理等の履歴

建具修繕（平成 16 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根全体に苔が発生するなど、劣化が見られる。早い段階で改修が必要である。

・その他損傷

柱脚に割れと腐朽が見られる。当面は経過観察とする。

折れ釘の劣化が見られる。当面は経過観察とする。

舗装の割れが見られる。当面は経過観察とする。

ウ 再整備計画

将来的に屋根の葺替えと柱脚の改修を行う。



写真 45 屋根の劣化



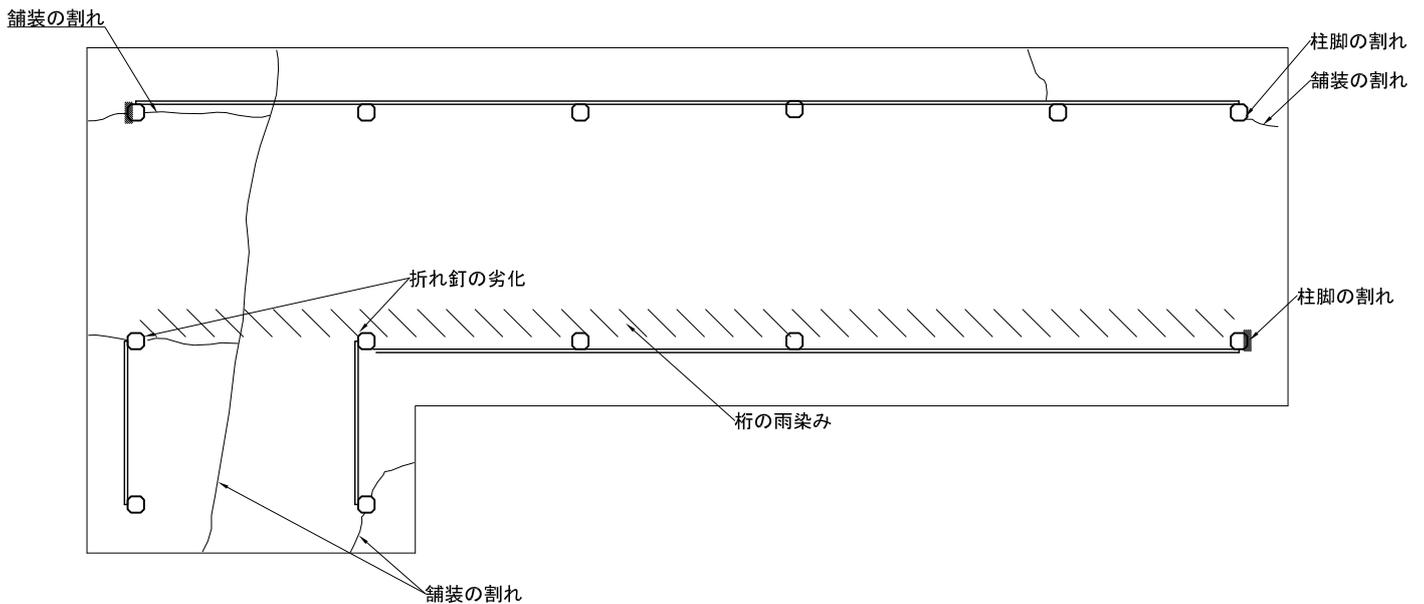
写真 46 柱脚の損傷



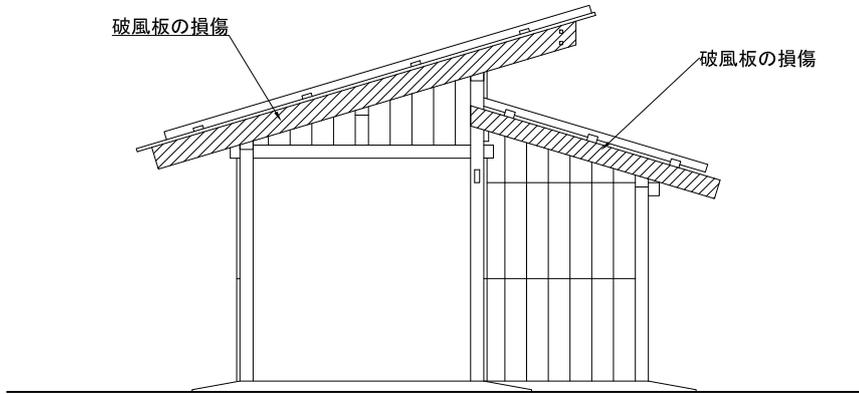
写真 47 舗装の割れ

表 12 番所主要損傷状況一覧

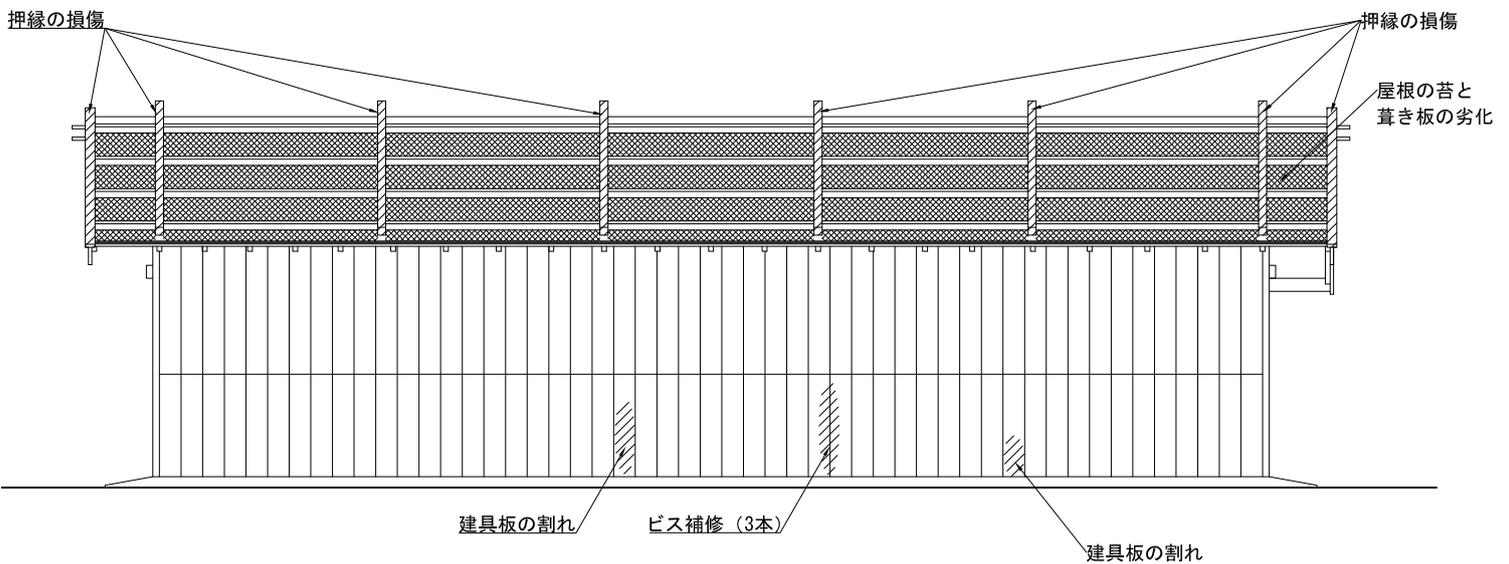
区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	㊸	番所	a	破風板と桁の雨染み。破風板の割れ。屋根板の劣化と押縁の腐朽が全体的に進んでおり、屋根替えの時期がきている。 →将来改修する。	中期計画
				b	桁の雨染み。 →経過観察する。	中・長期計画
				c	柱脚の割れと腐朽。 →経過観察する。	中期計画
				d	建具板の割れと反り・釘の浮き。建具板がビスで補修されている。 →経過観察する。	中期計画
				e	折れ釘の劣化。 →経過観察する。	中期計画
				f	舗装の割れ。 →経過観察する。	中期計画



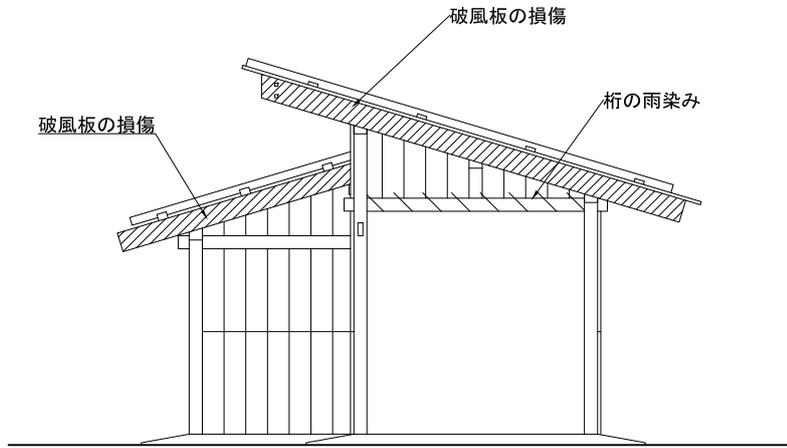
平面図 S=1/70



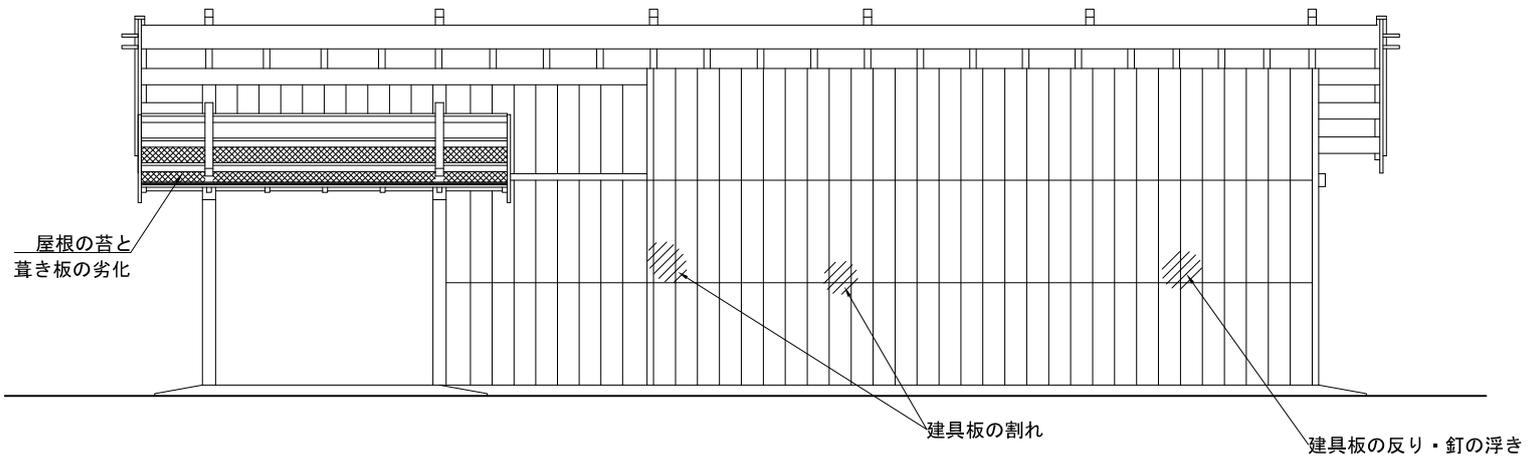
北側立面図 S=1/70



東側立面図 S=1/70



南側立面図 S=1/70



西側立面図 S=1/70

⑩中馬屋

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・長板葺き総石置き

床面積 81.1 m²

梁間 2.0 m、桁行 29.3 m

建築年

平成元年

修理等の履歴

下屋修繕（平成 22 年）

小屋組改修（平成 22 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根全体が雨漏りしている。劣化により小屋組にも雨染みが見られる。早い段階で全面葺替えが必要である。

・壁の損傷

板壁に雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

・その他損傷

床板に雨染みと割れが見られる。当面は経過観察とする。

無双窓板が外れているため改修する。

ウ 再整備計画

屋根の全面葺替えを行う。雨漏りの対策を検討し、仕様の変更を行う。

エ 屋内展示

展示物の馬の模型に劣化が見られる。当面は経過観察とする。

オ 設備

コンセント等、配線設備については耐用年数に応じた更新を行う。

カ その他

無双窓板の外れは維持管理で行う。



写真 48 屋根の損傷



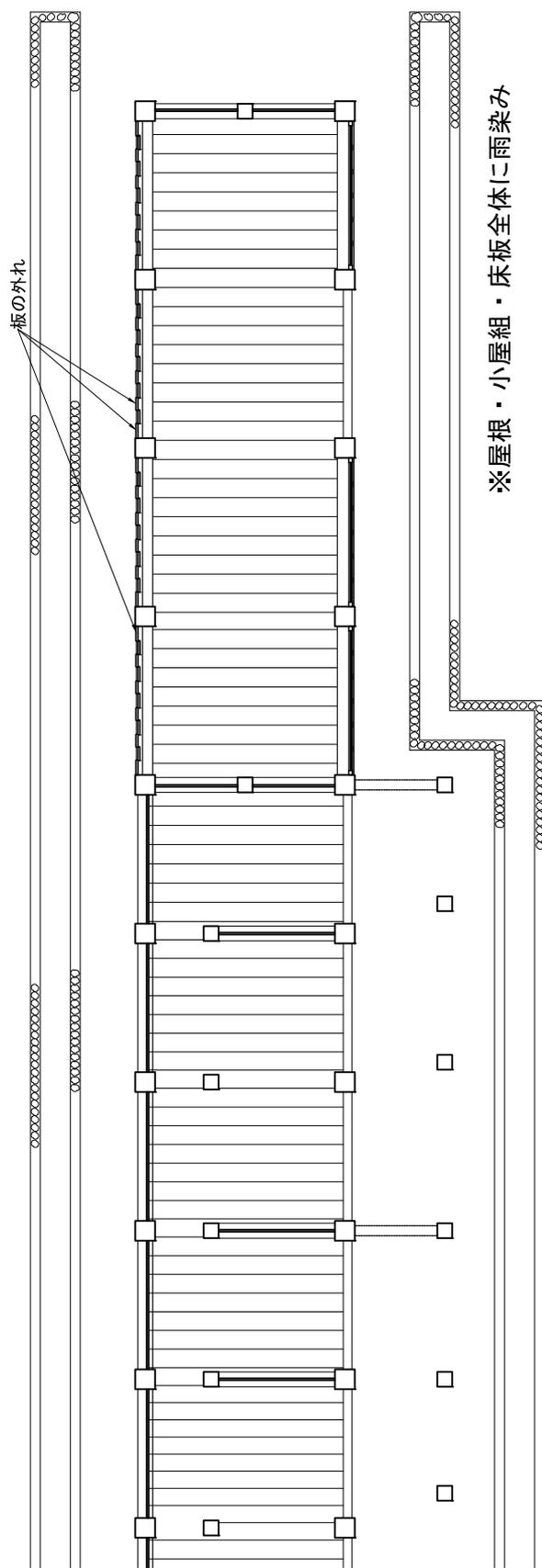
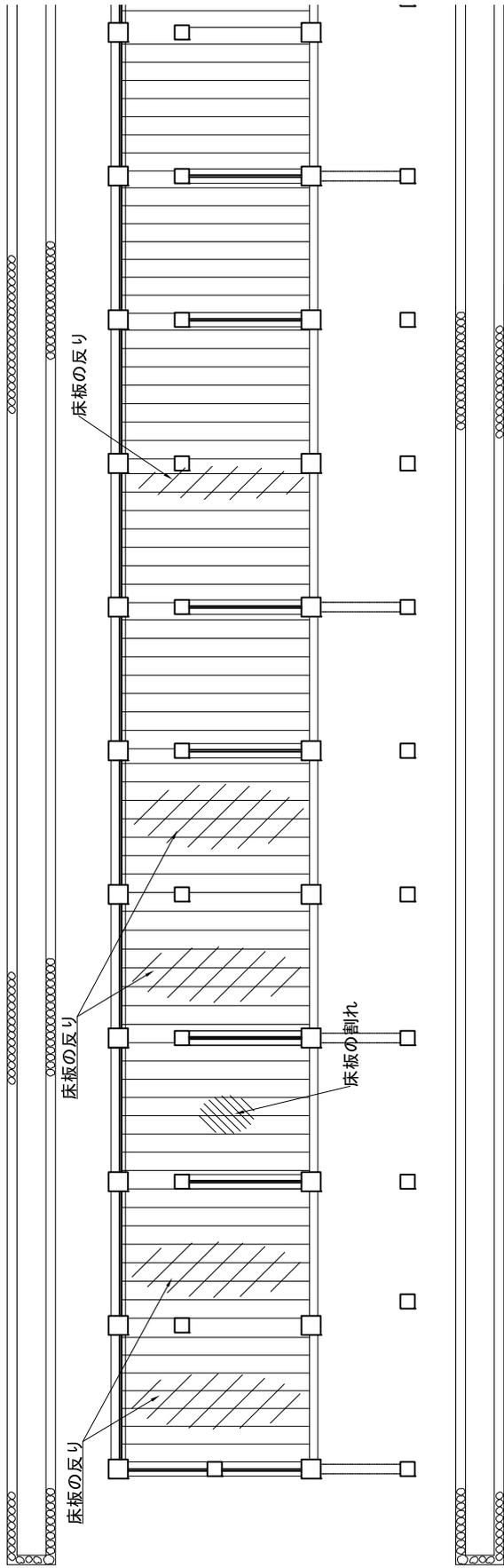
写真 49 小屋裏の雨染み



写真 50 床板の雨染み

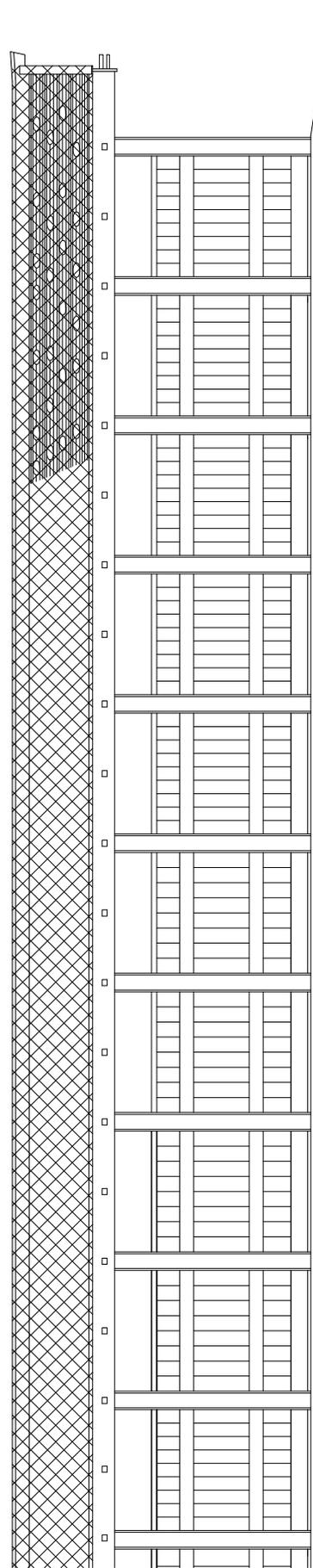
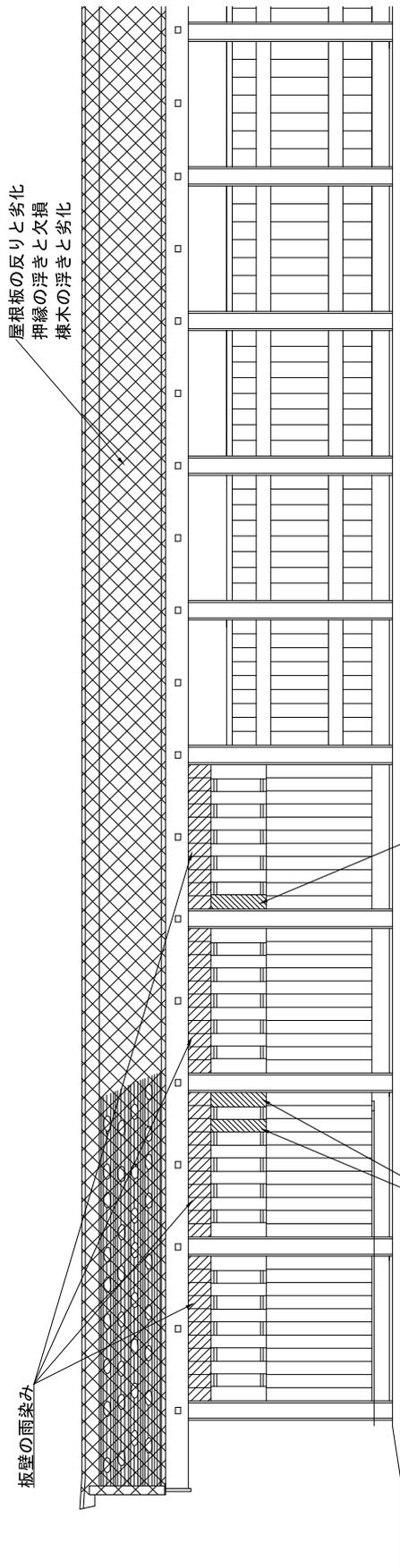
表 13 中馬屋主要損傷状況一覧

区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑩	中馬屋	a	棟木の浮きと劣化。屋根板の痩せや反りと劣化による雨漏りと雨染み（全体）。 屋根板押縁の浮きと欠損。 →仕様変更して改修する。	短期計画
				b	雨漏りによる板壁・床板の雨染みと反り。床板の割れ（1箇所）。 →経過観察する。	中期計画



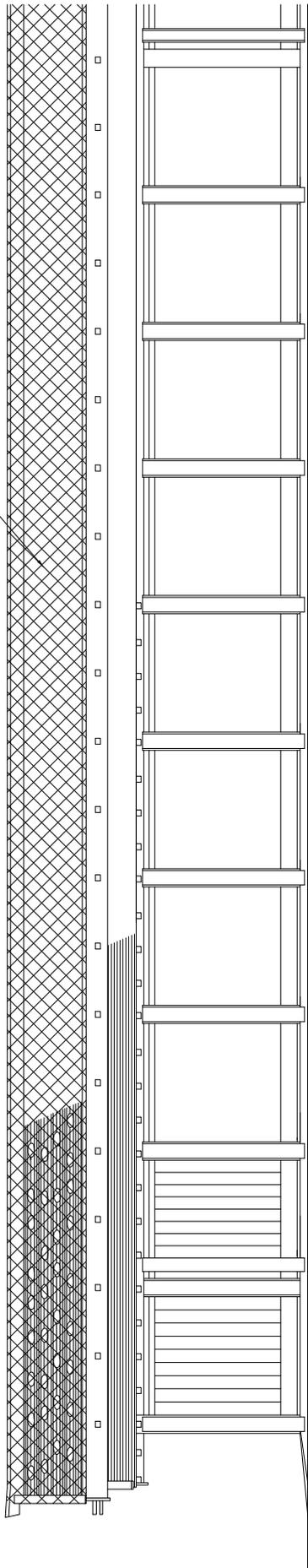
※屋根根・小屋組・床板全体に雨染み

平面図 S=1/70

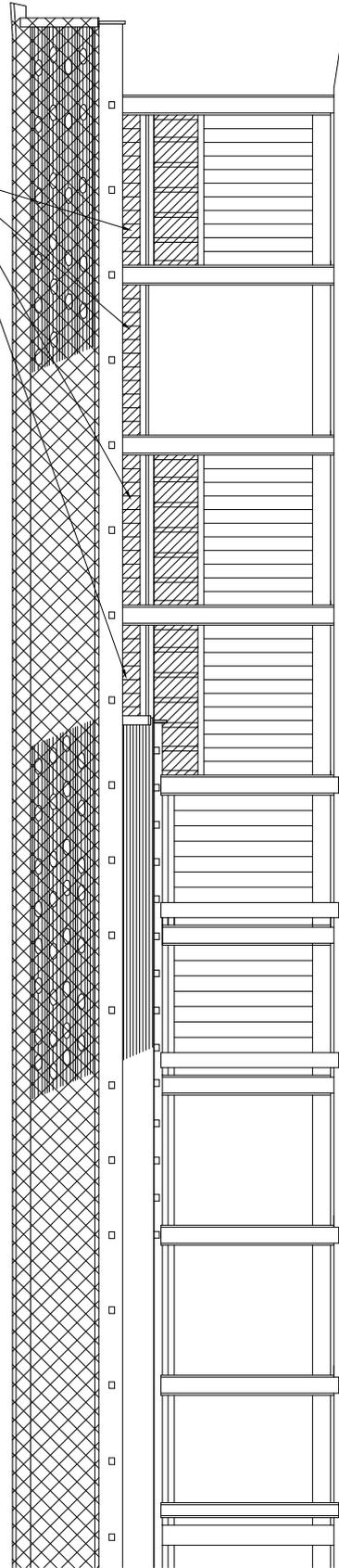


北側立面図 S=1/70

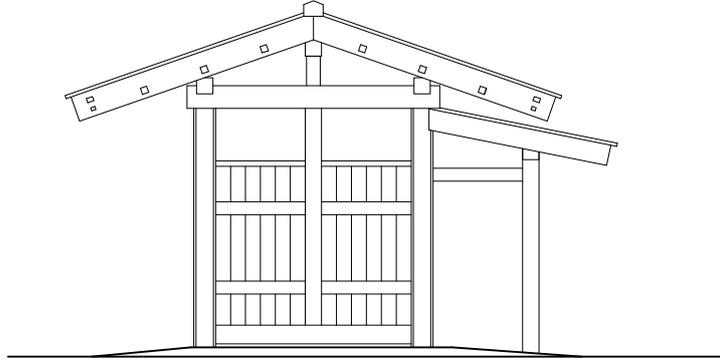
屋根板の痩せ・反りと劣化
押縁の浮きと欠損
棟木の浮きと劣化



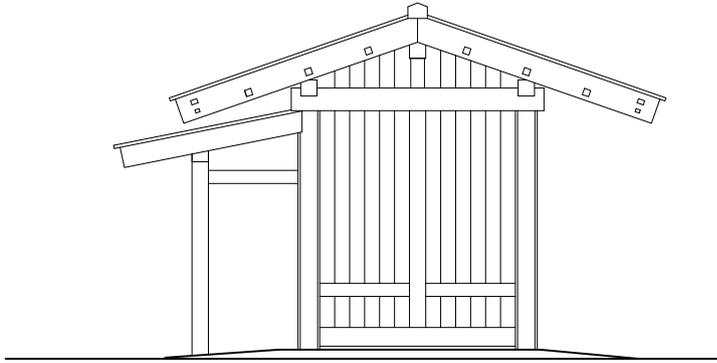
板壁の雨染み



南側立面図 S=1/70



西側立面図 S=1/70



東側立面図 S=1/70

⑪木橋

ア 建物概要

建築年

平成 3 年

修理等の履歴

改修工事（平成 29 年）

イ 損傷の現状と改修

平成 29 年に改修工事を行った。

既存材で状態の良いものは再使用し、損傷の激しかった部材（主桁・枕梁・橋脚等）を新規部材に交換した。

ウ 再整備計画

劣化状況の経過観察を行う。



写真 51 現状の木橋 平成 29 年に改修工事を行った



写真 52 現状の木橋



写真 53 現状の木橋



写真 54 現状の木橋

⑫東門

ア 建物概要

建築年

平成元年

修理等の履歴

無し

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

樋棟両端部・軒先の屋根板と目板の先端が腐朽している。早い段階で改修が必要である。

・その他損傷

控柱上部に腐朽がある。当面は経過観察とする。

金物に錆びがある。当面は経過観察とする。

舗装の割れがある。当面は経過観察とする。

ウ 再整備計画

屋根、控え柱、金物の改修を行う。

状態悪化の進行が速い場合には全改修工事も検討する。



写真 55 屋根の損傷



写真 56 控え柱の損傷



写真 57 金物の損傷

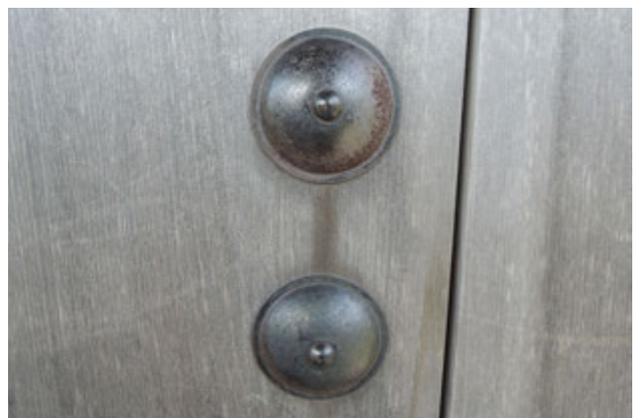
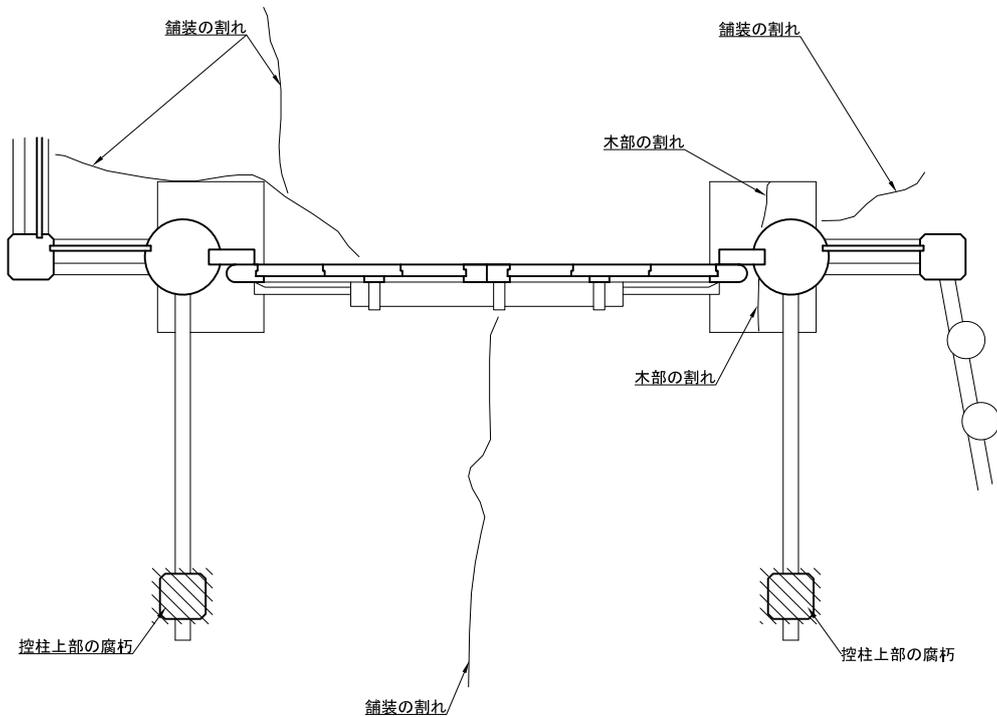


写真 58 金物の損傷

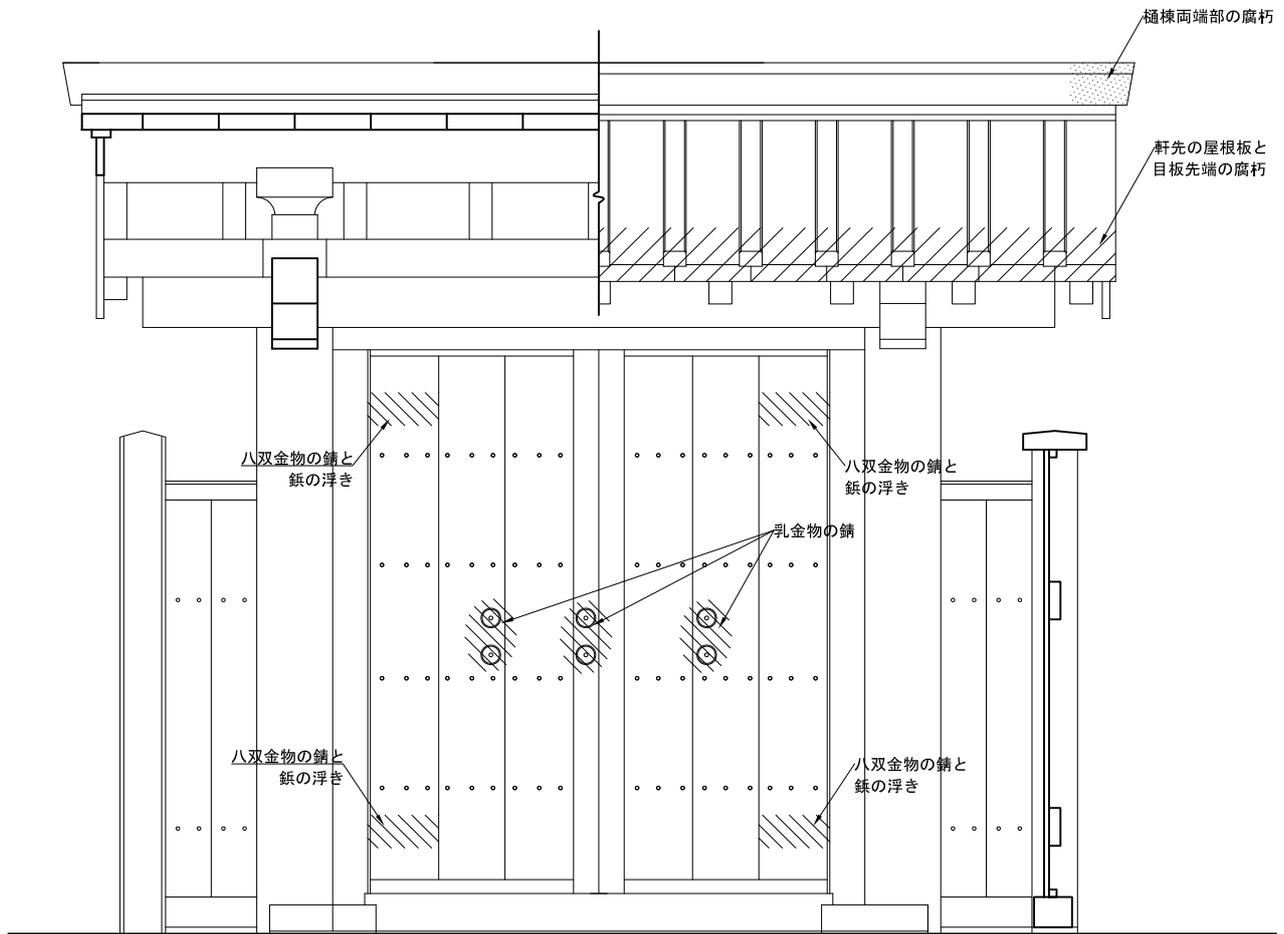
表 14 東門主要損傷状況一覧

区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑫	東門	a	極棟両端部の腐朽。軒先の屋根板と目板先端の腐朽。軒裏全体に雨染み。 →改修する。	短・中期計画
				b	控柱上部の腐朽(2本)。 →経過観察する。	中期計画
				c	扉裏側の雨染み(1枚)。八双金物の錆と紙の浮き。乳金物の錆。 →経過観察する。	中期計画
				d	舗装の割れ。 →経過観察する。	中期計画



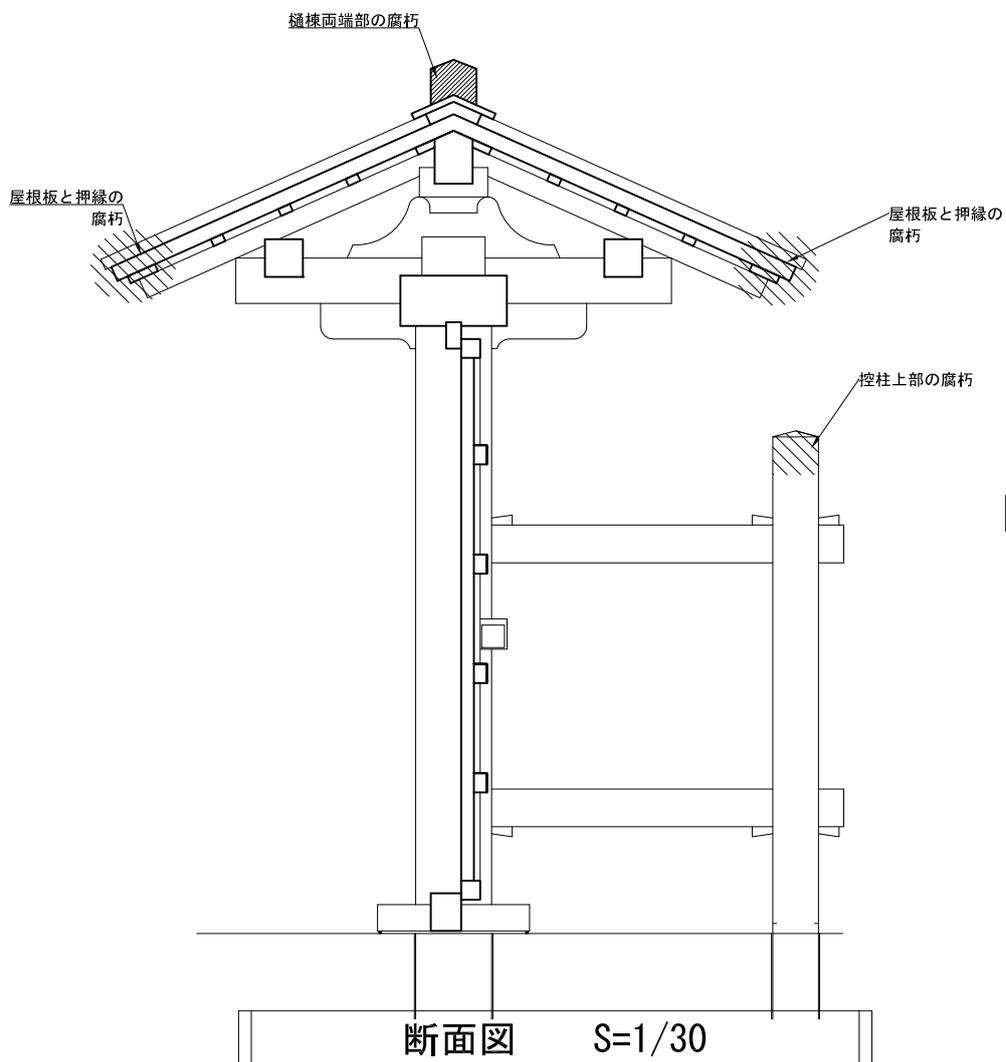
※八双金物の錆と紙の浮き。乳金物の錆。

平面図 S=1/30



立面図 S=1/30

※軒裏全体に雨染み



断面図 S=1/30

⑬北門

ア 建物概要

建築年

平成元年

修理等の履歴

無し



写真 59 柱の損傷 柱の傾きが見られる

イ 損傷の現状と改修

・その他損傷

柱頭・幅木・門に腐朽がある。柱に傾きがあり、早急な建替えが必要である。

建具の框の腐朽があり、金物に錆びがある。当面は経過観察とする。

扉固定用控柱に腐朽がある。当面は経過観察とする。

舗装の割れがある。当面は経過観察とする。

ウ 再整備計画

建替えを行う。



写真 60 控柱の損傷



写真 61 柱脚と幅木の損傷

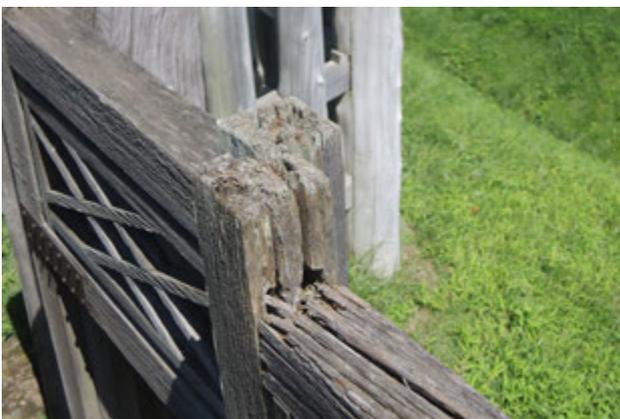


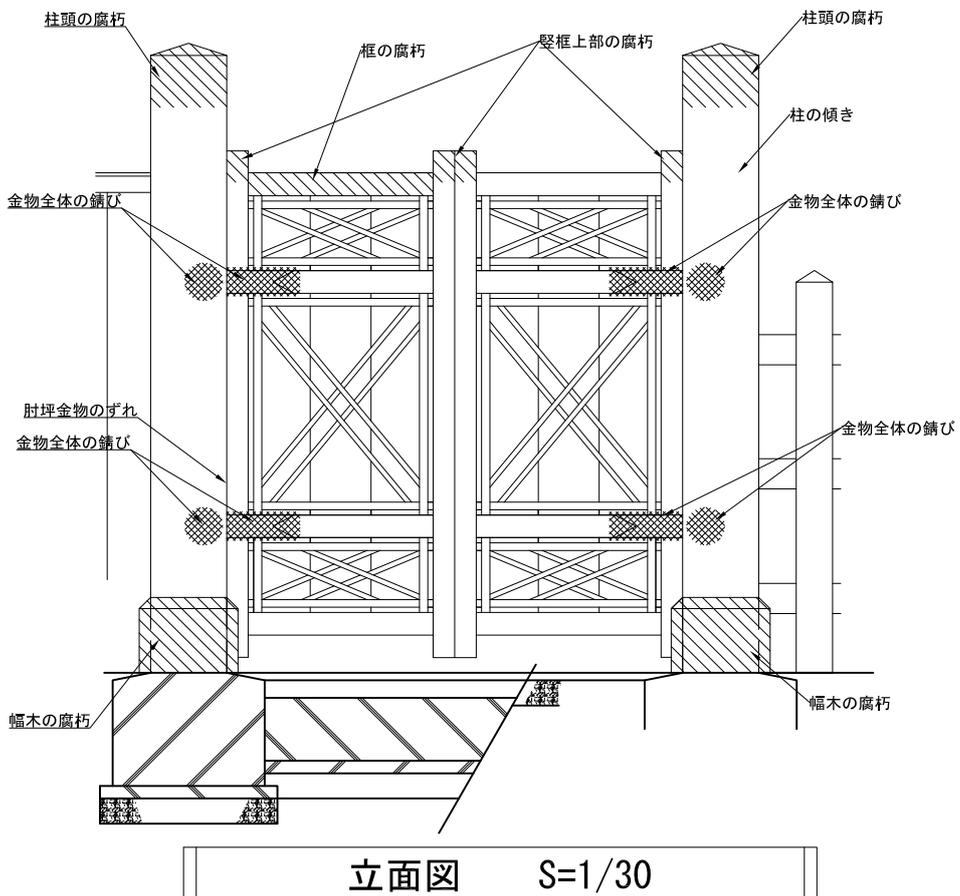
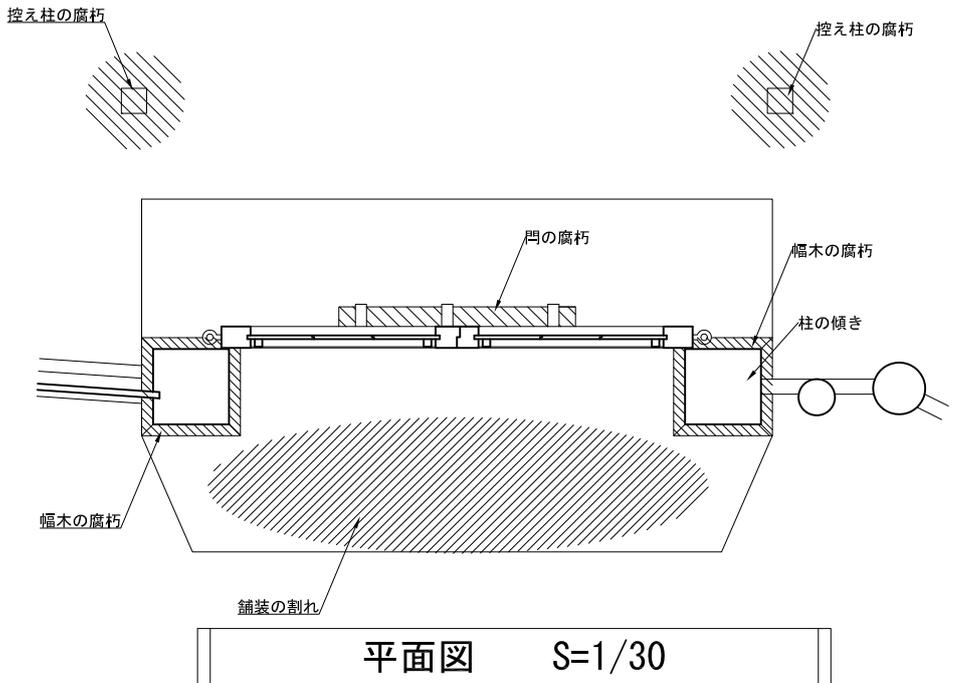
写真 62 建具の框の損傷



写真 63 金物の損傷

表 15 北門主要損傷状況一覧

	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	㊸	北門	a	柱頭の腐朽(2箇所)。柱の傾き。堅樞上部の腐朽(4箇所)。幅木と門の腐朽。 →改修する。	短・中期計画
				b	乳金物と八双金物の錆。肘坪金物のずれ。 紙の浮きと紛失。紙が洋釘に変更されている(1箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				c	扉固定用控柱の腐朽。 →改修する。	短・中期計画
				d	舗装の割れ。 →経過観察する。	中期計画



⑭西門

ア 建物概要

建築年

平成 3 年

修理等の履歴

塗装工事（平成 21 年）

イ 損傷の現状と改修

・その他損傷

柱頭・柱脚・冠木に腐朽があり、まぐさが紛失している。早急な建替えが必要である。框に腐朽があり、金物に錆びがある。建替え時に改修する。

ウ 再整備計画

建替えを行う。



写真 64 軸部全体の損傷



写真 65 柱頭の損傷



写真 66 冠木の腐朽 まぐさが紛失している



写真 67 建具の框の損傷



写真 68 金物の損傷



写真 69 金物の損傷

表 16 西門主要損傷状況一覧

	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑭	西門	a	柱脚と柱頭の腐朽。冠木の腐朽。まぐさの紛失。 →建替える。	短期計画
				b	扉裏側の雨染み（2枚）。 →改修する。	短期計画
				c	扉縦框上部の腐朽（2箇所）。下框の隙間。 →建替える。	短期計画
				d	八双金物の錆。飯の浮き（6箇所）と紛失（8箇所）。付扉留の腐朽。 →改修する。	短期計画

⑮木柵

ア 建物概要

建築年

昭和 61 年、62 年、63 年、平成元年、5 年

修理等の履歴

改修工事（平成 9 年 入口木柵）

改修工事（平成 11 年 外周木柵）

改修工事（平成 15 年 入口木柵）

改修工事（平成 19 年 外周木柵、入口木柵）

改修工事（平成 20 年 外周木柵）

改修工事（平成 21 年 外周木柵）

改修工事（平成 22 年 外周木柵）

改修工事（平成 24 年 外周木柵）

改修工事（平成 25 年 外周木柵）

改修工事（平成 26 年 外周木柵）

イ 損傷の現状と改修

・その他損傷

柱に割れがある。柱脚に腐朽がある。柱に変色がある。経過観察する。

柱脚に銅板巻きの無い柱（約 36 m）があるため、同所を保護アスファルト塗り改修する。

土盛りが削れ、柱脚銅板と設備ケーブルが露出している。経過観察する。

ウ 再整備計画

損傷部の改修を行う。銅板巻きの無い柱脚にアスファルト塗りを行う。土盛りを行う。



写真 70 柱の割れ

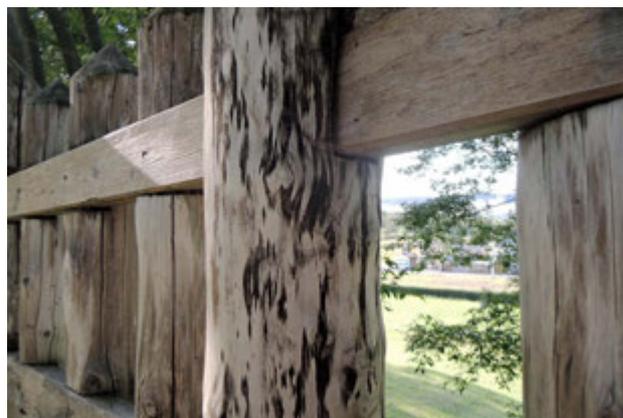


写真 71 柱の変色



写真 72 柱脚銅板の露出

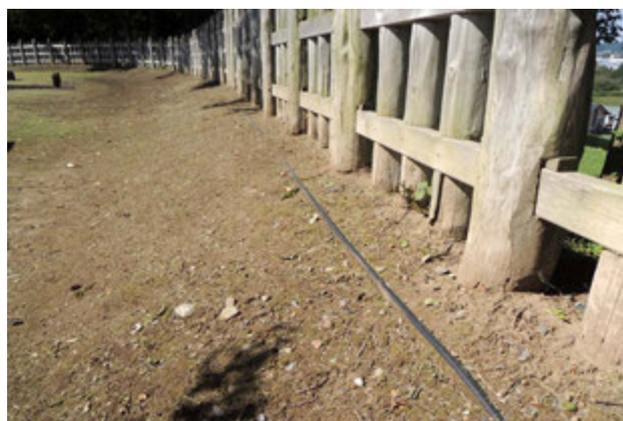


写真 73 設備ケーブルの露出

表 17 木柵主要損傷状況一覧

	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑮	木柵	a	柱の割れ。柱脚の腐朽。 →改修する。	中期計画
				b	柱脚に銅板巻きの無い柱がある(約36m)。 →改修する。	中期計画
				c	柱脚銅板の露出。設備ケーブルの露出。 →改修する。	中期計画

⑩板塀

ア 建物概要

建築年

平成元年、4年

修理等の履歴

板塀 1

無し

板塀 2

三和土補修（平成 14 年）

板塀 3

三和土補修（平成 14 年）

板塀 4

三和土補修（平成 14 年）

板塀 5

三和土補修（平成 15 年）

板塀 6

三和土補修（平成 15 年）

板塀 7

三和土補修（平成 16 年）

改修工事（平成 27 年）

板塀 8

三和土補修（平成 15 年）

板塀 9

三和土補修（平成 16 年）

改修工事（平成 24 年）

板塀 10

三和土補修（平成 16 年）

改修工事（平成 28 年）

板塀 11

三和土補修（平成 15・16 年）

改修工事（平成 22・24・27 年）

板塀 12

三和土補修（平成 16 年）

改修工事（平成 27・28 年）

板塀 13

無し

板塀 14

改修工事（平成 27 年）

板塀 15

改修工事（平成 11 年）

イ 損傷の現状と改修

・その他損傷

柱頭・柱脚に腐朽がある。経過観察する。

地覆・笠木に腐朽がある。改修する。

和釘・豎板の浮きがある。改修する。

ウ 再整備計画

板塀 2・3・4・6・8・13 を優先し、改修を行う。

状態悪化のため進行に応じて全面改修を検討する。



写真 74 柱頭の損傷



写真 75 柱脚の損傷



写真 76 笠木の損傷



写真 77 和釘の浮き

表 18 板塀主要損傷状況一覧

	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	A復原建造物等	⑯	板塀 1	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →改修する。	短期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →改修する。	短期計画
				c	和釘・堅板の浮き。 →改修する。	短期計画
			板塀 2	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画
			板塀 3	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
			板塀 4	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画
			板塀 5	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →改修する。	短・中期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →改修する。	短・中期計画
				c	和釘・堅板の浮き。 →改修する。	短・中期計画
			板塀 6	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
			板塀 7	a	柱頭・地覆・押縁に割れがある。 →経過観察する。	短・中期計画
				b	笠木継手に隙間がある。 →経過観察する。	短・中期計画
			板塀 8	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
				c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画

板塀 9	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画
板塀 10	a	柱に割れがある。 →経過観察する。	短・中期計画
板塀 11	a	柱・地覆・堅板に割れがある。 →経過観察する。	短・中期計画
	b	笠木継手に隙間がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画
板塀 12	a	柱脚に損傷がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	b	堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画
板塀 13	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画
板塀 14	a	柱・地覆に割れがある。 →経過観察する。	短・中期計画
板塀 15	a	柱頭・柱脚に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	b	地覆・笠木に腐朽がある。 →経過観察する。	短・中期計画
	c	和釘・堅板の浮き。 →経過観察する。	短・中期計画

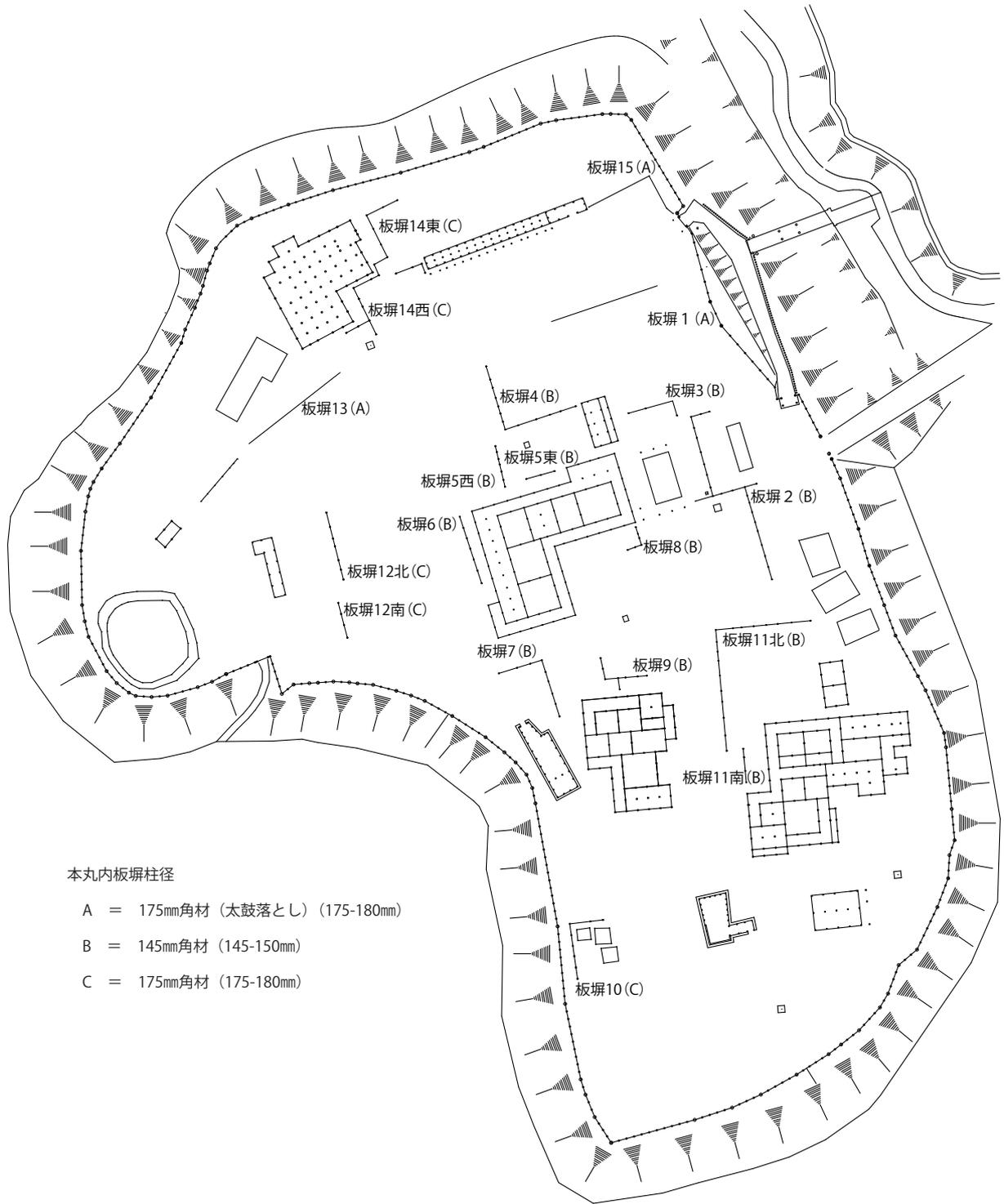


図 18 本丸内板塀配置図

⑰旧八戸城東門

ア 建物概要

移築年

平成 5 年

修理等の履歴

塗装工事（平成 11 年）

自火報設備修繕（平成 12 年）

控柱補修（平成 18 年）

屋根葺替（平成 18 年）

照明設備修繕（平成 18 年）

自火報設備修繕（平成 18 年）

自火報設備修繕（平成 23 年）

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

葺き板の剥がれと屋根に苔がある。現状では雨漏りは確認されていないが、早い段階で改修が必要である。

・壁の損傷

壁板に外れがある。当面は経過観察とする。

・その他損傷

金物に錆びがある。当面は経過観察とする。

控え柱カバーの腐朽がある。当面は経過観察とする。

板塀に腐朽があり、早急に建替えが必要である。

ウ 再整備計画

板塀の改修を令和 2 年度に行う。将来的に屋根の葺替えを行う。



写真 78 屋根の損傷



写真 79 壁板の外れ



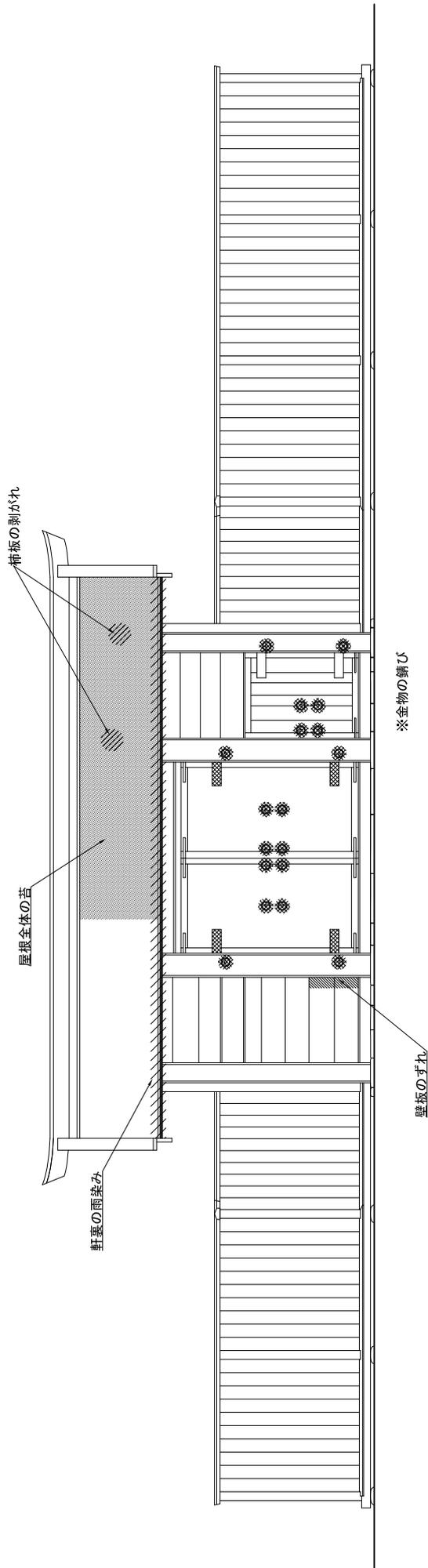
写真 80 金物の損傷



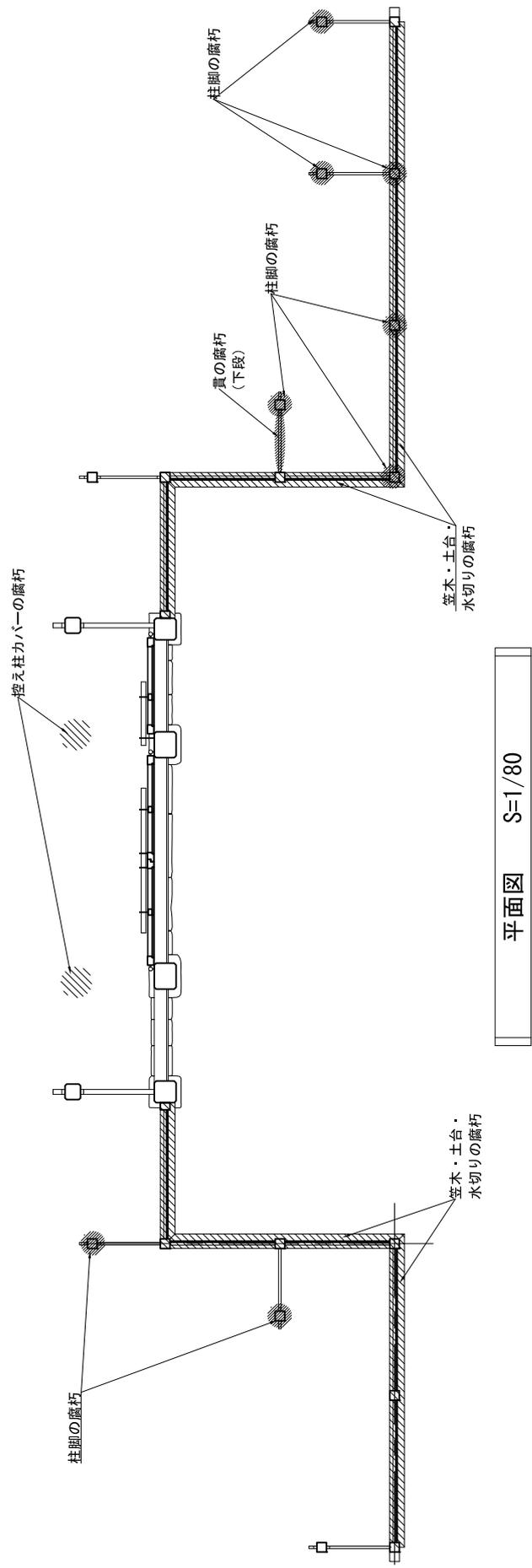
写真 81 板塀の損傷

表 19 旧八戸城東門主要損傷状況一覧

区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(II) 広場	A復原建造物等	⑰	旧八戸城東門	a	葺板の剥がれ。屋根の苔。軒裏の雨染み（両側）。屋根板の劣化が全体的に進んでおり、小屋組には影響が出ていないが屋根替えの時期である。 →経過観察する。	中期計画
				b	壁板のずれ。 →経過観察する。	中期計画
				c	乳金物の錆。八双金物の錆。扉固定用の控え柱カバーの腐朽（2箇所）。 →経過観察する。	中期計画
				d	塀：控え柱の柱脚の腐朽（8箇所）。 笠木・土台・水切の腐朽。貫の腐朽（1箇所）。 →全面改修する。	短期計画



正面立面図 S=1/80



平面図 S=1/80

⑱その他

○三和土

本丸内の復原建造物の外構や竪穴内部壁面に用いている三和土について仕様変更を行う。既設整備は粘土・石灰・苦汁を用いた仕様であるが、現在まで頻繁に修繕を行ってきたものの耐用年数があまりに短く、亀裂・剥落が後を絶たない。再整備にあたっては、復原景観を確保したうえで持続可能な仕様に変更する。改修する材料・工法の具体については今後検討する。

○石造物（石碑・供養塔）

供養塔は風化が進行しており、将来に向けた保護対策として次のことを今後検討する。

- ・ 供養塔の雨覆い。
- ・ 樹脂による石質強化・撥水処理。



写真 82 納屋の三和土



写真 83 納屋の三和土



写真 84 奥御殿板蔵の三和土



写真 85 供養塔

(4) 遺構表示施設の改修・再整備

①平面表示施設（常御殿・奥御殿・物見・下馬屋）

これら施設は建物規模、柱位置、間仕切り位置について表示している。現状では柱位置を示す木部の腐朽損傷が著しく維持が困難であるので、早期に木部を撤去する。再整備にあたっては耐久性のある擬木を用いる。また、建物の境界や間仕切り位置については再検討の上改修する。床面や間仕切りの表示は耐久性のあるカラーアスファルト等を検討する。

②井戸

井戸立体表示4基は、木部が腐朽しており、倒壊の危険がある。新規に再設置を行う。再設置にあたっては、今後の長寿命化や維持管理のために次の仕様変更を検討する。

- ・地盤と接する部分に銅板を巻く。
- ・木材には防腐処理（酸化亜鉛樹脂注入等）を施す。
- ・井戸底には透水性のある黒色舗装（開粒アスファルト等）を施す。
- ・開口部には金網を設置する。

③柴垣

塀の位置を示すものであり、中馬屋への景観を確保するため低い柴垣とした。表示施設である。これは現状を維持しつつ、更新する。



写真 86 常御殿の遺構表示



写真 87 下馬屋の遺構表示



写真 88 井戸

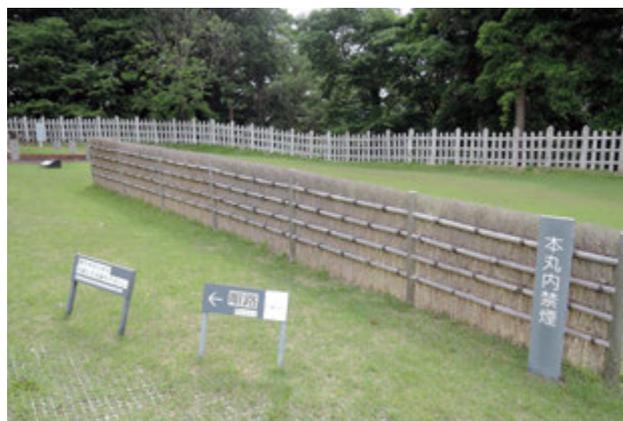


写真 89 柴垣

(5) 公開活用施設の改修・再整備

①本丸内料金所

ア 再整備計画

現状のプレハブ施設は老朽化している。近年中に新規のプレハブに改める。現在の位置・規模・設備は基本的に踏襲する。色調や外観は史跡景観に調和したものとする。

②旧料金所

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・銅板葺き

床面積 16.1 m²

梁間 2.275 m、桁行 5.46 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

無し

現在は料金所には用いておらず、体験活動等に利用している。引き続き現状を維持し、イベント時等に利用する。

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

破風板に雨染みがある。当面は経過観察とする。

・壁の損傷

外壁に雨染みと板の割れが見られる。当面は経過観察とする。

・その他損傷

土台継手に隙間がある。当面は経過観察とする。

建具（雨戸）に割れと雨染みがある。当面は経過観察とする。

ウ 再整備計画

経過観察を行い、必要に応じて部分改修を行う。



写真 90 破風板の雨染み



写真 91 板壁の割れ



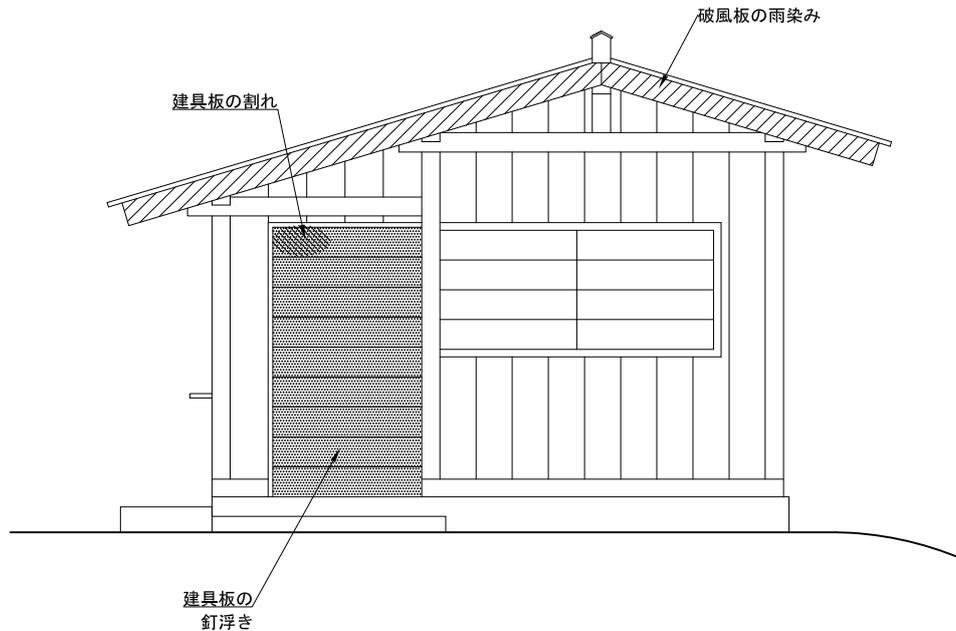
写真 92 土台継手の隙間



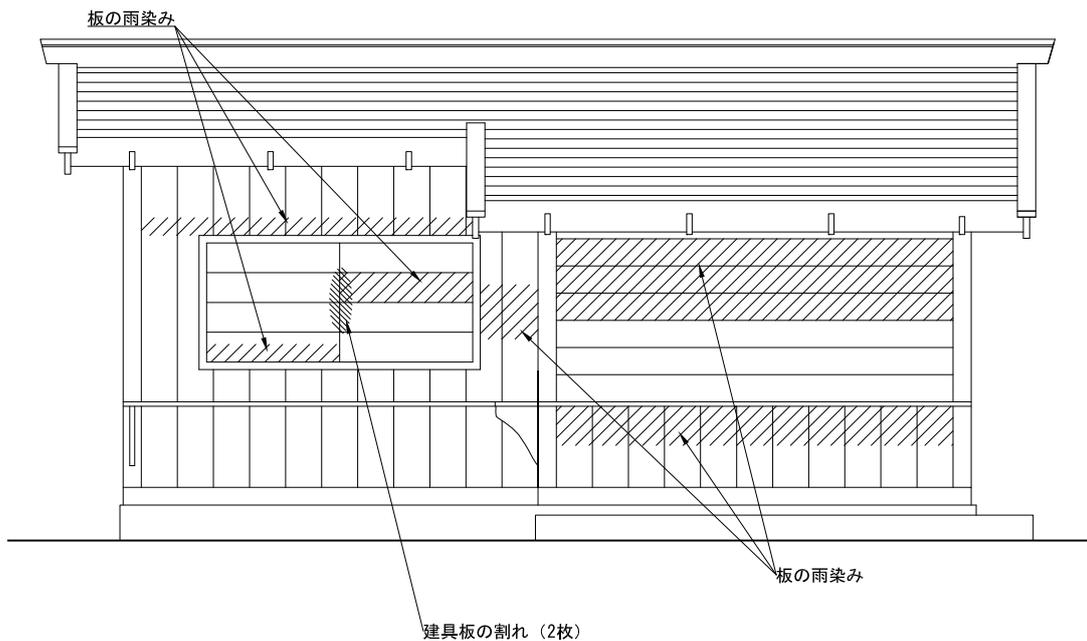
写真 93 建具の割れ

表 20 旧料金所主要損傷状況一覧

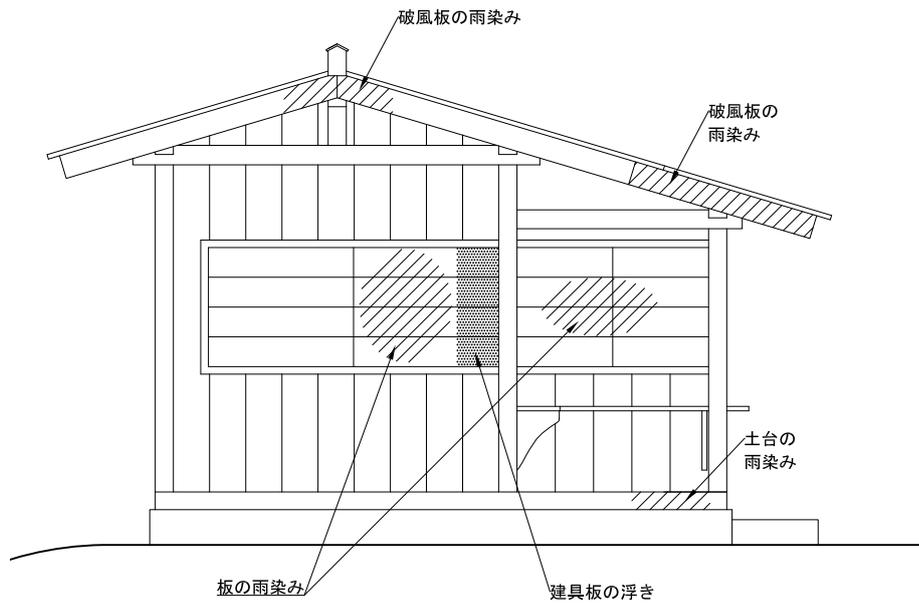
区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(II) 広場	C公開活用施設	②	旧料金所	a	外壁と破風板に雨染み。 →経過観察する。	中期計画
				b	外壁板の割れ(3箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				c	土台継手に隙間あり。 →経過観察する。	中期計画
				d	建具(雨戸)に雨染み。建具板の割れと釘浮き。 →経過観察し、釘浮きは対処する。	中期計画



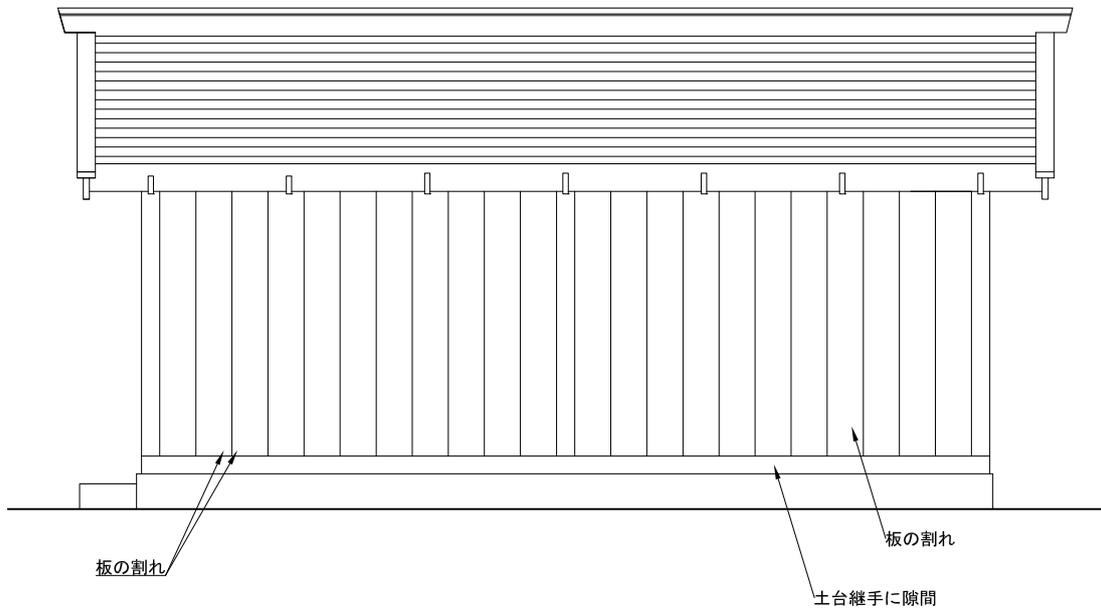
北側立面図 S=1/50



東側立面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50



西側立面図 S=1/50

③中館四阿

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

寄棟屋根・茅葺き

床面積 95.9 m²

梁間 3.939 m、桁行 17.12 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

屋根修繕（平成 13 年）

下屋修繕（平成 28 年）

イ 損傷の現状と改修

- ・屋根の損傷

屋根全体に苔が見られる。茅の痩せが見られる。

- ・その他損傷

下屋柱脚部分の腐朽がある。当面は経過観察とする。

桁と貫に雨染みが見られる。下屋軒裏全体に雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

小壁縦板に隙間がある。当面は経過観察とする。

舗装に割れがある。当面は経過観察とする。

ウ 再整備計画

経過観察を行い、必要に応じて部分改修を行う。



写真 94 茅の痩せ



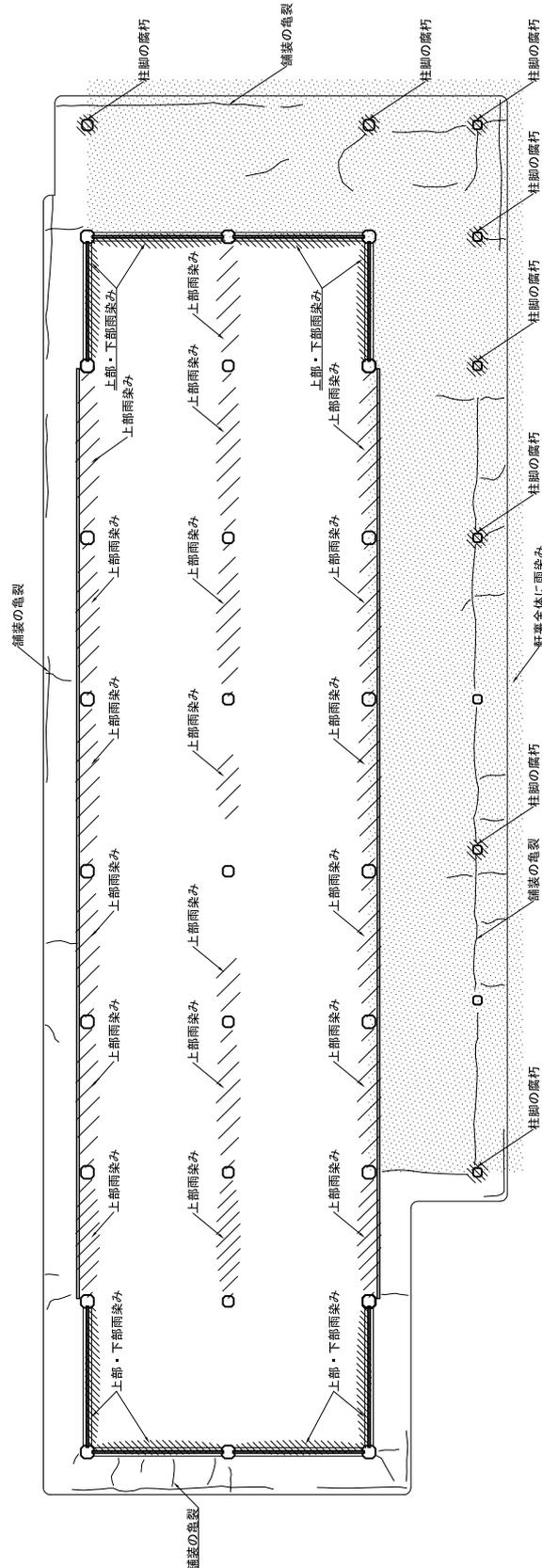
写真 95 柱脚の損傷



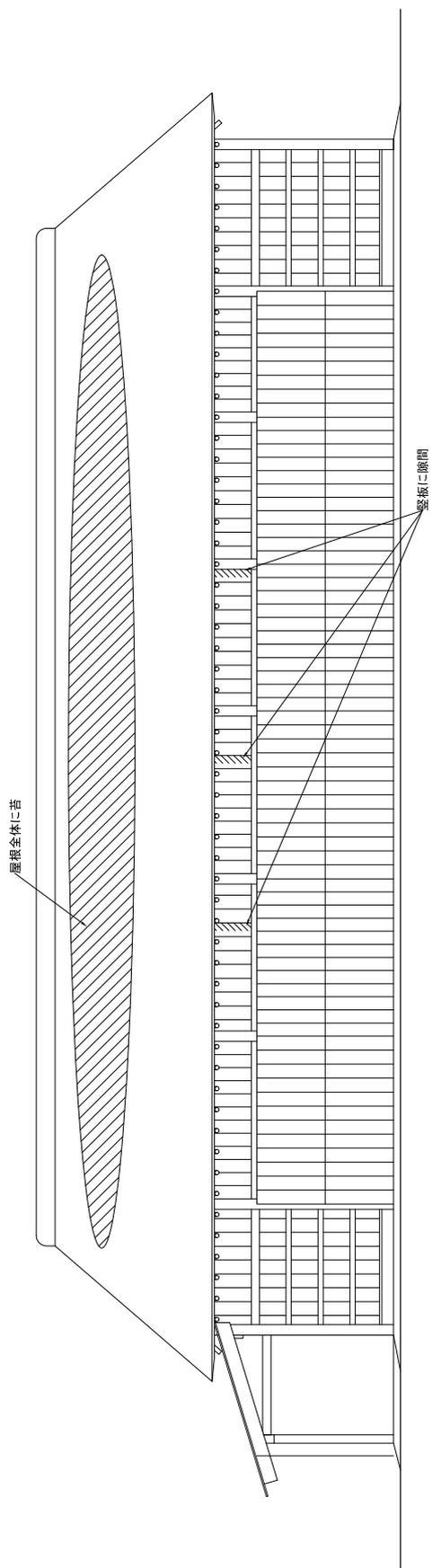
写真 96 小壁縦板の隙間

表 21 中館四阿主要損傷状況一覧

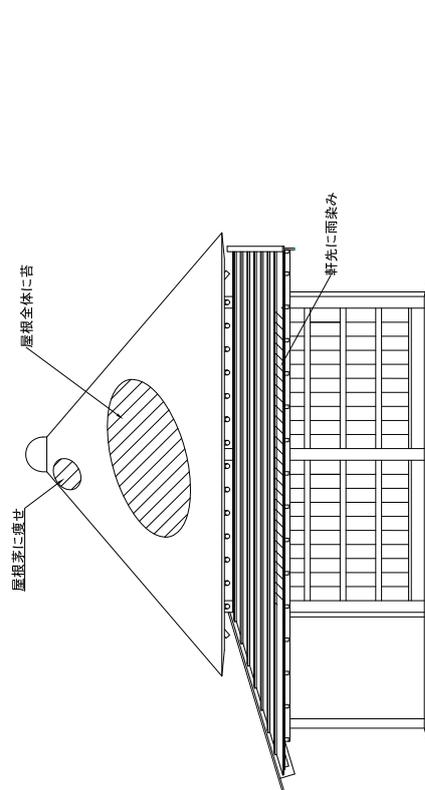
区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(II) 広場	C公開活用施設	④	中館跡四阿	a	下屋柱脚部分の腐朽(8箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				b	桁と貫の雨染み。下屋の軒裏全体に雨染み。 →経過観察する。	中期計画
				c	小壁豎板に隙間がある(2箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				d	舗装の割れ。 →経過観察する。	中期計画



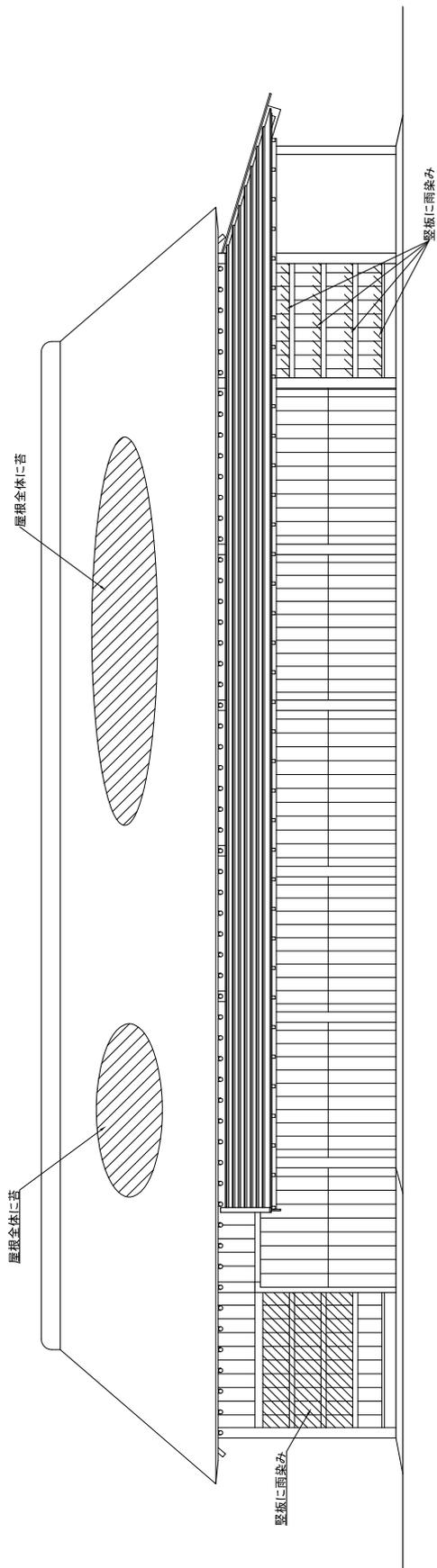
平面図 S=1/100



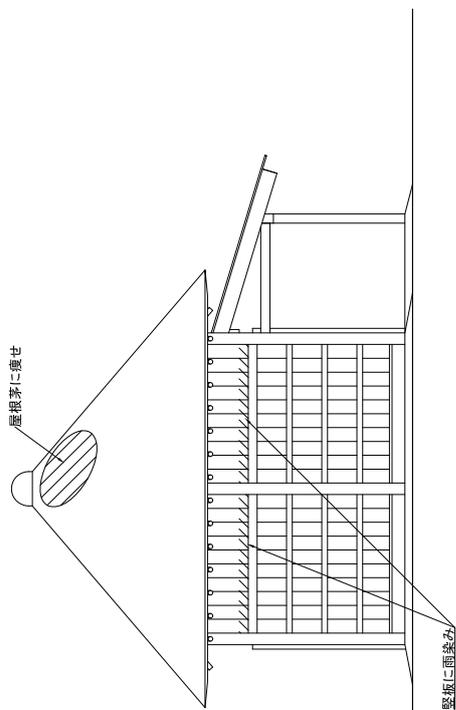
北側立面図 S=1/100



東側立面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100



西側立面図 S=1/100

④東善寺館四阿

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

寄棟屋根

床面積 19.87 m²

梁間 2.73 m、桁行 7.28 m

建築年

平成 8 年

修理等の履歴

無し

イ 損傷の現状と改修

- ・その他損傷

内部腰壁とベンチに雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

外部竹が外れている。維持管理で対応する。

ウ 再整備計画

経過観察を行い、必要に応じて部分改修を行う。



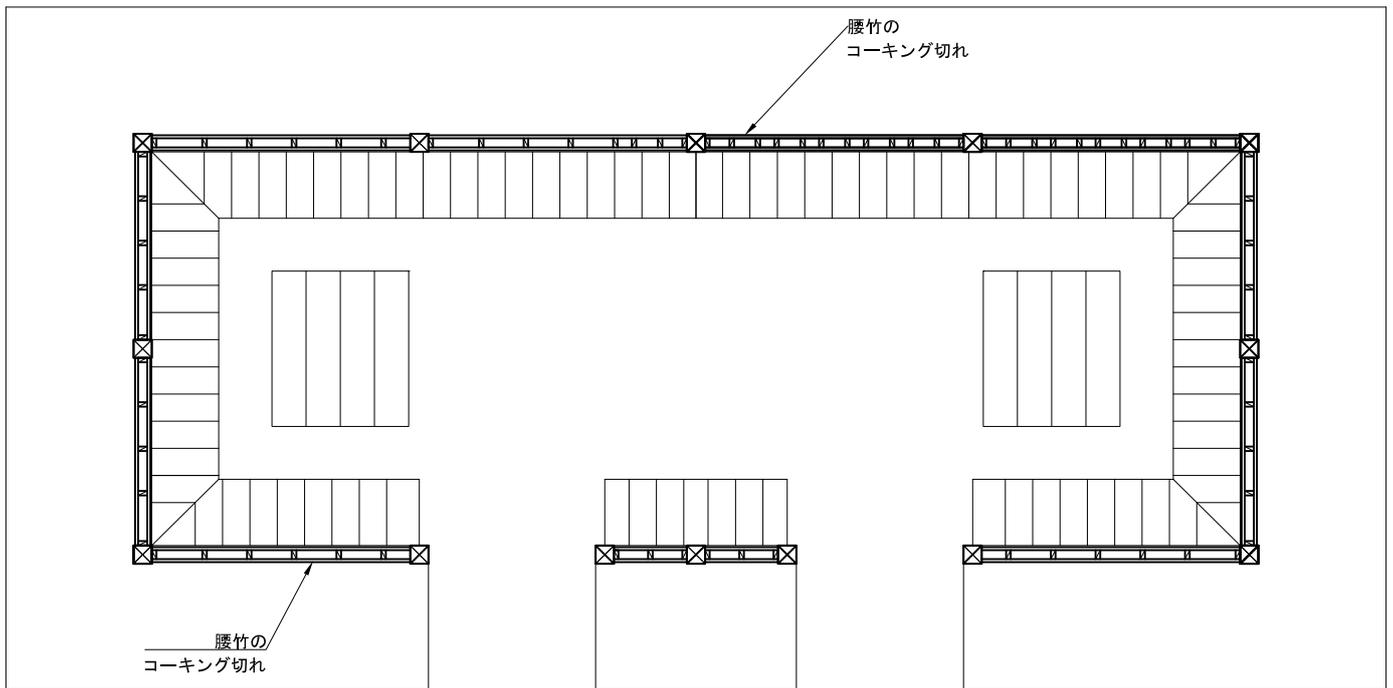
写真 97 内部腰壁とベンチの雨染み



写真 98 外部竹の外れ

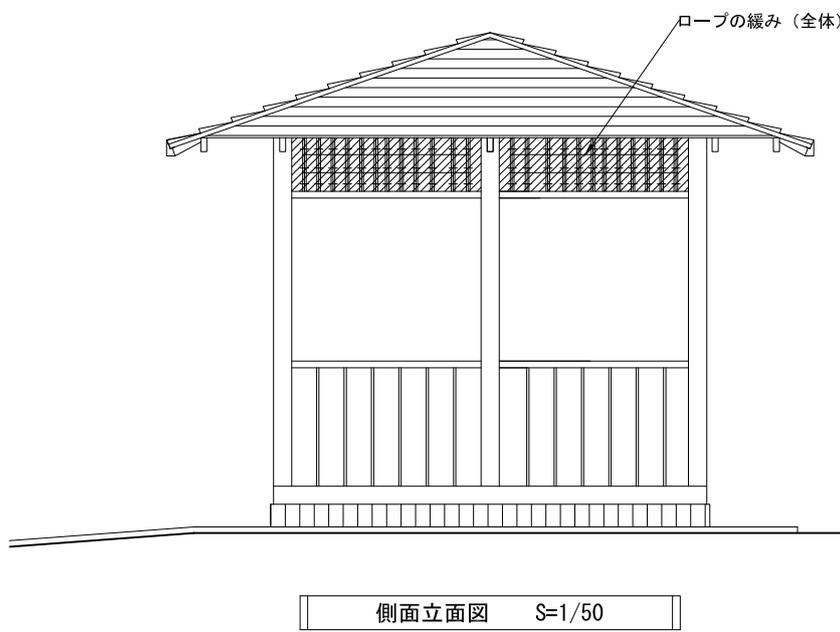
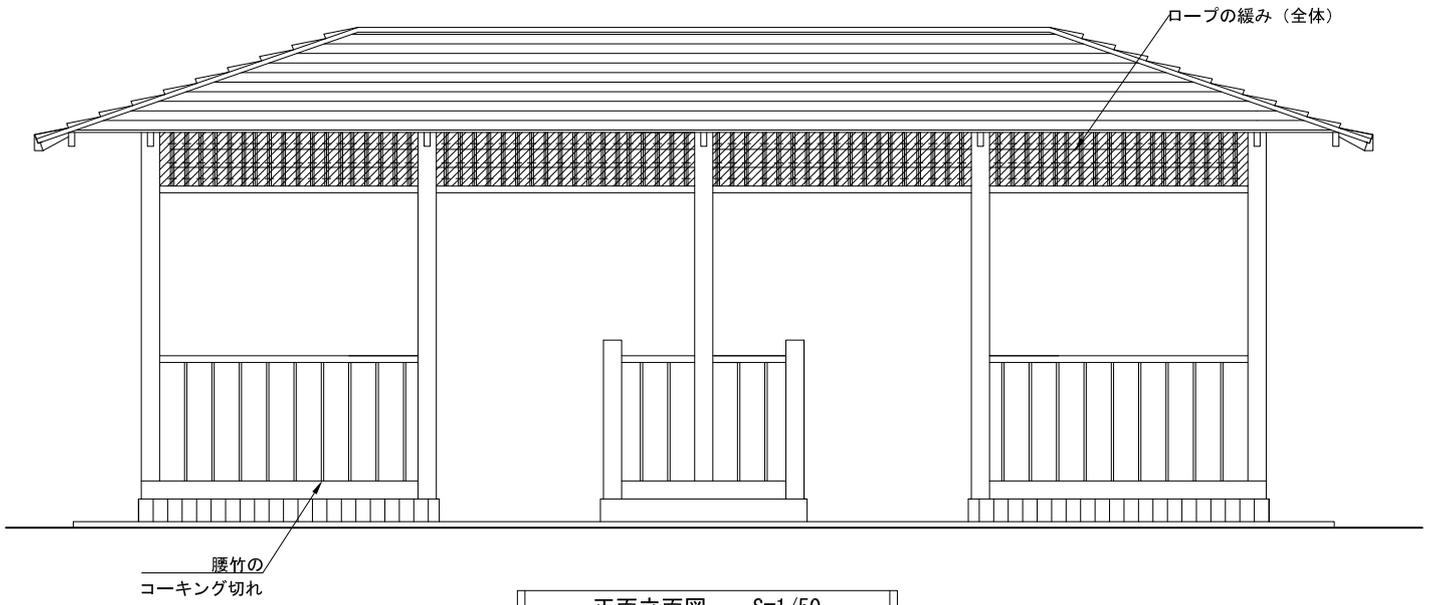
表 22 東善寺館四阿主要損傷状況一覧

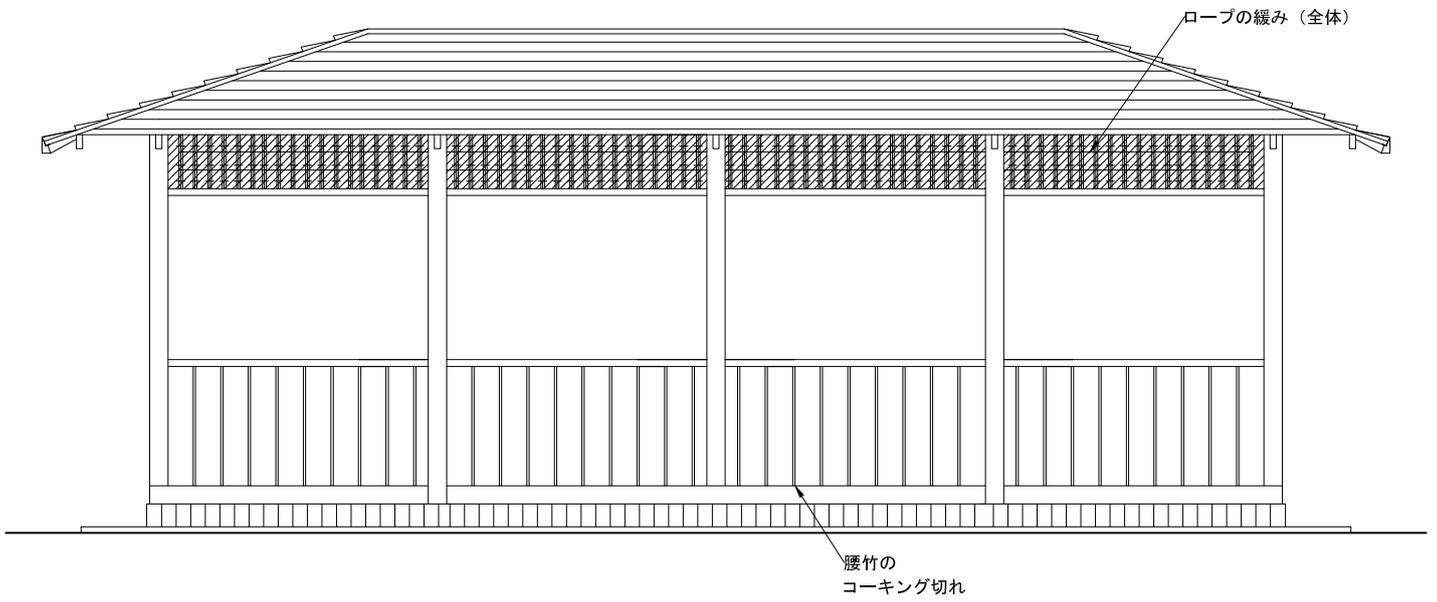
区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(Ⅱ) 広場	C公開活用施設	④	東善寺館四阿	a	内部腰板とベンチの雨染み。 →経過観察する。	中期計画



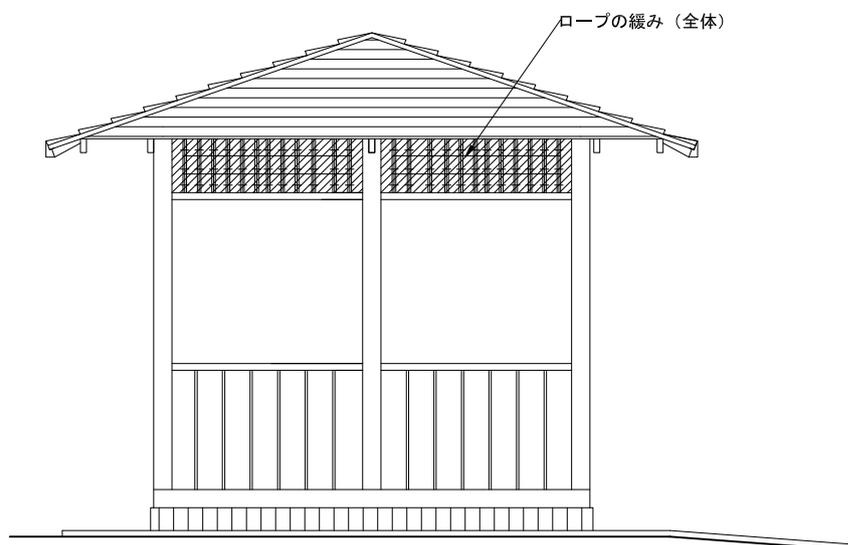
※腰板とベンチ全体の雨染み

平面図 S=1/50





背面立面図 S=1/50



側面立面図 S=1/50

⑤下町四阿

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

寄棟屋根

床面積 19.87 m²

梁間 2.73 m、桁行 7.28 m

建築年

平成 9 年

修理等の履歴

無し

イ 損傷の現状と改修

・屋根の損傷

屋根板が外れている。当面は経過観察とする。

・その他損傷

梁・桁と土台に雨染みが見られる。土台が腐朽している。土台は補修し、他は経過観察とする。

内部腰壁とベンチに雨染みが見られる。当面は経過観察とする。

外部腰壁に亀裂と外部竹の外れが見られる。当面は経過観察とする。

小壁竹縄が外れている。維持管理で対応する。

ウ 再整備計画

経過観察を行い、必要に応じて部分改修を行う。



写真 99 屋根板の外れ



写真 100 土台の腐朽



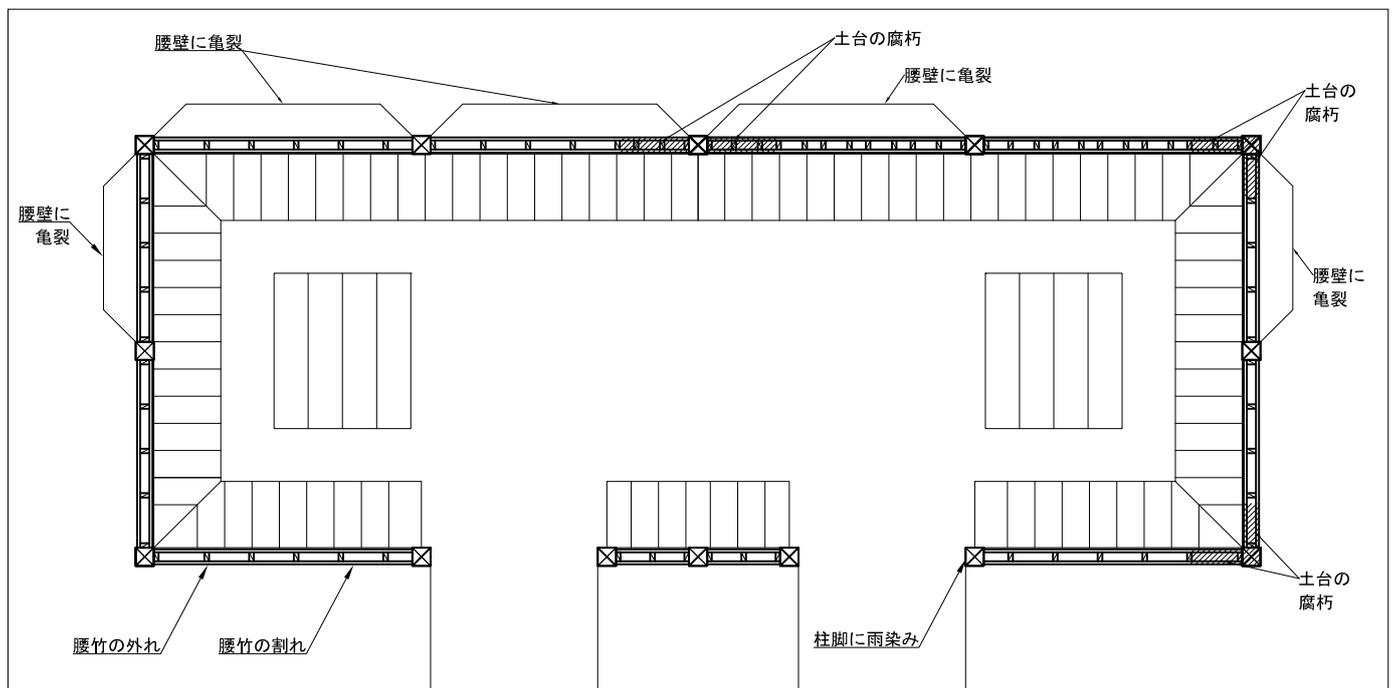
写真 101 内部腰壁とベンチの雨染み



写真 102 小壁竹縄の外れ

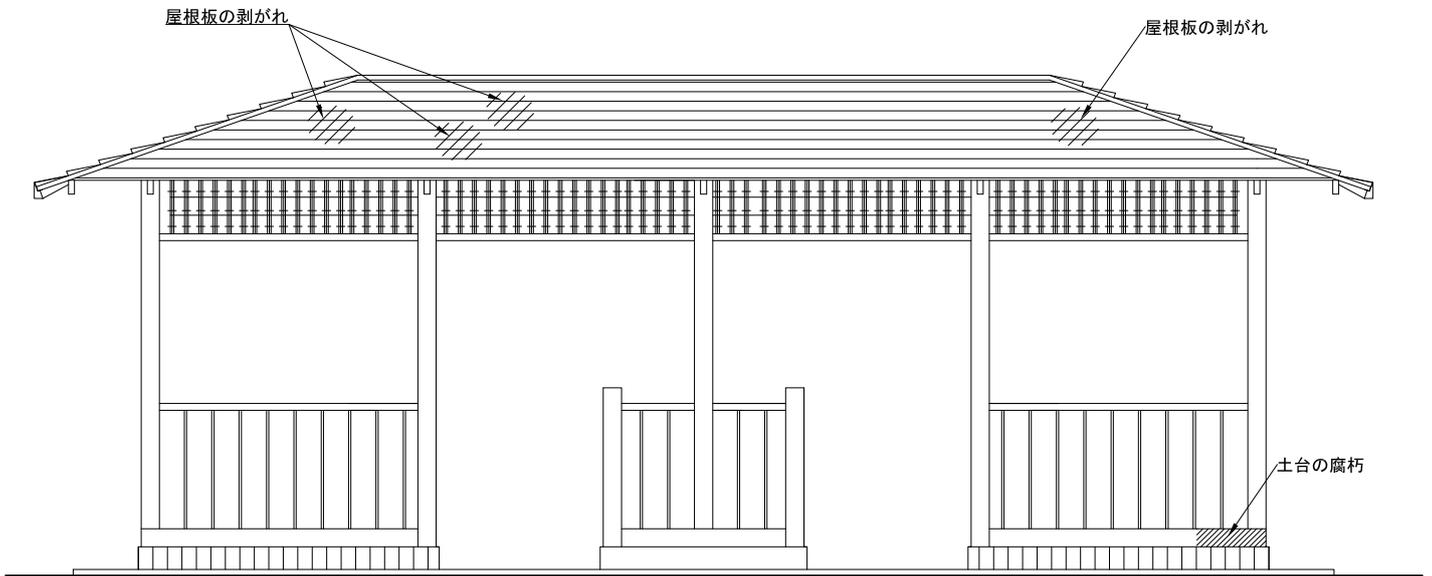
表 23 下町四阿主要損傷状況一覧

区 域	区 分	記 号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(Ⅱ) 広 場	C公開活用施設	⑤	下町四阿	a	屋根板の外れ(4箇所)。 →経過観察する。	中期計画
				b	梁・桁と土台に雨染み。土台の腐朽。 →経過観察する。	中期計画
				c	腰板に亀裂。外部竹の外れ(1本)・割れ(1本)。 →経過観察する。	中期計画

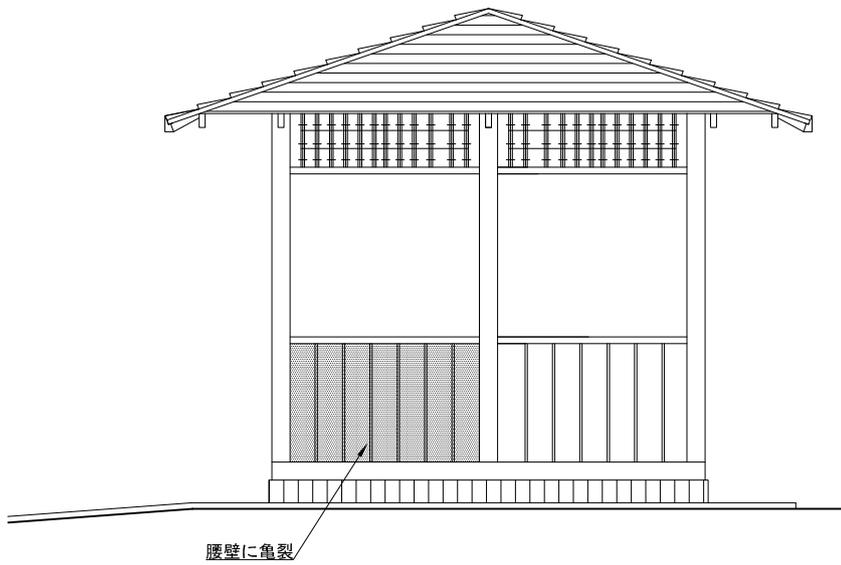


※腰板とベンチ全体の雨染み

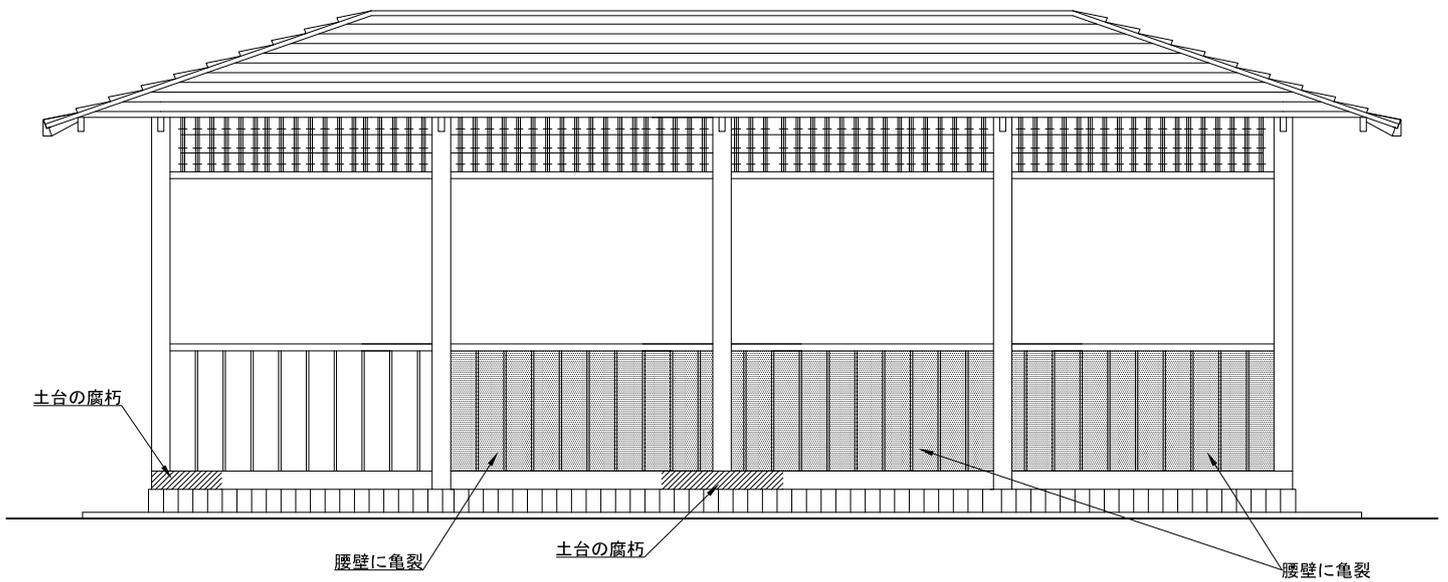
平面図 S=1/50



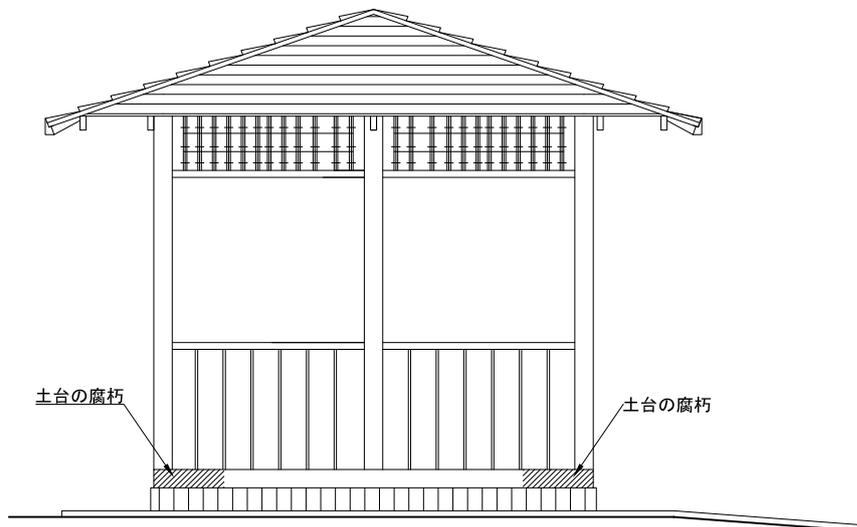
正面立面図 S=1/50



側面立面図 S=1/50



背面立面図 S=1/50



側面立面図 S=1/50

⑥ベンチ類

現状の利用状況を踏まえ、配置・個数・仕様について検討し、改修する。



写真 103 本丸南端のベンチ



写真 104 中館のベンチ

(6) 斜面地等の遺構保護

「5. 既設整備施設の現状と課題」に述べた緊急性ある急斜面地の保護対策は既に完了しているが、西ノ沢周辺の微高地には表土の薄い斜面がある。この範囲について、表土流失を目的とした盛土や地被植栽を行う。なお、樹冠に覆われ林床の日照が遮られている範囲では、「(7) 植生管理」に述べるように間伐を行い、地被植栽と共に下草の回復による斜面保護を図る。

・工法例

盛土：厚 100～150mm、人力若しくは小型機械施工

地被植栽：上面はノシバ張、微高地斜面はマット植栽等

ネット植栽の種子は外来種を避け、当地の在来種を用いるなど、史跡としての環境に配慮する。

(7) 動線整備

史跡エントランスとなる「東構」地区から史跡への来場動線は現状のままとする。ただし、障がい者・高齢者等の本丸へのアクセスとして、既存の「東構」地区からの動線に加え、国道からの管理用通路を通り、車両で直接本丸へ乗り入れる動線を加える。その際の駐車スペースは、無名の館 I 北側のスペースを一時利用する。

また、本丸内や旧八戸城東門前では、現状の芝保護材舗装の不陸等により利用者の歩行に支障を来している。この再整備では、史跡景観に調和すると共に利用上支障がなく、維持管理が容易な舗装に更新する。この仕様については旧八戸城東門付近で一部先行して舗装を改修し、その状況を踏まえて本丸内の舗装材を決定する。さらに、西ノ沢や中館・東善寺館の北側低地については、活用を促進するために園路を新設・再整備する。

①旧八戸城東門付近

- ・先行して、現状の芝保護材を土系舗装に改修する。改修に際しては複数の仕様による施工を実施し、その良否について検討を行う。この結果により本丸内園路の仕様を検討する。

②旧八戸城東門～本丸間基幹園路

- ・現状の脱色アスファルト舗装を維持する。

③中館・東善寺館散策園路

- ・現状の芝保護材舗装を当面維持する。

④本丸内園路

- ・木橋歩行面は現在砂利敷である。砂利保護材を追加し、歩行性の向上と砂利の散逸を抑制する。
- ・東門・北門前斜路のうち、東門への登坂路は遺構に基づく砂利舗装の表現として、現状のコンクリート砂利洗出し舗装を更新して維持する。また北門への登坂路は硬質土系舗装に改修する。
- ・本丸内園路は①旧八戸城東門付近の土系舗装の状況を踏まえて、軟質土系舗装や硬質土系舗装を選定する。本丸内料金所前は幾分急な傾斜地であり、かつ歩行者が集中することから硬質の仕様を選定する。以外の平坦面園路は軟質とするなど、状況に応じた仕様を検討する。

⑤西ノ沢、中館・東善寺館北側

- ・本丸北から西ノ沢に至る散策路を新設する。この園路は、西ノ沢の樹林地や本丸西側斜面や搦手側の景観を望む園路となる。
- ・中館北から東善寺館北間は現状の園路線形を維持する。木橋等の施設も更新維持する。
- ・東善寺館北から東の堀底を通り、旧八戸城東門付近の土橋に至る園路を新設する。
- ・散策動線の舗装では、自然要素の多い環境に調和したものとして、土系舗装のほかバーク舗装やウッドチップ舗装の導入も検討する。

硬質舗装とする場合、凍上破壊を抑制するためには、表層・路盤・凍上抑制層を合計した舗装厚は 45 cm程度とすることが望ましい。

(八戸凍結指数 230、凍結深度： $4.2 \times \sqrt{230} = 63.7\text{cm}$ 、舗装置換え深さ $63.7 \times 0.7 \cong 45\text{cm}$)



写真 105 旧八戸城東門付近



写真 106 旧八戸城東門～本丸間基幹園路



写真 107 中館・東善寺館散策園路



写真 108 本丸内園路



写真 109 中館北園路



写真 110 硬質土系舗装の例
(群馬県高崎市・史跡箕輪城跡)



写真 111 透水性真砂土舗装の例
(群馬県みどり市・史跡西鹿田中島遺跡)



写真 112 軟質土系舗装 (真砂土 + 中性固化材) の例
(静岡県湖西市・特別史跡新居関跡)

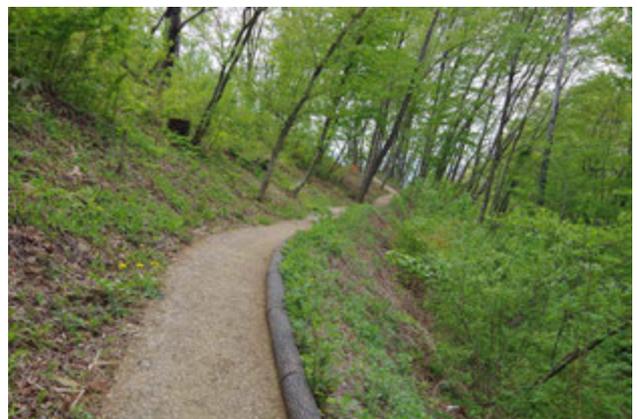


写真 113 ウッドチップ固化舗装の例
(山梨県北杜市・史跡梅之木遺跡)

(8) 植生管理

①植栽樹木

史跡根城の広場内の植栽樹木は、管理を継続する。過去に、道路側の樹木の成長に伴い、伐採を要したことなどを踏まえ、枝降ろし等の強剪定も想定に含める。

②西ノ沢・本丸周囲の樹林

- ・遺構保護の観点からも風倒木に伴う遺構破損は抑制したい。また、林床への日照確保を目的とし、樹木の位置・大きさ等を個別に評価した間伐を実施する。
- ・景観整備を目的とした曲輪の形状の明瞭化と史跡内外からの景観・展望確保を目的とした間伐を行う。
- ・間伐にあたっては、遺構保護のため根元付近での伐採のみとし、伐根は行わない。また、実生木の発生抑制を目的とし、管理を継続する。

(9) 案内・解説施設

①案内板・説明板

- ・案内板は早期に改修する。多言語化対応を実施すると共に、トイレ・水飲み等の便益施設の配置や車いす利用動線に関する案内誘導表示を充実させる。多言語解説への対応方法として、簡便な外国語表記と共にデジタルコンテンツを制作し、案内板にQRコードを添付する方法等を検討する。
- ・説明板は表示内容の更新が容易な仕様に改修する。景観に調和した統一のとれた意匠とする。現在の研究成果に即した内容に更新すると共に、案内板と同様に多言語化対応とする。この改修は短期～中期期間内で順次行う。
- ・案内解説の方法として、パンフレット類の製作配布や、多言語対応のタブレット貸出等を検討する。これらの配布・貸出は博物館受付及び本丸内料金所を想定する。

②野外模型

- ・一部破損した箇所を修理し、現状を維持する。

③VR・ARシステム

本丸内遺構表示施設である常御殿・奥御殿・物見・下馬屋を対象に外観のCG復原を行う。また、これらCG画像は本丸内で一連の建物群を疑似体験するVR・ARシステム導入時に使用する。この復原画像の制作にあたっては、遺構解釈や建物の名称等の再検討を行う。

VR・ARシステム利用方法は、専用タブレットの貸出や来場者端末での利用を想定する。

(10) 管理・便益施設

①本丸内便所

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・銅板葺き

床面積 58.6 m²

梁間 3.64 m、桁行 13.83 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

- 屋根修繕（平成 9 年）
- 防犯設備修繕（平成 15 年）
- 水道設備修繕（平成 18 年）
- 照明設備修繕（平成 19 年）
- 水道設備修繕（平成 24 年）
- 水道設備修繕（平成 24 年）
- 水道設備修繕（平成 29 年）

イ 損傷の現状と改修

- ・屋根の損傷
棟木の傾きがあるが、雨漏りは確認されていない。当面は経過観察とする。
- ・壁の損傷
外壁板全体に雨染みと浮きがある。当面は経過観察とする。
- ・その他損傷
入口建具取手に削れがある。当面は経過観察とする。
外部縁石の外れがある。改修する。

ウ 再整備計画

洋式大便器の増設や子供対応小便器の設置のほか、多目的対応としてオストメイト、おむつ替えシート・ベビーホルダー等の設置を行う。



写真 114 外部縁石の外れ

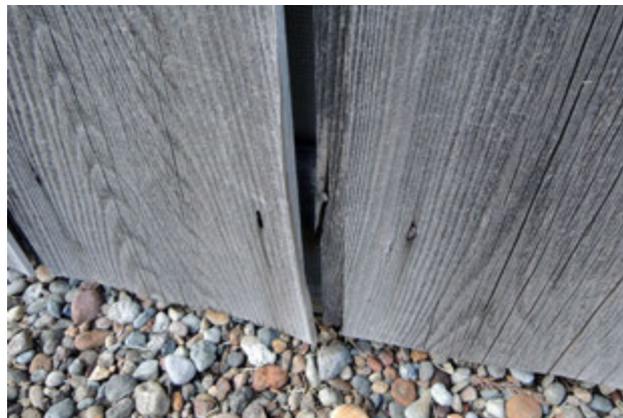


写真 115 板壁の浮き



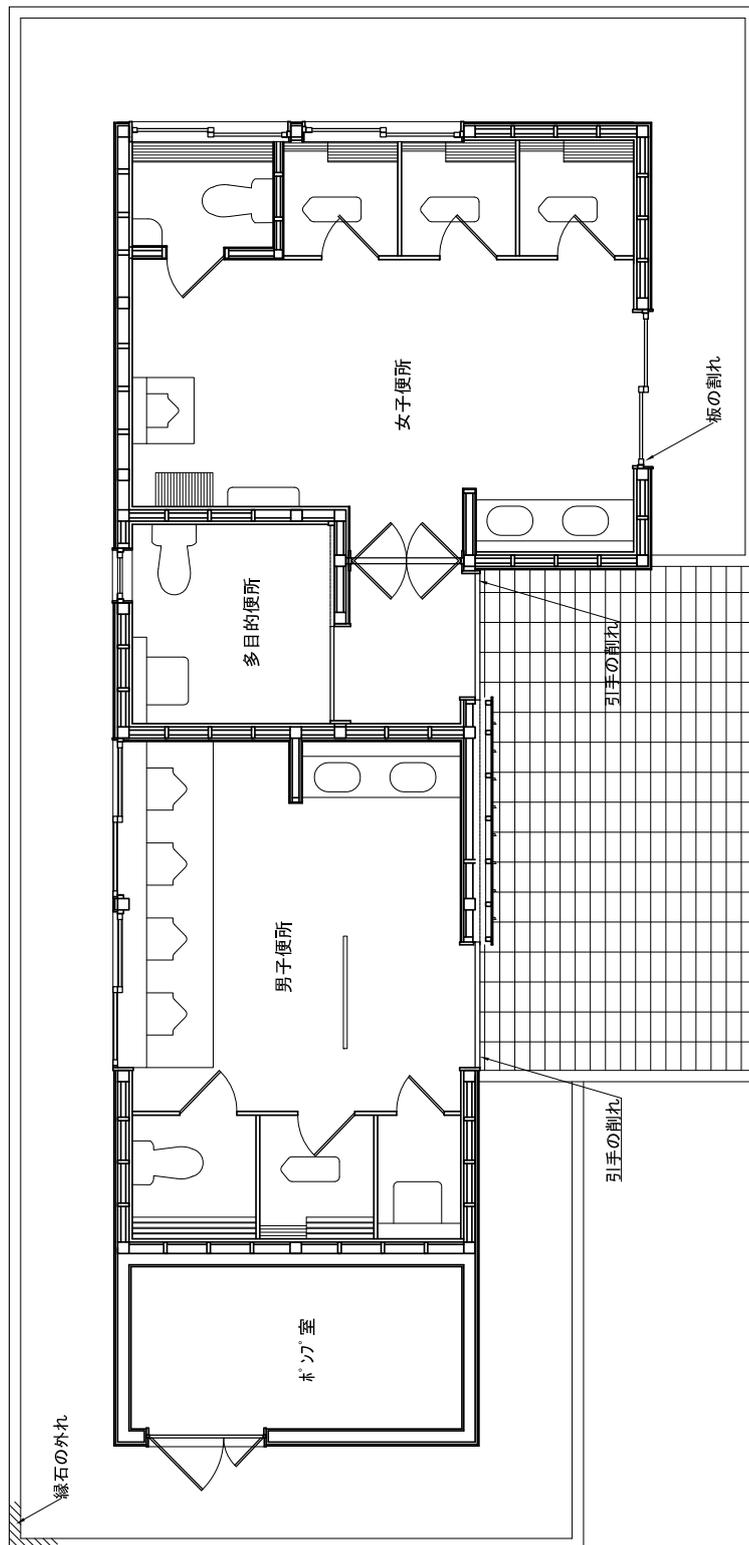
写真 116 入口建具取手の削れ



写真 117 入口建具取手の削れ

表 24 本丸内便所主要損傷状況一覧

区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(I) 本丸	H管理・便益施設	①	本丸内便所	a	棟木の傾き。 →経過観察する。	中期計画
				b	板の割れ。外壁板壁全体に雨染みと浮き。 →経過観察する。	中期計画
				c	入口建具取手の削れ。 →経過観察する。	中期計画
				d	設備の更新。 →設備を更新する（洋式便器の追加・ベビーベッド・ベビーホルダー・ 子供用小便器の設置・オストメイト対応等）。	中・長期計画



※外壁板壁全体に雨染み

平面図 S=1/80

②東善寺館便所

ア 建物概要

構造形式

木造平屋

切妻屋根・銅板葺き

床面積 68.4 m²

梁間 3.64 m、桁行 13.32 m

建築年

平成 5 年

修理等の履歴

防犯設備修繕（平成 14 年）

防犯設備修繕（平成 19 年）

暖房設備修繕（平成 26 年）

屋根修繕（平成 27 年）

塗装工事（平成 27 年）

建具修繕（平成 29 年）

水道設備修繕（平成 30 年）



写真 118 柱脚の腐朽

イ 損傷の現状と改修

・その他損傷

多目的便所入口の柱脚に腐朽がある。当面は経過観察とする。

乗入れ口の木階段が老朽化している。改修する。

ウ 再整備計画

洋式大便器の増設や子供対応小便器の設置のほか、多目的対応としてオストメイト、おむつ替えシート・ベビーホルダー等の設置を行う。

乗入れ口の木階段を改修する。



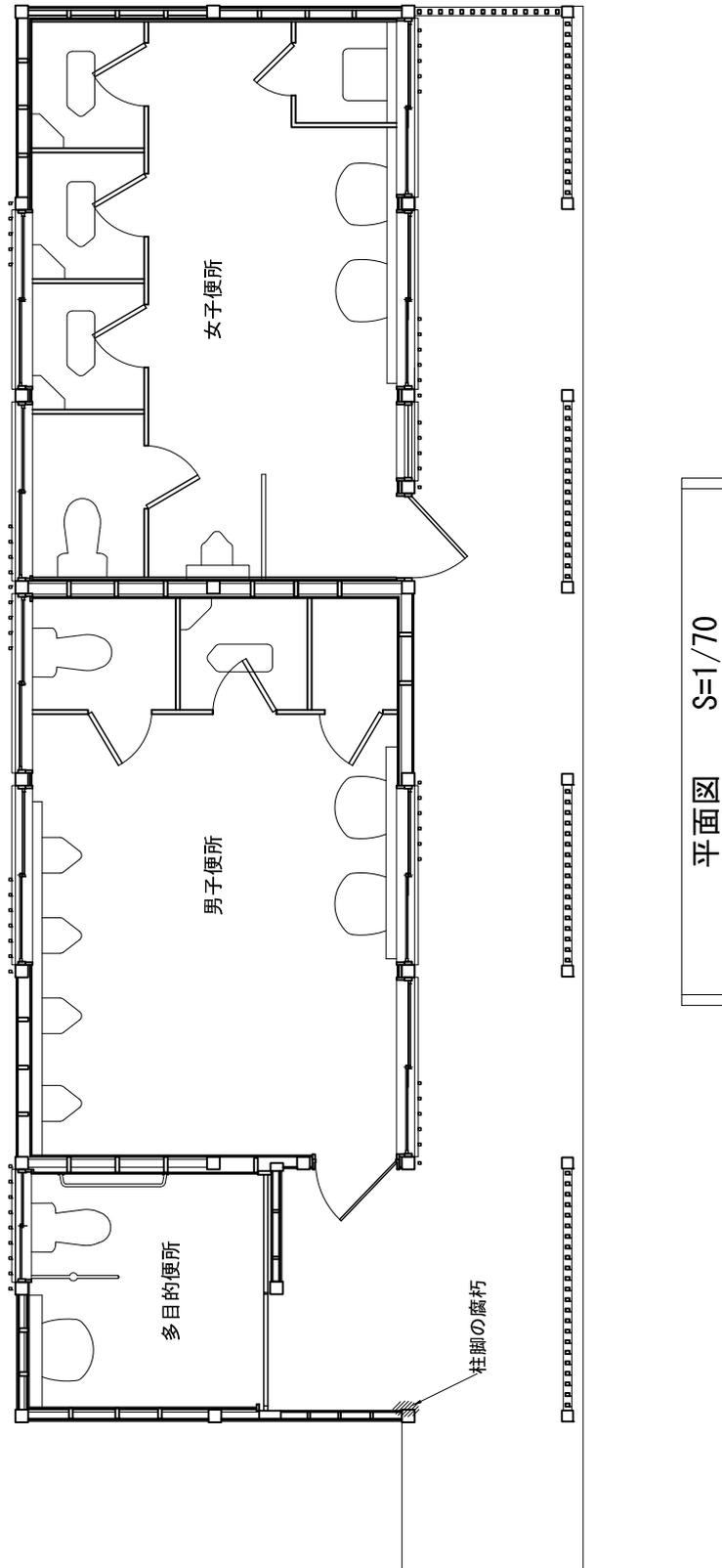
写真 119 木階段の損傷



写真 120 木階段の損傷

表 25 東善寺館便所主要損傷状況一覧

区域	区分	記号	施設名	項目	損傷状況 改修方針	改修優先度
(II) 広場	H管理・便益施設	②	東善寺館便所	a	多目的便所入口の柱脚に腐朽。 →経過観察する。	中期計画
				b	設備の更新。 →設備を更新する（洋式便器の追加・ベビーベッド・ベビーホルダー・ 子供用小便器の設置・オストメイト対応等）。	中・長期計画



③ボランティアガイドハウス（仮設）

ボランティアスタッフの待機所に用いる仮設建物である。設備等については博物館諸機能との連携・共用なども含め、今後のあり方について再検討する。

④旧ガイドハウス（指定管理者仮設倉庫）

ボランティア活動の屋外管理用倉庫に用いるプレハブ施設である。引き続きその用途に用いるが、新設園路からの景観に配慮し、移設や植栽による修景等を検討する。



写真 121 ボランティアガイドハウス



写真 122 旧ガイドハウス

(11) 防災施設

消火栓・消火ポンプ・防火水槽及び配管・配線設備については、耐用年数に応じた更新を実施し、維持していく。火災警報設備についても同様である。

一般に、これらの設備機器・配管の耐用年数は20～30年程度とされている。史跡根城の広場のこれらの設備は設置から25年を経過している。今後計画的に機能点検等を行い、更新していく。

文化財建造物に準じた防災設備を整備するため、現況の設備と運用体制の調査を行い、運用の現状に即した設備の見直しや追加整備を行う。合わせて防災マニュアルを作成し、防災体制を強化する。

9. 「岡前館」地区の整備

(1) 遺構の概要

本丸東南に位置する岡前館は根城南部家重臣岡前氏の居館跡だと伝えられている。昭和53(1978)年以降行われている現状変更に伴う遺構確認調査では、堀跡で分断された東西二つの曲輪が確認されている。曲輪内は、溝によって区画された屋敷群の存在が確認されている。屋敷群は掘立柱建物の主屋・小屋、竪穴建物、井戸跡、墓などによって構成され、根城南部家家臣団の屋敷跡と比定されている。虎口の特定はされていない。

(2) 整備構想

今後の公有地化の進捗に応じて内容確認調査を行い、遺構の情報を集成する。また、調査成果に基づき整備内容を検討し、将来的には「史跡根城の広場」と一体的な活用を目指す。

岡前館の遺構表現は、造成地形や区画、虎口や土塁等の土木的な表現を主体とし、建築復原は想定しない。

この本格的な整備までの間、発掘調査結果に基づく解説板等を設置する。また、公有地化された土地については、簡便な舗装や地被植栽等を行い環境の保全を図る。

(3) 整備に向けた課題

- ・既存の発掘調査成果を整理し、今後の内容解明に向けた課題を抽出する。
- ・保存活用計画に則り、公有地化を推進する。
- ・公有地化後、内容確認調査を実施し、「岡前館」地区の内容を明らかにする。



写真 123 岡前館地区



写真 124 岡前館(道路左側)、無名の館Ⅰ(道路右側)

10. 「沢里館・三番堀」地区の整備

(1) 遺構の概要

本丸南端に位置する沢里館は根城南部高臣沢里氏の居館跡だと伝えられている。発掘調査歴はなく、遺構の詳細は不明であるが、曲輪外縁をめぐる堀跡や一部残る土塁が現況でも確認できる。虎口の特定はされていない。

岡前館東から南へと巡る三番堀は、城域の最も外縁に造られた幅 20m の二重堀である。三番堀東端では、根城破却（天正 20 年・1592）に伴う堀埋め立ての痕跡が確認されている。堀西端部の連続性については未確認である。

(2) 整備構想

今後実施する調査結果により整備を検討する。

三番堀は城域の区画となる堀・土塁を主体とする範囲であり、遺構保護と共に造成地形の明瞭化、修景植栽の実施、園路設置等を想定する。また、沢里館は主に曲輪の造成地形と堀の表現を想定する。一部掘削された部分や擁壁部分の地形復原や三番堀に繋がる堀の整備等が考えられる。

また、三番堀は城域の外縁に位置することから、周辺市街地との景観的な緩衝植栽等を検討する。

(3) 整備に向けた課題

- ・計画的に発掘調査を実施する。
- ・保存活用計画に則り、周縁地の追加指定を行う。



写真 125 三番堀



写真 126 沢里館 堀と土塁が良好に残る

11. 「東構」地区の整備

(1) 遺構の概要

東構の史跡指定地内は八戸市博物館及び道路となっており、旧地形を留めていない。また、同地区東の周辺地においても昭和40年代の宅地造成に伴う盛土が厚く、現在までに遺構の検出に至っていない。「八戸城々址見取図」（昭和4年）等の資料から、東の沢までの間は緩やかな斜面地であったのではないかと考えられている。

(2) 整備構想

八戸市博物館の史跡外への将来的な移設を検討する。移設後は史跡指定地としての環境整備を検討する。なお、館の移設に伴い発掘調査を実施し、旧地形や遺構の状況が判明した場合には、その結果に基づく整備を検討する。

(3) 整備に向けた課題

- ・ 博物館移設の可能性について検討する。
- ・ 移設と共に、現在博物館の担う「史跡根城の広場」のガイダンス機能のあり方を検討する。



写真 127 八戸市博物館

12. 周辺地域の環境保全

史跡から川までの地形や川を臨む眺望、対岸から川と城館を望む景観は、曲輪配置や自然地形と一体をなし、城館跡を想起させる周辺環境を形成している。一方、根城からの眺望や川と城館を望む景観を保全するという視点は、未整備の状況にある。今後は、眺望点の設置等を検討しながら、景観の重要性を広く周知し、景観保全の機運を醸成していく必要がある。

保存活用計画においては、「史跡から眺望可能な範囲」を「史跡同様に現状保存を原則とする」と定義した。この範囲においては、新たな開発に際して市民・関係機関に協力を求め、可能な限り開発を抑制するとしている（保存活用計画書 P33）。八戸市景観計画においても、史跡根城跡は歴史文化景観拠点と位置づけられ、周辺の緑地景観と一体的な保全を図る方針を定めている。

河川沿いに立地する城館の景観を保全するため、馬淵川に連なる史跡北側の宅地や河川敷について、都市計画法・河川法・八戸市景観条例等の所管課及び関係機関と協議し、景観保全を呼び掛ける体制づくりを進めていく。また、景観保全にあたっては、地域住民の生活バランスを考慮したうえで、進めていく必要がある。



写真 128 根城大橋から史跡を望む

13. 関連文化財との有機的な整備活用計画

史跡根城跡と関連する文化財としては、八戸市博物館で常設展示されている出土品がある。このほか、根城を築城したと伝えられる南部師行が再興し、根城南部氏による流鏑馬奉納が行われた櫛引八幡宮がある。本殿・旧拝殿・南門など5棟が重要文化財（建造物）に指定されているほか、赤糸威鎧兜大袖付（附唐櫃）・白糸威褌取鎧兜大袖付（附唐櫃）の2領の鎧が国宝に指定されている。また、城館期に勧請され、のちに沢里館に移された隅の観音堂は、糠部三十三観音の一つとして現在も信仰を集めている。

これらの文化財は、八戸市の歴史遺産として観光活用が図られている。今後、史跡内や八戸市博物館の展示を通して南部氏・根城との関連性についてより広く周知していく必要がある。

また、八戸市内に残る南部氏ゆかりの城館として、根城南部氏の重臣である新田氏の城館である新井田古館遺跡・新田城、南部氏の一族櫛引氏の城館である櫛引城など多くの城館が残されている。これらの城館は未指定であり、現状は多くが民有地となっている。開発対応に伴って実施された発掘調査資料は、八戸市博物館・八戸市埋蔵文化財センター是川縄文館が所蔵している。

今後、根城の調査研究を進めていく中で、関連城館として調査成果の整理集成及び出土品の公開活用、各城館や関連文化財を含めたパンフレットの作成等を進めていく必要がある。



図 19 八戸市観光ガイドブック「八戸満喫旅」（八戸市商工労働観光部観光課発行）より

14. 整備に必要となる調査などに関する計画

(1) 発掘調査

整備工事に伴う遺構確認調査と、史跡の内容確認調査からなる。整備工事に伴う遺構確認調査は、工事の進捗に伴い随時実施する。また、岡前館及び沢里館・三番堀は、旧地形や地割、虎口の所在、また各曲輪の成立年代などが不明であるため、内容確認調査を実施する。絵画史料や野帳、地籍図等各種資料の調査を合わせて実施し、史跡の内容解明に努める。

①整備工事に伴う調査

「史跡根城の広場」地区の既存建造物等の再整備に伴う地下構造の改修や、中館・東善寺館・無名の館Ⅰ・Ⅱの未調査部分の整備工事を実施する際には、遺構確認調査を実施する。遺構保護の前提の下、工事内容を決定する。

②史跡の内容確認調査

・三番堀・沢里館

現在は未調査であるので、計画的に内容確認調査を行う。この調査では、三番堀を優先して行い、その後に沢里館とする。

・岡前館

現在までの発掘調査結果を再整理する。公有化後、計画的な内容確認調査を検討する。

(2) 防災対策に関わる調査

復原建物の防災対策として、文化財建造物に準じた耐震補強と防火対策の強化を検討する必要がある。主殿の屋根替の機会に合わせ、これらの対策を実施するために、先行して耐震診断調査と耐震設計、防火設備の設置に係る調査を行う。調査結果を踏まえた対策を行うほか、防災マニュアルを作成し、復原建物の保護と来場者の安全確保に努める。

15. 公開・活用計画

史跡根城跡の第2次整備は、整備済み地区の公開・活用と並行して実施する。整備の過程や最新情報は随時公開していく。また、これまでの活用のあり方や諸課題の解決を図る。

復原建造物の再整備においては、工事中の現場公開と情報発信だけでなく、市民参加による維持管理・改修メニューを検討するなど、市民と共に史跡根城跡を守り伝えていく機運の醸成を図る。

改修・追加整備を行う園路動線は、城館としての魅力を伝えることのみを目的とするのではなく、散策や自然観察と合わせて活用できるよう、各種団体の協力や有識者の指導を受けながら、案内パンフレットや案内板を整備する。あわせて、指定地内に生息している昆虫や動植物・景観など、様々な分野の活用メニューを開発していく。

案内板・説明板・解説パンフレット等については、最新の知見や研究成果を踏まえ、内容を更新する。また、スマートフォンやタブレット等ICTを活用した史跡理解の促進に努める。

現在の活用事業は、八戸市博物館・史跡根城の広場指定管理者のほか、関係団体である根城史跡保存会・根城史跡ボランティアガイドグループの協力により実施されている。今後の活用は、関係団体のみならず多様な外部団体・地域住民との連携をめざしていくものとし、活用事業が継続的に実施できる仕組みづくりも含めた整備を行う。

今後想定される活用内容として、以下のようなものがある。

①教育への活用

史跡根城跡が学区内となる小中学校と連携した活用事業を実施する。子どもガイド等の育成や史跡根城跡を題材とした歴史学習の支援強化、高等学校・大学と連携した広報周知活動や活用教材の作成などを検討する。

②生涯学習としての活用

各種団体や有識者の協力の下、散策・自然観察等の活用メニューやパンフレット等の作成を行う。作成する活動そのものも、生涯学習の一環として位置づけ、市民参加による活用を推進する。

③地域づくり・街づくりとしての活用

地区町内会や市民と共に史跡を守り伝えていくため、市民参加による維持管理・改修メニューを開発する。

④観光ニーズへの対応

諸施設の多言語化案内対応に合わせ、各種パンフレット等の更新や、外国人対応可能なガイドの育成を行う。また、動植物・昆虫・景観などの要素や、根城と根城南部氏をテーマにした歴史小説等を活かした活用も検討するなど、ニーズの把握と対応を実施する。

⑤幅広い情報発信

整備と活用の過程や成果を随時発信していく。また、ホームページ・SNS等の運用や周知のあり方についても検討を行う。

16. 管理運営計画

史跡根城跡の管理団体は八戸市であり、市の関係課、関連団体、地域住民、学識経験者との連携により、文化庁・青森県の指導助言のもとに運営している。また、「史跡根城の広場」の管理運営には指定管理者制度を導入している。今後ともこの体制を維持しつつ、再整備に合わせ、さらに活発な活用に向けて体制の強化を図る。

①運営体制の再整備

管理運営に参加する行政と市民、関連団体等がそれぞれの役割を認識し、相互に補完しあいながら一体となって各種の活用事業に取り組む体制づくりを目指す。

- ・八戸市教育委員会

管理主体として、各種施策の方針を定め、関係部局や関係団体、地域住民との連携を図る。

- ・市の関係課

土木・建築・景観等の関係課であり、建造物や造成地形、設備器具等の新設・改修や維持管理、景観形成等に関する技術的な協力を行う。

- ・関係団体

既存団体として根城史跡ボランティアガイドグループ及び根城史跡保存会がある。指定管理者は施設の管理運営や、各種活用事業を実施する。

- ・地域住民

生活環境のなかに史跡根城跡がある立地を活かし、史跡に関する情報を共有する。また、今後の担い手として史跡の保存活用と環境保全への協力体制を構築する。

- ・史跡根城跡整備活用検討委員会

各種計画の策定や事業の執行にあたって検討を行い、指導助言する。また執行中あるいは完了した事業の効果を検証し、適正化に向けた指導助言を事務局に対し行う。

- ・文化庁・青森県

各種事業の計画に対し、事務局に指導助言を行う。

②関係団体の育成と活動支援

活動の多様化と活発化によって地域住民や市民の活動参加への機運醸成を目指す。より多くの団体の活動参加を促す。また、シビックプライドの醸成と歴史的景観保護に対する理解の深化を目標に、関係団体の育成と支援を実施する。

- ・積極的な情報発信と史跡保存に関する周知活動を行うことにより、広く支援を求める。

- ・関係団体の各種活動に対する支援制度を設定する。

- ・既存団体である根城史跡ボランティアガイドグループ及び根城史跡保存会に加えて、保存と活用に資する新規の団体の育成を検討する。

③地域との協働による活用

多様な側面から史跡の魅力を発見し、さらにこれを発展させていくことを目指す。地域振興などの視点も取り入れた地域協働による活用を促進する。

市民や関係団体・関係機関・民間企業等と連携し、地域と一体となって相互に発展可能な活用方法を検討する。

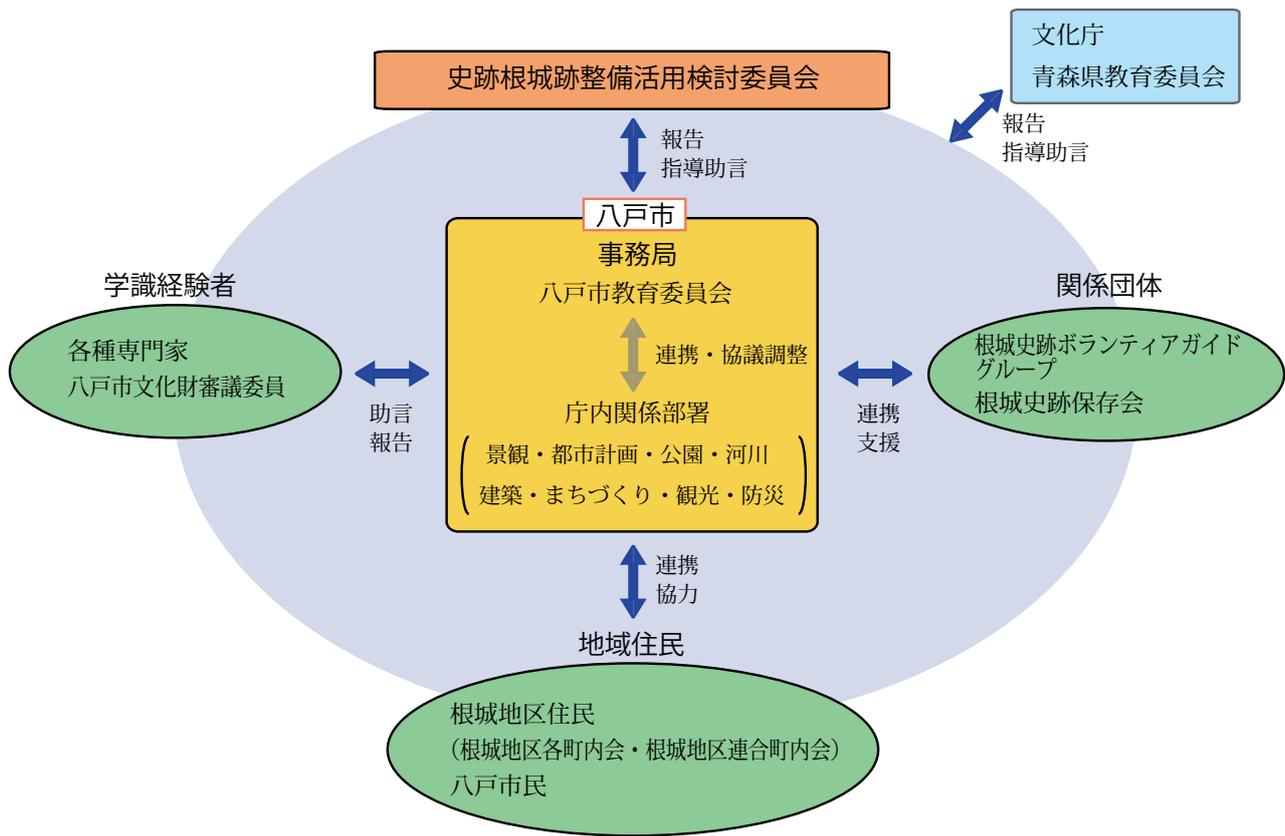


図 20 運営体制図

17. 事業計画

史跡根城跡第2次整備事業は、本整備基本計画策定後、翌年度に整備基本設計を行う。その後整備実施設計を行い、整備工事を行う。なお、来場者の安全確保の観点から、緊急度の高い復原建造物の再整備については、基本設計・実施設計と並行して実施することとし、整備基本設計・実施設計は復原建造物以外を対象として行う。復原建造物については、当初設計を基本としつつ、長寿命化や現在抱える課題解決を見据え、文化庁・青森県教育委員会・有識者の指導を受けながら改修設計を行う。

短期計画（令和2～6年度）においては、整備基本設計・実施設計と共に緊急度の高い復原建造物や園路・案内施設の改修を行い、来場者の安全確保を最優先とする。また、中期計画中に実施する主殿屋根葺替に合わせて行う耐震補強及び防火設備工事の必要性を検証する。

中期計画（令和7～11年度）においては、よりよい利活用をめざした新規園路等の整備や施設の長寿命化のための改修を実施する。改修サイクルは「史跡根城の広場」地区の整備（P45）に示したとおり、損傷が軽微な段階で改修を行う。あわせて、公有化・整備のための確認調査を実施し、未整備地区の整備方針を検討する。

長期的には、未整備地区の整備及び八戸市博物館の史跡外への移転について検討する。これからの整備過程を随時発信していくと共に、活用事業の見直しや市民参加の体制づくりを進めていく。

事業内容

●整備事業

短期計画：緊急度の高い復原建造物の改修

園路・案内施設等整備（バリアフリー化・多言語解説と案内への対応）

主殿屋根改修に向けた耐震診断・設計、防火設備の検証

中期計画：主殿屋根改修

復原建造物改修（老朽化対応・長寿命化に合わせ順次）

発掘調査成果に基づく未整備地区の整備方針検討（第2次整備基本計画改訂）

長期計画：復原建造物改修

発掘調査成果に基づく未整備地区の整備

八戸市博物館移設について検討

●活用事業

再整備工程にあわせた活用メニューの開発

関係団体や学校教育等と連携した新規活用事業の開発

既存活用事業の見直し・拡充

●発掘調査事業

短期計画：内容確認調査計画準備・協議・策定、調査実施。整備に伴う調査実施。

中期・長期計画：確認調査成果の整理、新規調査計画の策定、調査実施。

●公有化事業

短期計画：公有化計画策定準備、策定、事業化

中期・長期計画：計画に基づく「岡前館」地区公有化

●整備推進体制

八戸市博物館が事務局となり、学校教育・社会教育・関連団体・地域との連携のもと、整備を推進していく。あわせて、根城の発掘調査成果をもとに関連城館を含む中世城館の調査研究を行い、その成果を継続的に発信していく。八戸市博物館は整備と共に中世城館研究・発信の拠点となる役割を果たす。

表 26 事業計画スケジュール（案）

年度 (令和)	年度 (西暦)	事業	整備事業	活用事業	発掘調査	公有化	
2	2020	短期計画	整備基本設計（短期・中期）	復原建造物改修 ・旧八戸城東門袖堀	活用メニューの 開発・実施	調査計画準備・協議後、 内容確認調査 整備に伴う 調査：随時	公有化計画 準備
3	2021		整備実施設計（短期・中期） 主殿耐震診断・設計 防災設備調査	復原建造物改修 ・西門 ・板塀改修 園路整備			公有化計画 準備
4	2022		主殿耐震診断・設計 防災設備改修設計	復原建造物改修 ・中馬屋 園路・案内施設等整備 ・料金所更新			公有化計画 作成
5	2023		主殿耐震診断・設計	復原建造物改修 ・上馬屋 ・板塀改修 園路・案内施設等整備			公有化事業 開始
6	2024		主殿耐震診断・設計	復原建造物改修 ・板塀改修 園路・案内施設等整備 ・下町四阿 ・平面表示撤去 ・井戸撤去			
7～ 11	2025 ～ 2029		中期計画	最終年度：第2次整備 基本計画改訂	復原建造物改修 ・主殿屋根替 ・旧八戸城東門屋根替 ・主殿板倉屋根替 ・納屋屋根替 ・奥御殿板蔵屋根替 ・東門改修 ・北門改修 ・平面表示設置 ・井戸設置 展示改修 防災設備改修 園路・便益施設整備 ・北側園路 ・ボランティアガイド ハウス改修		
12～ 21	2030 ～ 2039	長期計画	初年度：整備基本設計 (長期) 次年度：整備実施設計 (長期) 最終年度：第3次整備 基本計画策定	復原建造物改修			

18. 完成予想図



史跡根城整備イメージ(鳥瞰図)



工房

本丸

西門

園路

本丸搦手虎口整備イメージ

2014.10.10

19. パブリックコメント

史跡根城跡第2次基本計画策定にあたり、パブリックコメントを実施した。基本計画の概要をまとめた資料を市の公共機関やホームページなどで公開し、広く意見を募った。

その結果、1名の方から貴重なご意見をいただいた。意見内容は、「整備計画へ反映する意見」・「市の考え方と合致する意見」・「その他の意見」に分けて本計画に反映した。

実施期間：令和元年12月26日～令和2年1月15日

意見提出方法：記入様式（任意・所定）による持参、郵送、FAX、電子メール

縦覧場所：八戸市庁本庁舎・別館案内、南郷事務所、各公民館、各市民サービスセンター、
八戸ポータルミュージアムはっち、是川縄文館、八戸市博物館、八戸市立図書館、
八戸市博物館ホームページ

寄せられた意見数：11件、提出者数：1名

意見の内容と八戸市の考え方：下表のとおり

●計画へ反映した意見

No	意見概要	八戸市の考え方
5. 第2次整備基本計画 (2) 個別計画 ●案内・解説施設計画		
1	根城（博物館前）のバス停留所（上り下り両方）に博物館への地図を設置すべきと考えます。	7. 史跡根城跡第2次整備基本計画（2）個別計画●動線計画 来場者の動線としては、引き続きバス停から徒歩で指定地内へ至る動線を使用します。ご意見についてはバス事業者と協議を行い、設置を検討します。
5. 第2次整備基本計画 (2) 個別計画 ●植栽計画		
2	桜の名所にするべく、弘前城のような堀を作って、花びらが堀を埋め尽くすなど写真映えする整備をしてみたいか。	2. 計画地の現状（2）根城の研究と発掘調査 15. 公開・活用計画 発掘調査により、根城の堀跡は常に水を溜めない空堀であったことがわかっており、調査成果を踏まえた遺構表現及び地下遺構保護の観点から新たに堀を作ることは困難です。写真映えについては、動植物・昆虫・景観など様々な資産の活用方法のひとつとして、ビュースポットの設置を検討していきます。
6. 事業計画 ●整備事業		
3	えんぶり鑑賞会に車椅子用の鑑賞エリアがなく、設置するべきだと思います。	5. 既設整備施設の現状と課題（1）「史跡根城の広場」地区 6. 基本方針（1）基本理念 より多くの人々が利用しやすい施設へ向けた整備のひとつとして、バリアフリーを推進していきます。ハード面だけでなく、さまざまな活用メニューにおいても、実施主体と協議しながら、対応に努めていきます。

●市の考え方と整合していた意見

No	意見概要	八戸市の考え方
3.	現状と課題 <ソフト面の課題>外国人客に対応した多言語化	
4	スマートフォンアプリによる多言語ガイドを実施してはどうでしょうか。 アプリにはガイドのほかに周遊機能やイベント通知・割引チケットも担ってはいかがでしょうか。	7. 史跡根城跡第2次整備基本計画（2）個別計画●案内・解説施設計画 タブレットやQRコード等のデジタル技術の導入を検討することとしています。具体的な内容・手法については、いただいたご意見を参考に、検討していきます。
6. 事業計画 ●整備事業		
5	「護摩堂跡」は、石碑はあるが草刈りがされず足を踏み入れられないので整備して欲しいです。	5. 既設整備施設の現状と課題（1）「史跡根城の広場」地区 16. 管理運営計画 「史跡根城の広場」地区は指定管理により草刈りや植栽管理を実施しています。いただいたご意見を踏まえ、適切な管理を行っていきます。

●その他の意見

No	意見概要	八戸市の考え方
4. 基本方針		
6	西ノ沢は流鏝馬などのイベントができるように整備してはどうでしょうか。 また、木材による遊歩道を設けて湿原の植物を楽しめるようにしてはどうでしょうか。	8. 「史跡根城の広場」地区の整備（6）斜面地等の遺構保護 （7）動線整備 西ノ沢は、自然の沢を利用したと考えられています。本計画では、斜面地の遺構保護や本丸から西ノ沢へ至る園路整備を行います。園路は自然要素の多い景観に調和する土系舗装やウッドチップ舗装を検討していきます。
7	岡前館の公有化後は室町～江戸初期の城下町風に整備し、名産品店・飲食店・温泉施設・宿泊施設を整備して貸し出し、収益を整備につなげてはどうでしょうか。	7. 史跡根城跡第2次整備基本計画（1）全体計画 岡前館は、本計画内では積極的な建物復原を行わない地区と位置づけています。公有化の進展に合わせて発掘調査を実施し、内容解明を進めていきます。 今後の整備内容については、発掘調査によって地区の特性を明らかにしたうえで、検討を行います。
5. 第2次整備基本計画（1）全体計画 ●		「根城の広場」地区
8	中館は薪能や大名行列などの集客イベントがしやすいように整備しなおしてはどうでしょうか。	7. 史跡根城跡第2次整備基本計画（1）全体計画 中館は、芝生を基本とした多目的活用区間として引き続き利用していきます。
5. 第2次整備基本計画（2）個別計画 ●植栽計画		
9	電線を地中化してライトアップできるようにし、さくらまつりを夜まで拡張して観光客・地域住民に満足してもらうのはいかがでしょうか。	5. 既設整備施設の現状と課題（5）管理・便益施設（照明） 15. 公開・活用計画 現在、必要最小限の屋外照明を設置しています。いただいたご意見を参考に、様々な分野や事業主体による活用を検討していきます。

No	意見概要	八戸市の考え方
6. 事業計画 ●整備事業		
10	<p>根城南部氏 21 代当主清心尼を扱った「かたづの！」を映像化し、本丸の建物をロケ用に改修、ロケ地として集客につなげてはいかががでしょうか。</p>	<p>4. 第 2 次整備に向けた現状と課題 6. 基本方針（1）基本理念 15. 公開・活用計画</p> <p>本丸の建物群は、安土桃山時代の建物配置を基に復原しており、「かたづの！」に描かれた江戸時代初めとは建物配置が異なっています。整備対象の時期や建物配置は引き続き現在の整備内容を踏襲するため、変更は困難です。漫画版「かたづの！」では、現在の本丸の建物をモデルとしています。いただいたご意見を参考に、様々な分野の活用のひとつとして、検討していきます。</p>
11	<p>建物の外壁を白壁に変更し、プロジェクトンマッピングなどのイベントを行ってはいかががでしょうか。</p>	<p>5. 既設整備施設の現状と課題 15. 公開・活用計画</p> <p>根城跡の整備建物は、発掘調査成果や現存建物・絵巻物などに基づいて復原されています。遺構・遺物の検討から白壁への変更は困難です。プロジェクトンマッピングについては、いただいたご意見を参考に、デジタル技術を用いた様々な活用メニューのひとつとして検討していきます。</p>

史跡根城跡第2次整備基本計画概要

中世から近世にかけて約300年間にわたる根城南部氏の北奥羽支配の拠点

1. 計画策定の目的

史跡根城跡は、昭和52年度に策定された「史跡根城跡保存管理計画」を踏まえ、昭和58年度に作成した「史跡根城跡整備基本設計書」に基づいて整備・活用されてきた。

しかし、根城跡を取り巻く環境や社会情勢の変化により、地域住民や市民とともに積極的な活用を図ることが求められている。また、往時の姿を伝えるために復原された建造物群は、老朽化により、改修や長寿命化が必要になっている。

本計画では、平成30年度に改定された「史跡根城跡保存活用計画（改訂版）」に基づき、史跡の本質的価値を保護しつつ、子どもから高齢者までさまざまな方が利用しやすい史跡公園をめざし、「史跡根城の広場」の再整備方針、未整備地区の整備方針を定める。

●計画期間

20年間（令和2年～令和21年）とする。

令和2～6年を短期計画（5か年）、令和7～11年を中期計画（5か年）、令和12～21年を長期計画（10か年）とする。

ただし、今後の社会情勢の変化や整備の進捗を踏まえ、中期計画の最終年度を目途に計画を改訂する。

2. 史跡の概要

指定年月日：昭和16年(1941)12月13日(平成23年追加指定)

種別：史跡

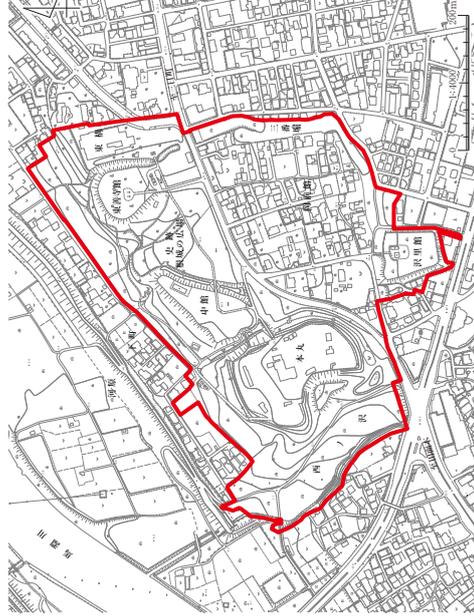
名称：根城跡

所在：八戸市大字根城字根城ほか

指定面積：183,105.79㎡、公有化率約75%

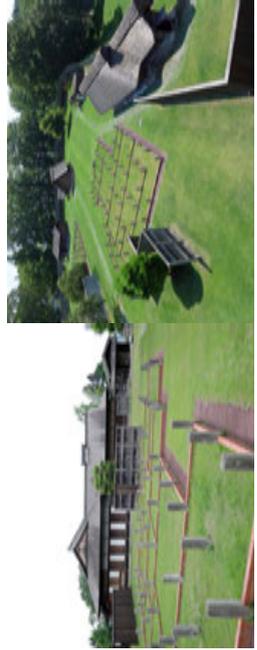
指定基準：史跡の一部

管理団体：八戸市



史跡指定範囲

- 本質的価値を構成する要素
地形、曲輪配置、城館期の遺構・遺物、調査研究成果
- 本質的価値に準じる要素
城館期の復原施設・平面表示



根城の曲輪配置

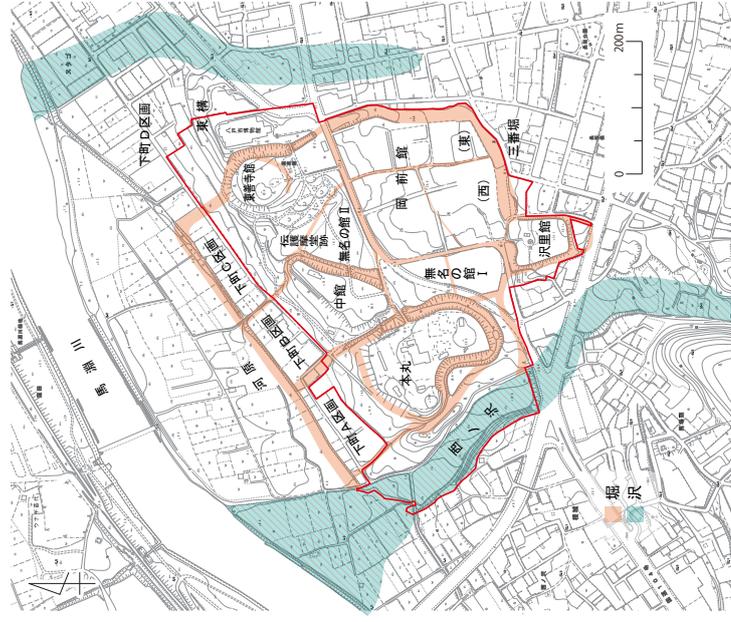
●本質的価値

- ・中世から近世にかけて約300年間、根城南部氏（八戸氏）が北奥羽地方支配の拠点として機能した城館跡である。

- ・根城に係る遺構や立地する地形の保存状態が良好であり、文献記録の希少な当該地域において、北奥羽一帯に大きな影響を与え続けた根城南部氏の実態と中世城館の特性を考察するうえできわめて重要である。

- ・発掘調査成果の蓄積により、城館期の自然地形、複雑な堀割や新たな曲輪の発見、中核となる主殿の規模と変遷過程等の内容が把握された。これらは従来考えられてきた自然地形や城館の構えと異なるものである。

- ・「史跡根城の広場」は史跡の本質的価値をわかりやすく伝える役割を担うだけでなく、史跡の保存・管理・活用の機能を果たしている。



年度(令和)	年度(西暦)	事業	計画
2	2020	第2次整備計画	計画
3	2021		
4	2022		
5	2023		
6	2024		
7	2025	中期計画	計画
8	2026		
9	2027		
10	2028		
11	2029		
12	2030	長期計画	計画
13	2031		
14	2032		
15	2033		
16	2034		
17	2035	第3次整備計画策定	計画
18	2036		
19	2037		
20	2038		
21	2039		

計画期間

3. 現状と課題

● 第1次整備の概要

本丸内は、城館の往時を復原した野外博物館と位置づけ、発掘調査成果に基づいた建物等を復原した。

整備後に本丸内にプレハブ料金所、東構地区に仮設ポランティアハウスを設置した。

- 第1期：昭和60年～平成6年 「史跡根城の広場」 整備
(本丸内復原建物、便益施設、案内施設、各種防災設備等)
- 第2期：平成7年～10年 植栽
(シダレザクラ、実のなる木、葉草園等を整備)
- 第3期：平成16年～27年 法面保護、樹木間伐による景観改善、復原建物一部改修・園路改修

「史跡根城の広場」地区 (本丸・中館・東善寺館・無名の館II・西ノ沢)

整備の中心をなす地区であり、復原建物は史跡の本質的価値をわかりやすく表現する役割を果たしている。

<ハード面の課題>

復原建造物の経年劣化による腐朽・損傷が進行している。

改修と合わせた長寿命化や持続可能な形態への見直しが必要である。

耐用年数に合わせた各種機械設備の更新が必要である。

園路のバリアフリー化と回遊性を高める園路・案内板整備が必要である。

整備後に設置した仮設建物と復原建物による景観との調和が課題である。

<ソフト面の課題>

外国人客に対応した多言語化がなされていない。

継続的な活用の取り組み、活用の担い手育成が課題となっている。



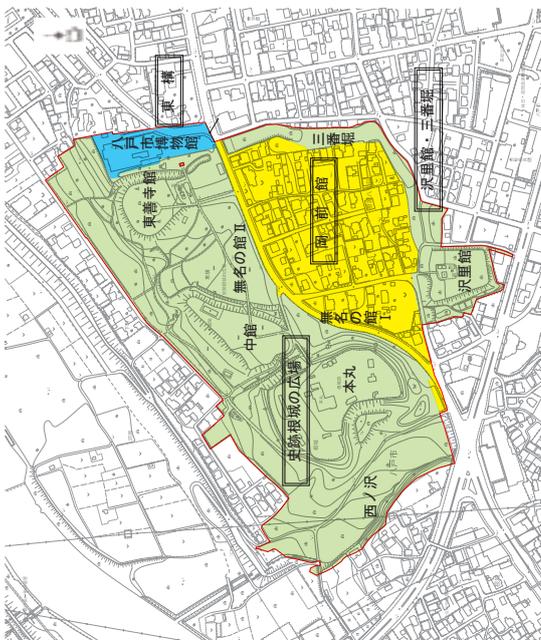
本丸主殿 屋根材の劣化が目立つ

本丸中馬屋 屋根の雨漏りが進行

本丸料金所 景観と調和しない

解説板 日本語表記のみ

パブリックコメント資料



整備区分図

「岡前館」地区 (岡前館・無名の館I)

大半が民有地であり、宅地化している。部分的な発掘調査は行われているが、全容は未解明である。

土地の利用状況や地域住民の生活環境に配慮しながら、公有化を進め、整備・活用を図る必要がある。

「沢里館」・「三番堀」地区

大半が公有化されているが、発掘調査がほとんどされておらず、未整備である。計画的な発掘調査による内容解明を行ったうえで、整備内容を検討する必要がある。



沢里館 堀や土塁が良好に残る

「東構」地区 (八戸市博物館)

八戸市博物館は、史跡根城跡のガイダンス施設を兼ねる。

現在の研究状況に即した展示の更新や多言語化が課題。

建物自体が史跡の本質的価値に直接つながるものではないことから、史跡外への将来的な移設を検討する必要がある。



八戸市博物館

～地域住民や市民、国内外の観光客など人々が集う史跡公園～

4. 基本方針
 - ① 「史跡根城の広場」を整備の中核として維持すると共に、既存施設の再整備や未整備の西ノ沢地区整備により、根城の価値をさらにわかりやすく伝え、活用を図る。
 - ② 「沢里館・三番堀」は、「史跡根城の広場」と一体的な整備を目指して、調査研究を推進する。
 - ③ 「岡前館」は将来的に「史跡根城の広場」と一体的な整備を目指して、公有化と調査研究を推進する。
 - ④ 「東構」は当面は現状の八戸市博物館をガイダンス施設として維持する。将来的には博物館の史跡外への移設も視野に検討する。
 - ⑤ 史跡内を横断している国道の取り扱いについて検討・協議する。
 - ⑥ より多くの方々による幅広い活用を見据えた整備とし、地域住民や教育機関・各種団体等との連携による活用を図る。

5. 第2次整備基本計画

(1) 全体計画：地区ごとの計画・方向性

「史跡根城の広場」地区：

本丸を復原建物による野外博物館、中館・東善寺館を多目的活用空間とした第1次整備のあり方を踏襲し、引き続き根城の整備活用、管理運営の中核として活用する。曲輪の形状や地形を体感できる動線整備を行う。改修は、現状において来場者の安全と劣化の状況から緊急度の高いものを優先して行う。

「沢里館・三番堀」地区：積極的な建物復原は行わない。計画的な発掘調査による内容解明を進め、地形復元や植栽を検討する。

「岡前館」地区：積極的な建物復原は行わない。公有化計画の策定と計画的な公有化を推進。公有化の進捗に合わせ、発掘調査による内容解明を行う。

「東構」地区：八戸市博物館の将来的な移設について検討を行うが、本計画期間内ではガイダンス機能を引き続き維持する。休憩場所や交流機能の追加も検討する。

(2) 個別計画：各要素ごとの計画

●復原建物・遺構表示施設計画：

既存の整備施設を将来にわたって維持するものとし、経年劣化対応と長寿命化を踏まえて改修する。改修時には研究状況に応じた検証を行い、整備に反映させる。本丸主殿は、屋根改修と合わせて耐震性・防災体制を強化する。

●遺構保護の計画：斜面地の表土流出について経過観察を行い、必要に応じた保護対策を行う。

●公開活用施設計画：利用状況を踏まえ、史跡景観との調和を原則として維持・改修する。改修にあたってはバリアフリー化をめざす。

●案内・解説施設計画：研究の進展による内容の更新や多言語化を行うほか、デジタル技術の導入を検討する。未整備地区についても、調査成果を踏まえて内容・工法を検討し順次設置する。

●植栽計画：

既存整備範囲は景観保全を目的とした樹木管理を行う。遺構保護に留意しつつ、曲輪の形状や地形が顕在化するよう、除間伐を行う。



史跡根城跡第2次整備計画図

事業計画スケジュール(案)

年度(令和)	年度(西暦)	事業	整備事業	発掘調査	公有化
2	2020	短期計画	整備基本設計(短期・中期)	調査計画準備・協議	公有化計画準備
3	2021		整備実施設計(短期・中期)、主殿耐震診断・設計	調査計画準備・協議	公有化計画準備
4	2022		主殿耐震診断・設計	調査計画準備・協議	公有化計画準備
5	2023		主殿耐震診断・設計	調査	公有化事業開始
6	2024		主殿耐震診断・設計		
7	2025		中期計画	復原建造物改修、園路・案内施設等整備	
8	2026	復原建造物改修、園路・案内施設等整備			
9	2027	復原建造物改修			
10	2028	復原建造物改修			
11	2029	長期計画	第2次整備基本計画改訂		
12	2030		整備基本設計(長期)		
13	2031		整備実施設計(長期)		
14	2032				
15	2033				
16	2034				
17	2035				
18	2036				
19	2037				
20	2038	第3次整備基本計画準備			
21	2039	第3次整備基本計画策定			

6. 事業計画

●整備事業

短期計画：緊急度の高い復原建造物の改修
園路・案内施設等整備(バリアフリー化・多言語化)
主殿屋根改修に向けた耐震診断・設計

●中期計画：主殿屋根改修

復原建造物改修
(老朽化対応・長寿命化に合わせ順次)
発掘調査成果に基づく未整備地区の整備方針検討
(第2次整備基本計画改訂)

●長期計画：復原建造物改修

発掘調査成果に基づく未整備地区の整備
八戸市博物館移設について検討

●発掘調査事業

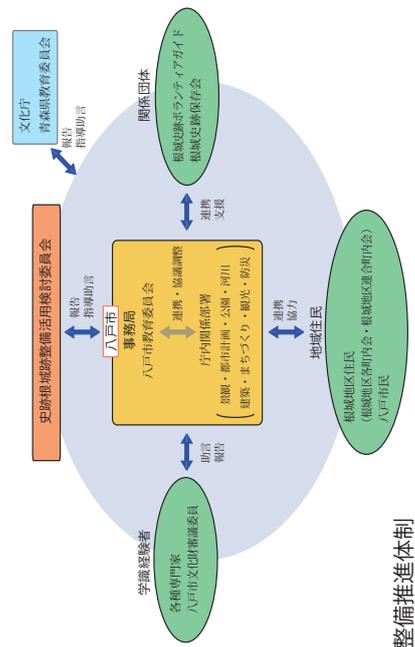
短期計画：調査計画準備・協議・策定、発掘調査
中期計画：発掘調査成果の整理、調査計画の策定、発掘調査
長期計画：発掘調査成果の整理、調査計画の策定、発掘調査

●公有化事業

短期計画：公有化計画策定準備、策定、事業化
中期計画：計画に基づく「岡前館地区」公有化
長期計画：計画に基づく「岡前館地区」公有化

●整備推進体制

八戸市博物館が事務局となり、学校教育・社会教育・関連団体・地域との連携のもと、整備を推進していく。あわせて、根城の発掘調査成果をもとに幅広く中世城館の研究を展開し、その成果を継続的に発信していく。八戸市博物館は整備とともに中世城館研究・発信の拠点となる役割を果たす。



整備推進体制

付編

○八戸市博物館条例 昭和 58 年 3 月 30 日条例第 4 号

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 18 条の規定に基づき、博物館を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市博物館
- (2) 位置 八戸市大字根城字東構 35 番地 1

2 八戸市博物館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 八戸市南郷歴史民俗資料館
- (2) 位置 八戸市南郷大字島守字小山田 7 番地 1

3 八戸市南郷歴史民俗資料館の附属施設として、南郷民具展示館を置く。

4 八戸市博物館の野外学習の場として、八戸市大字根城字根城 47 番地に八戸市史跡根城の広場を設ける。

一部改正〔昭和 61 年条例 42 号・平成 6 年 10 号・17 年 29 号・23 年 10 号・11 号・27 年 1 号〕

(指定管理者による管理)

第 3 条 八戸市史跡根城の広場(以下「根城の広場」という。)の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

追加〔平成 17 年条例 136 号〕

(指定管理者の業務)

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 根城の広場で行う事業の企画及び実施に関する業務
- (2) 根城の広場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他八戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

追加〔平成 17 年条例 136 号〕

(指定管理者が行う管理の基準)

第 5 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他教育委員会が定めるところに従い、根城の広場の管理を行わなければならない。

追加〔平成 17 年条例 136 号〕

(入館料等)

第 6 条 八戸市博物館及び八戸市南郷歴史民俗資料館の入館料並びに根城の広場の本丸(別表において「根城本丸」という。)の入場料は、別表のとおりとする。ただし、特別な資料を展示する場合の入館料は、教育委員会が別に定めることができる。

2 前項に規定する入館料及び入場料(以下「入館料等」という。)は前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

全部改正〔昭和 61 年条例 42 号〕、一部改正〔平成 6 年条例 10 号・7 年 12 号・17 年 29 号・136 号・23 年 10 号・11 号〕

(入館料等の還付)

第 7 条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、災害その他不可抗力により観覧できなくなったとき、その他教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

一部改正〔昭和 61 年条例 42 号・平成 6 年 10 号・17 年 136 号〕

(入館料等の減免)

第 8 条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、その申請により入館料等を減免することができる。

一部改正〔昭和 61 年条例 42 号・平成 6 年 10 号・17 年 136 号〕

(利用の拒否等)

第 9 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その利用を拒否し、現に行っている利用の中止を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 感染性疾患があると認められる者
- (2) 他の利用者の迷惑となり、又は公益を害するおそれがあると認められる者
- (3) 係員の指示に従わない者
- (4) その他管理上利用を不相当と認める者

一部改正〔昭和 61 年条例 42 号・平成 6 年 10 号・12 年 5 号・17 年 29 号・136 号・19 年 30 号・23 年 11 号〕

(損害賠償)

第 10 条 八戸市博物館、八戸市南郷歴史民俗資料館及び根城の広場(以下「博物館等」という。)の施設、設備、資料等を損傷し、又は滅失した者は、教育委員会の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害の賠償をしなければならない。

一部改正〔昭和 61 年条例 42 号・平成 6 年 10 号・7 年 12 号・12 年 5 号・17 年 136 号・19 年 30 号・23 年 10 号・11 号〕

(博物館協議会)

第 11 条 博物館等の円滑な運営を図るため、八戸市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、15 人以内とする。
- 3 協議会の委員は、学校教育若しくは社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

一部改正〔昭和 61 年条例 42 号・平成 12 年 5 号・17 年 136 号・19 年 30 号・23 年 11 号・24 年 5 号〕

(史跡根城跡整備活用検討委員会)

第 12 条 史跡根城跡の適切な保存及び活用の推進を図るため、八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、史跡根城跡の整備に関する計画の策定及び事業の推進に関し必要な事項について調査及び検討をし、教育委員会に対して意見を述べるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

追加〔平成30年条例15号〕

○八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市博物館条例(昭和58年八戸市条例第4号)第12条第3項の規定に基づき、八戸市史跡根城跡整備活用検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、文化財等に関し専門的知識を有する者及び根城地区の代表者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任事項)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

一部改正〔平成6年条例10号・12年5号・17年136号・19年30号・23年11号・30年15号〕

平成30年3月28日規則第3号

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき委員会の委員長の職務は、教育長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第5条 委員会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、八戸市博物館において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

○平成30年度史跡根城の広場アンケート調査 抜粋

- ・実施者：指定管理者(社団法人八戸観光コンベンション協会)
- ・実施期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日
- ・実施方法：施設内にアンケート用紙と回収箱を設置。
- ・回答者数：255名(来場者数17,469名)

①性別

	回答者数	%
男	121	47
女	114	45
未回答	20	8

②年齢

	回答者数	%
10代	78	31
20代	30	12
30代	19	7
40代	51	20
50代	18	7
60代	28	11
70代	19	7
80代	8	3
未回答	4	2

③来場目的(複数回答あり)

	回答者数	%
観光・行楽	143	47
自然散策	28	9
学習・調査	40	13
日本100名城	74	24
その他	16	5
未回答	3	1

④施設の印象(復原建造物・景観等)

	回答者数	%
とても満足	148	58
満足	95	37
普通	5	2
もの足りない	2	1
不満足	2	1
未回答	3	1

⑤展示内容

	回答者数	%
とても満足	137	54
満足	93	36
普通	13	5
もの足りない	2	1
不満足	1	0
未回答	9	4

⑥案内板・説明板・リーフレット内容

	回答者数	%
とても満足	109	43
満足	88	35
普通	32	13
もの足りない	13	5
不満足	1	0
未回答	12	5

○史跡根城の広場植物リスト

- ・実施者：(有) ウッドサークル
- ・実施期間：平成 30 年 6 月 26 日～6 月 27 日、7 月 12 日～13 日
- ・実施方法：現地調査

図面表記	樹木名称	H	C	W	備考	図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
シダレ桜 -1	シダレザクラ	7.0	1.04	7.0		シダレ桜 -51	シダレザクラ	5.0	0.58	6.0	
シダレ桜 -2	シダレザクラ	7.0	0.94	7.0		シダレ桜 -52	シダレザクラ	5.0	0.53	6.0	
シダレ桜 -3	シダレザクラ	7.0	1.03	7.0		シダレ桜 -53	シダレザクラ	4.0	0.37	4.0	
シダレ桜 -4	シダレザクラ	7.0	0.89	7.0		シダレ桜 -54	シダレザクラ	4.0	0.70	4.0	
シダレ桜 -5	シダレザクラ	7.0	1.05	7.0		シダレ桜 -55	シダレザクラ	4.5	0.76	5.0	
シダレ桜 -6	シダレザクラ	7.0	0.94	7.0		シダレ桜 -56	シダレザクラ	6.0	0.77	7.0	
シダレ桜 -7	シダレザクラ	7.0	1.10	7.0		シダレ桜 -57	シダレザクラ	5.0	0.73	6.0	
シダレ桜 -8	シダレザクラ	7.0	0.85	7.0		シダレ桜 -58	シダレザクラ	4.5	0.74	6.0	
シダレ桜 -9	シダレザクラ	7.0	0.97	7.0		シダレ桜 -59	シダレザクラ	6.0	0.79	7.0	
シダレ桜 -10	シダレザクラ	7.0	0.91	7.0		シダレ桜 -60	シダレザクラ	5.0	0.71	6.0	
シダレ桜 -11	シダレザクラ	7.0	0.82	7.0		シダレ桜 -61	シダレザクラ	5.0	0.77	6.0	
シダレ桜 -12	シダレザクラ	7.0	0.86	7.0		シダレ桜 -62	シダレザクラ	5.0	0.89	6.0	
シダレ桜 -13	シダレザクラ	5.0	0.42	4.0		シダレ桜 -63	シダレザクラ	5.0	0.79	6.0	
シダレ桜 -14	シダレザクラ	6.0	0.53	6.0		シダレ桜 -64	シダレザクラ	5.0	0.89	6.0	
シダレ桜 -15	シダレザクラ	6.0	0.82	6.0		シダレ桜 -65	シダレザクラ	6.0	0.90	6.0	
シダレ桜 -16	シダレザクラ	6.0	0.69	6.0		シダレ桜 -66	シダレザクラ	5.5	0.84	6.0	
シダレ桜 -17	シダレザクラ	6.0	0.81	6.0		シダレ桜 -67	シダレザクラ	5.0	1.02	5.5	
シダレ桜 -18	シダレザクラ	6.0	1.06	6.0		シダレ桜 -68	シダレザクラ	4.0	0.71	6.0	
シダレ桜 -19	シダレザクラ	6.0	1.04	6.0		シダレ桜 -69	シダレザクラ	5.0	0.63	6.0	
シダレ桜 -20	シダレザクラ	4.5	0.27	3.0		シダレ桜 -70	シダレザクラ	4.0	0.60	4.0	
シダレ桜 -21	シダレザクラ	6.0	0.96	6.0		シダレ桜 -71	シダレザクラ	5.0	0.67	6.0	
シダレ桜 -22	シダレザクラ	6.0	0.98	6.0		シダレ桜 -72	シダレザクラ	5.0	0.65	6.0	
シダレ桜 -23	シダレザクラ	5.0	0.74	5.0		シダレ桜 -73	シダレザクラ	6.0	0.72	6.0	
シダレ桜 -24	シダレザクラ	5.0	0.81	8.0		シダレ桜 -74	シダレザクラ	4.5	0.54	5.0	
シダレ桜 -25	シダレザクラ	6.0	1.07	8.0		シダレ桜 -75	シダレザクラ	4.0	0.55	4.0	
シダレ桜 -26	シダレザクラ	6.0	0.84	8.0		シダレ桜 -76	シダレザクラ	7.0	1.16	8.0	
シダレ桜 -27	シダレザクラ	6.0	1.11	9.0		シダレ桜 -77	シダレザクラ	5.0	0.96	5.0	
シダレ桜 -28	シダレザクラ	5.0	0.76	5.0		シダレ桜 -78	シダレザクラ	6.0	0.72	7.0	
シダレ桜 -29	シダレザクラ	7.0	0.79	8.0		シダレ桜 -79	シダレザクラ	6.5	0.85	7.0	
シダレ桜 -30	シダレザクラ	6.0	0.89	8.0		シダレ桜 -80	シダレザクラ	6.0	1.01	7.5	
シダレ桜 -31	シダレザクラ	6.0	1.01	6.0		シダレ桜 -81	シダレザクラ	5.0	0.75	5.0	
シダレ桜 -32	シダレザクラ	5.0	0.88	6.0		シダレ桜 -82	シダレザクラ	6.0	0.83	7.0	
シダレ桜 -33	シダレザクラ	5.0	0.67	5.0		シダレ桜 -83	シダレザクラ	6.0	0.65	7.0	
シダレ桜 -34	シダレザクラ	4.5	0.80	5.0		シダレ桜 -84	シダレザクラ	6.0	0.75	7.0	
シダレ桜 -35	シダレザクラ	4.5	0.94	6.0		シダレ桜 -85	シダレザクラ	7.5	0.94	7.0	
シダレ桜 -36	シダレザクラ	4.5	0.78	6.0		シダレ桜 -86	シダレザクラ	5.5	0.93	7.0	
シダレ桜 -37	シダレザクラ	4.0	0.91	5.0		シダレ桜 -87	シダレザクラ	7.0	1.20	7.0	
シダレ桜 -38	シダレザクラ	5.0	0.74	5.0		シダレ桜 -88	シダレザクラ	6.5	0.99	7.0	
シダレ桜 -39	シダレザクラ	6.0	1.09	7.0		シダレ桜 -89	シダレザクラ	6.5	0.71	6.0	
シダレ桜 -40	シダレザクラ	6.0	0.81	6.0		シダレ桜 -90	シダレザクラ	6.5	1.22	8.0	
シダレ桜 -41	シダレザクラ	6.0	0.80	6.0		シダレ桜 -91	シダレザクラ	6.5	0.95	8.0	
シダレ桜 -42	シダレザクラ	6.0	0.56	5.0		シダレ桜 -92	シダレザクラ	6.0	0.85	6.0	幹の日 焼、割 れ
シダレ桜 -43	シダレザクラ	6.0	0.52	4.5	やや生 育不良	シダレ桜 -93	シダレザクラ	6.5	0.73	7.0	
シダレ桜 -44	シダレザクラ	6.0	0.78	6.0		シダレ桜 -94	シダレザクラ	6.0	0.76	7.0	
シダレ桜 -45	シダレザクラ	6.0	0.72	6.0		シダレ桜 -95	シダレザクラ	6.0	0.67	6.0	
シダレ桜 -46	シダレザクラ	7.0	0.76	7.0		シダレ桜 -96	シダレザクラ	6.0	0.65	6.0	
シダレ桜 -47	シダレザクラ	6.0	0.58	6.0		シダレ桜 -97	シダレザクラ	6.0	0.64	6.0	
シダレ桜 -48	シダレザクラ	6.0	0.82	7.0		シダレ桜 -98	シダレザクラ	6.5	0.95	6.5	
シダレ桜 -49	シダレザクラ	6.0	0.69	6.0		シダレ桜 -99	シダレザクラ	6.5	0.78	7.0	
シダレ桜 -50	シダレザクラ	6.0	0.73	6.0		シダレ桜 -100	シダレザクラ	6.5	0.59	5.5	

図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
シダレ桜 -101	シダレザクラ	6.0	1.08	7.0	
シダレ桜 -102	シダレザクラ	6.0	1.02	7.0	
シダレ桜 -103	シダレザクラ	6.0	1.19	7.0	
シダレ桜 -104	シダレザクラ	6.0	1.02	7.0	
シダレ桜 -105	シダレザクラ	6.0	0.89	7.0	
シダレ桜 -106	シダレザクラ	6.0	1.17	7.0	
シダレ桜 -107	シダレザクラ	6.0	0.97	7.0	
シダレ桜 -108	シダレザクラ	6.0	0.83	7.0	
シダレ桜 -109	シダレザクラ	6.0	1.00	7.0	
シダレ桜 -110	シダレザクラ	6.0	0.76	7.0	
シダレ桜 -111	シダレザクラ	6.0	0.77	7.0	
シダレ桜 -112	シダレザクラ	6.0	0.80	7.0	
シダレ桜 -113	シダレザクラ	5.5	0.83	6.0	
シダレ桜 -114	シダレザクラ	5.5	0.78	6.0	
シダレ桜 -115	シダレザクラ	5.5	0.72	6.0	
シダレ桜 -116	シダレザクラ	5.5	0.80	6.0	
シダレ桜 -117	シダレザクラ	6.0	0.91	6.0	
シダレ桜 -118	シダレザクラ	6.0	0.94	6.0	
シダレ桜 -119	シダレザクラ	6.0	0.87	6.0	
シダレ桜 -120	シダレザクラ	6.5	0.91	7.0	
シダレ桜 -121	シダレザクラ	6.0	0.91	7.0	
シダレ桜 -122	シダレザクラ	6.0	0.91	7.0	
シダレ桜 -123	シダレザクラ	6.0	0.78	6.0	
シダレ桜 -124	シダレザクラ	6.0	1.03	6.0	
シダレ桜 -125	シダレザクラ	6.0	0.83	6.0	
シダレ桜 -126	シダレザクラ	6.0	1.16	6.0	
シダレ桜 -127	シダレザクラ	6.0	1.00	6.0	
シダレ桜 -128	シダレザクラ	6.0	0.88	6.0	
シダレ桜 -129	シダレザクラ	6.0	1.21	6.0	
シダレ桜 -130	シダレザクラ	6.0	0.95	7.5	
シダレ桜 -131	シダレザクラ	5.0	0.56	5.0	
シダレ桜 -132	シダレザクラ	6.5	0.95	7.0	
シダレ桜 -133	シダレザクラ	6.5	0.78	6.5	
シダレ桜 -134	シダレザクラ	6.0	0.92	6.0	
シダレ桜 -135	シダレザクラ	6.0	0.81	6.0	
シダレ桜 -136	シダレザクラ	6.0	0.83	6.0	
シダレ桜 -137	シダレザクラ	6.0	0.82	6.0	
シダレ桜 -138	シダレザクラ	7.0	0.80	6.0	
シダレ桜 -139	シダレザクラ	6.0	0.88	6.0	
シダレ桜 -140	シダレザクラ	6.5	0.95	6.0	
シダレ桜 -141	シダレザクラ	6.5	0.87	6.0	
シダレ桜 -142	シダレザクラ	5.5	0.69	6.0	
シダレ桜 -143	シダレザクラ	5.5	0.84	6.0	
シダレ桜 -144	シダレザクラ	4.5	0.74	5.5	
シダレ桜 -145	シダレザクラ	7.5	0.54	5.5	
シダレ桜 -146	シダレザクラ	7.5	0.64	5.5	
シダレ桜 -147	シダレザクラ	8.0	0.93	7.0	
シダレ桜 -148	シダレザクラ	5.0	0.88	6.0	
シダレ桜 -149	シダレザクラ	6.0	1.05	6.0	
シダレ桜 -150	シダレザクラ	6.0	0.90	6.0	
シダレ桜 -151	シダレザクラ	6.0	0.94	6.0	
シダレ桜 -152	シダレザクラ	6.0	1.19	7.0	
シダレ桜 -153	シダレザクラ	6.0	1.08	7.0	
シダレ桜 -154	シダレザクラ	6.0	1.03	7.0	
シダレ桜 -155	シダレザクラ	6.0	0.84	7.0	

図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
1	モミジ	5.5	1.04	7.0	
2	イチョウ	7.0	1.02	4.5	
3	イチョウ	7.0	1.01	4.5	
4	イチョウ	7.0	1.02	4.5	
5	イチョウ	7.0	0.98	4.5	
6	イチョウ	7.0	1.04	4.5	
7	イチョウ	7.0	0.98	4.5	
8	イチョウ	7.0	0.96	4.5	
9	イチョウ	7.0	0.95	4.5	
10	イチョウ	7.0	0.90	4.5	
11	イチョウ	7.0	0.84	4.5	
12	イチョウ	7.0	0.87	4.5	
13	モミジ	6.0	3本立	8.0	0.54/0.66/ 0.49
14	マツ	5.0	2本立	4.0	0.42/0.43
15	イチョウ	18.0	6.65	2.0	
16	モミジ	7.5	1.47	9.0	
17	イチョウ	10.0	1.14	9.0	
18	イチョウ	7.0	1.24	9.0	
19	モミジ	4.5	1.02	5.0	2種類の葉
20	モミジ	7.0	5本立	9.0	0.55/0.58/ 0.72/0.45/ 0.43
21	ウメ	3.5	0.58	3.5	
22	ウメ	3.5	0.61	4.0	
23	ウメ	4.0	0.70	4.0	
24	ウメ	4.0	0.54	4.0	
25	ウメ	3.0	0.61	3.5	
26	ウメ	3.5	0.44	2.0	
27	モモ	2.0	0.24	2.5	
28	モモ	2.0	0.41	3.5	
29	モモ	2.5	0.42	3.0	
30	イチョウ	7.5	1.02	7.0	
31	イチョウ	6.5	0.87	5.0	
32	カキ	6.0	0.67	5.0	
33	シダレウメ	3.5	0.50	4.0	
34	アズキナシ	8.0	0.89	6.0	
35	アズキナシ	8.0	1.11	6.0	
36	クリ	9.0	1.16	7.0	
37	クリ	9.0	1.44	7.0	
38	イチイ	11.5	1.08	6.0	自然樹形
39	イチイ	6.0	1.44	3.0	刈込み
40	イチイ	5.0	0.94	3.0	刈込み
41	ナナカマド	8.0	1.46	5.0	
42	カキ	6.0	0.80	6.0	
43	カキ	5.5	0.47	5.0	
44	トチノキ	11.5	1.56	10.0	
45	ハシバシ	2.5	0.20	3.0	
46	アンズ	5.0	0.87	5.0	
47	アンズ	5.0	0.95	5.0	
48	アンズ	5.5	0.90	5.5	
49	トチノキ	6.5	0.47	4.0	
50	トチノキ	7.0	0.74	6.0	
51	ドヨウマツ	4.0	0.71	3.0	
52	イチイ	3.0	2本立	2.0	0.45/0.32
53	カツラ	16.5	2.48	9.0	
54	ウメ	4.0	0.89	4.0	
55	ウメ	4.0	0.95	4.0	

図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
56	ウメ	4.0	0.62	4.0	
57	ヤマモミジ	5.0	0.71	5.0	
58	ヤマモミジ	5.5	0.72	5.0	
59	ヤマモミジ	5.0	0.68	5.0	
60	シダレヤナギ	13.0	2.25	15.0	
61	シダレヤナギ	13.0	2.32	13.0	
62	オオヤマザクラ	7.0	1.34	7.0	
63	オオヤマザクラ	6.0	1.31	6.0	
64	オオヤマザクラ	6.0	1.17	6.0	
65	オオヤマザクラ	7.0	1.69	7.0	
66	オオヤマザクラ	6.0	1.34	5.0	
67	オオヤマザクラ	7.0	1.06	7.0	
68	アカマツ	3.5	2本立	3.0	0.51/0.42
69	アカマツ	3.5	0.44	3.0	
70	アカマツ	3.5	0.47	2.5	
71	アカマツ	3.5	0.53	2.0	
72	アカマツ	3.5	0.55	3.0	
73	アカマツ	3.5	0.54	3.0	
74	ケヤキ	9.0	1.75	10.0	
75	アオダモ	2.5	0.18	2.5	
76	ヒバ	6.0	0.49	2.5	
77	キハダ	6.5	0.95	6.0	
78	ブナ	5.5	0.66	4.0	
79	コナラ	7.0	3本立	7.0	0.51/0.62/ 0.36
80	ケヤキ	8.0	1.33	9.0	
81	ネズコ	6.0	0.74	4.0	
82	クリノキ	7.0	0.95	9.0	
83	クリノキ	6.0	0.81	8.0	
84	トチノキ	6.0	0.69	7.0	
85	オオヤマザクラ	9.0	1.03	7.0	
86	オオヤマザクラ	9.0	1.06	8.0	
87	オオヤマザクラ	9.0	1.24	7.0	
88	ヤマザクラ	9.0	1.12	7.0	
89	オオヤマザクラ	8.0	1.00	8.0	
90	モミジ	5.0	0.61	5.0	
91	ヤマモミジ	5.0	0.47	4.0	
92	モミジ	3.5	2本立	3.5	0.35/0.32
93	コウゾ	7.0	0.89	6.0	
94	サンシュユ	2.5	0.15	1.8	
95	マンサク	3.5	3本立	3.5	0.21/0.13/ 0.18
96	サンシュユ	2.5	0.35	2.0	
97	マツ	3.7	0.56	2.5	
98	マツ	3.0	0.51	2.0	
99	ウメ	3.0	0.37	1.8	
100	ウメ	3.5	0.47	2.0	
101	アカマツ	5.5	1.33	7.0	
102	ケヤキ	11.0	2.09	12.0	
103	ケヤキ	11.5	2.31	10.0	
104	コナラ	11.0	2.21	11.0	
105	オオヤマザクラ	11.0	1.27	10.0	
106	オオヤマザクラ	9.0	0.91	7.0	
107	ヤマザクラ	9.0	0.91	7.0	
108	ヤマモミジ	7.0	0.84	6.0	
109	ヤマモミジ	7.0	3本立	6.0	0.55/0.35/ 0.18
110	ヤマモミジ	7.0	0.65	6.0	

図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
111	マンサク	5.0	2本立	5.0	0.3/0.08
112	ウメ	4.0	0.49	4.0	
113	ウメ	4.0	0.65	5.0	
114	マンサク	3.0	3本立	3.0	0.25/0.21/ 0.21
115	マンサク	3.5	2本立	4.0	0.38/0.39
116	ヤマザクラ	8.0	1.49	9.0	
117	ヤマザクラ	9.0	1.21	10.0	
118	ネムノキ	9.0	1.51	9.0	
119	ヤマザクラ	10.0	1.64	6.0	
120	ヤマザクラ	10.0	1.38	8.0	
121	ナナカマド	9.0	4本立	9.0	1.04/0.73/ 0.59/0.83
122	イロハモミジ	8.0	2本立	8.0	0.63/0.75
123	ケヤキ	10.5	2.41	9.0	
124	イチイ	6.5	1.45	4.5	
125	ケヤキ	10.5	1.62	10.0	
126	ケヤキ	10.5	1.26	10.0	
127	ケヤキ	10.5	1.72	10.0	
128	ヒバ3本	3.5	-	1.8	
129	ヒバ7本	3.5	-	1.8	
130	スギ	13.0	1.60	5.0	刈込み
131	スギ	13.0	1.60	5.0	〃
132	スギ	13.0	1.60	5.0	〃
133	スギ	13.0	1.60	5.0	〃
134	モミジ	7.0	2本立	7.0	1.11/0.68
135	ナシ	6.0	1.01	6.0	
136	ケヤキ	19.0	2.96	20.0	
137	サツキツツジ	0.7			
138	サツキツツジ	0.5 ~ 0.8			
139	サツキツツジ	0.4			
140	サツキツツジ	0.8			
141	サツキツツジ	0.8			
142	イチイ	2 ~ 2.5		0.8	29本
143	ツツジ	1.0			
144	トサミズキ	2.0			
145	ヒラドツツジ	0.8 ~ 1.5			
146	ヒラドツツジ	0.8 ~ 1.5			
147	ドウダンツツジ	1.0			
148	アジサイ	1.5			
149	ツツジ	1.0			
150	ドウダンツツジ	1.0			
151	ボケ	1.2			
152	イチイ	2 ~ 3		1.5	18本
153	ドウダンツツジ	1.0			
154	サツキツツジ	0.8			
155	ドウダンツツジ	1.2			
156	サツキツツジ	1.0			
157	ツツジ	0.8			
158	ツツジ	0.8			
159	サツキツツジ	1.0			
160	ドウダンツツジ	1.2			

図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
161	ムクゲ	3.0			31本
162	イチイ	3.5			2本
163	アジサイ	1.4			
164	イチイ	4.0			5本
165	シャクナゲ、 サンショウ、 クワ、 ミツバツツジ	0.8 ~ 1.5			
166	サツキツツジ	0.6			
167	ヒラドツツジ	1.0			
168	サツキツツジ	0.6			
169	ヒラドツツジ	1.0			
170	サツキツツジ	0.6			
171	ツツジ	0.8			
172	ツツジ	0.8			
173	イチイ玉物	0.5		0.8	23本
174	イチイ生垣	1.5		1.1	
175	ツツジ	1.0			
176	レンギョウ	2.5		2.5	5本
177	ウツギ	2.0		2.0	1本
178	イチイ生垣	1.5		1.1	
179	マサキ生垣	2.7		2.2	
180	イチイ生垣	1.5		1.1	
181	ツツジ	1.2			
182	ツツジ	1.0			
183	レンギョウ	2.5		2.5	3本
184	ユキヤナギ	2.0		3.0	3本
185	ツツジ	0.8			
186	アジサイ	1.0			12本
187	ヨウラクツツジ	0.8			2本
188	シャクヤク	0.5			7本
189	シャクヤク	0.3			5本
190	ボタン	1.2			3本
191	ハマナス	1 ~ 2			
192	ハマナス	1 ~ 1.5			
193	ハマナス	0.8 ~ 1.5			
194	ツツジ	1.0			
195	ツツジ	0.8			
196	サンショ	1.5		2.5	
197	マユミ	2.5		2.5	
198	ツリバナ	2.5		3.0	
199	ツツジ	0.8 ~ 1.5			
200	ムクゲ	3.5			91本
201	ガマズミ	2.0		3.0	
202	イロハモミジ	0.60	0.72	7.0	
203	サンショ	1.5		1.5	
204	サツキツツジ	0.8			
205	イチイ生垣	3.0		1.2	
206	イチイ生垣	3.0		1.2	
207	イチイ生垣	1.6		1.0	
208	イチイ生垣	0.7		0.9	
209	イチイ生垣	1.0		0.9	
210	イチイ生垣	1.3		0.9	

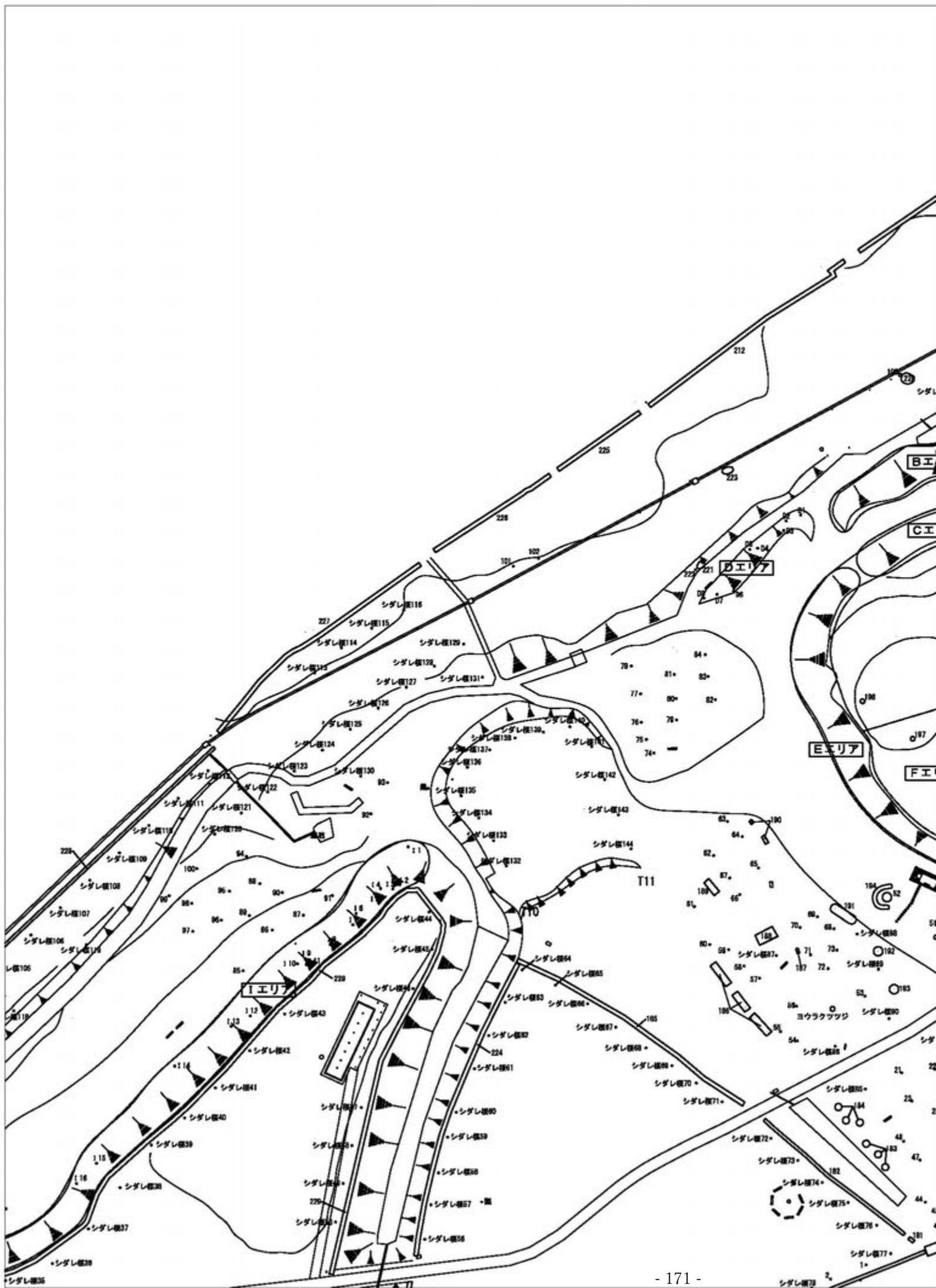
図面表記	樹木名称	H	C	W	備考
211	イチイ生垣	1.3		0.9	
212	イチイ生垣	1.3		0.9	
213	アジサイ	2.0			
214	アジサイ	2.0			
215	アジサイ	2.0			
216	ヨウラクツツジ	0.3			
217	アジサイ	2.0			
218	ガクアジサイ	1.5			
219	ヨウラクツツジ	1.2			
220	クワ	3.5		3.0	
221	レンギョウ	1.0		1.2	
222	ヤマグワ	5.0	1.6	6.5	
223	ヤマグワ	2.5		3.0	
224	ツツジ	0.8			
225	イチイ生垣	1.5			
226	イチイ生垣	1.5			
227	イチイ生垣	1.5			
228	イチイ生垣	1.5			
229	ツツジ	0.8			
230	イチイ生垣	1.5			
231	イチイ生垣	1.5			
232	マサキ	2.0			
233	イチイ生垣	1.5			
234	クリ	8.0	2本立	8.0	1.2/1.0
235	イチイ生垣	1.5			
236	ツツジ	1.0			
237	ツツジ	1.0			
238	ツツジ	0.8			
239	ツツジ	0.8			
240	ツツジ	0.8			
241	イチイ生垣	1.4			
242	ツツジ	0.5 ~ 1.4			6本
243	イチイ生垣	1.4			
244	イチイ(単木)	3.0		1.0	
245	イチイ生垣	1.0 ~ 1.6			
246	イチイ生垣	1.2			
247	ツツジ	0.8			
248	イチイ(単木)	3.0		1.0	
249	イチイ生垣	1.2			
250	イチイ玉物	0.5		0.5	4本
251	イチイ生垣	1.3		0.8	

エリア	図面表記	樹木名称	樹高(m)	数量(本)
A	A 1	ケヤキ	14	1
	A 2	ケヤキ	12	1
	A 3	エノキ	13	1
	A 4	スギ	19	1
	A 5	スギ	19	1
	A 6	スギ	19	1
	A 7	ケヤキ	15	1
	A 8	コブシ	10	1
	A 9	スギ	17	1
	A 10	スギ	17	1
	A 11	スギ	12	1
	A 12	スギ	12	1
	A 13	スギ	12	1
	A 14	スギ	21	1
	A 15	スギ	20	1
	A 16	イイギリ	15	1
	A 17	スギ	22	1
	A 18	モミジ	12	1
	A 19	スギ	20	1
	A 20	スギ	18	1
	A 21	スギ	18	1
	A 22	クルミ	16	1
	A 23	スギ	18	1
	A 24	スギ	19	1
	A 25	スギ	19	1
	A 26	スギ	19	1
	A 27	スギ	20	1
	A 28	スギ	20	1
	A 29	スギ	20	1
	A 30	スギ	22	1
	A 31	スギ	18	1
	A 32	スギ	18	1
	A 33	スギ	12	1
	A 34	スギ	24	1
	A 35	スギ	18	1
	A 36	スギ	20	1
	A 37	スギ	22	1
	A 38	ケヤキ	12	1
	A 39	スギ	19	1
	A 40	スギ	18	1
	A 41	スギ	19	1
	A 42	スギ	19	1
	A 43	スギ	19	1
	A 44	ヤマグワ	6	1
	A 45	ケヤキ	10	1
B		スギ	12 ~ 24	18
		オニグルミ	25	8
		クワ	4	1
		ミズナラ	8	1
C		オニグルミ	25 ~ 27	10
		クルミ	10 ~ 15	3
		スギ	24	1
		ヤマグワ	6	1
		ツバキ	8	1
D	D 1	オニグルミ	15	1
	D 2	クワ	4	1
	D 3	オニグルミ	4	1
	D 4	オニグルミ	12	1

エリア	図面表記	樹木名称	樹高(m)	数量(本)
	D 5	クワ	4	1
	D 6	ケンボナシ	8	1
	D 7	ヤマグワ	6	1
	D 8	ヤマグワ	4	1
E		オニグルミ	18 ~ 24	6
		スギ	10 ~ 24	6
		ケヤキ	12 ~ 25	4
		クワ	18	3
		ミズナラ	10 ~ 15	2
		エノキ	8	1
		ケンボナシ	12	1
		クルミ	18	1
		ヤマグワ	8	1
F		スギ	20 ~ 25	12
		ミズナラ	8 ~ 18	3
		ケヤキ	25	1
		クワ	7	1
		ヤマグワ	5	1
		マユミ	2.5	1
		ケンボナシ	25	1
		ニセアカシア	22	1
		エノキ	10	1
G		オニグルミ	17	4
		ケヤキ	25	2
		スギ	22	2
		クリノキ	12	1
H		スギ	12 ~ 27	10
		オニグルミ	13	2
		ケヤキ	15	1
		ヤマグワ	8	1
		キリ	12	1
I	I 1	ケンボナシ	13	1
	I 2	ケヤキ	20	1
	I 3	ケヤキ	21	1
	I 4	ケヤキ	19	1
	I 5	ケヤキ	20	1
	I 6	ケヤキ	17	1
	I 7	ケヤキ	18	1
	I 8	ケヤキ	20	1
	I 9	ケヤキ	22	1
	I 10	ケヤキ	18	1
	I 11	ケンボナシ	15	1
	I 12	ケンボナシ	12	1
	I 13	ケンボナシ	18	1
	I 14	ケンボナシ	14	1
	I 15	ケヤキ	8	1
	I 16	ケヤキ	8	1
	I 17	エゴニキ	7	1
	I 18	エゴニキ	7	1
J	J 1	スギ	16	1
	J 2	オニグルミ	18	1
	J 3	オニグルミ	18	1
	J 4	スギ	20	1
	J 5	スギ	20	1
	J 6	スギ	20	1
	J 7	スギ	20	1
	J 8	スギ	20	1
	J 9	ケヤキ	18	1

エリア	図面表記	樹木名称	樹高(m)	数量(本)
K		ケヤキ	8～22	13
		スギ	15	4
		オニグルミ	20	4
		エノキ	8	1
		アカシア	12	1
L		ケンボナシ	8～22	6
		ケヤキ	20	1
		クリ	15	1
		エゴノキ	10	1
		ミズナラ	12	1
M		ケヤキ	20	11
		スギ	20	8
		コブシ	8	2
		ミズキ	12	2
		エノキ	10	2
		サクラ	8	2
		ヤマグワ	8	1
		ミズナラ	12	1
		ケンボナシ	10	1
N	N 1	オニグルミ	17	1
	N 2	ケヤキ	15	1
	N 3	ケヤキ	18	1
	N 4	ケヤキ	20	1
	N 5	ケヤキ	16	1
O		ケヤキ	18	10
		コナラ	8	1
		コブシ	8	1
		ミズキ	15	1
		ケンボナシ	18	1
P		ケヤキ	18	40
		ニセアカシア	5	12
		ミズナラ	12	5
		ヤマグワ	4	2
		オニグルミ	16	2
		オニグルミ(実生)	4	2
		スギ	18	2
	カエデ	8	1	
Q		カツラ	12～25	7
		ミズキ	15	1
R		スギ	20	6
		ミズナラ	15～20	6
		コナラ	12	5
		ケヤキ	18	4
		クルミ	15	4
		ケンボナシ	10～18	4
		エノキ	12	1
		サクラ	15	1
		カエデ	18	1
		クリ	15	1
		フジ	-	1
S		スギ	8～20	33
T		クワ	5	10
		スギ	15	1
		ベイマツ	12	1
		エノキ	20	1
		クリノキ	18	1
U		スギ	22	26
		ケヤキ	22～25	7

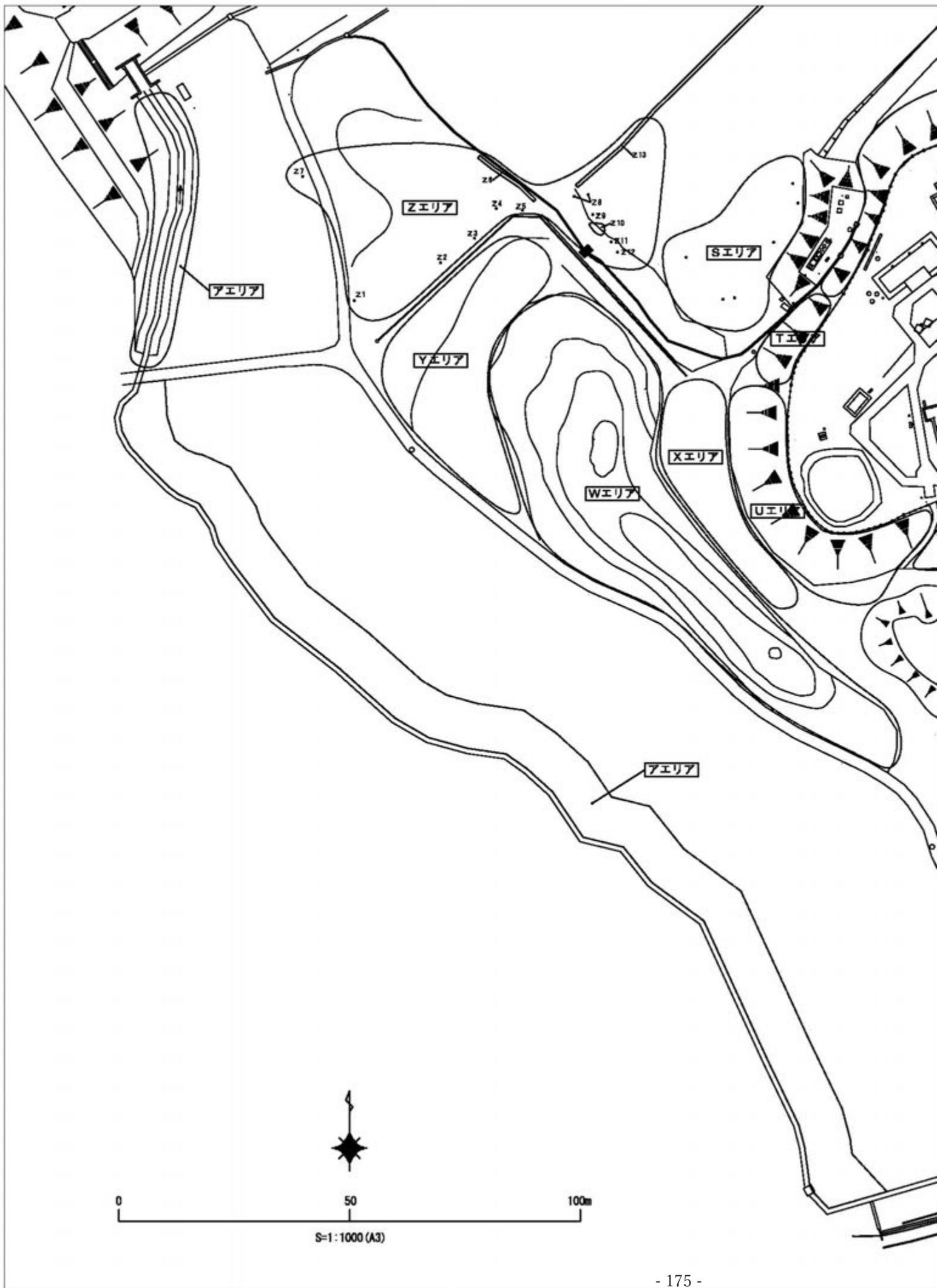
エリア	図面表記	樹木名称	樹高(m)	数量(本)	
		クリ	15	1	
		ケンボナシ	12	1	
		サクラ	12	1	
		エノキ	12	1	
V		ケヤキ	20～25	5	
		クワ	4	3	
		コブシ	13	1	
		スギ	12	1	
W		ベイマツ	22	19	
		クリ	12	13	
		コナラ	6～12	10	
		ケヤキ	20～25	9	
		スギ	22	8	
		オニグルミ	20	5	
		コブシ	15	5	
		ミズナラ	8～25	4	
		ヤマグワ	5～10	4	
		ミズキ	15～25	2	
		エノキ	16	1	
		ニセアカシア	18	1	
		ケンボナシ	18	1	
		サクラ	12	1	
		クルミ	8	1	
X		ケヤキ	20～25	12	
		スギ	20	8	
Y		クリ	12～15	12	
		オニグルミ	20	3	
		ヤマグワ	5～10	3	
		ミズナラ	18	2	
		クワ	10	1	
		サクラ	8	1	
		ニセアカシア	18	1	
		クルミ	12	1	
	Z	Z 1	オニグルミ	15	1
		Z 2	オニグルミ	15	1
Z 3		オニグルミ	12	1	
Z 4		カキ	6	1	
Z 5		スモモ	6	1	
Z 6		イチイ生垣	1.5	-	
Z 7		ヤナギ	15	1	
Z 8		スモモ	5～8	2	
Z 9		クワ	4	1	
Z 10		ガクアジサイ	2.5	1	
Z 11		クリ	8	1	
Z 12		ミズキ	12	1	
Z 13		イチイ生垣	1.5	-	
ア		イチイ			
		ヒバ			
		竹			
		クルミ			
		クワ			
		ケヤキ			
		ケンボナシ			
		コブシ			
		サクラ			
		テイカカズラ			
	フジ				
	マタタビ				

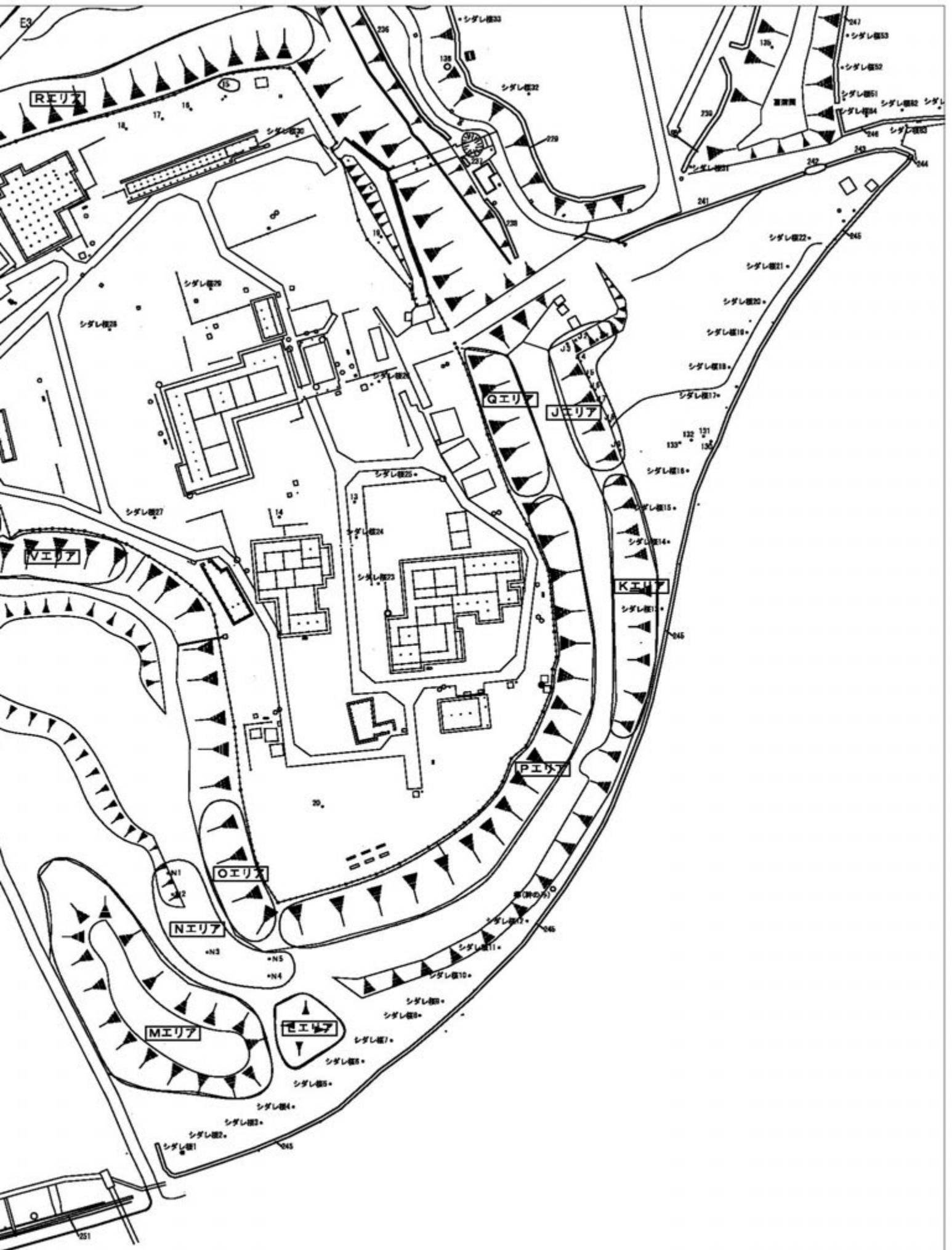












史跡根城跡第2次整備基本計画書

発行日：令和2年3月31日

編集・発行：八戸市教育委員会

有限会社ウッドサークル